本資料のうち、枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉

重大事故等対処設備について (補足説明資料)

平成28年12月 東京電力ホールディングス株式会社

61条 緊急時対策所 (補足説明資料)

目次

61	久
()	*

- 61-1 SA 設備基準適合性 一覧表
- 61-2 単線結線図
- 61-3 配置図
- 61-4 系統図
- 61-5 試験及び検査
- 61-6 容量設定根拠
- 61-7 保管場所図
- 61-8 アクセスルート図
- 61-9 緊急時対策所について(被ばく評価除く)
- 61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について

61-1

SA 設備基準適合性 一覧表

		61	1条:緊急時対策所	免震重要棟内緊急時対策所遮蔽 (免震重要棟内緊急時対策所)	類型化区分	免震重要棟内緊急時対策所 (待避室) 遮蔽 (免震重要棟内緊急時対策所)	類型化区分						
		環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (免票重要棟)	С	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (免震重要棟)	С						
		条件	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-						
	第1号	にお	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外						
	万	ける健全性	る健全	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	_	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-					
				電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外					
		1.1.	関連資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	•						
	第 2 号			(操作不要)	対象外	(操作不要)	対象外						
第 1	1.	関連	直資料	[配置図] 61-3	<u> </u>	[配置図] 61-3	1						
項	第 3		¢・検査 査性、系統構成・外部入力)	遮蔽 (外観点検が可能)	K	遊蔽 (外観点検が可能)	K						
	号	関連	直資料	[本文] 3.18		[本文] 3.18							
第 4	第	切り) 替え性	本来の用途として使用ー切替不要	Вь	本来の用途として使用ー切替不要	Вь						
3 条	4 号	関連	車資料	-		-							
	第	影響防						系統設計	DB施設と同じ系統構成	A d	他設備から独立	A d	
	男 5 号		その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外						
	-		関連資料	[配置図]61-3		[配置図]61-3							
	第 6	設置	显場所	現場操作	Aa	現場操作	A						
	号	関連	直資料	-		[配置図]61-3							
	第 1	常設	gSAの容量	D B 施設の系統及び機器の容量が十分 (D B 施設と同仕様の居住性で設計)	対象外	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A						
	号	関連	直資料	[容量根拠]61-6		[容量根拠]61-6							
	第 2	共用	月の禁止	共用する設備	A	共用する設備	А						
第 2		関連	直資料	[配置図]61-3-4		[配置図]61-3							
項	第 3		通要因	通要因	通要	通要因	通要因	通 要	環境条件、自然現象、外部人為事 象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外
	号	故 障	サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外						
		防止	関連資料	[配置図]61-3		[配置図]61-3							

		61	1条:緊急時対策所	免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機 (免震重要棟内緊急時対策所)	類型化区分	免震重要棟內緊急時対策所地震監視装置 (免震重要棟内緊急時対策所)	類型化区分													
		環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (免費重要棟)	С	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (免震重要棟)	С													
		条件	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-													
	第 1 号	におい	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外													
	方	る健全	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	_	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-													
				全	全	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外										
			関連資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	•													
	第 2 号			(操作不要)	対象外	(操作不要)	対象外													
第 1	1 '	関連	直資料	[配置図] 61-3	1	[配置図] 61-12														
項	第3号		・検査 査性、系統構成・外部入力)	原動機 (ガスタービン), 発電機 (機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能) (分解が可能)	G H	計測制御設備 (機能・性能の確認が可能)	J													
	方	関連	直資料	[試験・検査説明資料] 61-5		-	•													
第 4	第	切り	替え性	本来の用途として使用-切替不要	Вь	本来の用途として使用ー切替不要	Вь													
3 条	4 号	関連	直資料	[単線結線図] 61-2		-														
	第						悪									系統設計	他設備から独立	Ас	DB施設と同じ系統構成	A d
	男 5 号		その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外													
			関連資料	[単線結線図] 61-2		[配置図]61-3														
	第 6	設置	2場所	現場操作	Aa	現場操作	Aa													
	号	関連	E 資料	[配置図] 61-3		[配置図]61-3														
	第 1	常部	gSAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	D B 施設の系統及び機器の容量が十分 (D B 施設と同仕様で設計)	対象外													
	号	関連	車資料	[容量根拠]61-6		[添付] 61-3														
	第 2	共用	月の禁止	共用する設備	А	共用する設備	A													
第 2	; 号	関連	車資料	1		[配置図]61-3														
項		共通要因	通要因	通要	環境条件、自然現象、外部人為事 象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外											
	号	故 障	サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外													
		防止	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図]61-3														

		6:	1条:緊急時対策所	免責重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用 地下貯油タンク	類型化区分	免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用 燃料移送ポンプ	類型化区分	
		環境		屋外	D	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内	С	
	Arre	条件		(有効に機能を発揮する)	_	(有効に機能を発揮する)	-	
	第 1 号	におけ	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外	
	75	りる健	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	
		全性		(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-	
			関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	•	
	第 2	操作	作性	弁操作,接続作業	Bf, Bg	操作スイッチ操作	Bd	
第	号	関連	車資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	•	
1 項		(検査性、糸統構成・外部人力)		容器(タンク類)	С	ボンブ	A	
	75	関連	車資料	[試験及び検査] 61-4	•	[試験及び検査] 61-4	•	
第	第	切り) 替え性	当該系統の使用にあたり切替操作が不要	Bb	当該系統の使用にあたり切替操作が不要	Bb	
4 3	4 号	関連	車資料	-	•	-	•	
条	Arte	影響	影響	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b	通常時は隔離又は分離	A b
	第 5 号				その他(飛散物)	対象外	対象外	対象外
			関連資料	1.				
	第	設置	置場所	現場(設置場所)で操作可能	Aa	現場(設置場所)で操作可能	Aa	
	号	関連	車資料	57-2 配置図		57-2 配置図		
	第 1	常部	QSAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	А	
	号	関連	車資料	[容量設定根拠] 61-6		[容量設定根拠] 61-6		
	第 2	共月	用の禁止	共用する設備	A	共用する設備	А	
第 2	号	関連	車資料	1		_		
項		共通要因	環境条件、自然現象、外部人為事 象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備有り)-屋外	A b	防止設備-対象(代替対象DB設備有り)-屋内	Аа	
	号	故障	サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	対象(サポート系有り)-異なる駆動源又は冷却源	Са	
		防止	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3		

		6	1条:緊急時対策所	免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用 受電盤	類型化 区分	免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機-電源車 切替断路器												
		環境を	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内	С	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内	С											
	Anto	条件に	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-											
	第 1	お	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外											
	号	る健全	る健全	る健全	る健	電磁波による影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-								
						全	全	他設備からの影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外						
			関連資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	•											
	第 2	操作	性	操作スイッチ操作	Bd	電源操作	Ве											
第	号	関連	車資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3												
1 項		(検査性、糸絖構成・外部人刀)		その他の電源設備	I	その他の電源設備	I											
	75	関連	直資料	[試験・検査説明資料] 61-5	•	[試験・検査説明資料] 61-5	•											
第	第	切り) 替え性	当該系統の使用にあたり切替操作が必要	Ba	当該系統の使用にあたり切替操作が必要	Ba											
4 3	4 号	関連	恒資料	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3	,	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3	•											
条	100-		系統設計	通常時は隔離又は分離	A b	通常時は隔離又は分離	Аь											
	第 5	響	響	5 響	5 響	5 響	響	響	響	5 響	響	響	響	その他(飛散物)	対象外	対象外	対象外	対象外
	79		関連資料	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3		[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3	-											
	第	設置	2場所	現場(設置場所)で操作可能	Aa	現場(設置場所)で操作可能	Aa											
	6 号	関連	直資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3												
	第	常部	gSAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	А											
	1 号	関連	重資料	[容量設定根拠] 61-5	•	[容量設定根拠] 61-5	•											
	第 2	共月	月の禁止	共用する設備	A	共用する設備	A											
第		関連	車資料	-	,	-												
項	第 3	共 通 要 因	環境条件、自然現象、外部人為事 象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備有り)-屋内	A a	防止設備-対象(代替対象DB設備有り)-屋内	Аа											
	号	故障	サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外											
		防止	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3												

			61	条:緊急時対策所	免震重要棟内緊急時対策所 可線型陽圧化空調機	類型化区分	電源車	類型化区分	
			環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (免震重要棟)	С	屋外	D	
			条件	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-	
		第 1	にお	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外	
		号	ける	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-	
			健 全 性		電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	_
			12	関連資料	[配置図]61-3		[配置図] 61-3		
		第 2	操作	性	現場操作 (操作スイッチ操作) (弁操作)	Bd Bf	設備の運搬,設置, 操作スイッチ操作,接続作業	Bc, Bd, Bg	
	第 1	뮷	関連	資料	-		-		
	項	第 3		・検査 を性、系統構成・外部入力)	空調ユニット (機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能) (分解が可能)	E	内燃機関,発電機	G, H	
		号	関連資料		[試験・検査説明資料] 61-5		[試験・検査説明資料] 61-5		
	ı	第	切り	替え性	本来の用途として使用ー切り替え不要	A	当該系統の使用にあたり切替操作が必要	Ba	
		4 号	関連	資料	-		[配置図] 61-3		
	ı	第	悪影	系統設計	他設備から独立	Ас	通常時は隔離又は分離	Ab	
第		5	響	その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	_	対象外	
4 3		号	防止	関連資料	_		_		
条		第 6	設置	場所	現場操作	Α	現場操作	Aa	
		号	関連資料		[配置図] 61-3		[配置図]61-3		
		第	可搬SAの容量		重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの A		その他設備	С	
		1 号	関連	資料	-		[容量設定根拠書] 61-6		
		第 2	可搬	SAの接続性	より簡単な接続	С	フランジ接続、より簡単な接続	В, С	
		号	関連	資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3		
	ı	第	異な	る複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	対象外	対象外	
		3 号	関連	資料	-		-	•	
	第	第 4	設置	場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	_	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	
	3項	4 号	関連	資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3		
	坦	第 5	保管	場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	
		5 号	関連	資料	[保管場所図] 61-7		[保管場所図]61-7		
		第 6	アク	セスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	A	
		号	関連	資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3		
		Aut-	通要	環境条件、自然現象、外部人為 事象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	防止設備-対象(代替対象DB設備有り)-屋外	Ab	
		第 7 号	因故	サポート系要因	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外	
		,	障防	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3		

			61	条:緊急時対策所	酸素濃度計 (免震重要棟内緊急時対策所)	類型化区分	二酸化炭素濃度計 (免震重要棟内緊急時対策所)	類型化 区分
			環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区城を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (免震重要棟)	С	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (免震重要棟)	С
			条 件	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-
		第 1	にお	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
	- 1	号	おける健全性	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-
				全	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)
			忹	関連資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	
		第 2	操作	性	現場操作	В	現場操作	В
第 1 項	.	号	関連	資料	-		_	
4		第 3		・検査 を性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (機能・性能の確認が可能)	J	計測制御設備 (機能・性能の確認が可能)	J
		号	関連	資料	-		_	
	- 1		切り	替え性	本来の用途として使用-切替不要	A	本来の用途として使用ー切替不要	A
		4 号	関連	資料	-		-	•
	T.	第	悪影	系統設計	他設備から独立	Ас	他設備から独立	Ас
第		5	響	その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
4		号	防止	関連資料	-		-	
条			設置	場所	現場操作	Α	現場操作	Α
	- 1	6 号	関連資料		[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
	- 1		可搬	SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対処を本来の目的として設置する もの	A
	- 1	1 号	関連	資料	_	_		
	- 1	第 2	可搬	SAの接続性	より簡単な接続	С	より簡単な接続	С
			関連	資料	-		_	
			異な	る複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	対象外	対象外
		3 号	関連	資料	-		-	•
笋	¥		設置	場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-
3	١,	4 号	関連	資料	-		-	
Ŋ	- 13		保管	場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b
	- 1	5 号	関連	資料	[保管場所図] 61-7		[保管場所図] 61-7	
	- 1		アク	セスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	A
		6 号	関連	資料	_		_	
		第	通 要	環境条件、自然現象、外部人為 事象、溢水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象外
		弗 7 号	因 故	サポート系要因	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外
		-	障 防	関連資料	-		-	

		61	条:緊急時対策所	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所遮蔽 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	類型化区分	5号炉原子炉建屋内聚急時対策所 二酸化炭素吸収装置	類型化区分						
		環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С						
	Anton	条件	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-						
	第 1	におい	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外						
	号	ける健全性	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-						
			全	全	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外				
			関連資料	[配置図]61-3	•	[配置図]61-3	•						
	第 2 号			(操作不要)	対象外	現場操作 (操作スイッチ操作)	Bf						
第 1	1 '	関連	直資料	[配置図]61-3	<u> </u>	[配置図]61-3							
項	第 3		・・検査 査性、系統構成・外部入力)	遮蔽	К	空調ユニット	С						
	号	関連	直資料	[本文] 3.18		[試験・検査説明資料] 61-5	1						
第 4	第	切り	替え性	本来の用途として使用-切替不要	Вь	本来の用途として使用-切替不要	А						
3 条	4 号	関連	直資料	-		_							
	Anto	悪					悪影		系統設計	DB施設と同じ系統構成	A d	他設備から独立	Ас
	第 5 号	影響防	その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外						
	7	止	関連資料	[配置図] 61-3	·	[配置図] 61-3	•						
	第	設置	是場所	現場操作	Aa	現場操作	A						
	6 号	関連	資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3 [系統図] 61-4							
	第 1	常設	tSAの容量	D B 施設の系統及び機器の容量が十分 (D B 施設と同仕様の居住性で設計)	対象外	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	А						
	号	関連	資料	[添付] 61-13-2-23, 24	·	[容量設定根拠] 61-6	•						
	第 2	共用	の禁止	共用する設備	A	共用する設備	А						
第 2	1 -	関連	直資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3							
項	第 5	共通要因	環境条件、自然現象、外部人為事 象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外						
	号	故障	サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外						
		防止	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3							

		6	1条:緊急時対策所	負荷変圧器	類型化区分	交流分電盤	類型化区分					
		環境多	屋外の人族/ 放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С					
	第	条件に	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-					
	n 1 号	お	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外					
	75	る健全	る健	る 健 全	る	る	る 健	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	_	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-
					電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外			
			関連資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	-					
	第		作性	操作スイッチ操作	Bd	操作スイッチ操作	Bd					
200	2 号		車資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	•					
第 1 項	第 3	(検食性、糸就構成・外部入刀)		その他の電源設備	I	その他の電源設備	I					
	号		車資料	[試験・検査説明資料] 61-5	!	[試験・検査説明資料] 61-5	•					
第	第	切り	り替え性	当該系統の使用にあたり切替操作が必要	Ba	当該系統の使用にあたり切替操作が必要	Ва					
4 3	4 号	関連	車資料	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3	<u>, </u>	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3						
条	444		系統設計	通常時は隔離又は分離	Αb	通常時は隔離又は分離	Αb					
	第 5 号	響	その他(飛散物)	対象外	対象外	対象外	対象外					
	7	止		[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3		[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3						
	第		置場所	現場(設置場所)で操作可能	Aa	現場(設置場所)で操作可能	Aa					
	6 号		車資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3						
	第	常記	投SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	А	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A					
	1 号	関連	車資料	[容量設定根拠] 61-5		[容量設定根拠] 61-5	•					
	第		用の禁止	共用する設備	А	共用する設備	A					
第			車資料	-		-						
2 13	第	要因	環境条件、自然現象、外部人為事 象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備有り)-屋内	Аа	防止設備-対象(代替対象DB設備有り)-屋内	Аа					
	5 号	政障	サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外					
		防止	BB '本 次 本]	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	-					

			61	条:緊急時対策所	5号炉原子炉建屋内 高気密室 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	類型化区分			
			環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С			
		444	条件	荷重	(有効に機能を発揮する)	-			
		第 1	にお	海水	(海水を通水しない)				
		号	けるぬ	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	_			
			健全性	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外			
			11:	関連資料	[配置図]61-3				
		第 2 号	操作	性	(操作不要)	対象外			
	第 1 項		関連	資料	[配置図]61-3				
		第 3 号		・検査 査性、系統構成・外部入力)	その他(気密室)	M			
64.		F	関連	資料	[本文]3.18				
第 4		第	切り	替え性	本来の用途として使用-切替不要	Вь			
3 条		4 号	関連	資料	-				
		Attr	悪影	系統設計	DB施設と同じ系統構成	A d			
		第 5 号	影響防止	その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外			
		4		関連資料	[配置図]61-3				
		第 6	設置	場所	現場操作	Aa			
		号	関連	資料	[配置図]61-3				
Ī		第	常設	SAの容量	D B 施設の系統及び機器の容量が十分 (D B 施設と同仕様の居住性で設計)	対象外			
		1 号	関連	資料	[添付] 61-3				
			共用	の禁止	共用する設備	А			
	第。	2 号	関連	資料	[配置図] 61-3				
	2 項	第 5	共通要因	環境条件、自然現象、外部人為事 象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外			
		号	故 障	サポート系故障	(サポート系なし)	対象外			
			防止	関連資料	[配置図] 61-3				

				(5 方炉原丁炉建座内繁息 		JR1717	Ī
		61	条:緊急時対策所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型陽圧化空調機	類型化 区分	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	類型化 区分
		環境。	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С	屋外	D
	dete	条件に	荷重	(有効に機能を発揮する)	_	(有効に機能を発揮する)	-
	第 1 号	におけ	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
	75	りる健	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	_	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-
		全性	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	-
		1111	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
	第 2 号	操作	=性	現場操作 (操作スイッチ操作) (弁操作)	Bd Bf	設備の運搬、設置, 操作スイッチ操作,接続作業	Bc, Bd
第 1		関連資料		[本文] 61-3	!	-	
項	第 3 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		空調ユニット	С	内燃機関,発電機	G, H
	75	関連	資料	[試験・検査説明資料] 61-5	•	[試験・検査説明資料] 61-5	•
	第	切り	替え性	本来の用途として使用ー切り替え不要		当該系統の使用にあたり切替操作が必要	Ba
	4 号	関連	資料	-	,	[配置図] 61-3	
		影	系統設計	他設備から独立	Ac	通常時は隔離又は分離	Ab
	第 5	響	その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	-	対象タ
	号	+	関連資料	[配置図]61-3		-	
š	第	設置	場所	現場操作	A	現場操作	Aa
:	6 号	関連	資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	
	第 1 号	可搬SAの容量		重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	その他設備	С
	79	関連	資料	[容量設定根拠] 61-5		[容量設定根拠書]61-6	
	第	可搬	tSAの接続性	より簡単な接続	С	ボルト・ネジ接続、より簡単な接続	A, C
	2 号	関連	資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
	第	異な	る複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	対象外	対象
	5 号	関連	資料	-		-	•
	第	設置	場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-
第	4 号	関連	資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
3 項	第	保管	場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	Ab	屋外(共通要因の考慮対象設備あり)	Ba
	5 号	関連	資料	[保管場所図]61-7		[保管場所図] 61-7	
	第	アク	セスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋外アクセスルートの確保	В
	6 号	関連	資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-8	
	Ante	共通要	環境条件、自然現象、外部人為 事象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	防止設備-対象(代替対象DB設備有り)-屋外	Ab
	第 7 号	因故障防	サポート系要因	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象:
		止	関連資料	[配置図] 61-3	•	[配置図] 61-3	

				(5 亏炉原于炉建屋内紧急	/h.1.7.1	水川	
		61	条:緊急時対策所	5号炉原子炉建屋内聚急時対策所 空気ボンベ陽圧化装置	類型化 区分	差圧計 (5号炉原子炉建屋内聚急時対策所)	類型化 区分
		環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С
		条件	荷重	(有効に機能を発揮する)	_	(有効に機能を発揮する)	-
	第 1	にお	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
	号	ける	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	_	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-
		健全	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
		性	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
	第 2 号	操作	性	現場操作	В	現場操作	В
第 1		関連資料		[配置図]61-3		[配置図]61-3	
項	第 5		さ・検査 査性、系統構成・外部入力)	容器(タンク類)	С	計測制御設備	J
	号	関連	資料	-	•	-	,
	第	切り	替え性	本来の用途として使用-切替不要	A	本来の用途として使用ー切替不要	A
	4 号	関連	資料	-		_	
			系統設計	他設備から独立	Ас	他設備から独立	Ас
	第 5		その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象タ
	号	防止	関連資料	-		1	
	第	設置	場所	現場操作	A	現場操作	А
	6 号	関連	資料	-		1	
	第 1 号	可搬SAの容量		重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	А
	77	関連	資料	-		-	
	第	可搬	tSAの接続性	より簡単な接続	С	より簡単な接続	С
	2 号	関連	資料				
	第	異な	:る複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	対象外	対象
	5 号	関連	資料				
		設置	場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	_	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-
第	4 号	関連	資料	-		_	•
3 項		保管	場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b
	5 号	関連	資料	[保管場所図] 61-7		[保管場所図] 61-7	
	第	アク	セスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	А
	6 号	関連	資料	-		1	
	Anto		環境条件、自然現象、外部人為 事象、溢水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象
	第 7 号	因故障防	サポート系要因	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象
	ı	止	関連資料		1		

				(5 亏炉原于炉建屋内紧急	一寸刈	来 <i>D</i> D	
61条:緊急時対策所				酸素濃度計 (5号炉原子炉建屋内聚急時対策所) 区分		二酸化炭素濃度計 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	
		環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С
		条件	荷重	(有効に機能を発揮する) -		(有効に機能を発揮する)	-
	第 1	におい	海水	(海水を通水しない)		(海水を通水しない)	対象外
	号	ける婦	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)		(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-
		健全世	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)		(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
		性	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
	第 2 号	操作性		現場操作	В	現場操作	В
第 1		関連	資料	-		-	
項	第 3 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		計測制御設備	J	計測制飾設備	J
	79	関連	資料	-		-	
	第	切り	替え性	本来の用途として使用-切替不要	A	本来の用途として使用-切替不要	A
	4 号	関連	資料	-		-	
	400-		系統設計	他設備から独立	Ас	他設備から独立	Ас
	第 5 日	影響防	その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
	号		関連資料	-		-	•
第 4	第	設置場所		現場操作	А	現場操作	А
3 条	6 号	関連	資料	-		-	
	第 1 号	可搬SAの容量		重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	А
		関連	資料	_		-	
	第 2	可搬	tSAの接続性	より簡単な接続	С	より簡単な接続	С
	号	関連資料					
	第 5	異なる複数の接続箇所の確保		対象外	対象外	対象外	対象外
	号	関連	資料				
	第 4	設置場所		(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-
第 3		関連	資料	-		1	
項	第 5	保管	場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b
	号	関連資料		[保管場所図]61-7		[保管場所図] 61-7	
	第 6	アクセスルート		屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	A
	号	関連	資料	-		1	
	笛	共通要	環境条件、自然現象、外部人為 事象、溢水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象タ
	第 7 号	因故障防	サポート系要因	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外
		止	関連資料	_	•	1	

				(0,1) (1,1)	(建)		
			61	条:緊急時対策所	可搬型エリアモニタ (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	類型化 区分	
	第1項		環境	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	С	
				荷重	(有効に機能を発揮する)	_	
		第 1 号		海水	(海水を通水しない)	対象外	
				他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)		
			健全性	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)		
			12	関連資料	[配置図] 61-3		
		第 2 号	操作性		現場操作	В	
			関連資料		-		
		第 5 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		計測制御設備	J	
			関連	資料	-		
		l	切り替え性		(本来の用途として使用)	対象外	
		4 号	関連資料		-		
		第 5 号	影響防	系統設計	他設備から独立	Ас	
				その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	
				関連資料	-		
第 4		6	設置場所		現場(設置場所)操作	Aa	
3 条			関連資料		-		
		第 1 号	可搬SAの容量		重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	
		7	関連資料		-		
	第3項	2	可搬SAの接続性		より簡単な接続	С	
			関連資料		-		
		第 3	異なる複数の接続箇所の確保		対象外	対象外	
			関連資料		-		
		4	設置場所		(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	
			関連資料		-		
		第 5	保管場所		屋内(共通要因の考慮対象設備なし) A		
			関連資料		[保管場所図] 61-7		
			アクセスルート		屋内アクセスルートの確保		
		6 号	関連資料		-		
		第		環境条件、自然現象、外部人為 事象、溢水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	
		n 7 号	因故障防	サポート系要因	(サポート系なし)	対象外	
			止	関連資料	-		

61-2

単線結線図

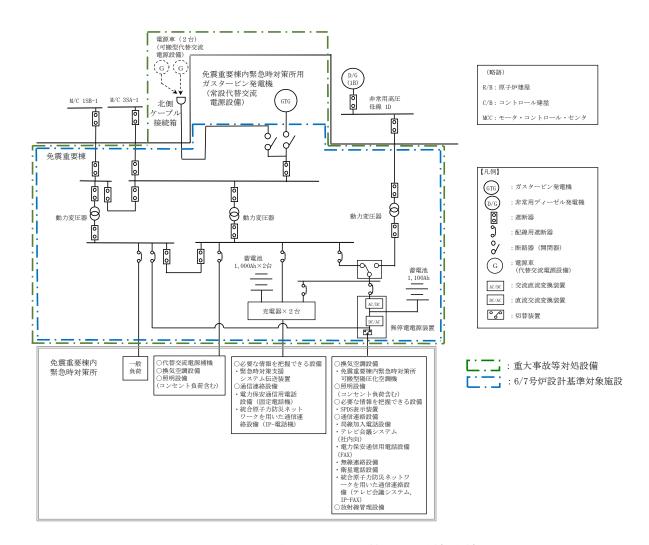


図 61-2-1 免震重要棟内緊急時対策所 単線結線図

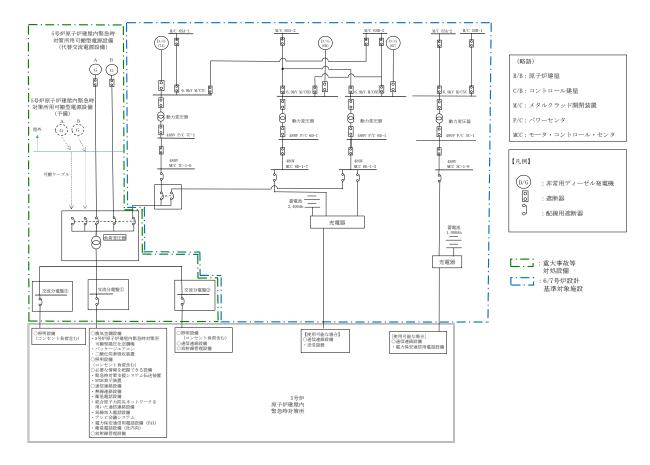


図 61-2-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 単線結線図

61-3

配置図

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

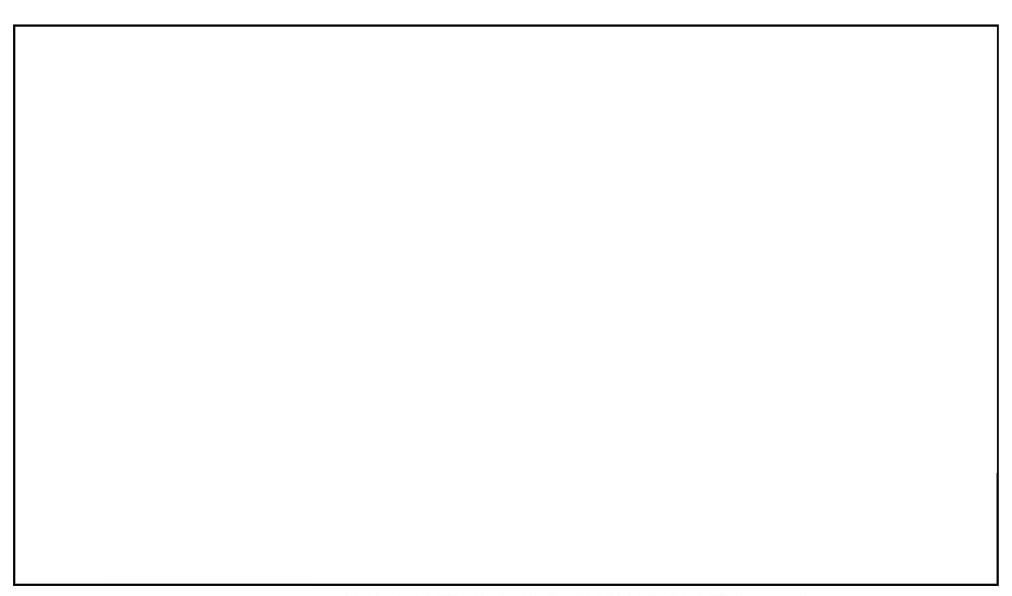


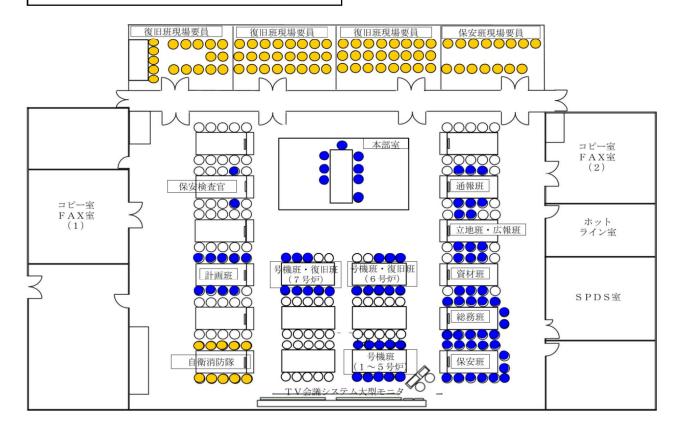
図 61-3-1 免震重要棟内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 配置図

免震重要棟内緊急時対策所 2 階
免震重要棟 2階平面図
免震重要棟内緊急時対策所 1階(待避室) \
)

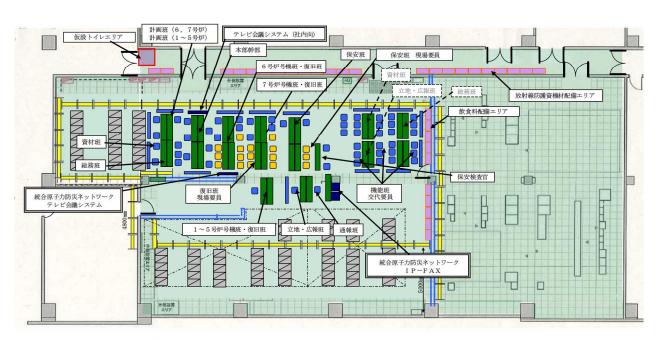
免震重要棟 1階平面図

図 61-3-2 免震重要棟内緊急時対策所 配置図

免震重要棟内緊急時対策所 2階



免震重要棟内緊急時対策所 1階(待避室)(プルーム通過中)

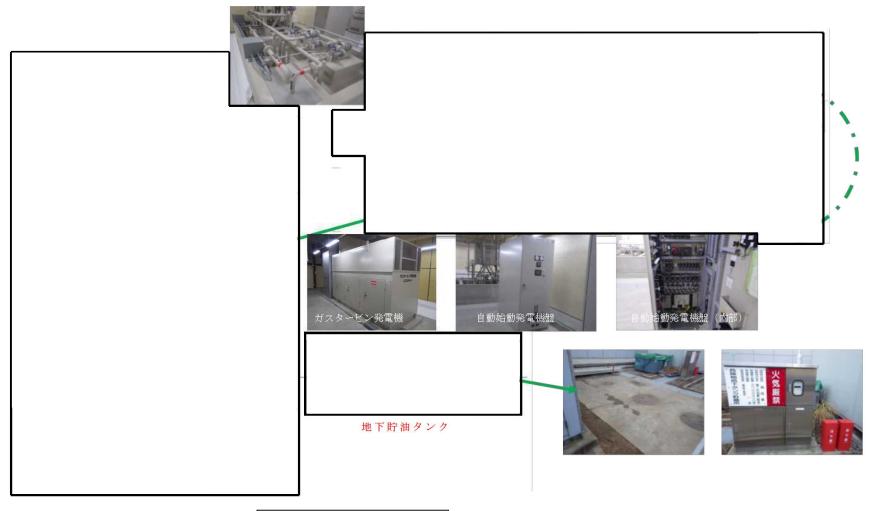


(注)レイアウトについては、1~5 号炉対応要員も含めており、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。

免震重要棟 1階平面図

【凡例】 ■:緊急時対策所機能班要員 ■:緊急時対策所現場要員

図 61-3-3 免震重要棟内緊急時対策所の緊急時対策要員 配置図



免震重要棟 1階平面図

図 61-3-4 免震重要棟内緊急時対策所内の代替電源設備 配置図

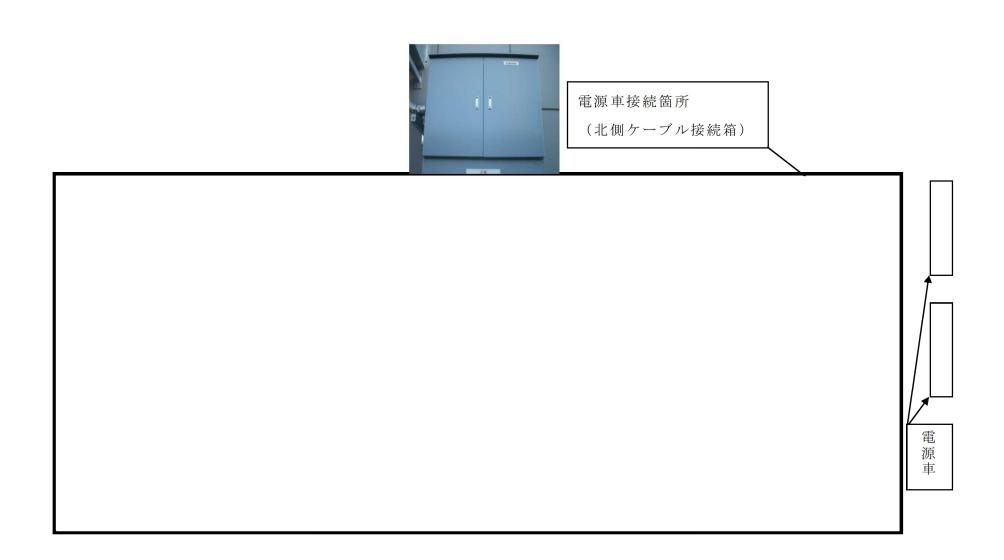


図 61-3-5 免震重要棟内緊急時対策所 電源車接続箇所

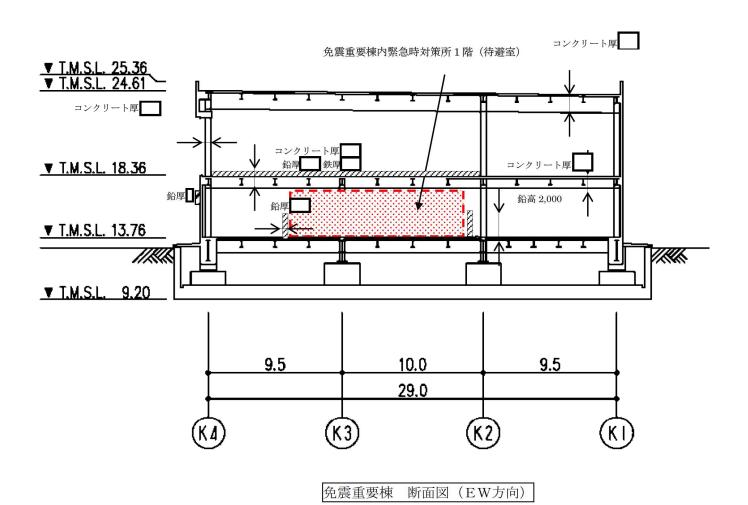


図 61-3-6 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)居住性対策設備 配置図(その 1)

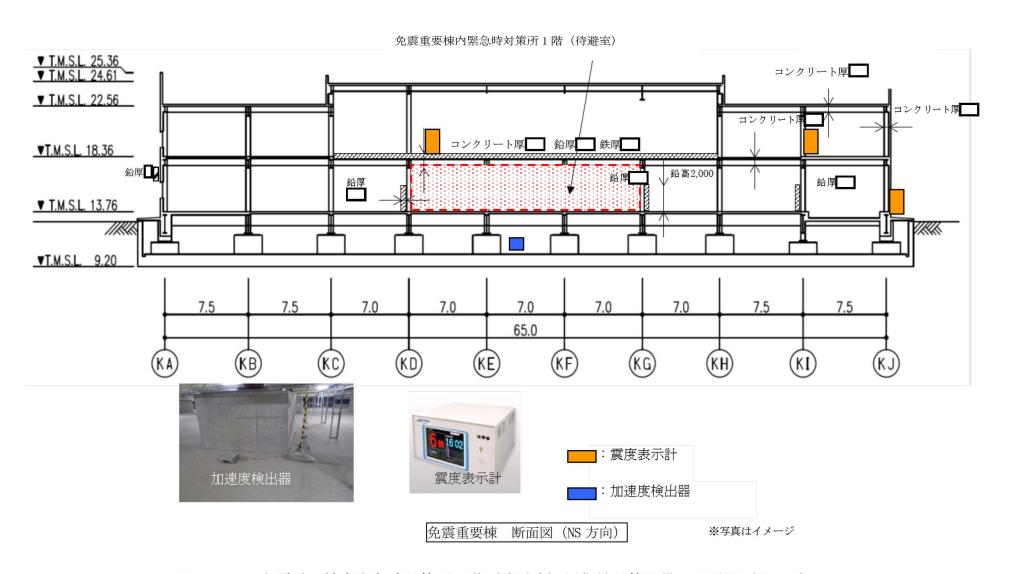
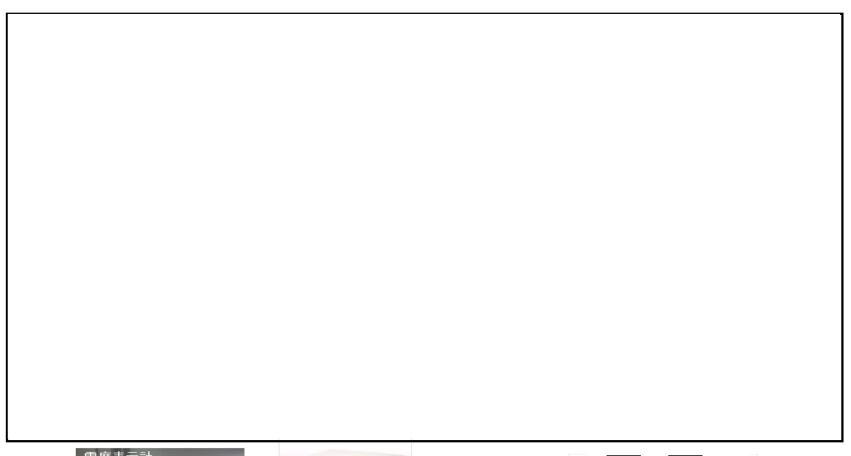


図 61-3-7 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)居住性対策設備 配置図(その 2)







: 鉛 , 鉄 (床遮蔽)

: 震度表示計

免震重要棟 2階平面図

※写真はイメージ

図 61-3-8 免震重要棟内緊急時待避対策所 1 階(待避室)居住性対策設備 配置図(その3)



図 61-3-9 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)居住性対策設備 配置図(その 4)

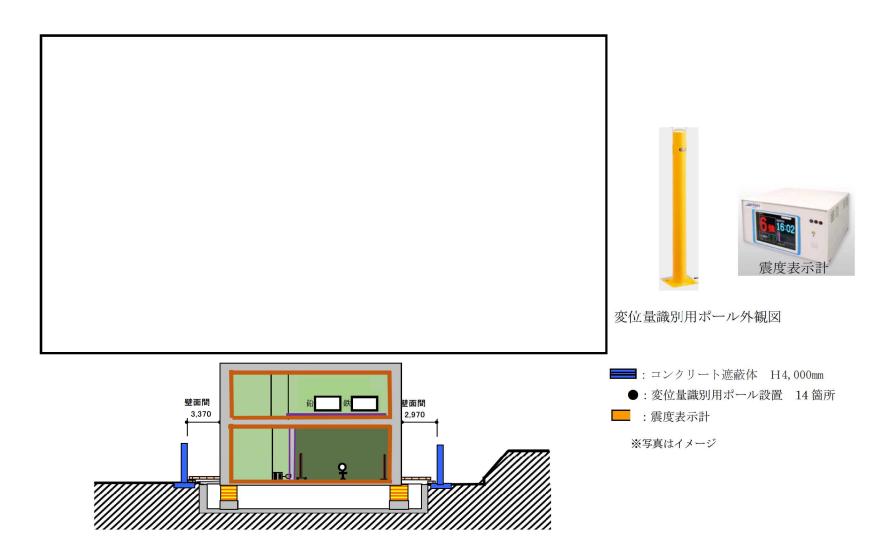


図 61-3-10 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)居住性対策設備 配置図(その 5)

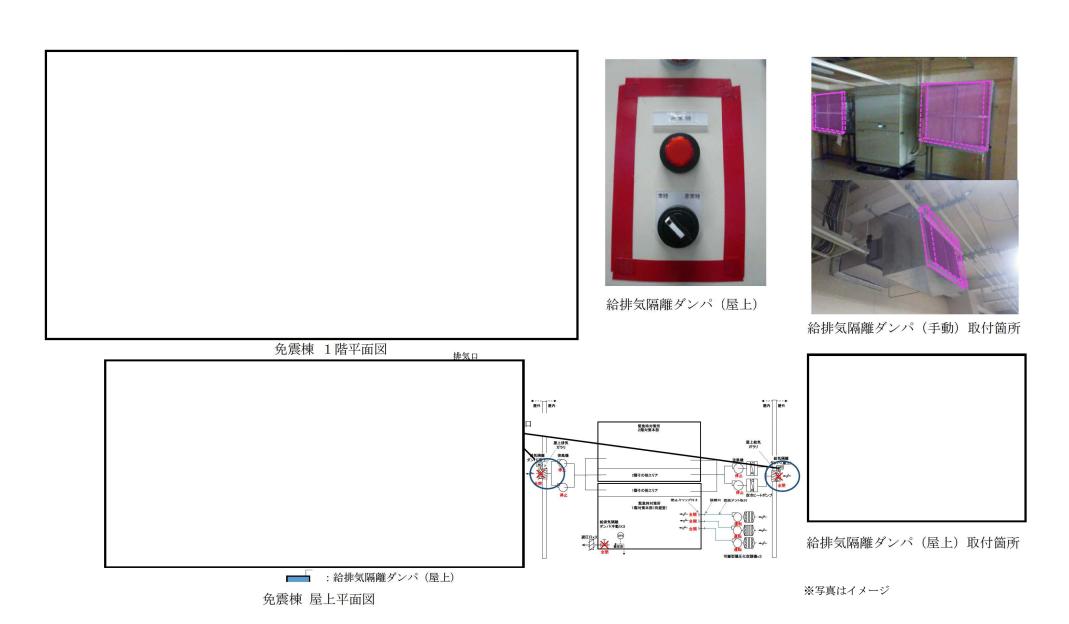


図 61-3-11 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)居住性対策設備 配置図(その 6)

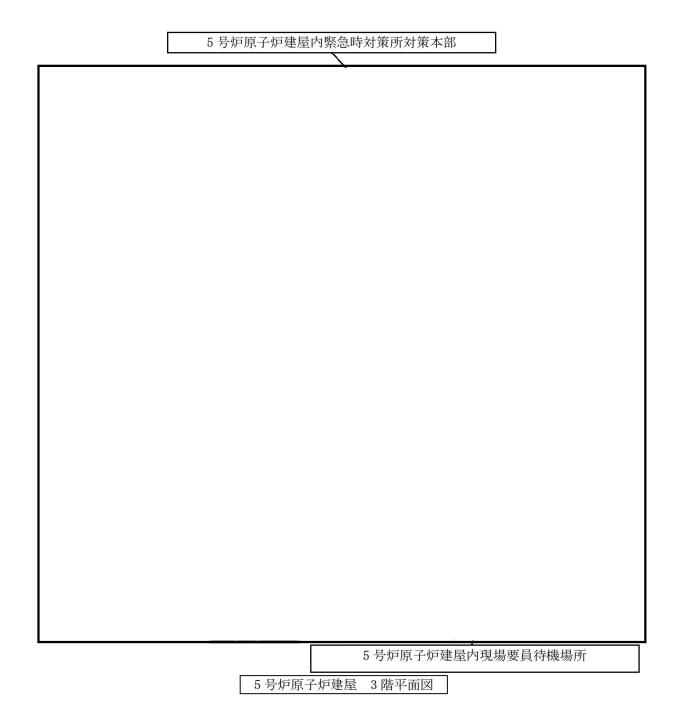
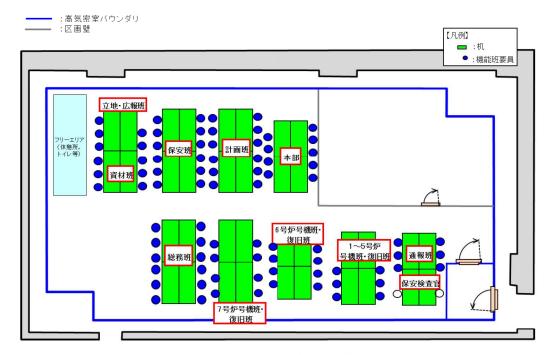
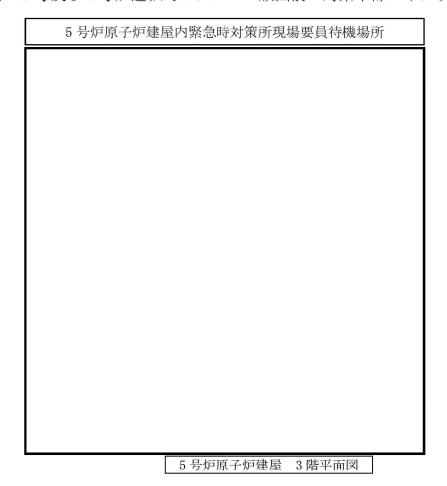


図 61-3-12 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所 配置図

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部



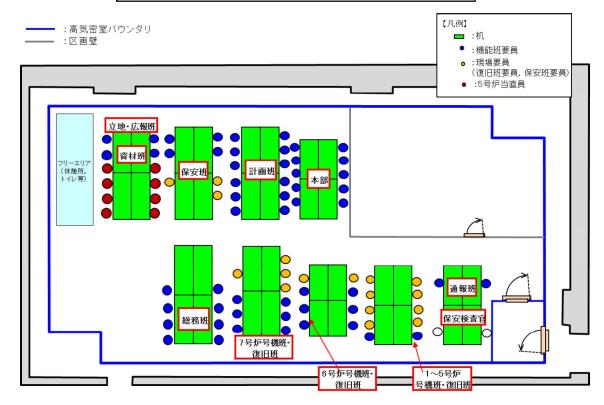
(a) 6号及び7号炉運転時のプルーム放出前 対策本部レイアウト



(b) 6 号及び7 号炉運転時のプルーム放出前後緊急時対策所 現場要員待機場所レイアウト

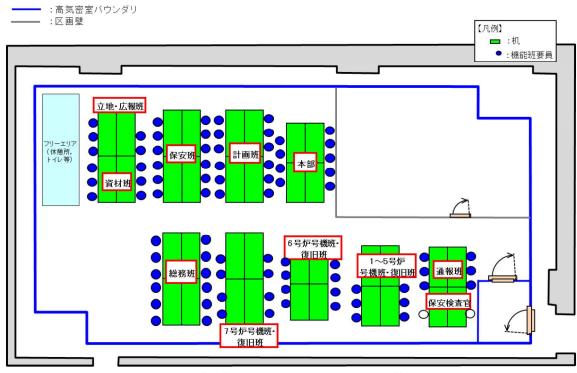
図 61-3-13 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の緊急時対策要員 配置図 (その 1) 61-3-14

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部



(a) 6号及び7号炉運転時のプルーム通過中 対策本部レイアウト

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部



(b) 6 号及び7 号炉運転時のプルーム通過後 対策本部レイアウト

図 61-3-14 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の緊急時対策要員 配置図(その2)



免震重要棟内緊急時対策 所用ガスタービン発電機 ー電源車切替断路器

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電盤 設置場所



免震重要棟内緊急時対策所用ガ スタービン発電機用受電盤

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機-電源車切替断路器 設置場所

免震重要棟 1階平面図

図 61-3-15 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電盤 配置図

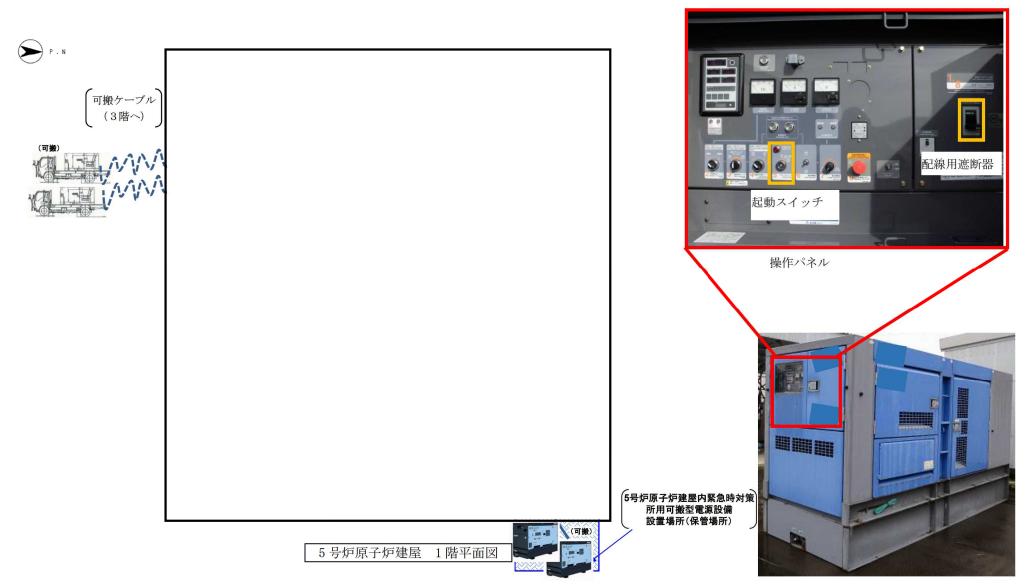
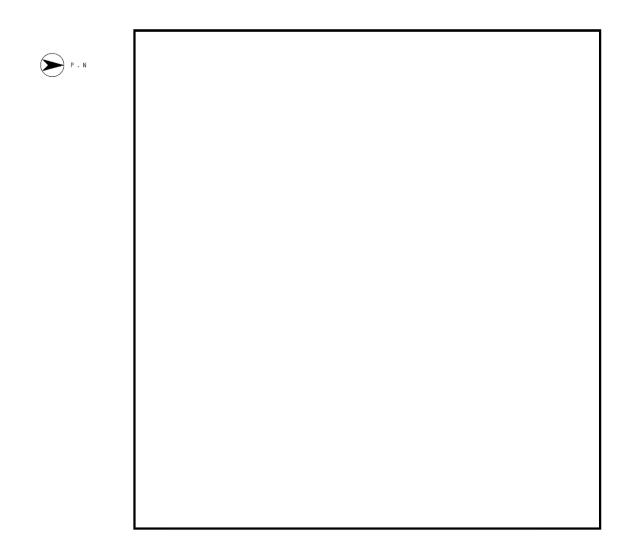


図 61-3-16 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 1 階近辺 電源設備配置図



5号炉原子炉建屋 3階平面図

図 61-3-17 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 3 階近辺 電源設備配置図

K5タービン建屋から原子炉建屋西面を見た遮蔽配置	
No メービン建産が5原子が建産四回で元に極軟に直	

K5原子炉建屋側面北から南を見た遮蔽配置

図 61-3-18 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 遮蔽 配置図 (その 1)

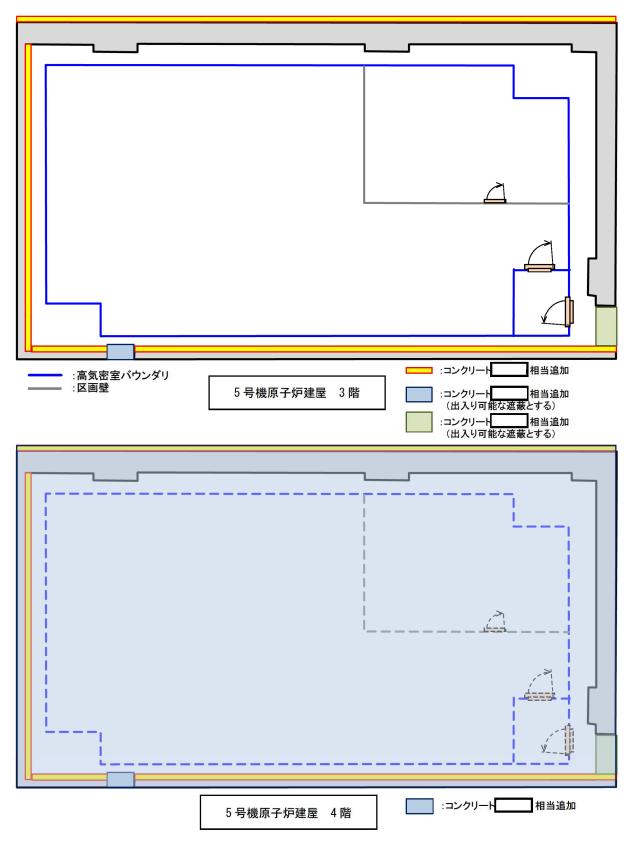


図 61-3-19 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 遮蔽 配置図 (その2)

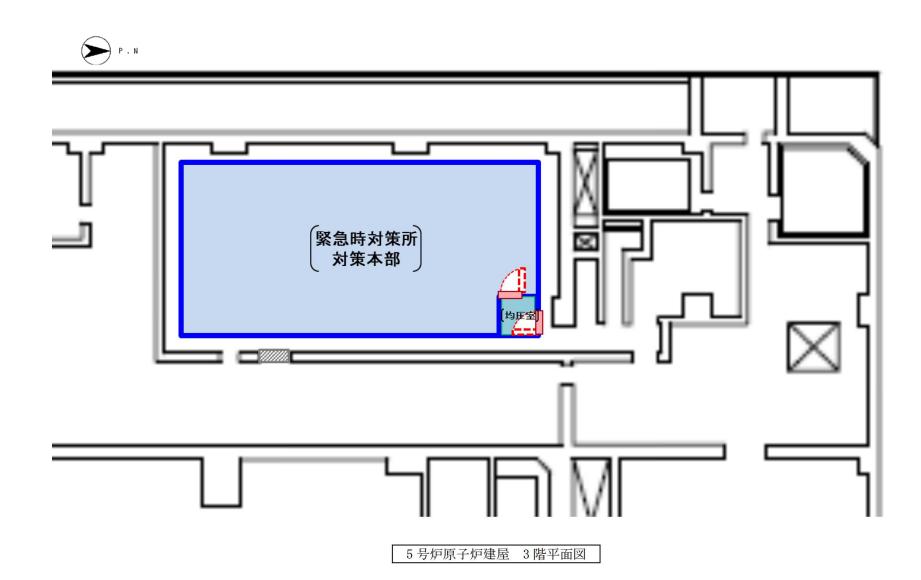
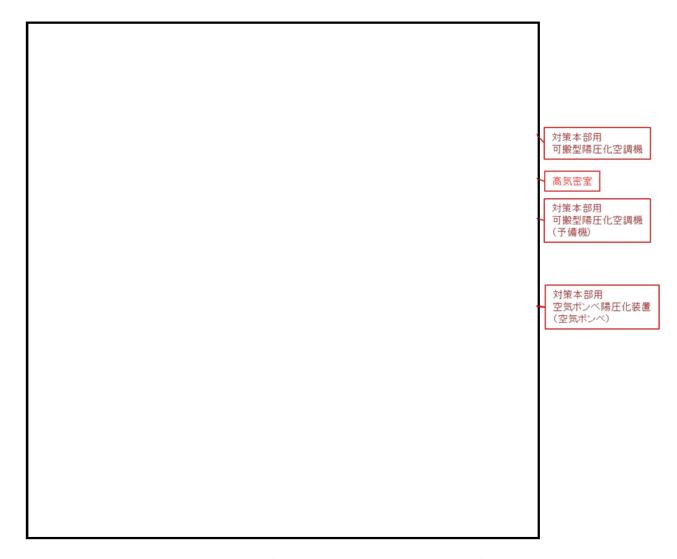


図 61-3-20 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部バウンダリ 配置図

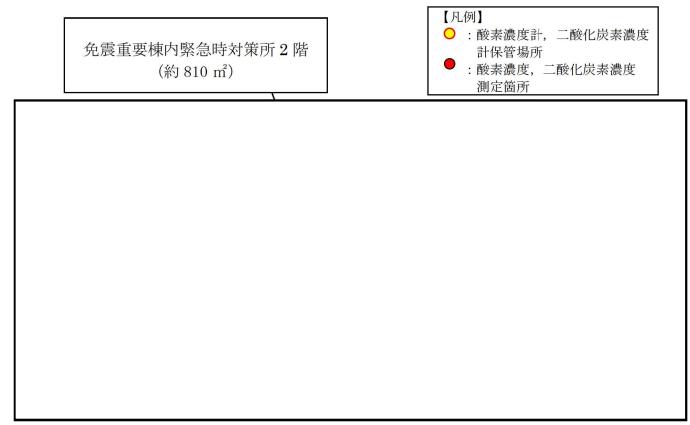


5 号炉原子炉建屋 3 階平面図

図 61-3-21 5 号炉原子炉建屋緊急時対策所 換気空調設備配置図



図 61-3-22 代替交流電源設備 配置図



免震重要棟 2階平面図

図 61-3-23 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計 配置図



図 61-3-24 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計 配置図

【凡例】

測定箇所

● : 差圧計保管・測定箇所

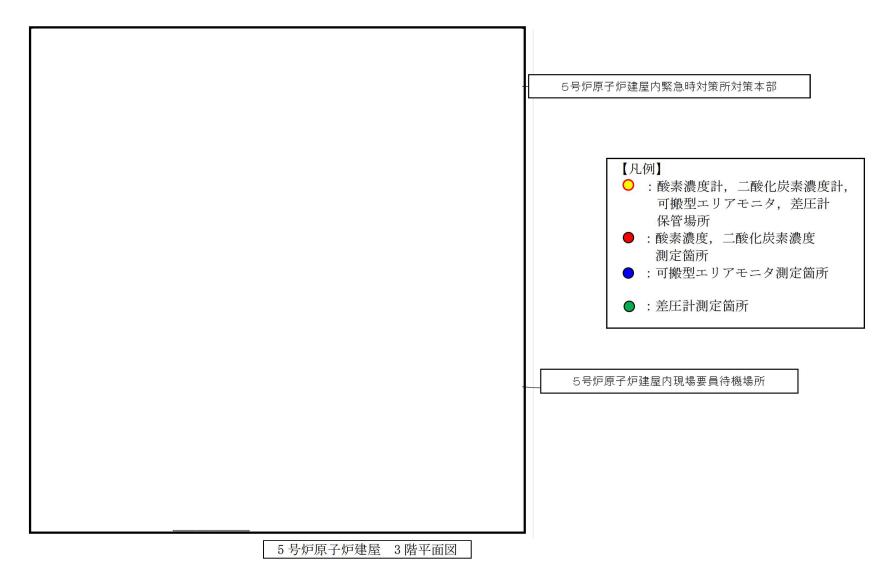


図 61-3-25 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,可搬型エリアモニタ,差圧計 配置図

61-4

系統図

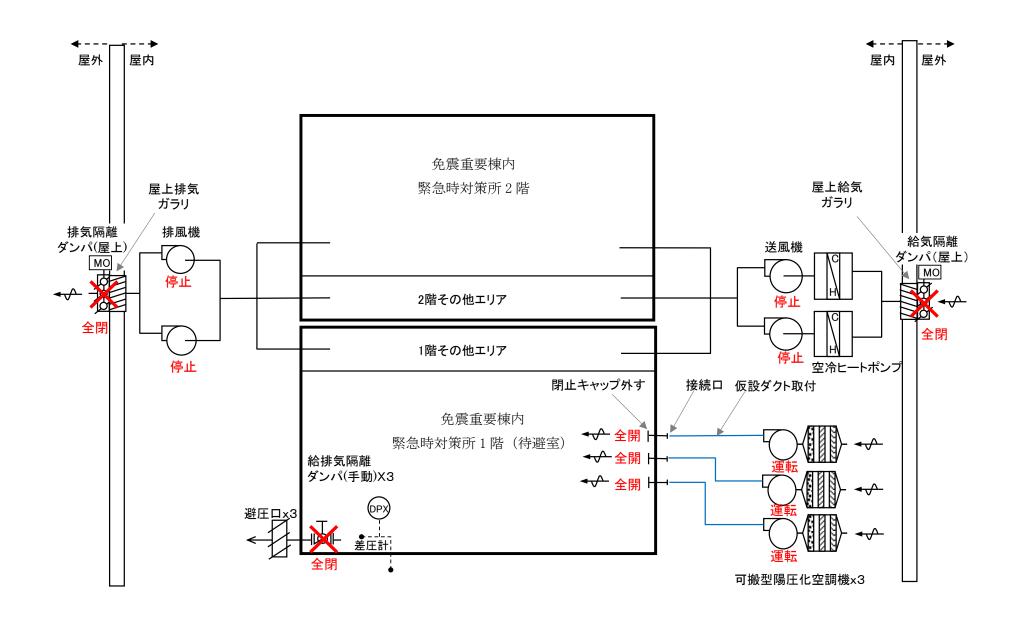


図 61-4-1 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)(陽圧化時) 換気空調系概要図

-----:運転(又は使用)機器

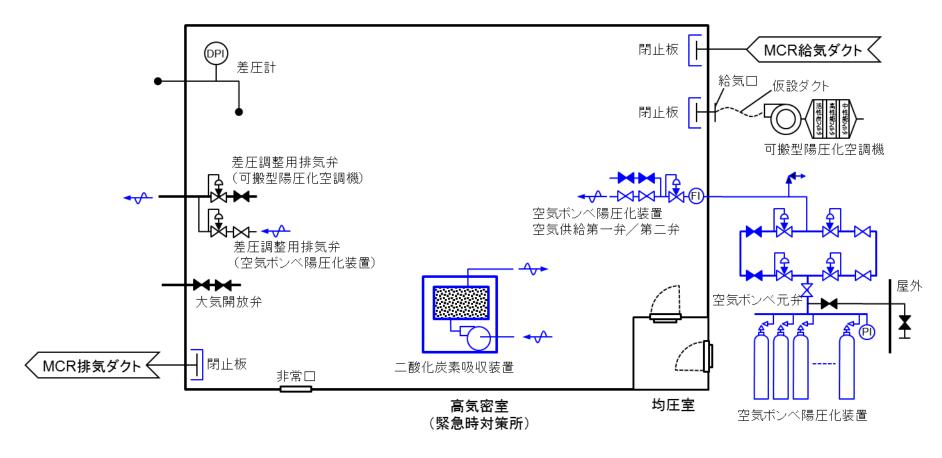


図 61-4-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所換気設備 系統概略図 (プルーム通過前後:可搬型陽圧化空調機による陽圧化時)

:運転(又は使用)機器

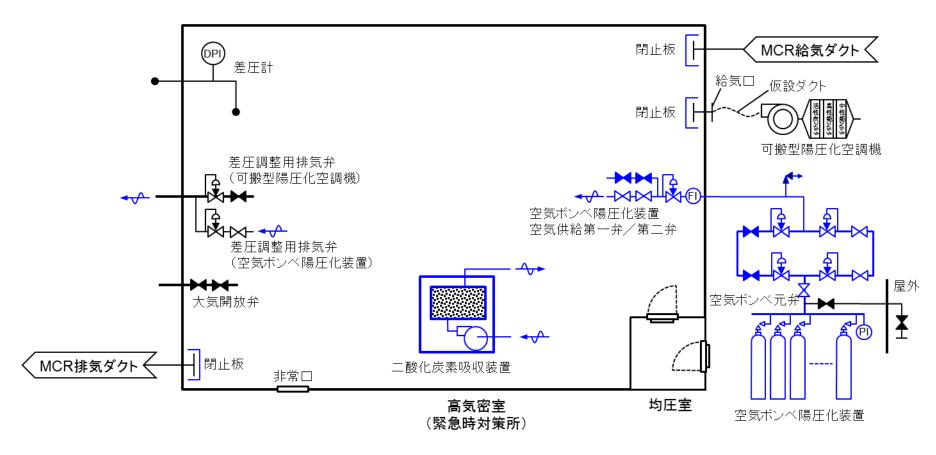


図 61-4-3 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所換気設備 系統概略図 (プルーム通過中:空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化時)

61-5

試験及び検査

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

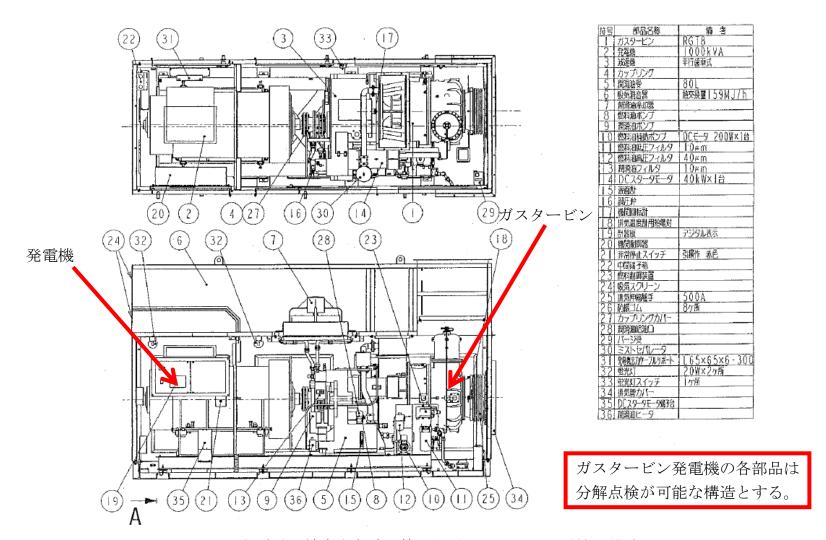


図 61-5-1 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機 構造図

マンホールを設けているため, 内部確認が可能である。

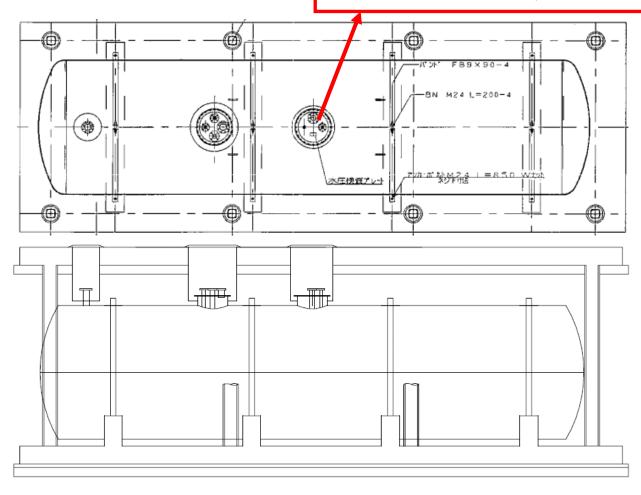


図 61-5-2 免震重要棟内緊急時対策所用 地下貯油タンク

油漏れ点検,機能点検,モータの絶縁抵抗計 測を定期的に実施する。

図 61-5-3 免震重要棟内緊急時対策所用 燃料移送ポンプ

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機ー 電源車切替断路器は絶縁抵抗測定が可能である。

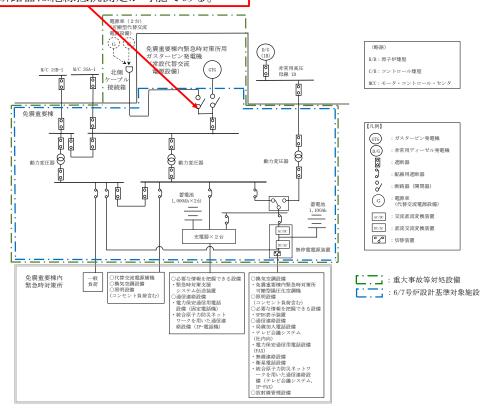


図 61-5-4 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機ー電源車切替断 路器 試験系統図

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発 電機用受電盤は絶縁抵抗測定が可能である。 免震重要棟内緊急時対策所用 ガスタービン発電機 (常設代替交流 電源設備) GTG D/G (1B) (略語) R/B:原子炉建屋 非常用高圧 母線 1D C/B:コントロール建屋 þ 免需重要棟 【凡例】 動力変圧器 t 動力変圧器 : ガスタービン発電機 動力変圧器 : 遮断器 :配線用遮断器 : 断路器 (開閉器) :電源車 (代替交流電源設備) G AC/DC DC/AC ٩ : 交流直流変換装置 : 直流交流変換装置 充電器×2台 · / : 切替装置 無停電電源装置 ○代替交流電源補機○換気空調設備○照明設備(コンセント負荷含む) ○換気空調設備 ・免棄重要検内緊急時対策所 可能空陽圧化空期機 (コンセント負荷合む) 必要女情報を把握つきる設備 ○5P0表示寺屋 ○通信建築設備 ・局線加入電話設備 ・万以次テム (社内値) 必要な情報を把握できる設備 緊急時対策支援 システム伝送装置)通信連絡設備 電力保安通信用電話機 設備 (個圧電話機) 統合原子力防災ネット ワークを用いた通信連 絡設備 (IP-電話機) [_______: 重大事故等対処設備 ______: 6/7号炉設計基準対象施設 テレビ会議ンステム (社内的) 電力保安通信用電話設備 (FAX) 無線連絡設備 着星電話設備 着星電話設備 素をデカ防災ネットワ ータを用いた通信連絡設 備(テレビ会議システム、 IP-FAX) 放射線管理設備

図 61-5-5 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電盤 試験系統図

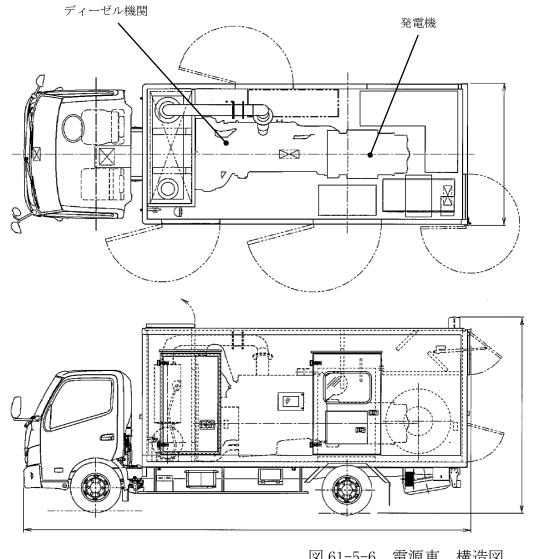
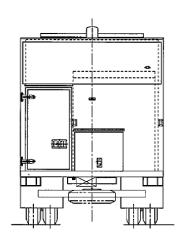


図 61-5-6 電源車 構造図

電源車の各部品は分解点検が 可能な構造とする。



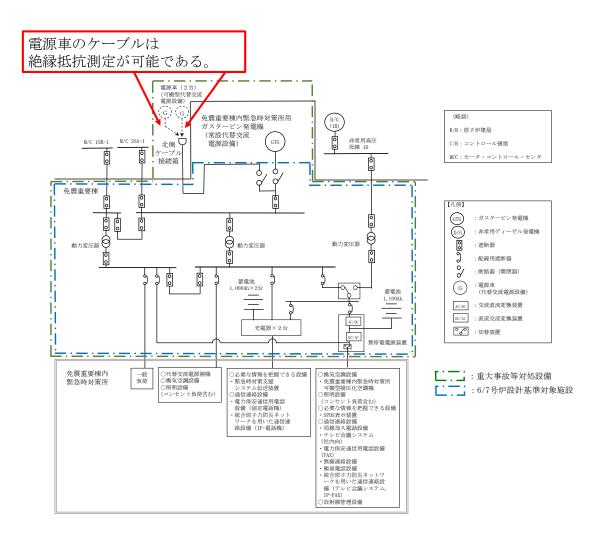


図 61-5-7 電源車用ケーブル 試験系統図

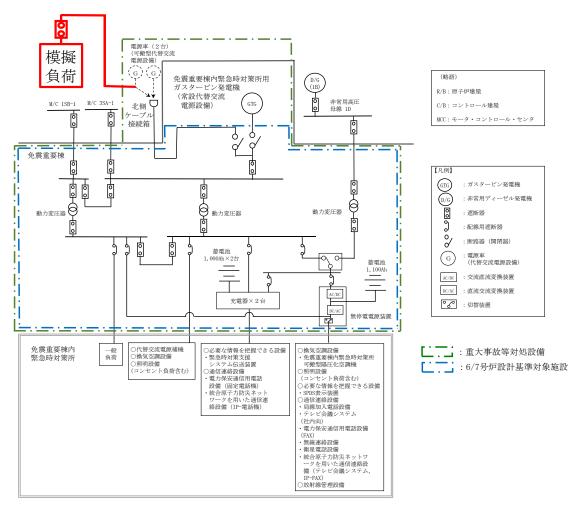


図 61-5-8 電源車 試験系統図(模擬負荷による電源車の出力性能確認)

油漏れ点検、機能点検、発電機の絶縁抵抗測定を定期的に実施する。

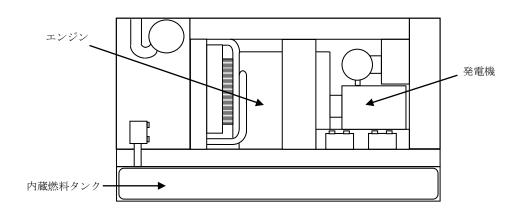


図 61-5-9 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備構造図

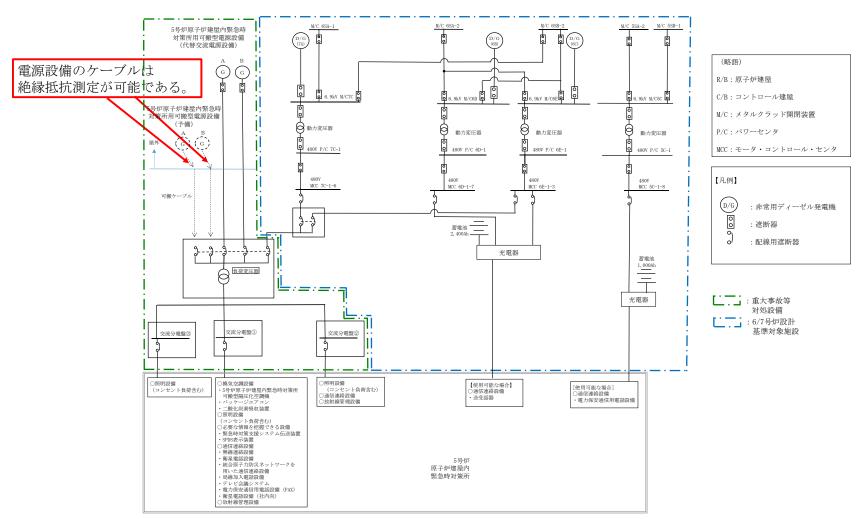


図 61-5-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用ケーブル 試験系統図

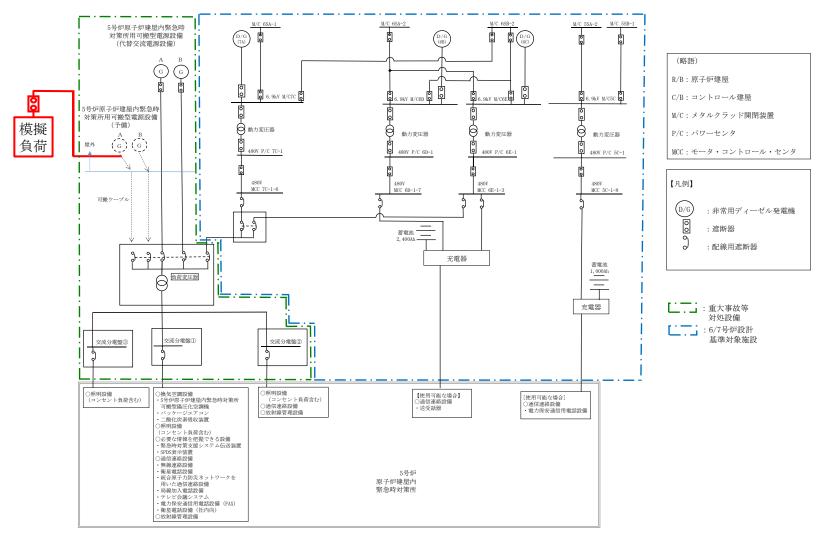


図 61-5-11 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 試験系統図(模擬負荷による電源設備の出力性能確認)

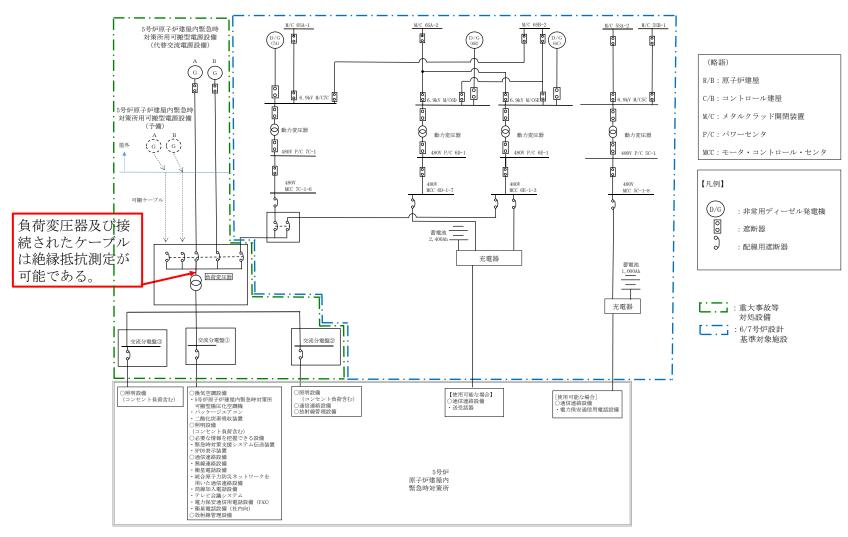


図 61-5-12 負荷変圧器 試験系統図

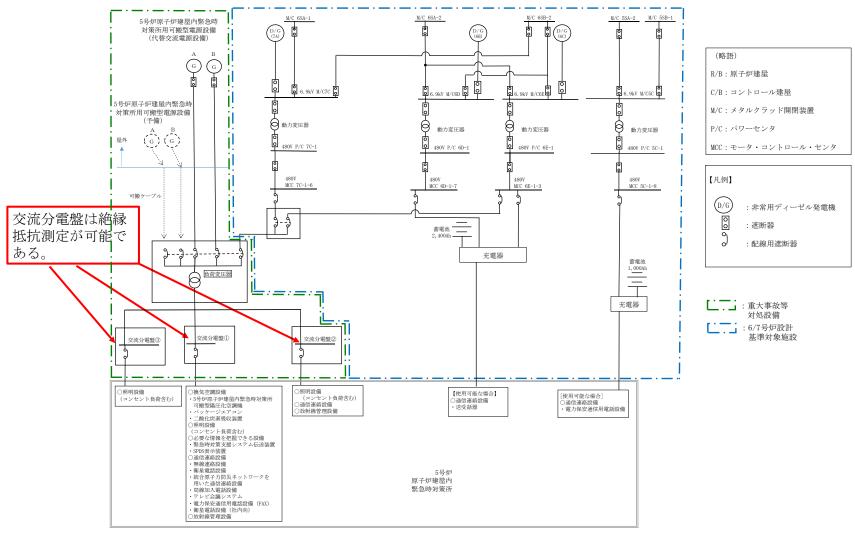


図 61-5-13 交流分電盤 試験系統図

○免震重要棟内緊急時対策所(待避室),5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気 密性,陽圧化に関する試験・検査性について

免震重要棟内緊急時対策所(待避室),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性,陽圧化に関する点検及び検査は表61-5-1の通りである。

表 61-5-1 免震重要棟内緊急時対策所(待避室),5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性,陽圧化機能に関する試験・検査性

プラント状態	項目	内容
運転中 又は 停止中	外観検査	外観確認
	機能・性能試験	気密性,陽圧化機能の確認 運転性能の確認

可搬型陽圧化空調機,差圧計各々の点検を行うと共に,これら設備を組み合わせた状態で免震重要棟内緊急時対策所(待避室),5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性,陽圧化機能・性能が正常であることを確認する。

免震重要棟内緊急時対策所(待避室),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能・性能検査は,免震重要棟内緊急時対策所(待避室),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に対して,可搬型陽圧化空調機により定格流量により高気密室内を規定差圧に陽圧化できることを確認する。

また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所においては,機能・性能検査として5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置の空気ボンベより規定流量の空気を高気密室に供給した場合,高気密室内を規定差圧に陽圧化できることを確認する。二酸化炭素吸収装置の機能・性能検査は,対策要員が待避している10時間に発生する二酸化炭素を吸収するために必要な二酸化炭素吸収剤量が確保されていることを確認する。

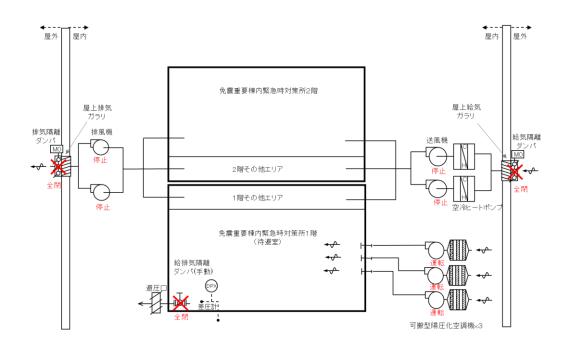


図 61-5-14 免震重要棟内緊急時対策所(待避室)の気密性,陽圧化機能に関する試験・検査性 概略図

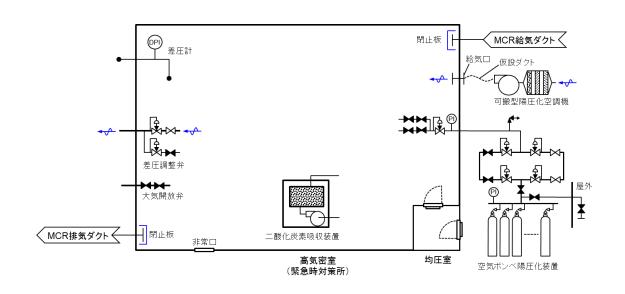


図 61-5-15 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所換気設備 系統概略図 (プルーム通過前後:可搬型陽圧化空調機による陽圧化時)

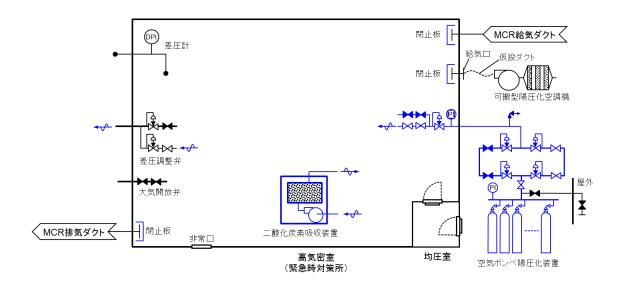


図 61-5-16 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(空気ボンベ陽圧化装置による陽 圧化時)の気密性,陽圧化機能に関する試験・検査性 概略図

○酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計の試験・検査性について

酸素濃度計,二酸化炭素濃度計は,運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。また差圧計は校正済みのものを定期的に入れ替えて使用することとし,高気密室の気密性,陽圧化機能を確認する時点に併せて指示を確認する設計とする。

酸素濃度計概略図を図61-5-17,二酸化炭素濃度計概略図を図61-5-18に示す。



図 61-5-17 酸素濃度計の概略図



図 61-5-18 二酸化炭素濃度計の概略図

○地震観測装置の試験・検査性について

地震観測装置はプラント運転中、プラント停止中に外観検査、機能、性能検査が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。地震観測装置概略図を図 61-5-19 に示す。

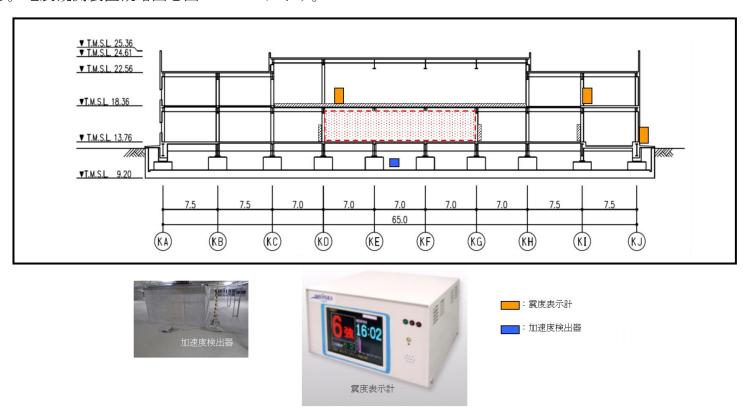


図 61-5-19 地震観測装置概略

○可搬型エリアモニタの試験・検査性について

可搬型エリアモニタはプラント運転中、プラント停止中に、模擬入力による機能・性能試験及び校正が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。可搬型エリアモニタ概略図を図 61-5-20 に示す。



図 61-5-20 可搬型エリアモニタの概略図

61-6

容量設定根拠

名称		陽圧化に必要な差圧
免震重要棟内緊急時対策所/	Pa	20 以上
隣接区画の陽圧化差圧	Та	20
5 号炉原子炉建屋内緊急時対	Pa	90 N P
策所/隣接区画の陽圧化差圧	Га	20 以上
機器仕様に関する注記		_

【設定根拠】

免震重要棟内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。

重大事故等時の室内の温度を免震重要棟内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所のある原子炉建屋付属棟の設計最高温度 40℃, 隣接区画を外気の設計最低温度 -17℃と仮定すると, 免震重要棟内緊急時対策所の待避室の階層高さ 4.35m, 及び, 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の待避室の階層高さは 3.3mより, 以下のとおり約 12Pa の圧力差があれば, 温度の影響を無視できると考えられる。

 \triangle P= $\{(-17$ $^{\circ}$ の乾き空気密度)-(+40 $^{\circ}$ の乾き空気の密度 $)\}$ ×階層高さ

 $= (1.378 - 1.127) \times 4.35$

 $=1.092 \text{ kg/m}^2 (= 12Pa)$

このため,免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。

名称		可搬型陽圧化空調機
台数	台	免震重要棟内緊急時対策所 3 (予備機 3)
容量	m³/h/台	1,180 以上(注1),(1,800 以上(注2))
機器仕様に関する注記		注1:要求値を示す 注2:公称値を示す

【設定根拠】

(1) 換気量

i) 必要換気量の考え方

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)においては,重大事故発生後のプルーム通過時からプルーム通過後の長期間に亘り最大想定176人

(免震重要棟内緊急時対策所で対応する6号及び7号炉に係る要員160名(①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員72名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員106名のうち中央制御室にて対応を行う運転員18名を除く88名の合計160名)と、免震重要棟内緊急時対策所で対応する1~5号炉に係る要員16名(本部要員12名と現場要員2名と、第2次緊急時態勢時における保安検査官の2名の合計16名)

に余裕を持った収容人数 180 人に対して許容二酸化炭素濃度及び許容酸素濃度を確保可能な設計とする。

ii) 許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は、JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規定」に定める <u>0.5%以下</u>とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法 酸素欠乏防止規則に定める 18%以上とする。

iii) 二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 Q₁

·M 二酸化炭素発生量 : 0.030^{※1} (m³/h/人)

· n 収容人数 : 180 (人)

• C 許容二酸化炭素濃度: 0.5 (%)

·C。初期二酸化炭素濃度:0.039^{※2}(%)

• Q_1 必要換気量 : $Q_1 = \frac{100Mn}{C - C_0} **3 (m^3/h)$

※1:軽作業時の二酸化炭素発生量 (空気調和衛生工学便覧,軽作

業時の CO₂ 吐出し量)

※2:標準大気の二酸化炭素濃度

(JIS W 0201)

※3:二酸化炭素基準の必要換気量 (空気調和衛生工学便覧)

 $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 180 \div (0.5 - 0.039) = 1171 = 1,180 \text{ (m}^3/\text{h)}$

【設定根拠】(続)

iv)酸素濃度基準に基づく必要換気量 Q2

• n 収容人数 : 180 (人)

·a 吸気酸素濃度 : 20.95^{*4} (%)

· b 許容酸素濃度 : 18.0 (%)

· c 成人の呼吸量 : 0.48^{**5} (m³/h)

·d 乾燥空気換算酸素濃度:16.4^{%5}(%)

•Q₂ 必要換気量 $: Q_2 = \frac{c(a-d)n}{a-b} **6 (m³/h)$

 $Q_2 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 180 \div (20.95 - 18.0) = 133.3 \div 134 \text{ (m}^3/\text{h)}$

v) 必要換気量

上記より、窒息防止に必要な換気量は、二酸化炭素濃度基準の必要換気量が制限となることから、 $1,180\text{m}^3/\text{h}$ 以上($394\text{m}^3/\text{h}/\text{台以上}\times 3$ 台)に余裕をもたせた $600\text{m}^3/\text{h}/\text{台以上}\times 3$ 台= $1,800\text{m}^3/\text{h}$ 以上を確保する。

※4:標準大気の酸素濃度

(JIS W 0201)

※5:成人呼吸気の酸素濃度

※6:酸素基準の必要換気量

(空気調和衛生工学便覧)

(空気調和衛生工学便覧)

名称		可搬型陽圧化空調機	
台数	台	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 1 (予備機1(免震重要棟内緊急時対策所, 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所で共用))	
容量	m³/h/台	560 以上(注 1),(600 以上(注 2))	
機器仕様に関する注記		注1:要求値を示す 注2:公称値を示す	

(1)換気量

(a) 収容人数

· 収容対策要員人数 : 86 名

(b) 許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は、JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規定」に定める <u>0.5%以下</u>とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法 酸素欠乏防止規則に定める 18%以上とする。

(c) 必要換気量の計算式

①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁)

• 収容人数 : n=86 名

・許容二酸化炭素濃度 : C=0.5%(労働安全衛生規則)

・大気二酸化炭素濃度 : C₀=0.039%(標準大気の二酸化炭素濃度)

・二酸化炭素発生量: M=0.030m³/h/人(空気調和・衛生工学便覧の軽

作業の作業程度の吐出し量)

・必要換気量 : $Q_1 = 100 \times M \times n \div (C - C_0) \text{ m}^3 / h$ (空気調和・衛生工

学便覧の CO₂ 濃度基準必要換気量)

 $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 86 \div (0.5 - 0.039)$ = $560 \lceil m^3 / h \rceil$

②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q₂)

・収容人数 : 86 名

・吸気酸素濃度 : a=20.95%(標準大気の酸素濃度)

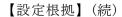
・許容酸素濃度 : b=18%(労働安全衛生規則)

・成人の呼吸量 : c=0.48m³/h/人(空気調和・衛生工学便覧)

・乾燥空気換算呼気酸素濃度:d=16.4%(空気調和・衛生工学便覧)

・必要換気量 : $Q_2 = c \times (a-d) \times n \div (a-b) m^3/h$ (空気調和・

衛生工学便覧の 02濃度基準必要換気量)



$$Q_2 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 86 \div (20.95 - 18.0)$$

= 63.7 [m³/h]

v)必要換気量

上記より、窒息防止に必要な換気量は、二酸化炭素濃度基準の必要換気量が制限となることから、 $560 \text{m}^3/\text{h}$ 以上に余裕をもたせた $600 \text{m}^3/\text{h}/\text{台以上} \times 1$ 台を確保する。

名称		空気ボンベ陽圧化装置
本数	本	110 以上
容量	L/本	47
充填圧力	MPa	約 15 (35℃)
機器仕様に関する注記		_

- (1)必要換気量
 - (a) 収容人数
 - · 収容対策要員人数 : 81 名
 - (b)許容二酸化炭素濃度,許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は、JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規定」に定める <u>0.5%以下</u>とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法 酸素欠乏防止規則に定める 18%以上とする。

- (c)必要換気量の計算式
 - ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量
 - · 収容人数: n=81 名
 - · 許容二酸化炭素濃度: C=0.5%(労働安全衛生規則)
 - ・大気二酸化炭素濃度:C₀=0.039%(標準大気の二酸化炭素濃度)
 - ・呼吸による二酸化炭素発生量: M=0.030m³/h/人(空気調和・衛生工学便覧の極軽作業の作業程度の吐出し量)
 - ・必要換気量: $Q_1 = 100 \times M \times n / (C C_0) m^3 / h$ (空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素基準の必要換気量)
 - $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 81 \div (0.5 0.039)$ = 527. 11 (\(\display 528\text{m}^3/\text{h}\)
 - ②酸素濃度基準に基づく必要換気量
 - · 収容人数: n=81 名
 - ・吸気酸素濃度:a=20.95%(標準大気の酸素濃度)
 - ・許容酸素濃度:b=18%(労働安全衛生規則)
 - ・成人の呼吸量: c=0.48m³/h/人(空気調和・衛生工学便覧)
 - ・乾燥空気換算呼気酸素濃度:d=16.4%(空気調和・衛生工学便覧)
 - ・必要換気量: Q₁=c×(a-d)×n/(a-b)m³/h(空気調和・衛生工学便覧の酸素基準の必要換気量)
 - $Q_1 = 0.48 \times (20.95 16.4) \times 81 \div (20.95 18.0)$ = 59.97 (\div 60m³/h)

【設定根拠】 (続)

空気ボンベ陽圧化装置の運転時においては、二酸化炭素吸収装置により二酸化炭素濃度上昇を抑制していることから、必要換気量は酸素濃度基準に基づく 60m³/h 以上とする。

(2)必要ボンベ本数

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の高気密室を10時間陽圧化する必要最低限のボンベ本数は酸素濃度基準換気量の60m³/h及びボンベ供給可能空気量5.50m³/本から下記の通り110本となる。

- ・ボンベ初期充填圧力:14.7MPa(at 35℃)
- ・ボンベ内容積:46.7L
- ・圧力調整弁最低制御圧力: 0.89MPa
- ・ボンベ供給可能空気量:5.50m³/本(at -4℃) 以上より,必要ボンベ本数は下記の通り110本以上となる。

60m³/h÷5.50m³/本×10 時間

=109.09(109.0909091)

≒110本

名称		二酸化炭素吸収装置	
台数	台	1 台(予備 1 台)	
容量	kg		
機器仕様に関する注記		_	
【設定根拠】 (1)二酸化炭素の除去原理及び吸収性能			
二酸化炭素吸収装置の吸収剤は、主成分が酸化カルシウム(消石灰)であり、大気中			
の二酸化炭素と触媒等がなくても直接反応可能とし、単位質量当りの二酸化炭素を			
m³/kα吸収可能な設計とする			

 $Ca(OH)_2 + CO_2 \rightarrow CaCO_3 + H_2O$

(2)二酸化炭素吸収剤容量

二酸化炭素吸収装置は、外気を遮断した高気密室内に収容人数84人が10時間待避した場合において、室内の二酸化炭素量濃度を0.5%以下に維持するために十分な量の二酸化炭素吸収剤容量として、表1の計算結果より kg/台を確保する設計とする。

なお、必要吸収剤量及び設計吸収剤量については下記の通り定義する。

必要吸収剤量=設計 CO₂ 発生量÷吸収剤吸収性能 設計吸収剤量=必要吸収剤量×設計裕度

表 1 吸収剤必要量の設計条件

	項目	設計値	備考
A	空間容積	610 m^3	高気密室の容積
В	空隙率	0.95	_
С	収容人数	69 人	プルーム通過中を想定
D	陽圧化時間	10 h	_
Е	二酸化炭素発生量	0.030m³/h/人	軽作業(空気調和衛生工学便覧)
F_0	初期二酸化炭素濃度	0.039%	国際標準大気濃度
F_1	許容二酸化炭素濃度	0.5%	労働安全衛生規則
Н	積算二酸化炭素発生量	18.03 m³	$C \times D \times E - (F_1 - F_0) \times A \times B \div 100$
I	吸収剤 CO2 吸収性能		_
J	設計裕度		
K	吸収剤必要量		H÷I

名 称		免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機
台 数	台	1 台
容量	kVA/台	1,000
機器仕様に関する注記		_

免震重要棟内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機を設置する。免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機は、1台で免震重要棟内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。またプルーム通過への対応に必要な無給油時間の余裕を有する設計とする。

1. 容量

ガスタービン発電機の容量は、以下の①、②について必要な負荷を基に設定する。

- ① 重大事故等対処時の必要負荷への給電(表 61-6-1)
- ② 重大事故等以外の一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した際の適切な措置のために必要な負荷への給電(表 61-6-2)

表 61-6-1 重大事故等対処時の必要負荷 (免震重要棟内緊急時対策所(待避室) 必要負荷)

(3 0 % () 2 %	01发生失体1、水心1八八八八九二十五天八八八			
負荷名称	負荷容量	備考		
	(kVA)			
代替交流電源補機	約 20kVA			
換気空調設備	約 5kVA			
照明設備	約 80kVA	免震重要棟床面積約 4,100m ² が給		
(コンセント負荷含む)	ボリ OUK VA	電対象		
必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備	約 115kVA	テレビ会議システム及び 重大事故等時に必要な負荷*1 : 約 35kVA		
放射線管理設備	約 55kVA	重大事故等時に必要な負荷 ^{※2} :約 10kVA		
合計	約 275kVA			

※1 重大事故等時に必要な負荷:

無線連絡設備, 衛星電話設備,

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備,

緊急時対策支援システム伝送装置, SPDS 表示装置

※2 重大事故等時に必要な負荷:

モニタリングポスト及び気象データを監視する装置,

原子力発電所周辺線量予測評価システム, 個人線量計用充電器,

可搬型空気浄化装置(チェンジングエリア用)

【設定根拠】(続)

表 61-6-2 重大事故等以外の必要負荷 (免震重要棟内緊急時対策所 必要負荷)

(30,2122)	721 1 = 2 1 2 1 1 4 7
負荷名称	負荷容量(kVA)
代替交流電源補機	約 20kVA
換気空調設備	約 240kVA
照明設備(コンセント負荷含む)	約 80kVA
必要な情報を把握できる設備,	約 115kVA
通信連絡設備	ポリ II OKVA
放射線管理設備	約 55kVA
合計	約 510kVA

※1 重大事故等時に必要な負荷:

無線連絡設備, 衛星電話設備,

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備,

緊急時対策支援システム伝送装置, SPDS 表示装置

※2 重大事故等時に必要な負荷:

モニタリングポスト及び気象データを監視する装置,

原子力発電所周辺線量予測評価システム, 個人線量計用充電器,

可搬型空気浄化装置(チェンジングエリア用)

ガスタービン発電機の燃料系統は、地下貯油タンク(30,000L)及び付属のポンプ、配管等で構成される。地下貯油タンクは、緊急時対策所横の地下に設置され、重大事故等時に免震重要棟内緊急時対策所に電源供給(保守的に800kWの負荷に電源供給)した場合、約2日の連続運転が可能な容量を持つ。

図 61-6-1	ガスタービン発電機用燃料性能表

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

名称		免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用地下 貯油タンク
基数	基	1
容量	kL/基	30

【設定根拠】

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用地下貯油タンクは、重大事故等対処時に免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機への燃料補給を円滑に行うために設置する。

1. 容量

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用地下貯油タンクの容量は、ガスタービン発電機1基の定格出力運転時の燃料消費量を基に設定する。(保守的に定格出力800kWにて算定)

地下貯油タンクは,緊急時対策所横の地下に設置され,重大事故等時に免震重要棟内緊 急時対策所に電源供給した場合,約2日の連続運転が可能な容量を持つ。



以上より,ガスタービン発電機用燃料タンクの容量は20.98kL以上である30kLとする。

名称		免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用燃料 移送ポンプ
台数	台	1(予備 1)
容量	m³/h/台	約 2.0
揚程	m	約 15
原動機出力	kW	約 0.75

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは,重大事故時に免 震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用地下貯油タンクから免震重要棟内緊急 時対策所用ガスタービン発電機へ燃料を供給するために設置する。なお,ガスタービン発 電機用燃料移送ポンプは供給系統1系列あたり,100%容量を1台設置する。

1.	容量の設定根拠
.	

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機	<u>※甲燃料移</u> 送ポンプの容量は,ガスター
ビン発電機の単位時間あたりの <u>燃料最大消費量</u>	を免震重要棟内緊急時対策
所用ガスタービン発電機に供給 する	るため、それよりも容量の大きい 約
30L/min(約 2.0m³/h) とする。	

2. 揚程の設定根拠

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用燃料移送ポンプの必要となる揚程は、以下のとおり、約6.9mである。

発電機接続レベル 地下貯油タンク吸い込みレベル (差分)



3. 原動機出力の設定根拠

上記に示す容量と揚程を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり 0.1kW となる。 P =(g× ρ ×Q×H)÷(60× η)

=

= 0.10kW

P : 必要軸動力 (kW) g : 重力加速度 (m/s²) ρ : 比重 (-) Q : 吐出量 (m³/min) H : 全揚程 (m) η : ポンプ効率 (%)

上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は約0.75kWとする。

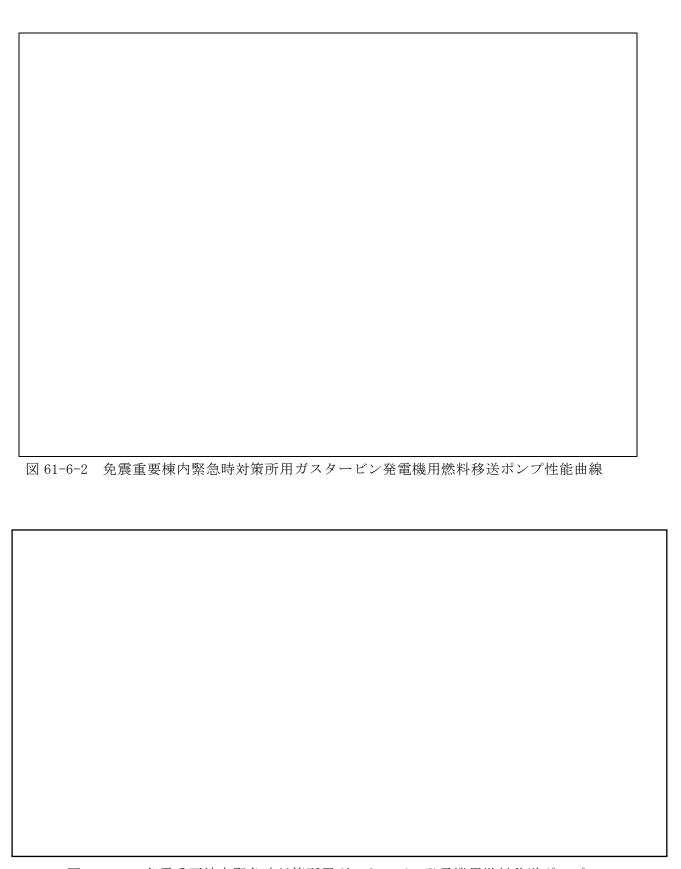


図 61-6-3 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 揚程設計 概略図

名称		免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受 電盤		
母線電流容量A		約 1,200		

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電盤は,常設重大事故等対処設備として設置する。

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電盤は,通常時受電の所内電源 系からの給電が喪失した際,重大事故等に対処するために必要な電力を供給できる設計 とする。

1. 容量

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電盤の容量は,免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機が接続可能であることから,免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用の定格電流以上に設定する。

(1)免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機の定格電流である約84Aに対し、 十分余裕を有する約1,200Aとする。

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機受電盤の定格電流:1,000kVA $\div\sqrt{3}\div6.9$ kV=83.7A \div 84A

名称		免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機-電		
₹11 47\\ 		源車切替断路器		
母線電流容量 A		約 200		

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機ー電源車切替断路器は,常設重大事故等対処設備として設置する。

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電ー電源車切替断路器は,免震 重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機からの給電が喪失した際,電源車にて重大 事故等に対処するために必要な電力を供給できる設計とする。

1. 容量

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機ー電源車切替断路器の容量は,免震 重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機又は電源車が接続可能であることから,免 震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用又は電源車の定格電流以上に設定す る。

(2)免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機又は電源車の定格電流である約84Aに対し、十分余裕を有する約200Aとする。

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機受電盤の定格電流:1,000kVA $\div\sqrt{3}\div6$.9kV=83.7A \rightleftharpoons 84A

電源車2台の定格電流:1,000kVA÷√3÷6.9kV=83.7A≒84A

名 称		5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備		
台 数 台		2(予備 3)		
容 量 kVA/台		200		
機器仕様に関する注記		_		

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は,全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を設置する。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源装置は、1 台で 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。一方、燃料補給時、停止する必要があることから、1 台追加配備し、2 台を 1 セットとすることにより、速やかに切り替えることができる構成としている。

また、大湊側高台保管場所に2台を配備し、多重性を確保するとともに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに1台配備する設計し、合計3台の予備を配備する設計とする。

1. 容量

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の容量は,以下の表に示す必要な負荷を基に設定する。なお,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は重大事故等対処時の必要負荷と,重大事故等以外の一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した際の適切な措置のために必要な負荷がほぼ同等となる。(表 2)

表 2 0 分析 於 1 析	♥ 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
負荷名称	負荷容量(kVA)
換気空調設備	約 13kVA
照明設備(コンセント負荷含む)	約 19kVA
必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備*	約 17kVA
放射線管理設備	約 11kVA
合計	約 60kVA

表 2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要負荷

※電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料系統は付属の油タンク(990L) 等で構成される。付属の油タンクは重大事故等時に 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に電 源供給(60kVAの負荷に電源供給)した場合,約 66 時間の連続運転が可能な容量を持つ。

図1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源装置燃料性能表

名 称		負荷変圧器	
台 数	台	1	
容量	kVA/台	75	
機器仕様に関する注記		_	

負荷変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給する設計とする。

1. 容量

負荷変圧器の容量は,以下の表に示す必要な負荷容量に対し余裕を考慮し 75kVA とする。 (表 3)

表 3 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)
換気空調設備	約 13kVA
照明設備 (コンセント負荷含む)	約 19kVA
必要な情報を把握できる 設備,通信連絡設備**	約 17kVA
放射線管理設備	約 11kVA
合計	約 60kVA

※電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く

名 称		交流分電盤	
台 数 台		3	
母線容量 A/台		600	
機器仕様に関する注記		_	

交流分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重 大事故等に対処するために必要な電力を供給する設計とする。

1. 容量

交流分電盤の定格電流は、以下の表に示す必要な負荷を3つの交流分電盤に分散させ接続するが、保守的に1つの交流分電盤に接続した場合を想定すると、負荷電流は60kVA÷110V=546Aとなり、母線容量は余裕を考慮し、600Aとする。(表 4)

表 4 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)
換気空調設備	約 13kVA
照明設備	約 19kVA
(コンセント負荷含む)	ボリ 19KVA
必要な情報を把握できる	約 17kVA
設備,通信連絡設備※	ボリコイKVA
放射線管理設備	約 11kVA
合計	約 60kVA

※電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く

名称		電源車		
台 数 台		2(予備 9)		
母線容量 kVA/台		500		
機器仕様に関する注記		_		

電源車は、常設代替交流電源設備である免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機が使用不能の場合、免震重要棟内緊急時対策所の必要な電力を供給する設計とする。

電源車は,6号炉及び7号炉の重大事故等対処時に使用する可搬型代替交流電源設備(電源車)9台とあわせて合計11台の中から2台を用いる。

1. 容量

表 61-6-1 若しくは表 61-6-2 の負荷へ給電できるように、定格容量 500kVA の電源車 2 台とする。

61-7

保管場所図

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



図 61-7-1 免震重要棟内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 保管場所位置図

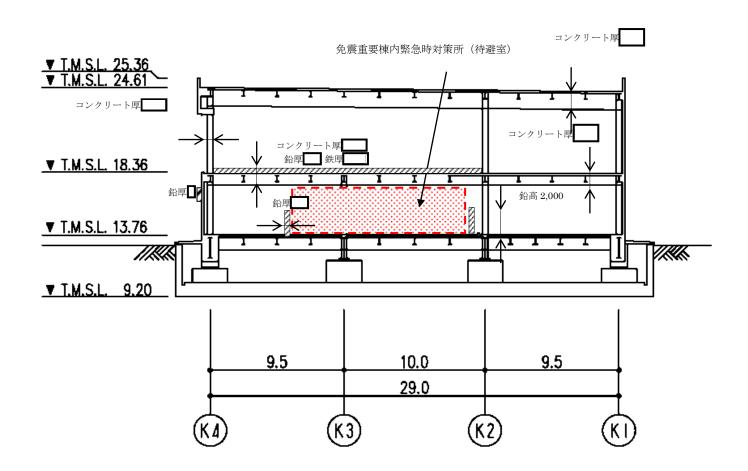


図 61-7-2 免震重要棟内緊急時待避所 (待避室) 居住性対策設備 位置図 (その1)

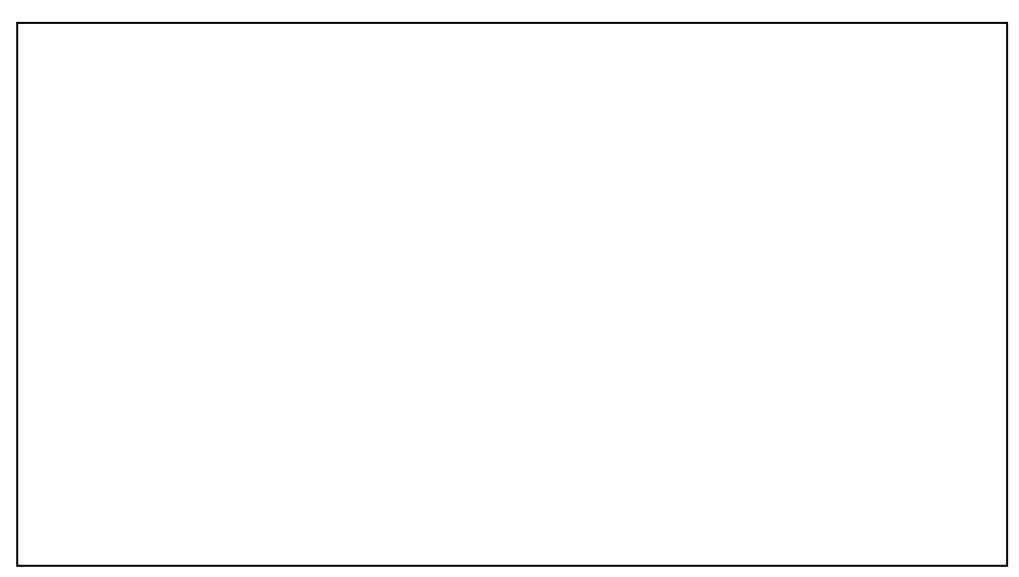


図 61-7-3 免震重要棟内緊急時待避所 (待避室) 居住性対策設備 位置図 (その2)

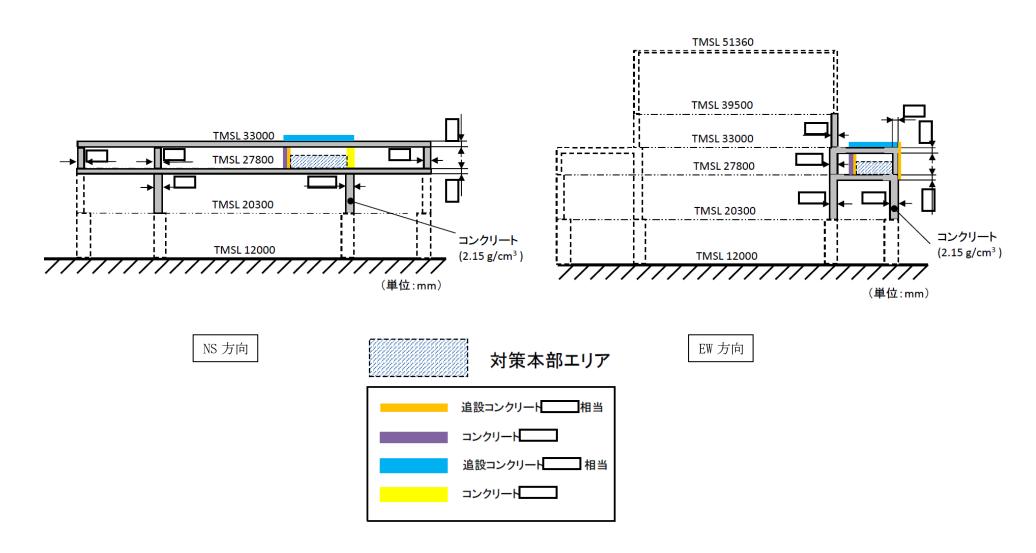


図 61-7-4 5 号炉原子炉建屋内緊急時待避所(対策本部)居住性対策設備 位置図(その1)

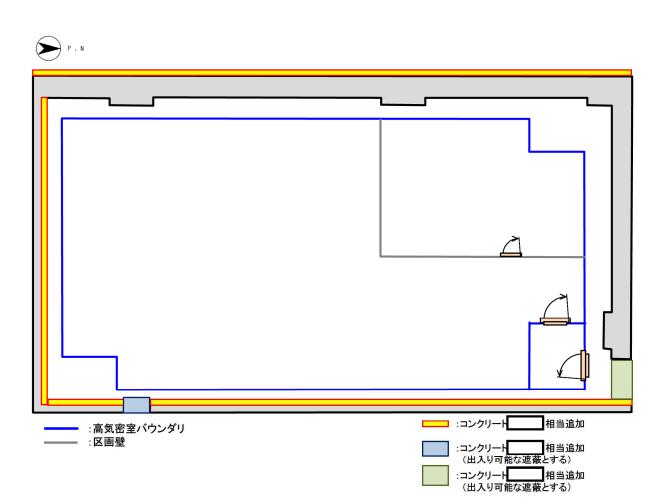
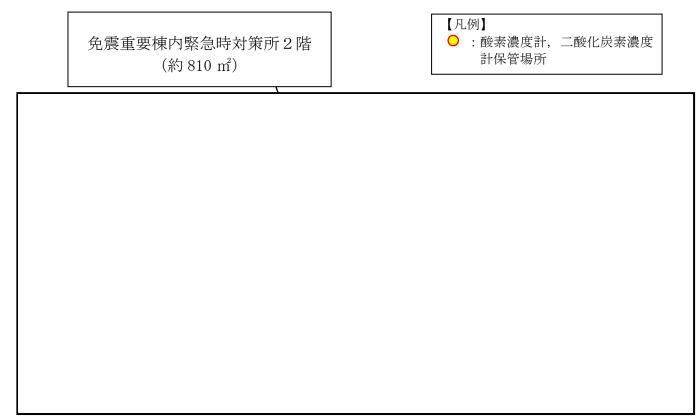


図 61-7-5 5 号炉原子炉建屋内緊急時待避所(対策本部)居住性対策設備 位置図(その2)



免震重要棟 2階平面図

図 61-7-6 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計 保管位置図



図 61-7-7 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計 保管位置図

【凡例】



図 61-7-8 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計,可搬型エリアモニタ 保管位置図

61-8

アクセスルート図

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



図 61-8-1 免震重要棟内緊急時対策所, 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 アクセス ルート

61-9

緊急時対策所について (被ばく評価除く)

1. 概要

- 1.1 設置の目的
- 1.2 拠点配置
- 1.3 新規制基準への適合方針

2. 設計方針

- 2.1 建物及び収容人数について
- 2.2 電源設備について
- 2.3 遮蔽設計について
- 2.4 換気空調系設備について
- 2.5 必要な情報を把握できる設備について
- 2.6 通信連絡設備について

3. 運用

- 3.1 必要要員の構成,配置について
- 3.2 事象発生後の要員の動きについて
- 3.3 汚染持ち込み防止について
- 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について
- 4. 耐震設計方針について

5. 添付資料

- 5.1 チェンジングエリアについて
- 5.2 配備資機材等の数量等について
- 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
- 5.4 SPDS のデータ伝送概要とパラメータについて
- 5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について
- 5.6 原子力警戒態勢,緊急時態勢について
- 5.7 緊急時対策本部内における各機能班との情報共有について
- 5.8 免震重要棟内緊急時対策所の耐震性につい
- 5.9 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所と 5 号炉のプラント管理について
- 5.10 設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合 方針について
- 5.11 福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力防災組織の見直しについて
- 5.12 柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流 れについて
- 5.13 停止中の 1~5 号炉のパラメータ監視性について
- 5.14 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部の構造及び耐震設計について

1. 概要

1.1 設置の目的

本申請において,当社柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所として,柏崎刈羽原子力発電所の事務建屋のうち免震構造を有する免震重要棟に「免震重要棟内緊急時対策所」を,5号炉原子炉建屋内に「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」の2拠点を設置することにより適合を図る。柏崎刈羽原子力発電所ではこれら2拠点を,一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合,並びに重大事故等が発生した場合において,中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。

また 2 拠点を, 重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽, 換気について考慮した設計とすると共に, 代替交流電源設備からの給電が可能な設計 とする。

これら2拠点は、耐震構造と免震構造を採用した建物構造の設計多様性を有する他、電源設備が6号及び7号炉、さらには免震重要棟内緊急時対策所と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所とで相互に独立しており、また異なる代替交流電源給電方式を採用した設備設計の多様性を有する設計とする。

発電所内に位置的に分散した複数の,かつ多様性を有する緊急時対策所拠点を備えることで重大事故等への対応性向上に,また更なる想定外事象への対応に資することが可能な設計とする。

(1) 緊急時対策所の特徴

免震重要棟内緊急時対策所は免震構造を有した免震重要棟に設置する設計とする。免 震構造を有した建物は、発電施設等に大きな影響が生じる可能性がある短周期地震に 対して優位性を有しており、免震重要棟は建築基準法告示で規定される地震動を 1.5 倍した地震力に対応する設計とする。さらに、免震重要棟内緊急時対策所は、迅速な 拠点立ち上げを可能とするため、対策要員の執務室・宿直室に近い場所に設置する設 計とする。

ただし,免震重要棟内緊急時対策所を設置する免震構造を有した免震重要棟においては,非常に大きな長周期成分を含む一部の基準地震動に対しては通常の免震設計クライテリアを満足しない場合がある。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置する

設計とする。5号炉原子炉建屋に設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、柏崎刈 羽原子力発電所6号炉,7号炉において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の 拠点として使用できるよう,基準地震動による地震力に対しても機能喪失しない設計 とする。

また,設計自体の保守性を考慮すると,仮に基準地震動が発生したとしても免震重要棟内緊急時対策所が継続利用可能な場合も想定出来ることから,地震後の損傷状況を踏まえた上で,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との使い分けを行う設計とすることが,多様性の観点から有益と考える。地震発生時の緊急時対策所拠点の運用に関する考え方については,3.2にて後述する。

表 1.1-1 各緊急時対策所の特徴

緊急時対策所	特徴
免震重要棟内 緊急時対策所	 ・発電施設に大きな影響が生じる可能性がある短周期地震に対して優位性を有している。 ・対策要員の執務室・宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 ・事務建屋執務室内にいる所員等、緊急時対策所以外の要員との連携が比較的容易である。 ・代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 ・免震重要棟内緊急時対策所を設置する免震構造を有した免震重要棟においては、非常に大きな長周期成分を含む一部の基準地震動に対しては通常の免震設計クライテリアを満足しない場合がある。
5 号炉原子炉建屋内緊 急時対策所	・基準地震動を含むすべての想定事象発生時において,対策要員が緊急時対策所内にとどまり,指揮・復旧活動を行うことが可能である。

なお,免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所各々について, 重大事故時のプルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う 要員,原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対 策に対処するために必要な要員を収容するため,緊急時対策所内に居住性を高めた待避室 又は対策本部を設置する設計とする。

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能概要比較を以下 に示す。

表 1.1-2 緊急時対策所の機能概要比較

			事	緊急時対策所		
緊急時対策所	場所	面積	耐震性	プルーム時 居住性	その他 (*2)	活用ケース
免震重要棟内 緊急時対策所 2階	免震重要棟 (免震構造)	約810㎡	△ (*1)	_	0	ケース 1
免震重要棟内 緊急時対策所 1階 (待避室)	同上	約238 m²	△ (*1)	0	0	ケース 2
5 号炉原子炉 建屋内緊急時 対策所	5 号炉原子炉建 屋 (耐震構造)	約318㎡	0	_	O (*3)	ケース 3
5 号炉原子炉 建屋内緊急時 対策所 (対策本部)	同上	約 140 ㎡	0	0	(*3)	ケース 4

<凡例> ○:活用可能 , △:活用場合がある , 一:設計配慮外

- (*1) 一部の基準地震動による地震力に対する耐震性を説明することが困難であるが, 建築基準法告示で規定される地震動の 1.5 倍の地震力に対して機能を喪失しないため上記表の通りとした。
- (*2)「その他」とは、設計基準事故への対処ケースのほか、地震の影響を受けず、重大事故等に伴うプルーム通過の影響も受けないケースを指す。
- (*3) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が損傷の場合,大湊側高台保管場所 に配備する同可搬型電源設備を移動させ接続替えを行い,電源設備の機能を修復する。

	免震重	要棟内緊急時対策所		5+	号炉原子炉建屋内緊急時対象	策所
設計基準 では、 </td <td>第2次緊急時態勢における6~7号が 要員数14名,保安検査官2名を合設計 緊急時 対策所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>る6〜7号炉に係る要員数(1 32名を合わせた176名に余裕</td> <td></td>	第2次緊急時態勢における6~7号が 要員数14名,保安検査官2名を合設計 緊急時 対策所				る6〜7号炉に係る要員数(1 32名を合わせた176名に余裕	
(通過前)	2\$	皆(約810m²)			(約140m²) 及び現場要員待	機場所(約178m²)
重大事故等(プ	設置許可基準規則61条2項で定め 1~5号炉に係る本部要員2名,保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				項で定められる6〜7号炉に例 2名,保安検査官2名,5号炉	
ルーム通過中)	1階(名	F避室)(約238m²)	ケ ス 2	ケ ス 4	3階 高気密室(約140m²)	
重大事故等	重大事故等(プルーム通過中)の するため、180名を収容できる設		時態勢へと移行	するため, 180名を収容	通中)の体制から,順次, できる設計	第2次緊急時態勢へと移行
	待避室 —			高気密室 (対策本部)		現場要員 待機場所
俊※	1階(名	f避室)(約238m²)		3階 高気密室	(約140m²)及び現場要員待	機場所(約178m²)

※プルーム通過後の第2次緊急時態勢への移行は、環境改善後、可能な限り実施できるよう準備するもの

図 1.1-1 緊急時対策所の機能概要比較図

1.2 拠点配置

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の配置図を以下に示す。 免震重要棟内緊急時対策所は、十分な支持力を有する番神砂層の上に設置された免震重 要棟に設置する設計とする。また、敷地高さT. M. S. L. *+13mの免震重要棟に設置すること により、発電所への津波による影響を受けにくい設計とする。配置は、6号炉、7号炉中央 制御室から直線距離で約1,700m離れた位置(アクセス道路での移動距離は約2,900m)とし、 また、換気設備及び電源設備を6号炉、7号炉中央制御室から独立させることにより、6号 炉、7号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、十分な耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置する。 また、敷地高さT.M.S.L.+12mの5号炉原子炉建屋の3階フロア(T.M.S.L.+27.8m)に設置することにより、発電所への津波による影響を受けない設計とする。配置は、6号炉、7号炉中央制御室から直線距離で約200m離れた位置(アクセス道路での移動距離は約400m)とし、また、換気設備及び電源設備を6号炉、7号炉中央制御室から独立させることにより、6号炉、7号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。



図1.2-1 免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 配置図

1.3 新規制基準への適合方針

(1) 設計基準事象への対処

緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と,その適合方針は以下表 1.3-1, 1.3-2 の通りである。

表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条 (緊急時対策所)

実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に関 する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第34条(緊急時対策所)	一次冷却系統に係る発電用 原子炉施設の損壊その他の異 常が発生した場合に適切な措 置をとるため,6号炉,7号炉 中央制御室以外の場所に緊急 時対策所を設置すること し,免震重要棟内緊急時対策 所,5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所を設ける。

表 1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第四十六条 (緊急時対策所)

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所) 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第46条(緊急時対策所) 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の際急力を 下次には、一次には、一次には、場合には、場合には、場合になり、場合になり、場合にの で大きながいる。 では、場合におり、場間の正確になり、場合におり、場合におり、のでは、はないでは、はできると、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	用異措炉急と策時 電のな号緊と対急 所対と に壊合号場る急内 が施生る御所震師である。 が一次がをと制策免号をとなる。 が大がをと制策免号をといるの。 の適のため、外置内建 に変を要子の要で がをと制策免号を各に収 中プめ・要をを受けるの要で 神ン必示情が、所はまる。 をとりが、が、まました。 をとりが、が、ないでである。 をとりが、の要で 神ン必示情が、のでいれいた、とのでは、の状のでは、のでは、のでは、のでは、ないでで、は、のでは、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈

適合方針

(緊急時対策所)

第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。

第46条 (緊急時対策所)

さらに,所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備を,免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。

事故に対処する発電所内の 関係要員に対して必要な指示 が出来る通信連絡設備を免震 重要棟内緊急時対策所及び5 号炉原子炉建屋内緊急時対策 所に設置する。

さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気かみを、繁急時的に停止した場合に、事故対策のであるに変した場合に、事故対策とした場合に、事故対策とした。ない酸素濃度であることが、正確に把握であることが、また、所定であることが、また、可搬型を問わない。

免震重要棟内緊急時対策所 及び5号炉原子炉建屋内緊急 時対策所では,空調隔離時で も酸素濃度計及び二酸化炭素 濃度計により,室内環境を確 認することができる。 以下は,外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定め られる緊急時対策所に関する要求事項と,その適合方針である。

表 1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)

平に関りる規則」 第	ひ未(外部かりの倒拳による損傷	(A) M) TT)
実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に関 する規則の解釈	適合方針
(外部からの衝撃による損傷の 防止)	第6条(外部からの衝撃による損傷 防止)	
第六条 安全施設は、想定される 自然現象(地震及び津波を除く。 次項において同じ。)が発生した 場合においても安全機能を損な わないものでなければならない。	1 定、	原常 電開業 電の の他切なには の他切なにに の他切なにに の他切なに の他切なに の他切なに の他切なに の他切なに のもまれ のも。 のもまれ のもまれ のもまれ のもまれ のもまれ のもまれ のもまれ のもまれ のもまれ のもまれ のも のも のも のも のも のも のも のも のも のも
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすお表響を及られがあると想定されると想定安全施設は作用する衝撃及び設計基準事したものでなければならない。	4 第2項に規定するでは、 電工規定するででは、 電工のののでは、 でででは、 ののでは、 ののでは、 ででででは、 ののでは、 ののでは、	

実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に関 する規則の解釈	適合方針
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定されると自におままない。当該重要安全施設により当該重要安全施設により当該重要安全施設が発生した場合に生じる応力を単純にる中ではなく、それぞれの因果関にしているではなく、それぞれの因果関にしているのではなく、それぞれの因果関にしているのではなく、それぞれの因果関にしている。	
3 安全施設は、工場等内又はその周辺に対して、 関辺において安全性をおいるないののではあるないのではあるによるものではあるによるに対してのができます。 はないのでは、 はない。	7 定性がのしな施備 8 炉と人除のあム有害に設定に第カ、 3 るなおよ)損以対。用るあも地も)火的機子面のおよ)損以対。用るあもがなり、大的機工又記入除機施放き電世でる敷とを変安生置した。を変安生置した。 3 るななりに前のの安全を主置した。 3 のはは、 1 を 2 を 3 の 2 を 3 の 2 を 3 の 2 を 3 の 2 を 3 の 2 を 3 の 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 4 を 4 を 5 を 6 を 8 を 6 を 7 を 8 を 8 を 7 を 8 を 8 を 8 を 8 を 8 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9	

* 「5.10 設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針について」として後述する。

以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急 時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表 1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条 (火災による損傷の防止)

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (火災による損傷の防止) 第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かっ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。 を軽減する機能を有するものでなければならない。 実用発電用原子炉及びその附属施設の放備の基準に関する規則の解釈 第8条 (火災による損傷の防止) 第6条 (火災による損傷の防止) 第6条 (火災により、発電用原子炉建屋に時対策所)の建物及び各、急時対策所機能と同対策が機能を設置にできる設備を対策が機能を設置が変数性による火災の発生防止が支充を全機能が損なわれない」とは、安全性が損なわれない」とは、安全性が損なわれない」とは、安全性が損なわれない」とは、安全性が損なわれない」とは、安全性が損なわれない」とは、大災の発生防止が支充を全機能が損なわれる。 第8条 について、安全施設の安全機能が損なわれない。 なた性が損なわれない」とは、安全性が損なわれない。 なた性が損なわれない」とは、安全性が損なわれない。 なた性が損なわれない。とは、変全性が損なわれない。と対策できる設性の関係を対策が機能と同うとは、な情報を把握できる設性の対策が関係を対策が関係を主による火災の発生的上で、大災の発生的上で、発生した火災を変やで、関係においても、消防に発生した火災を速やで、関係第12に発生した火災を速やで、対策が関係に係る審査基準」(原規・対策が関係に対するととによりに対策が関係を対策が関係に対するとい、対策が関係に対するとによりに対策が関係に対するとによりに対策が関係に対するとによりに対策が関係に対するとによりに対策が関係に対するとは対策が関係に対するとによりに対策が関係に対するとによりに対するとによりに対するとによりに対するとによりに対するとに対策が関係に対するとによりに対策が対策が関係に対するとによりに対するとによりに対するとに対策が対策が関係に対するとに対策が対するとに対策が対策が対策が対策が対するとに対策が対するとに対策が対するとに対策が対策が対策が対策が対するとに対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対			
第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かっ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。 第 条 については、設計基準に	施設の位置、構造及び設備の基	、構造及び設備の基準に関適合	計方針
災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。 「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とが、安全をおければならない。 「発電用原子炉施設の安全機能が損なわれない」とは、安全をおければならない。 「発電用原子炉施設の安全機能が損なわれない」とは、安全をおければならない。 「発電用原子炉施設の安全機能が損なわれない」とは、安全をおければならない。 「発電用原子炉施設の安全機能が損なわれない」とは、安全をおければならない。 「発電用原子炉施設の安全機能が損なわれない」とは、安全をおければならない。 「発電用原子炉施設の安全機能が損なわれない」とは、安全をおければならない。 「発電用原子炉施設の安全機能が損なわれない」とは、安全をおければならない。 「発電用原子炉施設の安全機能が損なわれない」とは、安全をおければならない。 「大災の発生防止に変を大能を対して必要を機能が損なわれるおそれがある火災に対して必要な機能が損なわれない」とは、安全を表したが災の発生防止に変を推置が求められる。 「大災の発生防止に変を対策所及び手を見かで、関連に対して必要な機能が損なわれない」とは、安全を表している。したが、の発生防止による火災の発生防止による火災の発生防止による火災の発生防止による火災の発生防止による火災の発生防止による火災の発生防止に対して必要な機能が対策を全機能が対策を発生を表して、対策を対策を表して、対策を表しており、消防に対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表し、対策を表	(火災による損傷の防止)	火災による損傷の防止)	
適合するものであること。 2 消火設備(安全施設に属する ものに限る。)は、破損、誤作動 又は誤操作が起きた場合におい ても発電用原子炉を安全に停止 適合するものであること。 当該緊急時対策所に設制機器等の損傷を最小限しることができる。 当該緊急時対策所に設制機器等の損傷を最小限していることができる。	第八条 設計基準対象施設は、火 災によりのの 発生を別ないようで知れないようで知れないようで知れないようで知れないとがで知いたのの 発生を関に火災感が感がしたがで知いで知いで知いで知いで知いで知いで知いで知いで知いで、大 で知いで知いで知いで知いでは、 で知いで知いで知いで知いで知いでは、 で知いで知いで知いで知いで知いでは、 ののでは、 では、 でない、 ない、 とがに、 ない、 ののでは、 ない、 とがに、 ない、 ののでででない。 ののでででである。 が、 とがに、 ない、 ののでででである。 ののででである。 が、 ない、 ののででである。 が、 ない、 ののでででである。 が、 ない、 ののでででである。 が、 はい、 はい、 ない、 ののででである。 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、	集につる火災により、おりなった。 を主かの方を全性が計基準ののたといれては、設計基準が大災にが開生をでは、かりないでは、では、は、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、ないで	子物能電でびに燃発と重号所すの火も知り災こ策を炉及と源きそ対性生す要炉(るア災,器,をと所最建びし設るれし材防る棟原緊関クが消,当速にに小屋各て備設らて料止。内子急連セ発防消該やよ設限唇をで開い、の対。 緊炉時設ス生法火機かっ置に外の設,備へ,の対。 緊炉時設ス生法火機かっ置に緊の置必,の不使策。急建対備ルしに設器にてす抑急の緊す要通ア燃用を一時屋策,一た準備等感,るえ
させるための機能を損なわない により消火設備が作動した場合に ものでなければならない。 おいても、発電用原子炉を安全に停 止させるための機能を損なわない ものであること。		、発電用原子炉を安全に停 ための機能を損なわない	

(2) 重大事故等への対処

緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と,その適合方針は以下の通りである。

表 1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第六十一条 (緊急時対策所)

実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に関 する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策第三人類でははおするとの規定にはおするといるという。のは、必要にはおするという。ない。 おきまり できるのには できるのには できるのです できるのです できるのです できるのです できるのです できるので できるので できるので できるのに できるので できるのに できるのに できるのが 適こる うにを できるのが 適こる うにを できるのが 適こる うにを できるのが できるのに できるのが できるが できるが できるが できるが できるが できるが できるが できる	第 6 1 年 5 年 5 年 5 年 5 年 6 年 6 年 7 年 8 年 7 年 8 年 7 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8	*本表欄外下部に示す

実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に関 する規則の解釈	設計方針
	2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する事業に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損の拡散を工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するための要員を含むものとする。	*本表欄外下部に示す

- (*) 以下,表 1.3-5の適合方針について説明する。
- a. 要員 (規則第六十一条2項,規則解釈第61条2)

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,6号及び7号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え,原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員として最大69名を収容できる設計とする。

b. 同時機能喪失回避 (規則解釈第61条1のb)

免震重要棟内緊急時対策所は,6号炉,7号炉中央制御室から十分離れていること (約1,700m),換気設備及び電源設備を6号炉,7号炉中央制御室から独立させ,6号炉,7号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は,6号炉,7号炉中央制御室から十分離れていること (約200m),換気設備及び電源設備を6号炉,7号炉中央制御室から独立させ,6号炉,7号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。

c. 電源設備 (規則解釈第61条1のc)

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は,通常時,外部 電源から受電する設計とする。外部電源喪失時,免震重要棟内緊急時対策所は,常設 代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から受電可能な設計とし,可搬型代 替交流電源設備は常設代替交流電源設備と多様性を有した設計とする。また5号炉 原子炉建屋内緊急時対策所は,可搬型代替交流電源設備及び予備の可搬型代替交流 電源設備から受電可能な設計とし、予備の可搬型代替交流電源設備は可搬型代替交流電源設備と多重性を有した設計とする。

d. 居住性対策 (規則解釈第61条1のd, e)

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の重大事故等の対 策要員の居住性が確保されるように,適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)は重大事故等において必要な対策活動を 行うため、またプルーム通過中の必要要員を収容可能な設計とする。免震重要棟内 緊急時対策所1階(待避室)は上部、側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイ シャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制する設計とする。また、 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)を可搬型陽圧化空調機を用いて加圧し、 重大事故等に伴うプルーム通過中及びプルーム通過後の意図しない放射性物質の流 入による内・外部被ばくを抑制する設計とする。さらに免震重要棟内緊急時対策所 の建屋外周にコンクリート遮蔽を設置し、グランドシャイン等による外部被ばくを 抑制する設計とする。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所では重大事故等時において必要な対策活動を行うため,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を設置する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は気密性を確保した高気密室内に設置し、上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、高気密室を可搬型陽圧化空調機または空気ボンベ陽圧化装置を用いて陽圧化し、重大事故等に伴うプルーム通過中及びプルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。

また,高気密室内には二酸化炭素吸収装置を設置し,外気を遮断した状態において も二酸化炭素濃度増加による窒息を防止可能とする。

遮蔽設計及び換気設計により免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で約86mSv(免震重要棟内緊急時対策所)、約56mSv(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)であり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。

e. 必要な情報を把握できる設備 (規則第六十一条1項の二)

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・気象状況を把握するため,必要な情報を 把握できる設備(安全パラメータ表示システム(SPDS))を設置する。

f. 通信連絡設備 (規則第六十一条1項の三)

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。また,免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。

g. 汚染の持ち込み防止 (規則解釈第61条1のf)

重大事故等時に免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を、免震重要棟建屋内の免震重要棟内緊急時対策所出入口付近に、及び5号炉原子炉建屋内の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所出入口付近にそれぞれ設ける。

h. 資機材配備 (規則第六十一条1項の一)

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり,重大事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また対策要員が7日間緊急時対策所内にとどまり,現場での復旧作業に必要な数量の放射線防護資機材(着替え,マスク等)を配備する。

i. 地震 (規則解釈第61条1のa)

免震重要棟内緊急時対策所を設置している免震重要棟は建築基準法告示で規定される地震動を 1.5 倍した地震力に対応した設計とする。非常に大きな長周期成分を含む一部の基準地震動に対しては通常の免震設計クライテリアを満足しない場合があり、その際には構造物・設備の損傷が発生する可能性があると想定される。そのため、一部の基準地震動に対しては機能喪失すると判断する。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は 5 号炉原子炉建屋内に設置していることから, 基準地震動による地震力に対し,機能を喪失しない設計とする。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備,換気設備,必要な情報を 把握できる設備,通信連絡設備等については,転倒防止措置等を施すことで,基準地震動に 対し機能を喪失しない設計とする。また地震,地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定 した場合においても,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため, 5号炉原子炉建屋内のアクセスが出来るように設計する。

(代替手段)

免震重要棟内緊急時対策所が機能喪失する様な事態を想定した場合であっても,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設置することで,基準地震動による地震力を考慮 した際の柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能を維持できる設計とする。なお, 免震重要棟内緊急時対策所は免震装置を有した構造であることから,基準地震動に よる地震力のうち発電施設等に大きな影響が生じる可能性がある短周期地震に対し て優位性を有しており,機能を維持できるものと想定される。

j. 津波 (規則解釈第61条1のa)

柏崎刈羽原子力発電所の敷地における基準津波による最高水位は T.M.S.L.*+7m 程度と評価される。

これに対し5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は, T. M. S. L. +12m の敷地に設置された5号炉原子炉建屋の3階フロア (T. M. S. L. +27.8m) に設定することにより, 周辺に設置する関連設備, アクセスルートを含め, 基準津波の影響を受けない設計とする。

また,前項i. に示したように,一部の地震動に対して機能喪失する可能性があると判断している免震重要棟内緊急時対策所についても, T. M. S. L. +13m の敷地に設置された事務建屋のうち免震構造を有する免震重要棟に設定することにより,津波に対しては,その影響を受けにくい設計とする。

* T. M. S. L.: 東京湾平均海面(旧称 T. P.)

以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急 時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表 1.3-6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第四十一条 (火災による損傷の防止)

実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に関 する規則の解釈	設計方針
(火災による損傷の防止) 第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	第41条(火災適用釈にはのである。 第41条ののである。 第41条ののである。 第8条第1項の解釈にに進電の解釈にはののである。 第8条第1項の解釈には傷の計画を表生のの計画を表生では、よりなは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	*本表欄外下部に示す

- (*) 以下,表 1.3-6 の適合方針について説明する。
- k. 火災防護 (規則解釈第41条)

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は火災により緊急 時対策所に必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することがで き、かつ、火災感知設備及び消火設備を有する設計とする。

火災の発生を防止するため、免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)は、系統内に水素が滞留することを防止する設計としている。また、主要構造物、設備は不燃性材料を使用し、ケーブルは自己消火性(UL垂直燃焼試験)・耐延焼性(IEEE383)の実証試験に合格する線種を使用する設計とする。地震への対策としては「1.3(2)i 地震」に記載する耐震設計とすることによって火災発生の防止を図っている。

火災感知及び消火については,免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺に設置する関連設備,及びそれらへのアクセスルートを含む)とも,消防法に基づき火災感知器を設置している。特に,緊急時対策所を設置する屋内のケーブル布設箇所等には,火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器に加え,異なる2種類目の感知器として熱感知器を設置する設計とする。感知器は,外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし,6号炉,7号炉中央制御室等にて適切に監視できる設計とする。

消火設備としては消火栓及び消火器を適切に設置している。免震重要棟内緊急時対 策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺に設置する関連設備, 及びそれらへのアクセスルートを含む)のうち、火災によって煙が充満し消火が困 難となる可能性のある室内には、固定式消火設備を配備する設計とする。

なお,免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設備の うち,重大事故対処設備に関する概要を表1.3-7に示す。また表1.3-8に設計基準対象施 設及び重大事故等対処設備一覧を示す。

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (1/4)

75 64. HG AF	⇒n./#±	代替する機能を有する 設計基準対象施設		設備 種別	設備分類	
系統機能	設備	設備	耐震重要 度分類	常設 可搬型	分類	機器 クラス
居住性の確保 (免震重要棟内緊急時対策所)	緊急時対策所 (免震重要棟内緊急時対策所)	_	_	常設	(重大事故等対処施設)	_
	免震重要棟内 緊急時対策所遮蔽			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備*1	_
	免震重要棟内緊急時 対策所(待避室)遮蔽			常設 可搬	常設重大事故緩和設備 可搬型重大事故緩和設備**2	_
	免震重要棟内緊急時対策所 可搬型陽圧化空調機			可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備**3	_
	免震重要棟内緊急時対策所 給排気隔離ダンパ			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備*1	_
	酸素濃度計※4			可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	二酸化炭素濃度計※4			可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	差圧計*4			可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	地震観測装置			常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
必要な情報の把握 (免震重要棟内緊急時対策所)	必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS))	_	_	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_

(免震重要棟内緊急時対策所は変位が免震構造の許容値を超える地震動発生時を除いて使用する設備)

- ※1 常設重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類としている。
- ※2 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備及び可搬型設備であるため、本分類としている。
- ※3 常設重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する可搬型設備であるため、本分類としている。
- ※4 計測器本体を示すため計器名を記載

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (2/4)

	1	及帰(5) 分院女(01)木	示心"()	1	(2/1)	
1-1-11/1. No	-0.44	代替する機能を有する 設計基準対象施設	5	設備 種別	設備分類	
系統機能	設備	設備	耐震重要 度分類	常設 可搬型	分類	機器 クラス
通信連絡 (免震重要棟内緊急時対策所)	無線連絡設備 (常設)	送受話器, 電力保安通信用電話設備	C —	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	_
	無線連絡設備(可搬型)	_		可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	_
	衛星電話設備(常設)	_	_	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	衛星電話設備(可搬型)			可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	統合原子力防災ネットワークを用い た通信連絡設備			常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	データ伝送設備			常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
電源の確保 (免震重要棟内緊急時対策所)	免震重要棟内緊急時対策所用 ガスタービン発電機	外部電源	_	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	_
	免震重要棟内緊急時対策所用 ガスタービン発電機用 地下貯油タンク			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	_
	免震重要棟内緊急時対策所用 ガスタービン発電機用 燃料移送ポンプ			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	_
	免震重要棟内緊急時対策所用 ガスタービン発電機用受電盤			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	_
	電源車			可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	_
	免震重要棟内緊急時対策所用ガスタ ービン発電機-電源車切替断路器			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	_
	軽油タンク タンクローリ (16kL)			57条に記	載	
	タンクローリ(4kL)					

(免震重要棟内緊急時対策所は変位が免震構造の許容値を超える地震動発生時を除いて使用する設備)

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (3/4)

	X 1.0 ↑ 重八事联剂及	小井 トス 機 かっと ナース	亲心的 70		(0/4)	
		代替する機能を有する		設備	設備分類	
系統機能	設備	設計基準対象施設		種別	BA MIL 73 APA	
不加收配	IX.I/III	=n./±	耐震重要	常設	八拓	機器
		設備	度分類	可搬型	分類	クラス
居住性の確保	緊急時対策所)// ===	(~ 1 	
(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	-	_	常設	(重大事故等対処施設)	_
(0.7) 从1 // 定座门东心可归水///	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				党凯科霍手亚手上事投 供业机供	
	5 号炉原子炉建屋内			常設	常設耐震重要重大事故防止設備	_
	高気密室				常設重大事故緩和設備*1	
	5 号炉原子炉建屋内			常設	常設耐震重要重大事故防止設備	_
	緊急時対策所遮蔽			市权	常設重大事故緩和設備*1	
	5 号炉原子炉建屋内緊急時			→ IAn	可搬型重大事故防止設備	
	対策所 可搬型陽圧化空調機			可搬	可搬型重大事故緩和設備※2	_
	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所					
	空気ボンベ陽圧化装置(空気ボンベ)			可搬	可搬型重大事故緩和設備※3	_
	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所					
	***************************************			常設	常設重大事故緩和設備※4	_
	空気ボンベ陽圧化装置(配管・弁)				V-1-1-7-7-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	
	5 号炉原子炉建屋内緊急時			常設	常設耐震重要重大事故防止設備	_
	対策所 二酸化炭素吸収装置			113 82	常設重大事故緩和設備※1	
	5 号炉原子炉建屋内緊急時			可搬	 可搬型重大事故緩和設備 ^{※3}	
	対策所 可搬型エリアモニタ			□ J 7列文	可颁生里八争以极和政师	
	可搬型モニタリングポスト			60 条に記載	•	
	可放生で一クリングがスト			の未に記載		
	酸素濃度計※5	(同上)		可搬	可搬型重大事故等対処設備	
	数 条	(同上)		PJ 协议	(防止でも緩和でもない設備)	_
					可搬型重大事故等対処設備	
	二酸化炭素濃度計※5			可搬	(防止でも緩和でもない設備)	_
					可搬型重大事故等対処設備	
	差圧計※5			可搬	(防止でも緩和でもない設備)	_
 必要な情報の把握	び悪な体却な神根できて乳件				常設重大事故等対処設備	
> ,, ,	必要な情報を把握できる設備	_	_	常設		_
(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	(安全パラメータ表示システム (SPDS))	2014人でレファーナ4月月上フ港ニニル#デ		ハギしょっ、	(防止でも緩和でもない設備)	

^{※1} 常設耐震重要重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類としている。

^{※2} 常設重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する可搬型設備であるため、本分類としている。

^{※3} 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する可搬型設備であるため、本分類としている。

^{※4} 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類としている。

^{※5} 計測器本体を示すため計器名を記載

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要(61条 緊急時対策所) (4/4)

77 64 146 M	⇒n. (#±	代替する機能を有する 設計基準対象施設		設備 種別	設備分類	
系統機能	設備	設備	耐震重要 度分類	常設 可搬型	分類	機器 クラス
通信連絡 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	無線連絡設備(常設)	送受話器, 電力保安通信用電話設備 —	C _	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	無線連絡設備(可搬型)			可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	_
	衛星電話設備(常設)	-	_	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	衛星電話設備(可搬型)			可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備			常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
	データ伝送設備			常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	_
電源の確保 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	5 号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電源設備	非常用所内電源	_	可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	_
	負荷変圧器			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	_
	交流分電盤			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	_
	軽油タンク		Ę	57条に記載		
	タンクローリ(4kL)					

表 1.3-8 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧

		設計基準対象施設	重大事故等対処設備**
	施設	免震重要棟内緊急時対策所(2階)	免震重要棟内緊急時対策所(1 階)
代替電源設備		外部電源	免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機, 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ, 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用地下貯油タンク, 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電盤, 電源車, 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機ー電源車切替断路器
免 震 重 要 棟 内 緊 急 時対策所	居住性を確保するための 設備	酸素濃度計,二酸化炭素濃度計	可搬型陽圧化空調機,遮蔽, 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計 給排気隔離ダンパ(給気隔離ダンパ,排気隔離ダンパ,給排気隔離ダ ンパ(手動))
	必要な情報を把握できる 設備, 通信連絡設備	必要な情報を把握できる設備(安全パラメータ表示システム (SPDS)),統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信連絡設備(送受話器,無線連絡設備,衛星電話設備,送受話器(ページング),電力保安通信用電話設備,テレビ会議システ	必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS)), 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信連絡設備 (無線連絡設備, 衛星電話設備)
	外部状況を把握するた	ム, 局線加入電話設備), 専用電話設備 (ホットライン) 地震観測装置 (加速度検出器, 震度表示計, 変位量識別用ポール)	地震観測装置(加速度検出器,震度表示計,変位量識別用ポール)
	めの設備施設	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所
	代替電源設備	非常用所内電源	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬電源設備, 負荷変圧器,交流分電盤
5 号炉原子 炉建屋内	居住性を確保するための 設備	酸素濃度計,二酸化炭素濃度計	高気密室,可搬型陽圧化空調機,空気ボンベ陽圧化装置,二酸化炭素吸収装置,遮蔽,差圧計,可搬型エリアモニタ,可搬型モニタリングポスト,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計
緊急時対 策所	必要な情報を把握できる	必要な情報を把握できる設備(安全パラメータ表示システム (SPDS))	必要な情報を把握できる設備(安全パラメータ表示システム(SPDS))
	設備,通信連絡設備	通信連絡設備(送受話器,無線連絡設備,衛星電話設備,送受話器(ページング),電力保安通信用電話設備,テレビ会議システム,局線加入電話設備),専用電話設備(ホットライン),統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	通信連絡設備 (無線連絡設備,衛星電話設備), 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備

※免震重要棟内緊急時対策所の場合は変位が免震構造の許容値を超える地震動発生時を除いて使用する設備

2. 設計方針

本項では、免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の主として設計基準対象施設としての緊急時対策所拠点と、各々に設置する重大事故等対処拠点の設備設計方針について、ケース3~ケース4として説明する。以下に、各ケースの設計上の拠点の考え方について概略を示す。

表 2-1 緊急時対策所の拠点の考え方

	緊急時対策所 名称	設置場所	拠点の考え方
ケース 1	免震重要棟内 緊急時対策所 2階	免震重要棟 2階	・設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。 ・地震・プルームを伴わない重大事故等対 処拠点として活用できるよう設計する。
ケース 2	免震重要棟内 緊急時対策所 1階 (待避室)	免震重要棟 1階	・設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。 ・地震を伴わない重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(プルームに対処できる設計とする。)
ケース 3	5 号炉原子炉建 屋内緊急時対 策所	5 号炉原子炉建屋 3 階高気密室 及び 5 号炉原子炉建屋 中央制御室空調機 械室	・設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。 (竜巻襲来に伴う 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の修復に際しては,免震重要棟内緊急時対策所を期待する。) ・プルームを伴わない重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(基準地震動に対処できる設計とする。)
ケース 4	5 号炉原子炉建 屋内緊急時対 策所 (対策本部)	5 号炉原子炉建屋 3 階高気密室	・設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。 ・重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(基準地震動,プルームに対処できる設計とする。)

- 2.1 建物及び収容人数について
- (1) 免震重要棟内緊急時対策所

免震重要棟内緊急時対策所は,事務建屋内のうち免震機能を備えた免震重要 棟に設置する設計とする。

免震重要棟は、鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物であり、地上2階建て、延べ床面積約4,100㎡を有する設計とする。

免震装置は、1階と基礎との間(免震層)に鉛プラグ入り積層ゴムと剛すべり支承をバランスよく配置する設計とする。

設計用地震動は,建築基準法第 20 条及び平成 12 年建設省告示第 1461 号で規定される極めて稀に発生する地震動の 1.5 倍の入力レベルを考慮し, その位相特性には実地震波の八戸位相, JMA 神戸位相及び一様乱数位相の異なる 3 波を採用する。

免震重要棟の上部構造については、塑性変形した場合、急激に塑性変形が進展する可能性があることを考慮し、弾性範囲の応答に入っていることを確認しており遮蔽性能等について機能喪失しない設計とする。

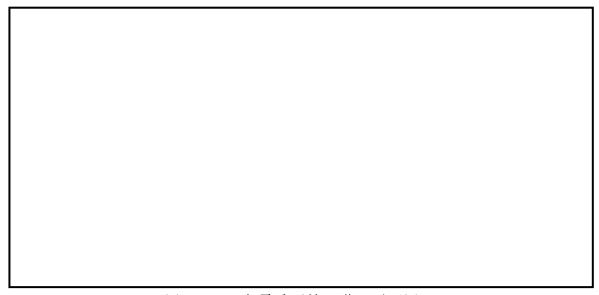


図 2.1-1 免震重要棟 1 階 平面図

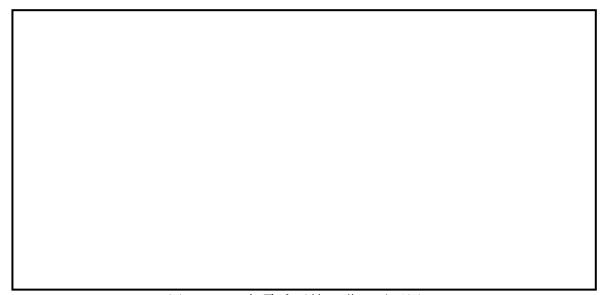


図 2.1-2 免震重要棟 2 階 平面図

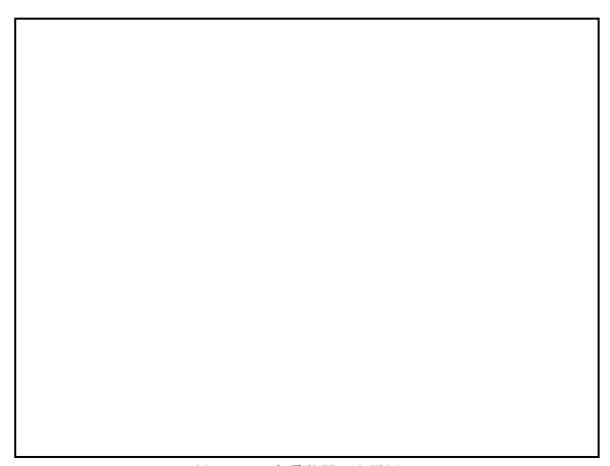
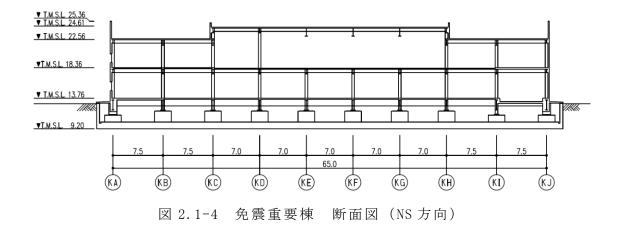


図 2.1-3 免震装置の配置図



枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

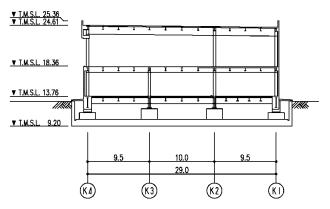


図 2.1-5 免震重要棟 断面図 (EW 方向)

a. 免震重要棟内緊急時対策所2階(ケース1)

免震重要棟2階には緊急時対策所として約810㎡を確保する設計とする。

免震重要棟内緊急時対策所 2 階は,一部の基準地震動を除いた地震被災対応 のため,及び重大事故等時のプルーム通過時以外の対応のため,最大 180 名の緊 急時対策要員が活動することを想定し,十分な広さと機能を有した設計とする。

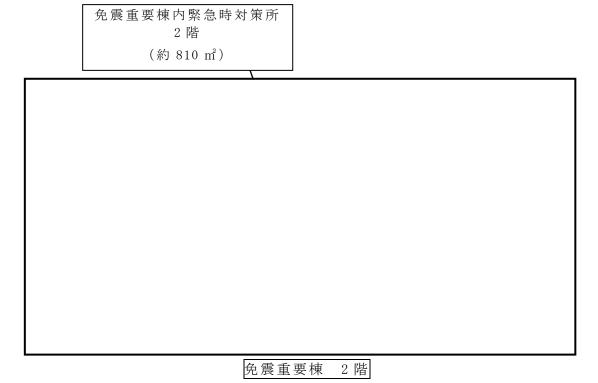
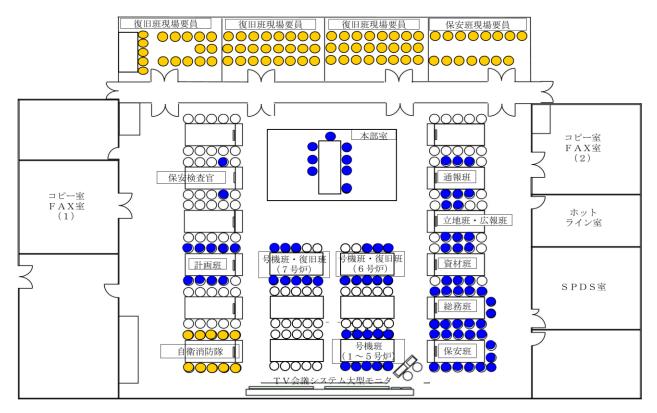


図 2.1-6 免震重要棟内緊急時対策所 2 階の部屋見取り図



(注)レイアウトについては、1~5号炉対応要員も含めており、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。自 衛消防隊は状況に応じて緊急時対策所に入る。

【凡例】

: 緊急時対策所機能班要員: 緊急時対策所現場要員 自衛消防隊

図 2.1-7 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 レイアウトイメージ

b. 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) (ケース2)

免震重要棟 1 階には重大事故等対応時の緊急時対策所として約 238 m ² を有する設計とする。

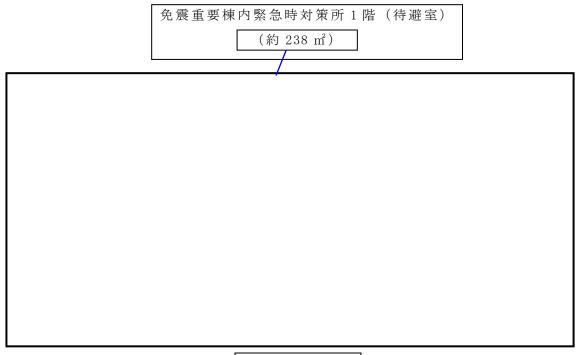
免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) は,一部の基準地震動を除いた地震被災対応のため,及び重大事故等のプルーム通過に備えた十分な広さと機能を有した設計とし,プルーム通過中においても,重大事故等に対処する為に必要な指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員を含め,最大 73 名の緊急時対策要員が活動することを想定し,十分な広さと機能を有した設計とする。

更にプルーム通過後においては, プルーム通過に備える必要最低限の重大事故等対策要員に限定した以前の体制へと移行させる。そのため免震重要棟内緊

急時対策所 1 階 (待避室) はその中央部の待避室も含めた,約 238 ㎡を確保する設計とする。最大 180 名の緊急時対策要員が活動することを想定し、十分な広さと機能を有する設計とする。

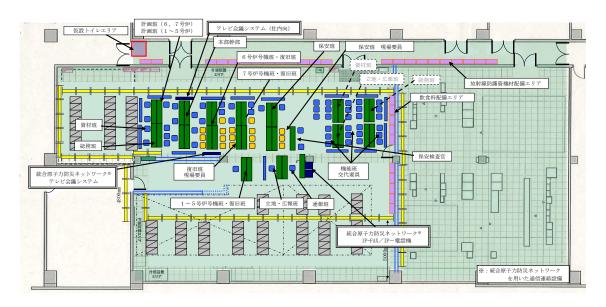
原子力防災組織については、福島第一原子力発電所事故の教訓を反映し、Incident Command System (ICS) の考え方を導入して、重大事故等対処に伴う体制の縮小・拡大に際しても、必要な指揮命令、及び現場復旧活動が円滑に行うことが出来るよう設計する。

免震重要棟内緊急時対策所は、緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画(以下、「チェンジングエリア」という。)を設ける。チェンジングエリアは、免震重要棟内緊急時対策所に併設する設計とし、緊急時対策要員の被ばく低減の観点から免震重要棟内に設営する。



免震重要棟 1階

図 2.1-8 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) の部屋見取り図

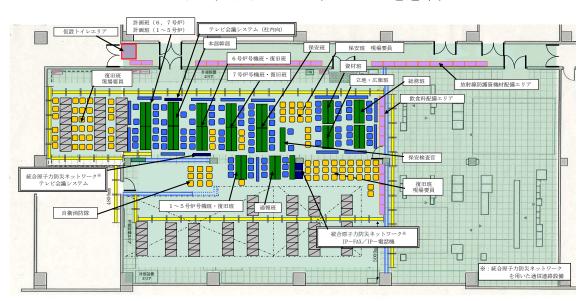


(注)レイアウトについては、1~5号炉対応要員も含めており、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。自衛消防隊は状況に応じて緊急時対策所に入る。

【凡例】

- ○:緊急時対策所機能班要員
- :緊急時対策所現場要員 自衛消防隊

図 2.1-9 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) レイアウトイメージ (プルーム通過中)



(注)レイアウトについては、1~5号炉対応要員も含めており、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。自 衛消防隊は状況に応じて緊急時対策所に入る。

【凡例】

- ●:緊急時対策所機能班要員
- :緊急時対策所現場要員 自衛消防隊

図 2.1-10 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) レイアウトイメージ (プルーム放出後)

(2) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は,5号炉原子炉建屋3階高気密室に約140㎡,緊急時対策所(現場要員待機場所)として中央制御室空調機械室に約178㎡(5号炉中央制御室換気空調系設備,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置設置面積除き),合計約318㎡を有する設計とする。

5 号炉原子炉建屋の基準地震動入力時の耐震壁の最大せん断ひずみは,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設置する5号炉原子炉建屋地上3階において評価基準値を満足する設計としており,遮蔽性能等について機能喪失しない設計とする。

a.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(ケース3)

5 号炉原子炉建屋には 5 号炉中央制御室とは別に,緊急時対策所(対策本部) として 5 号炉原子炉建屋 3 階高気密室に約 140 ㎡,緊急時対策所(現場要員待機 場所)として中央制御室空調機械室に約 178 ㎡(5 号炉中央制御室換気空調系設 備,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置設置面積除き),合 計約 318 ㎡を有する設計とする。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は,基準地震動による地震被災対応のため, 及び重大事故のプルーム通過時以外の対応のため,最大 180 名の緊急時対策要 員が活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。

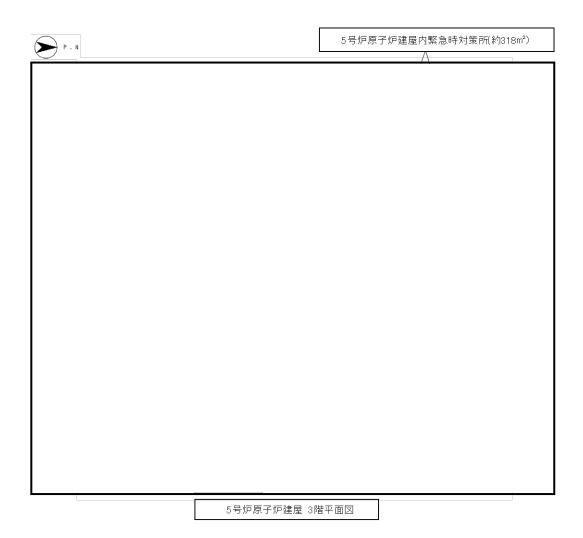
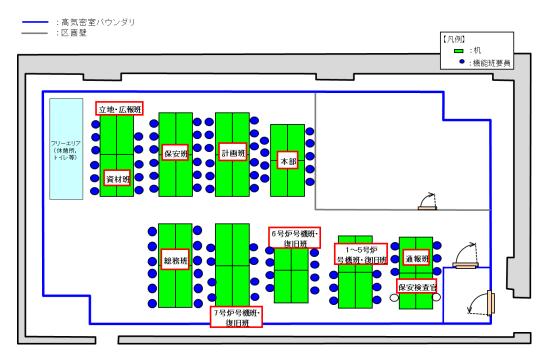
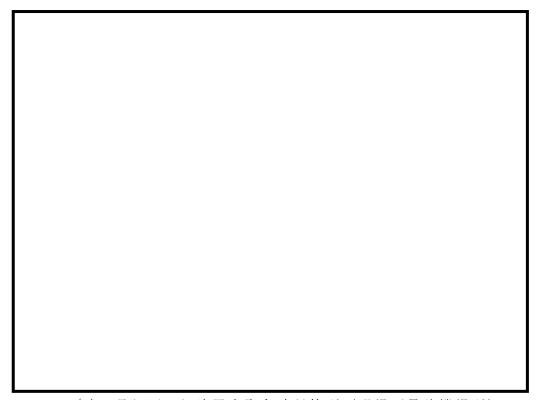


図 2.1-11 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 部屋見取り図



(a) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)



(b) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (現場要員待機場所)

(注)レイアウトについては、1~5号炉対応要員も含めており、訓練等で有効性を確認し 適宜見直していく。自衛消防隊は状況に応じて緊急時対策本部に入る。

図 2.1-12 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所レイアウトイメージ

b.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(ケース 4)

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)には重大事故等対応時の緊急時対策所として約 140 m² を有する設計とする。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、基準地震動による地震被災 対応のため、及び重大事故等時のプルーム通過に備えた十分な広さと機能を有 する設計とする。プルーム通過中においても、重大事故等に対処する為に必要な 指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の 拡散を抑制するための対策に必要な要員を含め、最大 81 名の緊急時対策要員が 活動することを想定し、十分な広さと機能を有する設計とする。

なおプルーム通過後においては、プラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させ、プルーム通過に備える必要最低限の重大事故等対策要員に限定した以前の体制へと移行させる設計とする。そのため重大事故に伴うプルーム通過に備えるための5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)から、前記ケース3の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に拠点規模を拡大(復元)させ、最大180名の緊急時対策要員が活動出来るよう設計する。

原子力防災組織については、福島第一原子力発電所事故の教訓を反映し、Incident Command System(ICS)の考え方を導入して、重大事故等対処に伴う体制の縮小・拡大に際しても、必要な指揮命令、及び現場復旧活動が円滑に行うことが出来るよう設計する。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。チェンジングエリアは、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に併設する設計とし、緊急時対策要員の被ばく低減の観点から5号炉原子炉建屋内に設営する。

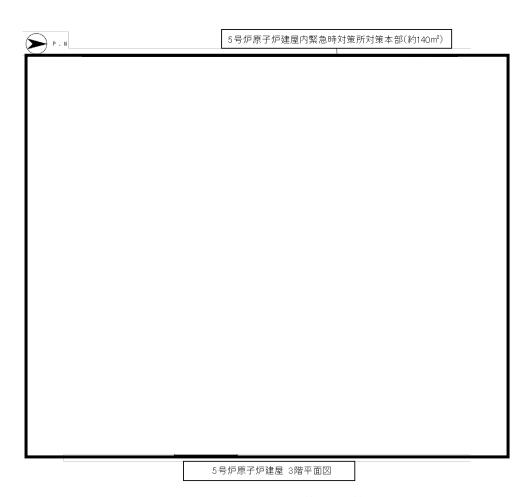
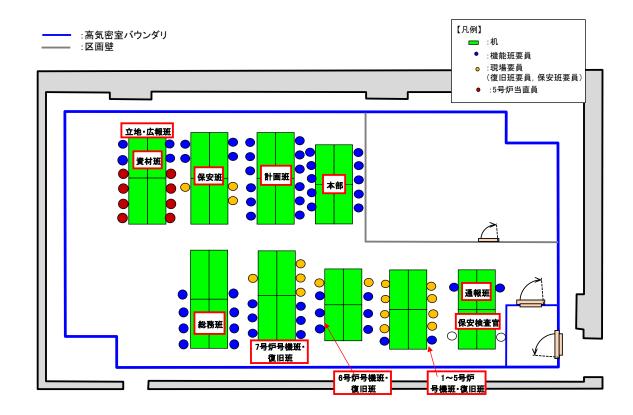


図 2.1-13 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部 部屋見取り図



(注)レイアウトについては、 $1\sim5$ 号炉対応要員も含めており、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。

図 2.1-14 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) (プルーム通過中) レイアウトイメージ

2.2 電源設備について

- (1) 免震重要棟内緊急時対策所
 - a. 免震重要棟内緊急時対策所 2階 (ケース 1)

免震重要棟内緊急時対策所の必要な負荷は,通常時,1号炉又は3号炉の共通用高圧母線より受電可能とする。

免震重要棟内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、免震重要棟に設置している免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用受電盤を介して常設代替交流電源設備である免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機から受電可能とする。受電の切り替えは自動的に行える設計とする。

さらに、免震重要棟内緊急時対策所の必要な負荷は、1号炉又は3号炉の共通用高圧母線、及び免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機から受電できない場合、1号炉の非常用高圧母線から受電可能な設計とする。

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機は、プラント設備(6 号炉及び7号炉中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし、 免震重要棟内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失 しない設計とする。

また,可搬型代替交流電源設備として電源車を荒浜側高台保管場所及び 大湊側高台保管場所に配備する設計とし,電源車は常設代替交流電源設備 である免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機と多様性を有し, 位置的分散を図る設計とする。

電源構成を図 2.2-1,電源車の接続箇所(北側ケーブル接続箱)を図 2.2-2, および必要な負荷を表 2.2-1 に示す。

また、免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機の仕様を表2.2-2に示す。

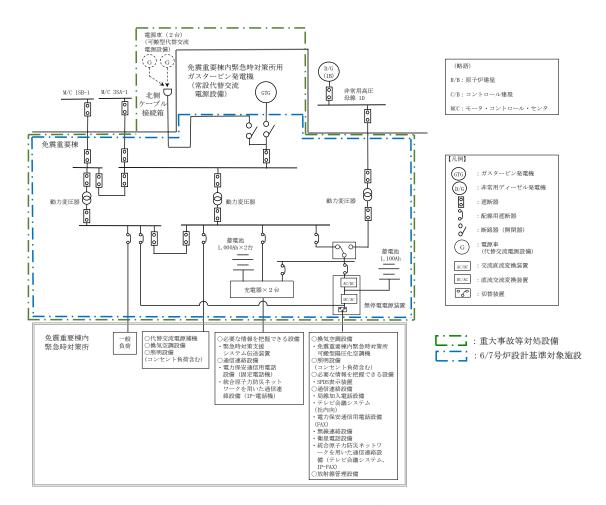


図 2.2-1 免震重要棟内緊急時対策所 電源構成



図 2.2-2 免震重要棟内緊急時対策所 電源車接続箇所

表 2.2-1 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 必要な負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)
代替交流電源補機	約 20kVA
換気空調設備	約 240kVA
照明設備 (コンセント負荷含む)	約 80kVA
必要な情報を把握できる設備, 通信連絡設備	約 115kVA
放射線管理設備	約 55kVA
合計	約 510kVA

表 2.2-2 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機の仕様

容量	約 1,000kVA
電圧	6.9kV
力率	0.8

免震重要棟内緊急時対策所の負荷リストは,表 2.2-1,3 に示すとおり, 最大約 510kVA であり,免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機 1,000kVA により給電可能な設計とする。

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機の燃料系統は、地下貯油タンク (30,000L),及び付属のポンプ,配管等で構成される。地下貯油タンクは、緊急時対策所横の地下に設置され、重大事故等時に免震重要棟内緊急時対策所に電源供給(保守的に 800kW の負荷に電源供給)した場合、約2日の連続運転が可能な容量を持つ設計とする。

万が一の故障への対応として免震重要棟緊急時対策所用の充電器については、2 重化されており、充電器の故障時、負荷が使用不能となることはない設計とする。また、無停電電源装置については、故障時、バイパス側へ自動で切り替わるため同様に負荷が使用不能となることはない設計とする。

b. 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) (ケース 2)

電源設備は「a.免震重要棟内緊急時対策所 2 階 (ケース 1)」と同様であるが、必要な負荷のうち、換気空調設備については、フィルタを介する外気取込を行うため、表 2.2-3 のとおりとなる。

表 2.2-3 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) 必要な負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)	備考
代替交流電源補機	約 20kVA	
換気空調設備	約 5kVA	
照明設備 (コンセント負荷含む)	約 80kVA	免震重要棟床面積約 4,100m ² が 給電対象
必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備	約 115kVA	テレビ会議システム及び 重大事故等時に必要な負荷**1 :約35kVA
放射線管理設備	約 55kVA	重大事故等時に必要な負荷**2 : 約 10kVA
合計	約 275kVA	

※1 重大事故等時に必要な負荷:

無線連絡設備, 衛星電話設備,

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備,

緊急時対策支援システム伝送装置, SPDS 表示装置

※2 重大事故等時に必要な負荷:

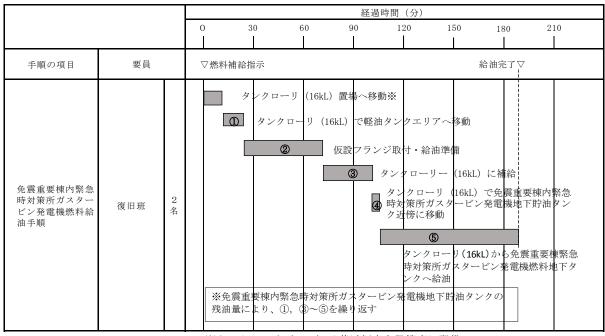
モニタリングポスト及び気象データを監視する装置, 原子力発電所周辺線量予測評価システム,個人線量計用充電器, 可搬型空気浄化装置(チェンジングエリア用)

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機の地下貯油タンクへは、軽油タンクよりタンクローリ(16kL)を用いて、燃料を補給できる設計とする。図 2.2-3 に免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機燃料補給作業タイムチャートを示す。

免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機は地下貯油タンク (30KL) より、表 2.2-3 に示す負荷に対しては約 90 時間以上の連続給電が可能な設計とする。格納容器ベント実施前に予めタンクローリ (16kL)を用いて地下貯油タンクに給油を行い、格納容器ベント失敗に備え、燃料を満杯にしたタンクローリ (16kL) 1 台とタンクローリ (4kL) 1 台を地下貯油タンク付近に駐車しておき、格納容器ベント成功をもってタンクローリ (16kL) 1 台のみを使用することとし、事象発生後約 110 時間後及び 160

時間後給油を行うことで、7日間運転可能な設計とする。(図 2.2-4)

なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。給油作業にかかる被ばく線量は表 2.2-4 のとおり。



※タンクローリ (16kL) は荒浜側高台保管庫に配備

図 2.2-3 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機燃料補給作業タイム チャート

(技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋)

時間	事故前	0	24	48	72	96	120	144	168
事象		事故 発生	•						
				器ベント』 詳間後)	ミ施				
免震重要 棟内緊急 時対策所	起	動 /							
用ガスタ ービン発 電機		▲ 給 泊	1 (30 k L)			▲ 給油(1 6	k L)	▲ 給油 (ː	. 6 k L)

図 2.2-4 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機の給油タイミング (技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋)

<被ばく線量の評価条件>

・発災プラント:6号炉及び7号炉

・ソースターム:大破断 LOCA 時に非常用炉心冷却系の機能及び全交流動力電源が喪失するシーケンス

6号炉格納容器ベント実施,7号炉代替循環冷却成功

・評価点:6号炉可搬型代替注水ポンプ(防火水槽取水)の設置箇所

(補給のために免震重要棟よりも発災プラントに近い 6 号炉及び 7 号炉軽油タンクエリアに移動することから,保守的に選定。配置見直し等により,今後見直す可能性がある。)

・大気拡散条件:発災プラント周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を 与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照

・評価時間:合計75分(作業場所への移動:10分,作業:55分,

作業場所からの移動:10分)

(57条補足説明資料 57-11「燃料補給に関する補足説明資料」に記載した現場作業時間 55 分(訓練実績,ポンプ性能を用いた机上検討等から算定)に,保守的に移動時間中も同じ線量率で被ばくするものとして往復 20 分(発電所内移動時間の実績から算定)を加えたもの)

・遮蔽:考慮しない

・マスクによる防護係数:50

・被ばく経路:以下を考慮

原子炉建屋内に浮遊する放射性物質からのガンマ線による外部被ばく,

放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく,

放射性雲中の放射性物質を吸入摂取することによる内部被ばく,

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく,

格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置及びよう素フィルタ並びに配管 内の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく

表 2.2-4 6 号炉放出時における燃料補給に伴う被ばく量

(6号炉と7号炉からの寄与の和)

(mSv)

	作業開 (事故発生後の	
	110	160
作業に係る被ば く線量	約 38	約 28

【補足】格納容器が破損した場合の給油タイミングと給油要員の被ばく線量 について

緊急時対策所の居住性評価で想定する格納容器が破損した場合の免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機の給油タイミングを図 2.2.5 に示す。

プルーム放出前に予め免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用地下貯油タンクへの給油を行い、格納容器ベント失敗に備え、燃料を満杯にしたタンクローリ(16kL)1台とタンクローリ(4kL)1台を地下貯油タンク付近に駐車しておき、給油要員は免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)もしくは発電所構外に退避する。本ケースでは格納容器ベントに失敗し、格納容器が破損することから、格納容器ベント成功ケースとは異なり、駐車しておいたタンクローリ(16kL)1台とタンクローリ(4kL)1台をそのまま使用する設計とする。

格納容器が破損した場合,事故発生から 110 時間後に地下貯油タンク近傍に駐車してあったタンクローリ (16kL) から地下貯油タンクに給油を行うことで,約 50 時間の運転継続が可能である。また,事故発生から 160 時間後に地下貯油タンク近傍に駐車してあったタンクローリ (4kL) から地下貯油タンクに給油することにより,さらに約 12 時間の運転継続が可能である。これにより7日間の連続運転が可能な設計とする。

時間	事故前	0	24	48	72	96	120	144	168
事象	•	事故 発生							
			プルーム	通過中(10 時間)	(※)			
免震重要棟内緊急	起								
時対策所	·								
用ガスタ ービン発 電機		給油(30kL)			給油(161	kL)	給油(41	L)

※:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に 係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間

図 2.2.5 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機の給油タイミング (格納容器が破損した場合)

(技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋)

また、給油作業は発電所外からの参集要員が行うこととする。給油作業にかかる被ばく線量は表 2.2-5 のとおり。給油は 2 名 1 組で対応することから、給油作業時は 1 名で行い、残る 1 名は線量影響の少ない免震重要棟内緊急時対策所に待避して、交代で対応するなどで被ばく低減を図る設計とする。

<被ばく線量の評価条件>

・発災プラント:6号炉及び7号炉

・ソースターム:福島第一原子力発電所事故と同等

・大気拡散条件:免震重要棟内緊急時対策所を評価点とした場合の相対濃度

を参照(6号炉放出時:5.8×10⁻⁶(s/m³),7号炉放出時:6.5

 $\times 10^{-6} (s/m^3)$

• 評価時間

-1 度目の給油時:合計 75分(作業場所への移動:10分,作業:55分,

作業場所からの移動:10分)

-2 度目の給油時:合計 75 分(作業場所への移動:10 分,作業:55 分,

作業場所からの移動:10分)

・遮蔽:考慮しない

・被ばく経路:影響が支配的となる,地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばくを考慮

表 2.2-5 給油作業に係る被ばく線量(6号炉と7号炉からの寄与の和)

作業開始時間 (事故発生後の経過時 間)(h)	110	160
作業に係る被ばく線量 (mSv)	約 98	約 73

(2)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所

a.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(ケース 3)

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は,通常時,5号炉の共通用高圧母線,及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は,外部電源喪失時,6 号炉もしくは7号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計と する。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は,5号炉の共通用高圧 母線,及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場 合,5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は,1台で必要な負荷で給電可能であるが,燃料補給時,停止する必要があることから,1台追加配備し,2台を1セットとすることにより,速やかに切り替えることが可能な設計とする。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は,プラント設備(6 号炉及び7号炉中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に 機能喪失しない設計とする。

また、大湊側高台保管場所に 2 台を配備し、多重性を確保するとともに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに1台配備し、合計3台の予備を配備する設計とする。

電源構成を図 2.2-6, 予備機の接続箇所を図 2.2-7, 必要な負荷を表 2.2-6 に示す。

また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様を表2.2-7に示す。

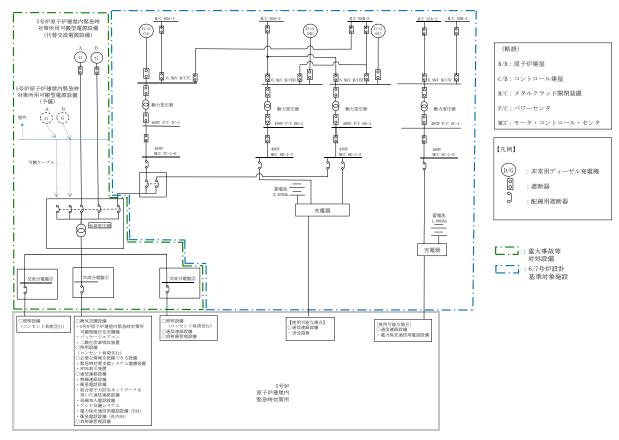


図 2.2-6 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 電源構成

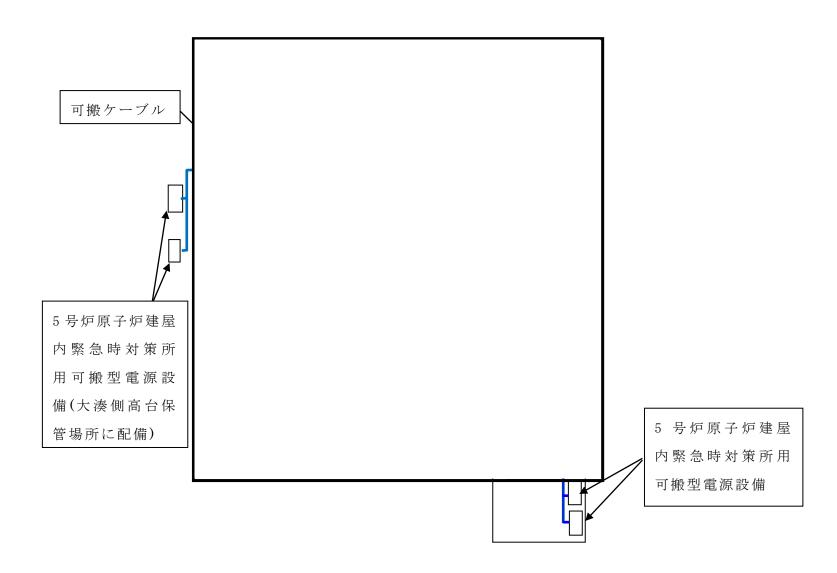


図 2.2-7 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 設置場所

表 2.2-6 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)	ケース 1 との主な差異理由
換気空調設備	約 13kVA	・パッケージエアコン,二酸化 炭素吸収装置分増加
照明設備 (コンセント負荷含む)	約 19kVA	・負荷を供給する床面積の相違 [床面積] ケース 1:約 4,100m ² ケース 3:約 318m ²
必要な情報を把握でき る設備,通信連絡設備**	約 17kVA	・テレビ会議システムの構成及 び無線連絡設備,衛星電話設 備等の設置台数の相違
放射線管理設備	約 11kVA	_
合計	約 60kVA	

[※] 電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く

表 2.2-7 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型電源設備の仕様

	5 号炉原子炉建屋内	(参考)
	緊急時対策所用可搬型	5 号炉の非常用
	電源設備	ディーゼル発電機
容量	約 200kVA	約 8,250kVA
電圧	440V	6.9kV
力率	0.8	0.8

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の負荷リストは,表 2.2-6 に示すとおり,最大約 60kVA であり,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 200kVA1 台により給電可能な設計とする。一方,燃料補給時,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止する必要があることから,1台追加配備し,速やかに切り替えることが可能な設計とする。

また、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いて、軽油を補給することにより、7日以上5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転可能な設計とする。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は燃料タンク (990L) を内蔵しており、表 2.2-6 に示す負荷に対して 66 時間以上連続給電が可能であり、格納容器ベント実施前に予め給油を行うことにより、格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。

なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び格納容器の圧力等 を監視し、適切なタイミングで行うこととする。給油作業にかかる被ばく 線量は表 2.2-8 のとおり。

万が一,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が停止した場合,無負荷運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えることにより10時間以上給電可能な設計とする。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油タイミングを 図 2.2-8 に示す。図 2.2-9 に 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料補給作業タイムチャートを示す。

時間	事故前	0	24	48	72	96	120	144	168
事象	•	事故							
		発生 ▼ 5 号 ½	巨原 子炉 殖	上 屋内竪急	 時対策所	F 移 動			
		V 0 13 7			ント実施し)		
5 号炉原子		+-7 \ 2 /1							
炉 建 屋 内	j	起勤	w.i		+			\blacksquare	
緊急時対		Y		無負荷運	転				
策所用可			A.						
搬型電源		給油(35	0L)				給油(990L)	
設備(A)									
5 号炉原子			▼ !						
炉 建 屋 内			ļ.		I				
緊急時対			起動			停止			
策所用可						_			
搬型電源					給油(9	90L)			
設備(B)									

図 2.2-8 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油時間

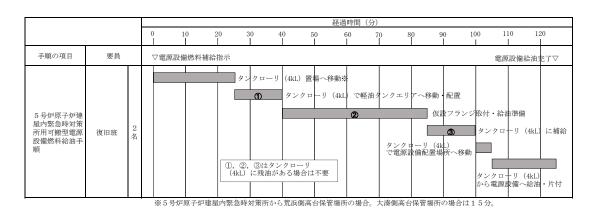


図 2.2-9 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料補給作業 タイムチャート

(技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋)

b. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(ケース 4)

電源設備は「a.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(ケース3)」と同様である。

<被ばく線量の評価条件>

- 発災プラント:6号炉及び7号炉
- ・ソースターム:大破断 LOCA 時に非常用炉心冷却系の機能及び全交流動力電源が喪失するシーケンス
 - 6号炉格納容器ベント実施,7号炉代替循環冷却成功
- ・評価点:6号炉可搬型代替注水ポンプ(防火水槽取水)の設置箇所

(補給のために5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 設置場所よりも発災プラントに近い6号炉及び7号炉軽油タン クエリアに移動することから、保守的に選定。配置見直し等に より、今後見直す可能性がある。)

- ・大気拡散条件:発災プラント周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を 与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照
- ・評価時間:合計29分(作業場所への移動:5分,作業:19分,

作業場所からの移動:5分)

(現場作業時間 19 分(訓練実績,ポンプ性能を用いた机上検討等から算定)に、保守的に移動時間中も同じ線量率で被ばくするものとして往復 10 分(発電所内移動時間の実績から算定)を加えたもの)

- ・遮蔽:考慮しない
- マスクによる防護係数:50
- ・被ばく経路:以下を考慮

原子炉建屋内に浮遊する放射性物質からのガンマ線による外部被ばく, 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく,

放射性雲中の放射性物質を吸入摂取することによる内部被ばく,

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく.

格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置及びよう素フィルタ並びに配管 内の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく

表 2.2-8 6 号炉放出時における燃料補給に伴う被ばく量

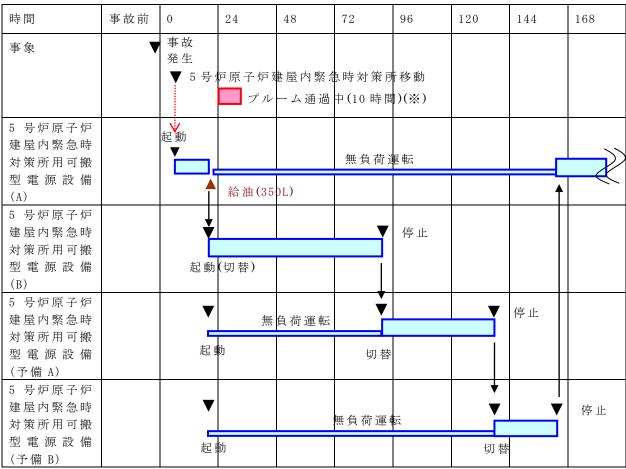
(6号炉と7号炉からの寄与の和)

(mSv)

作業開始時間 (事故発生後の経過時間)(h)	102	147
作業に係る被ばく線量	約 15	約 12

【補足】格納容器が破損した場合の給電方法について

緊急時対策所の居住性評価で想定する格納容器が破損した場合,給油が不要となるように,大湊側高台保管場所に設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(予備)を5号炉原子炉建屋南側に移動させ,順次切り替え操作を行うこととする。切り替えのタイミングについて図2.2-10に示す。



※:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に 係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間

図 2.2-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の切替手順(格納容器が破損した場合)

プルーム放出前に予め 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備への給油を行い,また,大湊側高台保管場所に設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(予備)を2台5号炉原子炉建屋南側に配備し,速やかに切り替え操作ができよう負荷変圧器に接続する設計とする。

格納容器が破損した場合,事故発生から23時間後,88時間後,133時間後,165時間後に5号炉原子炉建屋地上3階に設置する負荷変圧器の遮断器の切り替え操作を行うことにより,プルーム放出後の給油を行うことなく7日間連続して負荷へ給電可能な設計とする。

(2)5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源を可搬型設備とする理由 について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所については,原子炉建屋内の残留熱除去ポンプ等のような大型の電動機は使用せず,小容量の負荷のみで構成する。これにより,常設代替交流電流設備であるガスタービン発電機のような常設設備でなくとも給電可能となるため,無給油での給電継続能力及び万一の故障時の交換による復旧の迅速性に着目し,汎用性の高い小型の可搬型発電機を適用する。更に予備機を異なる場所に保管することで,復旧性を向上させる設計とする。

可搬型設備を使用する場合,可搬型設備の保管場所までのアクセス,保管場所から使用場所までの運搬,現場状況の確認,及び接続に時間を要すると考えられる。また,可搬型設備の給油時にタンクローリのような他の可搬型設備を使用するため,同様に時間を要すると考えられる。したがって,当社は,重大事故等発生後12時間は可搬型設備を使用せずに対応可能な設計とする原則を設けている。一方,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源は,表2.2-9のとおり設計上の考慮を行うことにより,重大事故等発生後12時間未満でも使用可能な設計とする。

表 2.2-9 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源に対する 設計上の考慮について

	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源に対する
	設計上の考慮
保管場所までの	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源へのアク
アクセスについ	セスルートを整備することにより,5号炉原子炉建屋内緊
て	急時対策所立ち上げ時に要員がアクセスして立ち上げる
	ことが可能な設計とする。
	(図 3.2-3 発電所構内への参集ルート 参照)
可搬型設備の保	保管場所と使用場所を同じにすることにより, 運搬に時間
管場所から使用	を要しない設計とする。
場所までの運搬	
について	
使用場所の現場	頑強なフィルタベント建屋基礎に固定するとともに,予め
状況の確認につ	電源ケーブルを接続し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所
いて	用代替交流電源と電源ケーブルの相対変位を発生させな
	い対策を実施することにより,使用場所の現場状況の確認
	に時間を要しない設計とする。
可搬型設備の接	予め電源ケーブルを接続することにより、接続に要する時
続について	間を要しない設計とする。
他の可搬型設備	12 時間以上の無給油での給電を可能とすることにより,12
の使用について	時間以内の可搬型設備による給油が不要な設計とする。

前述の復旧性に関しては、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、移動式クレーン等の資機材を用いて、大湊側高台保管場所の車両に積載する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備と入れ替えが可能な設計とする。5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、燃料補給を考慮し2台配備すること、また、入れ替え対象ではない1台にて66時間連続運転が可能であることから、十分時間的な余裕をもって入れ替えが可能な設計とする。

(3)代替交流電源設備稼働時の放射線量上昇について

免震重要棟内緊急時対策所ガスタービン発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃焼・冷却用空気取入口には、放射性物質をろ過するフィルタを設置していない。そのため、フィルタに放射性物質が蓄積することによる放射線量の増加懸念はないと想定している。

なお重大事故等への対応が長期化することも見越して,免震重要棟内緊急時 対策所ガスタービン発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型電源設 備の内部やダクトに放射性物質が沈着し放射線量が高くなった場合にも対処で きるよう,可搬型の生体遮蔽装置を発電所内に配備する設計とする。

(4)5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備損傷時の緊急時対応について

当社は、柏崎刈羽原子力発電所の事務建屋のうち免震構造を有する免震重要棟に「免震重要棟内緊急時対策所」を、5号炉原子炉建屋内に「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」をそれぞれ設置し、緊急時対策所として2拠点を設置する設計とする。

免震重要棟に設置する免震重要棟内緊急時対策所は,原子炉建屋等発電設備に大きな影響が生じる可能性がある短周期地震に対しては有利な特徴を兼ね備える一方,非常に大きな長周期成分を含む一部の基準地震動に対する評価としては通常の免震設計クライテリアを満足しない場合があり,その際には構造物・設備の損傷が発生する可能性があると想定している。免震重要棟が地震により損傷した場合等,免震重要棟内緊急時対策所の使用に適さないと判断される場合には,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を活用する設計とする。

なお,地震以外の場合(たとえば竜巻襲来時の災害対応活動)においては,免 震重要棟内緊急時対策所を活用することを基本として想定する。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プルーム通過時燃料補給時当該電源設備が停止した場合、予備機に速やかに切り替え給電再開できるよう2台を一組として配置するが、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備2台が損傷するケースもあり得るものと考えられる。最も考え得るものは5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への竜巻襲来である。その際には大湊側高台保管場所に配備している予備機を5号炉原子炉建屋近傍まで移動させ、

ケーブルの接続替え作業を行うこと、もしくは仮設ケーブルを敷設し、負荷変圧器への接続替えで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。

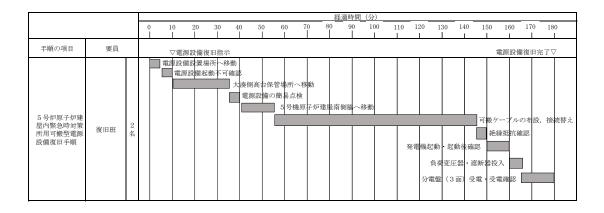


図 2.2-11 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の復旧の タイムチャート

(技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋)

2.3 遮蔽設計について

(1) 免震重要棟内緊急時対策所2階(ケース1)

免震重要棟内緊急時対策所 2 階は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の 損壊その他の異常が発生した場合に対策要員の居住性を確保するため、免震重 要棟内緊急時対策所壁面について適切な厚さのコンクリート遮蔽を設ける設計 とする。

(2) 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) (ケース2)

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)は,重大事故等対応時に緊急時対策所にとどまる要員(重大事故等に対処する為に必要な指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員)が,過度の被ばくを受けないように適切な厚さのコンクリート遮蔽及び鉛遮蔽を設け,緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって,緊急時対策所にとどまる対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)遮蔽を図2.3-1~5に示す。

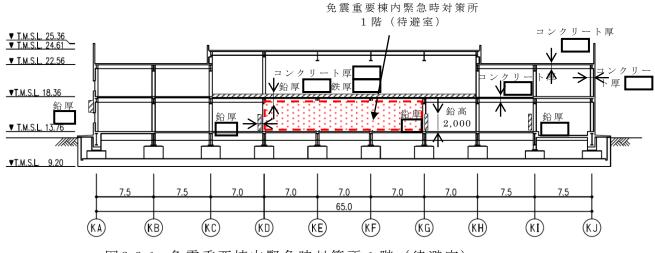


図2.3-1 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) 遮蔽説明図(NS方向) (単位:mm)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

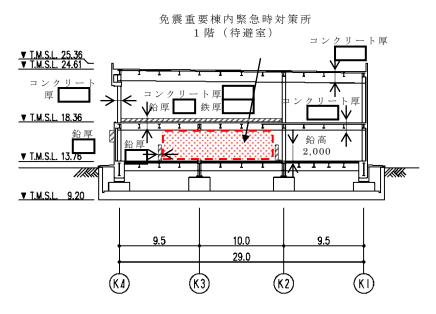
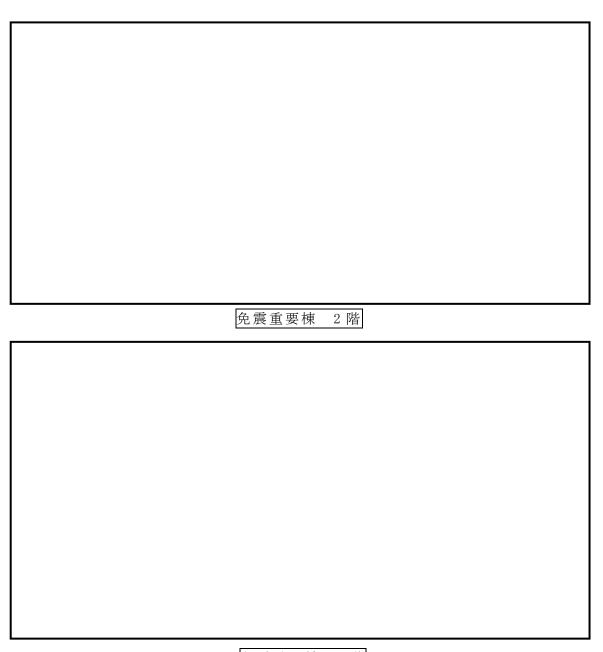


図2.3-2 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) 遮蔽説明図(EW方向) (単位:mm)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

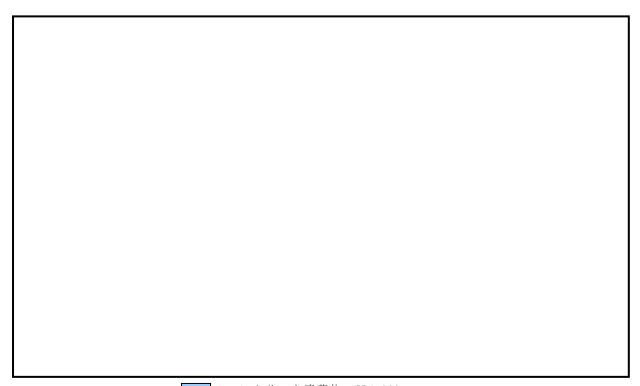
なお免震重要棟内緊急時対策所は、被ばく評価結果(補足説明資料 61-10)に記したとおり、グランドシャイン、上空プルーム通過、待避室内に取り込んだ放射性物質からの外部被ばくの3経路が寄与したものとなっている。うちグランドシャインについては建屋周辺の地表面からのものからの寄与、屋上面に降り積もったものからの寄与とが考えられる。これらのグランドシャイン線源については、プルーム通過後に消防車放水により放射性物質を洗い流すことでの除去や低減を行うほか、建屋周辺や屋上にあらかじめ養生シート等覆いを施しプルーム通過後にシート除去することでの低減方策を施し、対策要員の更なる居住性向上を図る。放水やシート除去によるグランドシャイン線源除去は、外部参集要員による作業を基本とする。免震重要棟内緊急時対策所にとどまった対策要員が作業に当たる場合は被ばく増加につながることから、作業実施に際しての現場放射線環境をモニタリングしたうえで、当該作業による免震重要棟内緊急時対策所の居住性改善メリットと、作業被ばくにより要員交代を必要とするデメリットを勘案の上実施を判断する。



免震重要棟 1階

図2.3-3 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) 遮蔽説明図(平面図)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



: コンクリート遮蔽体 H 4,000mm : 変位量識別用ポール 14 箇所

図 2.3-4 免震重要棟内緊急時対策所 屋外遮蔽説明図 (全体図)

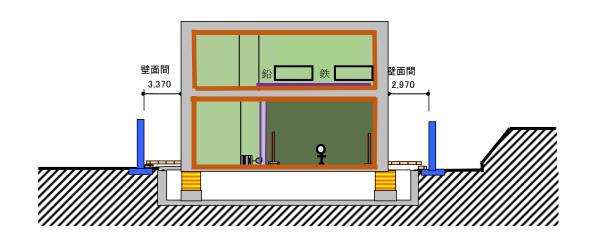


図 2.3-5 免震重要棟内緊急時対策所 屋外遮蔽説明図 (EW 方向)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

(3) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(ケース 3)

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に対策要員の居住性を確保するため、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所壁面について適切な厚さのコンクリート遮蔽を設ける設計とする。

(4) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(ケース 4)

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、重大事故等対応時に緊急時対策所にとどまる要員(重大事故等に対処する為に必要な指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員)が、過度の被ばくを受けないように適切な厚さのコンクリート遮蔽又は鉛遮蔽を設け、緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所遮蔽を図2.3-6~8に示す。

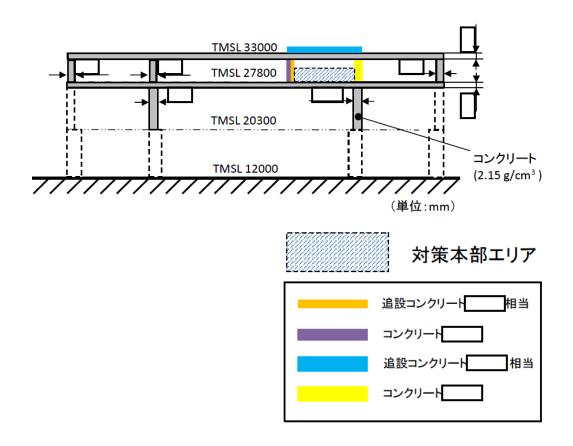


図 2.3-6 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 遮蔽説明図(NS 方向)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

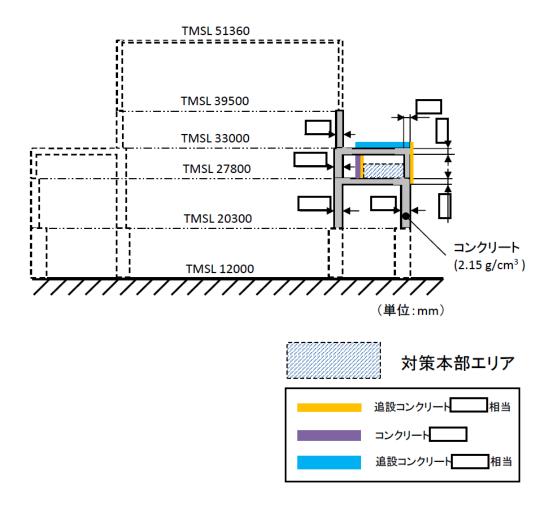


図 2.3-7 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 遮蔽説明図(EW 方向)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



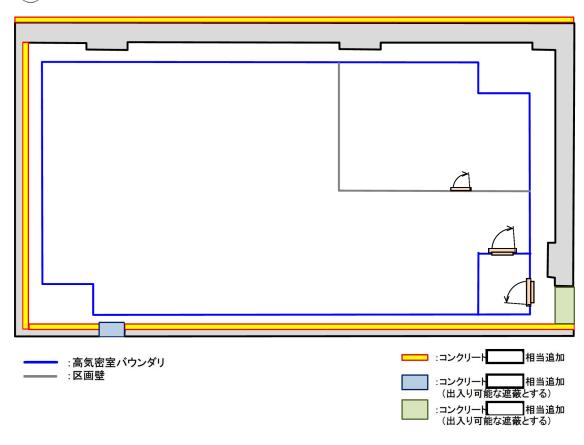


図 2.3-8 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 遮蔽説明図(平面図)

2.4 換気空調系設備について

2.4.1 免震重要棟内緊急時対策所2階

(1)換気設備の概要

免震重要棟内緊急時対策所 2 階の換気空調系設備は、一次冷却系統に係る発電 用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に対策要員の居住性を確保する ため,免震重要棟内緊急時対策所送排風機により外気を取り入れることができる 設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。本設 備の仕様を表 2.4-1 の設備に示す。

設備名称	数量	仕様
送風機	100%×1台	風量:2,700m³/h以上
	(+予備1台)	
排風機	100%×1台	風量:1,450m³/h 以上
	(+予備1台)	
空冷ヒートポンプ	100%×1台	冷房能力:15.5kW
	(+予備1台)	暖房能力:15.5kW

表 2.4-1 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 換気設備仕様

免震重要棟内緊急時対策所 2 階の換気空調系設備の系統概略図を図 2.4-1 に示す。また,免震重要棟内緊急時対策所では,空調隔離時でも酸素濃度計および二酸化炭素濃度計により,室内環境を確認することが可能な設計とする。

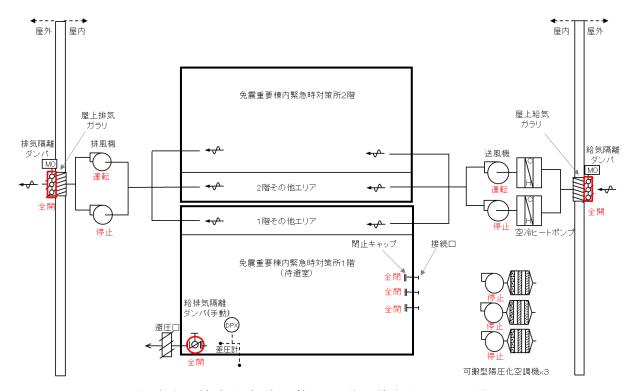


図 2.4-1 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 換気空調系系統図

2.4.2 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)

(1) 換気設備の概要

免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)の換気空調系設備は,重大事故の発生後においても,免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)をフィルタ内蔵型の可搬型陽圧化空調機により陽圧化することにより,対策要員の 7 日間の実効線量を 100mSv 以下に低減可能な設計とする。

また、緊急時対策所の陽圧化は可搬型陽圧化空調機の風量により差圧を制御する設計とし、可搬型陽圧化空調機を重大事故発生後のプルーム通過前から、通過中、通過後においても運転することで、陽圧化開始の判断のための監視計器を不要な設計とする。

本設備の仕様を表 2.4-2 に示す。

表 2.4-2 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室) 換気設備仕様

設備名称	数量	仕様
可搬型陽圧化空調機	100%×3台	風量:600m³/h/台*
	(+予備3台)	中性能フィルタ捕集効率:99.9%以上
		高性能フィルタ捕集効率:99.9%以上
監視計器	1 式	差圧計, 二酸化炭素濃度計, 酸素濃度計

※可搬型陽圧化空調機の設計風量については,600m³/h/台×3台=1,800m³/h において,陽圧化に必要な差圧を確保可能なことを気密性能試験により確 認する。

免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) の陽圧化時の系統概略図を図 2.4-2 に示す。送風機,排風機は停止後電源切とし,1階及び屋上の緊急時対策所の給排気隔離ダンパを閉操作し可搬型陽圧化空調機により陽圧化する。室内の陽圧化後においては,給排気隔離ダンパ等の微小リークのおそれがある箇所に置いては,アウトリークすることで外気の流入を防止可能であり,被ばく評価への影響がない設計とする。可搬型陽圧化空調機は,緊急時対策要員が緊急時対策所待避室バウンダリ壁面の接続口に仮設ダクトを繋ぎ込むことで利用可能な設計とする。

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

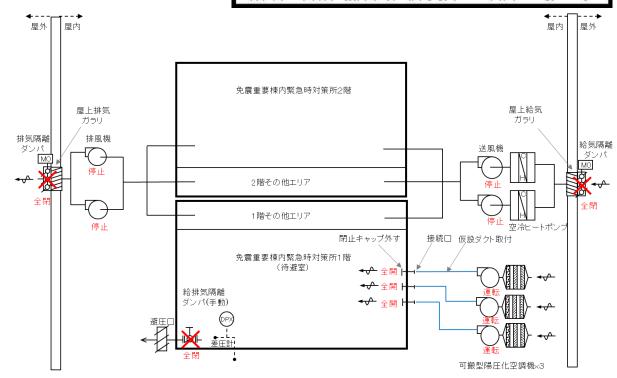


図 2.4-2 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) 空調換気系系統概略図



-----::陽圧化バウンダリ

図 2.4-3 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) 陽圧化バウンダリ図

(2) 設計方針

a. 換気量

i) 必要換気量の考え方

免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) においては, 重大事故発生後の プルーム通過時からプルーム通過後の長期間に亘り最大想定 174 名 (6 号及 び 7 号炉に係る要員 160 名, 1~5 号炉に係る要員は, 本部要員 12 名と現場 要員 2 名と保安検査官の 2 名との合計 16 名) に余裕を持った収容人数 180 名に対して許容二酸化炭素濃度及び許容酸素濃度を確保可能な設計とする。

ii) 許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は、JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規定」に定める <u>0.5%以下</u>とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法 酸素欠乏防止規則に定める <u>18%以上</u>とする。

iii) 二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 Q1

·M 二酸化炭素発生量 : 0.030*1 (m³/h/名)

• n 収容人数 : 180 (名)

· C 許容二酸化炭素濃度: 0.5(%)

・C。初期二酸化炭素濃度:0.039^{※2}(%)

• Q₁ 必要換気量 : $Q_1 = \frac{100Mn * 3}{C - C_0}$ (m³/h)

※1:軽作業時の二酸化炭素発生量 (空気調和衛生工学便覧,軽 作業時のCO2吐出し量)

※2:標準大気の二酸化炭素濃度 (JIS W 0201)

※3:二酸化炭素基準の必要換気量 (空気調和衛生工学便覧)

 $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 180 \div (0.5 - 0.039) = 1171 \div 1,180 \text{ (m}^3/\text{h)}$

iv)酸素濃度基準に基づく必要換気量 Q2

• n 収容人数 : 180 (名)

· a 吸気酸素濃度 : 20.95^{**4} (%)

· b 許容酸素濃度 : 18.0 (%)

・c 成人の呼吸量 : 0.48^{*5} (m³/h)

· d 乾燥空気換算呼気酸素濃度:16.4^{**5}(%)

※4:標準大気の酸素濃度 (JIS W 0201)

※5:成人呼吸気の酸素濃度 (空気調和衛生工学便覧)

※6:酸素基準の必要換気量 (空気調和衛生工学便覧)

• Q₂ 必要換気量 :
$$Q_2 = \frac{c(a-d)n}{a-b} **6 (m^3/h)$$

 $Q_2 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 180 \div (20.95 - 18.0) = 133.3 \div 134 \text{ (m}^3/\text{h)}$

v) 必要換気量

上記より、窒息防止に必要な換気量は、二酸化炭素濃度基準の必要換気量が制限となることから、 $1,180 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$ に余裕をもたせた $600 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}/\mathrm{d} \times 3$ 台 = $1,800 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$ を確保する設計とする。

b. 気密性

i) フィルタを介さない外気取込防止

対策要員の被ばく線量低減のため、フィルタを介さない外気取込防止を目的として、下記の表 2.4-3 に示すとおり、フィルタをケーシング内に密閉可能な構造にすることでフィルタをバイパスする気流(以下、フィルタバイパス流)の防止及びフィルタによる清浄化した空気のみで室内を陽圧化することにより外気のインリークを防止する設計とする。

表 2.4-3 フィルタを介さない外気取込防止対策

期待する効果	対策内容
フィルタバイパス流の防止	可搬型陽圧化空調機のフィルタを密閉構造化
室内へのインリーク防止	可搬型陽圧化空調機により室内を陽圧化

ii) 免震重要棟内緊急時対策所の陽圧化

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)は、配置上、風の影響を直接受けない屋内に設置する設計とするため、免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内へのインリークは隣接区画との温度差によって生じる空気密度の差に起因する差圧よるものが想定される。免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)は、このインリークを防止するため、室内を下記に示す陽圧化必要差圧を目標値として陽圧化する設計とする。

<陽圧化必要差圧>

免震重要棟内緊急時対策所と隣接区画との境界壁間に隙間がある場合は、 両区画に温度差があると図 2.4-4 のように空気の密度差に起因し、高温区画 では上部の空気が低温側に、低温区画では下部の空気が高温側に流れ込む。 これら各々の方向に生じる圧力差の合計は、図 2.4-4 のように高温区画の境 界で△P₁、低温区画の境界で△P₂となる。

- 免震重要棟内緊急時対策所階高:H=3.5m
- · 乾燥空気密度 ρ

免震重要棟内緊急時対策所: ρ₀

隣接区画 (高温): ρ₁=1.127 [kg/m³] (設計最高温度 40℃想定) 隣接区画 (低温): ρ₂=1.378 [kg/m³] (外気最低温度-17℃想定)

・隣接区画との差圧⊿P(階高は差圧が最大となる H=4.0m とする)

免震重要棟内緊急時対策所と隣接区画(高温): $\triangle P_1 = (\rho_0 - \rho_1) \times H$ 免震重要棟内緊急時対策所と隣接区画(低温): $\triangle P_2 = (\rho_2 - \rho_1) \times H$

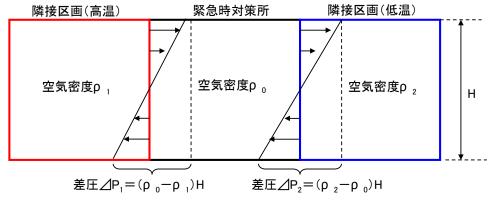


図 2.4-4 温度差のある区画の圧力分布

免震重要棟内緊急時対策所では、想定される最高温度 40℃(設計最高温度) と最低温度-17℃(外気最低温度)により生じる最大圧力差 △P₃以上陽圧化することで、図 2.4-5 に示すような温度差による免震重要棟内緊急時対策所内へのインリークを防止する設計とする。

 \triangle P₃= $(\rho_2 - \rho_1)$ ×H= (1.378 - 1.127)×3.5=0.879kg/m³=8.63Pa 以上より、陽圧化必要差圧は \triangle P₃=8.63Pa に余裕をもった <u>20Pa 以上</u>とする。

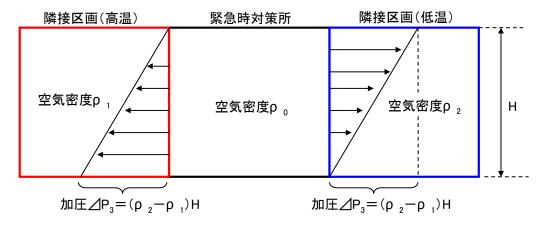


図 2.4-5 免震重要棟内緊急時対策所を陽圧化した場合の圧力分布

(3) 可搬型陽圧化空調機について

a. 可搬型陽圧化空調機構造

免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室)で用いる可搬型陽圧化空調機の概要図を図 2.4-6 に示す。可搬型陽圧化空調機は、中性能フィルタ及び高性能フィルタ,活性炭フィルタから構成される。各フィルタはパッキンを介してブロワに接続しており、フィルタを介さない外気取込を防止する密閉構造の設計とする。

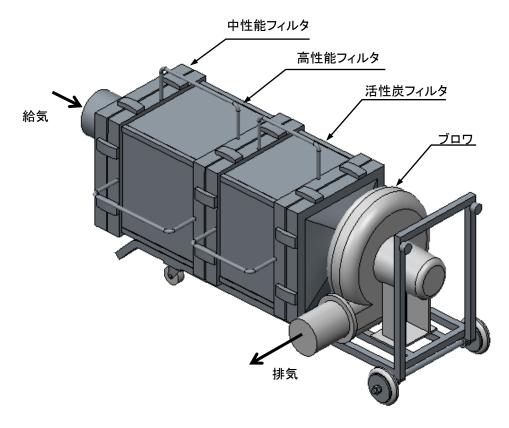


図 2.4-6 緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の概要図

b.フィルタ性能

i) フィルタ捕集効率

可搬型陽圧化空調機の高性能フィルタ及び活性炭フィルタの捕集効率を表 2.4-4 に示す。フィルタ捕集効率は、定期的に性能検査を実施し総合除去効 率が確保されていることを確認する。

表 2.4-4 可搬型陽圧化空調機のフィルタ捕集効率

種類	単体除去効率(%)	総合除去効率(%)
高性能フィルタ	99.97(0.15μ mPAO 粒子)	99.9(0.15μ mPAO 粒子)
活性炭フィルタ	99.99(相対湿度 85%以下)	99.9(相対湿度 85%以下)

ii) フィルタ吸着容量

可搬型陽圧化空調機は、緊急時対策所の居住性確保の要件である福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量された場合においても、空調機が吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な吸着容量を有するとともに、供用中のフィルタ交換を不要とし、居住空間の汚染のおそれはない設計とする。放射性物質の想定放出量と可搬型陽圧化空調機の吸着容量を表 2.4-5 に示す。

表 2.4-5 放射性物質の想定放出量と可搬型陽圧化空調機 3 台の吸着容量

種類	想定核分裂生成物量(kg)	吸着容量(kg)	
有機ヨウ素	1.29×10^{-8}	1.50×10^{-1}	
放射性微粒子	6.93×10^{-5}	1.32	

iii) 活性炭フィルタ使用可能期間

活性炭フィルタは、大気中の湿分等の吸着障害物質を吸着することによる 吸着面積の減少により吸着能力が劣化する(以下、大気ウェザリング)。

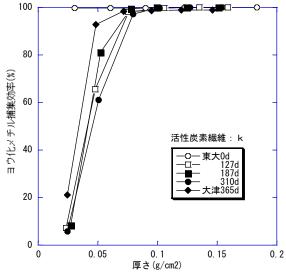


図 2.4-7 活性炭素繊維フィルタの厚さと捕集効率の関係 (出典:日本放射線安全管理学会誌, Vol.7, No.2, TEDA 添着活性炭素繊維フィル タのウェザリング試験,東大 RI セ,野川憲夫)

c. フィルタ遮蔽

可搬型陽圧化空調機の設置エリアは免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)エリア近傍となることから,可搬型陽圧化空調機に対して可搬型遮蔽を設置するとともに高線量となる区画に対して立入制限エリアを設けることで,1階待避室での対策要員の居住性を確保する設計とするとともに,立入制限エリアが明確になるようロープ等で区切る運用とする。

可搬型遮蔽を鉛 20 mm相当確保した場合,免震重要棟内緊急時対策所 1階(待避室) エリアとの離隔(最短でも約 15m) により 7 日間居続けたとしても,フィルタからの直接線による被ばく線量を約 4mSv/7 日間に低減することが可能と評価できる。

可搬型陽圧化空調機の設置場所,可搬型遮蔽及び免震重要棟内緊急時対策 所1階(待避室)エリアの配置図を,図 2.4-8 に示す。

図 2.4-8 可搬型陽圧化空調機,可搬型遮蔽及び1階待避室エリア配置図

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

2.4.3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部

(1) 換気設備の概要

5 号炉原子炉建屋緊急時対策所対策本部は,5 号炉原子炉建屋地上3階に設置する高気密室を拠点として使用する設計とし,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部換気設備を用いることにより,重大事故等発生時においても,緊急時対策所にとどまる対策要員の7日間の実効線量を100mSv以下となる設計とする。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部換気設備は,可搬型陽圧化空調機,空気ボンベ陽圧化装置,二酸化炭素吸収装置,及び,監視計器により構成される。

重大事故等発生時のプルーム通過前後においては,可搬型陽圧化空調機により高気密室を陽圧化することにより,フィルタを介さない外気の流入を低減可能な設計とする。

重大事故等発生時のプルーム通過中においては、可搬型陽圧化空調機を停止し、給気口を閉止板等により隔離し、空気ボンベ陽圧化装置により高気密室を陽圧化することにより、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。ここで、高気密室内を空気ボンベ陽圧化装置により陽圧化する場合、二酸化炭素吸収装置を循環運転し二酸化炭素を除去することにより、外気の流入を遮断した状態においても二酸化炭素増加による対策要員の窒息を防止可能な設計とする。

なお、高気密室は、5 号炉中央制御室換気空調系バウンダリ内に設置し、重大事故等発生時においては中央制御室換気空調系を停止し高気密室内から閉止板等により中央制御室換気空調系の給排気ダクトを隔離可能な設計とする。 また、高気密室の差圧制御は差圧調整弁の開度により調整し、非常時においては大気開放弁により高気密室を容易に大気圧にすることが可能な設計とする。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部換気設備は、表 2.4-6 の設備等により構成され、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部換気設備の系統概略図(プルーム通過前後の場合)を図 2.4-9に、系統概略図(プルーム通過中の場合)を図 2.4-10に、配置図を図 2.4-11に示す。

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

表 2.4-6 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部 換気設備仕様

設備名称	数量	仕様	
可搬型陽圧化空調機	100%容量×1台	定格風量:600m³/h/台	
	(+予備1台)	高性能フィルタ捕集効率:99.9%以上	
		活性炭フィルタ捕集効率:99.9%以上	
空気ボンベ陽圧化装置	1 式	空気ボンベ本数:110本以上	
二酸化炭素吸収装置	100%容量×1台	定格風量 : 600m³/h/台	
	(+予備1台)	吸収剤吸収性能: m³/kg	
		吸収剤容量: kg/台	
		(+予備 100%容量)	
その他設備	1 式	差圧計, 二酸化炭素濃度計, 酸素濃度	
		計,可搬型モニタリングポスト*1,可搬	
		型エリアモニタ	

*1 その他設備のうち,可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章)」で示す。

:運転(又は使用)機器

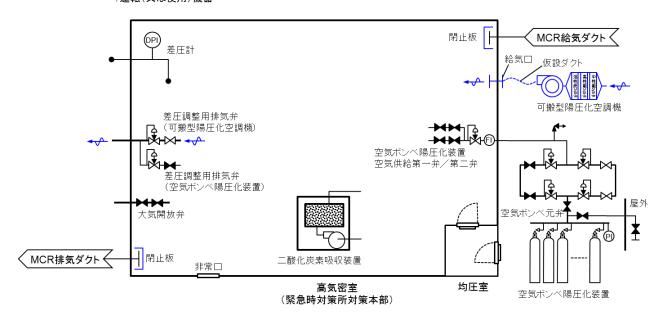


図 2.4-9 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部換気設備 系統概略図 (プルーム通過前後:可搬型陽圧化空調機による陽圧化)

-----: 運転(又は使用)機器

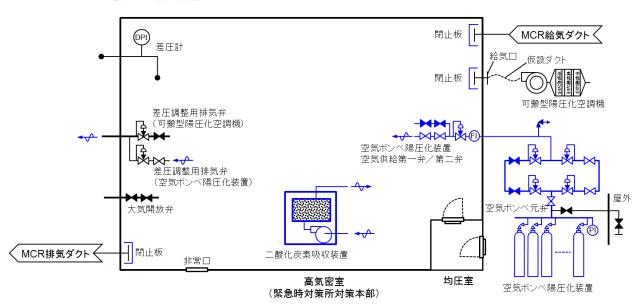


図 2.4-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部換気設備 系統概略図 (プルーム通過中:空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

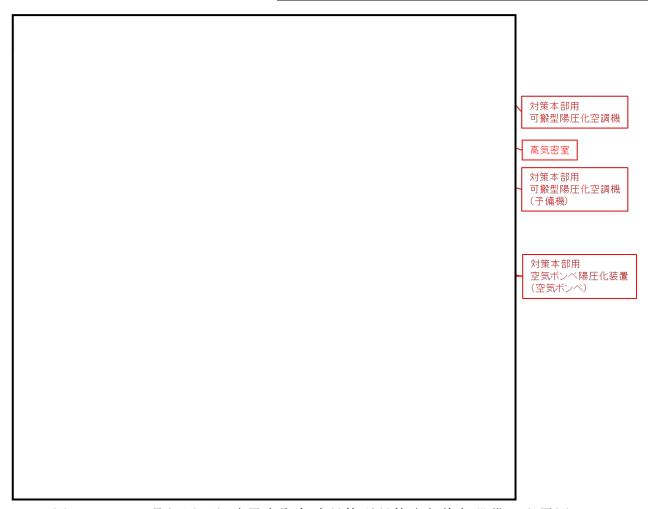


図 2.4-11 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部換気設備 配置図

(2) 設計方針

- a. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所換気設備
 - (a) 収容人数(「3.1必要要員の構成,配置について」参照)
 - ①プルーム通過前後
 - · 収容対策要員人数 : 86 名

(6号及び7号炉要員:72名,1~5号炉要員及び保安検査官:14名)

- ②プルーム通過中
 - · 収容対策要員人数 : 81 名

(6号及び7号炉要員:69名,1~5号炉要員及び保安検査官:12名)

(b) 許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は,JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規定」に定める 0.5%以下とする。許容酸素濃度は,労働安全衛生法 酸素欠乏防止規則に定める 18%以上とする。

- (c) 必要換気量の計算式
 - ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 (Q₁)

・収容人数: n 名

· 許容二酸化炭素濃度 : C=0.5%(労働安全衛生規則)

・大気二酸化炭素濃度 : C₀=0.039%(標準大気の二酸化炭素濃度)

・二酸化炭素発生量 : M=0.030m³/h/名(空気調和・衛生工学便覧の

軽作業の作業程度の吐出し量)

・必要換気量 : $Q_1 = 100 \times M \times n \div (C - C_0) \text{ m}^3/h$ (空気調和・衛

生工学便覧の CO₂ 濃度基準必要換気量)

 $Q_1 = 100 \times 0.030 \times n \div (0.5 - 0.039) = 6.51 \times n \lceil m^3/h \rceil$

②酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q₂)

• 収容人数 : n 名

・吸気酸素濃度 : a=20.95% (標準大気の酸素濃度)

・許容酸素濃度 : b=18% (労働安全衛生規則)

・成人の呼吸量: c=0.48m³/h/名(空気調和・衛生工学便覧)

・乾燥空気換算呼気酸素濃度:d=16.4%(空気調和・衛生工学便覧)

・必要換気量 : $Q_2 = c \times (a-d) \times n \div (a-b) m^3/h$ (空気

調和・衛生工学便覧の 02 濃度基準必要換気量)

 $Q_2 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times n \div (20.95 - 18.0) = 0.741 \times n \text{ [m}^3/\text{h]}$

(d) 必要換気量

①プルーム通過前後(可搬型陽圧化空調機運転時)

プルーム通過前後における収容人数は(a)項から n=86名(6号及び7号炉要員:72名,1~5号炉要員及び保安検査官:14名)となる。

また、プルーム通過前後における可搬型陽圧化空調機運転時の必要換気量は、二酸化炭素吸収装置を運転しないことから二酸化炭素濃度上昇が支配的となり、下記の通り二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算式を用いて $Q_2=6.51\times86=\underline{560[m^3/h]以上}$ (6 号及び 7 号炉要員:468 $[m^3/h]$,1~5 号炉要員及び保安検査官:92 $[m^3/h]$)となる。

②プルーム通過中(空気ボンベ陽圧化装置運転時)

プルーム通過中における収容人数は(b) 項から n=81名(6号及び7号 炉要員:69名,1~5号炉要員及び保安検査官:12名)となる。

また、プルーム通過中における空気ボンベ陽圧化装置運転時の必要換気量は、二酸化炭素吸収装置により二酸化炭素濃度の上昇を抑えており酸素濃度低下が支配的となることから、下記の通り酸素濃度基準の計算式を用いて $Q_1=0.741\times81=\underline{60[m^3/h]以上}$ (6号及び 7号炉要員: $52[m^3/h]$, $1\sim5$ 号炉要員及び保安検査官: $8[m^3/h]$) となる。

b. 高気密室

(a) 必要差圧

高気密室は、配置上、風の影響を直接受けない屋内に設置されているため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所高気密室内へのインリークは隣接区画との温度差によって生じる空気密度の差に起因する差圧よるものが考えられる。隣接区画との境界壁間に隙間がある場合は、両区画に温度差があると図2.4-12のように空気の密度差に起因し、高温区画では上部の空気が低温側に、低温区画では下部の空気が高温側に流れ込む。これら各々の方向に生じる圧力差の合計は、図2.4-12のように高温区画の境界で△P1、低温区画の境界で△P2となる。

高気密室では,想定される最高温度 40℃(設計最高温度)と最低温度-17℃(外気最低温度)により生じる下記に示す最大圧力差⊿P。以上に陽圧化することにより,図 2.4-13に示すような温度差による 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所高気密室内へのインリークを防止する設計とする。

$$\angle P_3 = (\rho_1 - \rho_2) \times H$$

=
$$(1.378 - 1.127) \times 3.3$$

= $0.823 [kg/m^3]$ (= $8.13 [Pa]$)

以上より、高気密室を陽圧化するための必要差圧は $\triangle P_3 = 8.13$ Pa に余裕をもった 20Pa 以上とする。

· 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所階高 H: H≦3.3m

· 乾燥空気密度 ρ

緊急時対策所 : ρ ο

隣接区画(高温): ρ_1 =1.127 [kg/m³] (設計最高温度 40℃想定) 隣接区画(低温): ρ_2 =1.378 [kg/m³] (外気最低温度-17℃想定)

・緊急時対策所と隣接区画(高温/低温)の差圧△P

隣接区画(高温): $\triangle P_1 = (\rho_0 - \rho_1) \times H$ 隣接区画(低温): $\triangle P_2 = (\rho_2 - \rho_0) \times H$

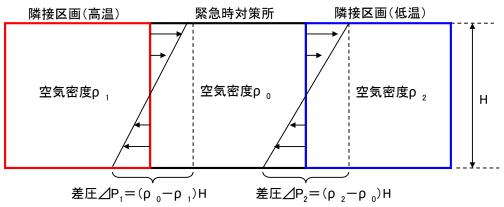


図 2.4-12 温度差のある区画の圧力分布イメージ図

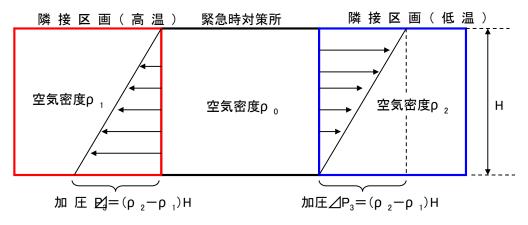


図 2.4-13 緊急時対策所を陽圧化した場合の圧力分布イメージ図

(b) 気密性

高気密室の気密性は設計漏洩率 52m³/h 以下(20Pa 陽圧化時)を確保可能な設計とする。

また、高気密室を陽圧化する場合の差圧制御は、差圧調整弁(可搬型陽圧化空調機)及び差圧調整弁(空気ボンベ陽圧化装置)を切り替えることにより、高気密室から室外への排気量を調整し、プルーム通過前後においては可搬型陽圧化空調機の 468m³/h 以上の換気量により 20Pa 以上の陽圧化状態を維持可能とし、プルーム通過中においては空気ボンベ陽圧化装置の 52m³/h 以上の換気量により 20Pa 以上の陽圧化状態を維持可能な設計とする。

(c) 室温調整

緊急時対策所(対策本部)の設置される高気密室内は、パッケージエアコンを用いて室温調整する設計とする。また、パッケージエアコンについては、 故障等に備えて予備を保有することとする。

高気密室及びパッケージエアコンの配置計画図を図2.4-14に示す。

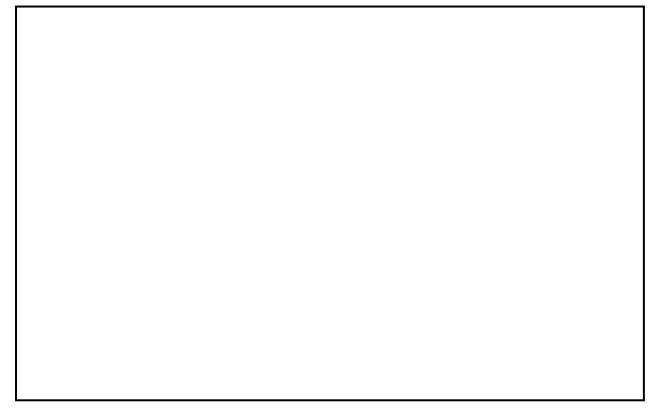


図 2.4-14 高気密室及びパッケージエアコンの配置計画図

(3) 可搬型陽圧化空調機

a. 可搬型陽圧化空調機構造

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で用いる可搬型陽圧化空調機の概要図を図 2.4-15に示す。可搬型陽圧化空調機は、中性能フィルタ及び高性能フィルタ、 活性炭フィルタから構成される。各フィルタはパッキンを介してブロワに接続 しており、フィルタを介さない外気取込を防止する密閉構造となっている。

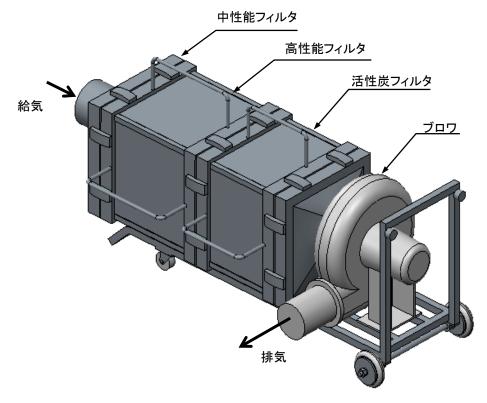


図 2.4-15 緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の概要図

b. フィルタ性能

(a) フィルタ捕集効率

可搬型陽圧化空調機の高性能フィルタ及び活性炭フィルタの捕集効率を表 2.4-7 に示す。フィルタ捕集効率は、定期的に性能検査を実施し総合除去効 率が確保されていることを確認する。

種類 単体除去効率(%) 総合除去効率(%) 高性能フィルタ 99.97(0.15 μ mPAO 粒子) 99.9(0.3 μ mPAO 粒子) 活性炭フィルタ 99.99(相対湿度 85%以下) 99.9(相対湿度 85%以下)

表 2.4-7 可搬型陽圧化空調機のフィルタ捕集効率

(b) フィルタ保持容量

可搬型陽圧化空調機は、緊急時対策所の居住性確保の要件である福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量された場合においても、空調機が吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な保持容量を有している。そのため供用中のフィルタ交換は不要な設計とし、居住空間の汚染のおそれはない。

放射性物質の想定放出量と可搬型陽圧化空調機の吸着容量を表 2.4-8 に示す。

種類	想定核分裂生成物量	保持容量
放射性微粒子	約 1g	約 400g/台
有機ヨウ素	約 6 mg	約 50g/台

表 2.4-8 放射性物質の想定放出量と可搬型陽圧化空調機の保持容量

(c) 活性炭フィルタ使用可能期間

活性炭フィルタは、大気中の湿分等の吸着障害物質を吸着することによる吸着面積の減少により吸着能力が劣化する(以下、大気ウェザリング)。

可搬型陽圧化空調機のフィルタと同等の活性炭炭素繊維に対し、東京大学アイソトープ総合センターで通常大気に 127, 187, 310, 365 日間連続通気した状態での大気ウェザリングの影響として CH₃I による劣化状況を確認した(常温・湿度 60%環境に換算した)結果を図 2.4-15 に示す。図 2.4-16 より、実規模の厚さ 0.112g/cm² における捕集効率は, 187 日 (運転時間: 8 時間/

日×187日=1,496時間)以上99.9%以上確保可能であることから,7日間(168時間)の連続運転において捕集効率を99.9%以上確保することは十分可能である。

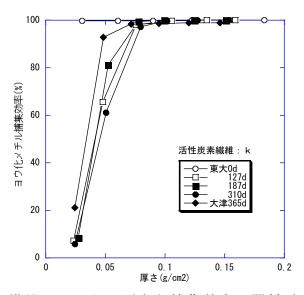


図 2.4-16 活性炭素繊維フィルタの厚さと捕集効率の関係(出典:日本放射線安全管理学会誌, Vol.7, No.2, TEDA 添着活性炭素繊維フィルタのウェザリング試験, 東大 RI セ, 野川憲夫)

(4) 空気ボンベ陽圧化装置

a. 系統構成

空気ボンベ陽圧化装置は空気ボンベユニット,圧力調整ユニット,流量調整 弁及び給気弁から構成され,空気ボンベの蓄圧された約15MPaの空気を圧力調整 ユニットにより約1MPa以下に減圧し,流量調整弁及び給気弁により更に減圧後 に高気密室に放出することにより高気密室を陽圧化可能な設計とする。

ここで、空気ボンベ陽圧化装置は一定流量の空気を放出可能な設計とし、高 気密室の陽圧化必要差圧は高気密室に設置された差圧調整弁の弁開度により高 気密室からの漏洩量を調整し制御する。

空気ボンベ陽圧化装置の系統概要図を図2.4-17に示す。

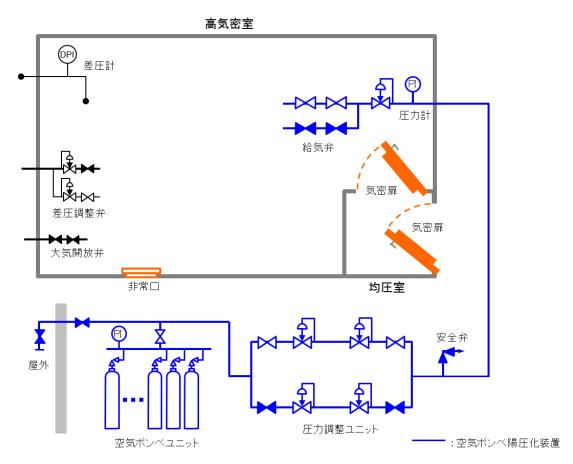


図2.4-17 空気ボンベ陽圧化装置 系統概要図

b. 必要ボンベ本数

高気密室を 10 時間陽圧化する必要最低限のボンベ本数は,空気ボンベ陽圧 化装置運転時において二酸化炭素吸収装置による二酸化炭素濃度上昇を抑制 していることを考慮し,酸素濃度基準換気量の 60m³/h (6 号及び 7 号炉要員: 52 [m³/h],1~5 号炉要員及び保安検査官:8 [m³/h])及びボンベ供給可能空気 量 5.50m³/本から下記の通り 110 本 (6 号及び 7 号炉要員:95 本,1~5 号炉要員及び保安検査官:15 本)となる。なお,現場に設置するボンベ本数については,高気密室に対する陽圧化試験を実施し必要ボンベ本数が 10 時間陽圧化維持するのに十分であることの確認を実施し、余裕分のボンベ容量については現場運用を考慮し別途決定する。

・ボンベ初期充填圧力 : 14.7MPa (at35℃)

・ボンベ内容積 : 46.7L・圧力調整弁最低制御圧力 : 0.89MPa

・ボンベ供給可能空気量 : 5.50m³/本 (at -4℃)

以上より、必要ボンベ本数は下記の通り 110 本以上となる。

60m³/h÷5.50m³/本×10 時間

≒110本

(6号及び7号炉要員:95本,1~5号炉要員及び保安検査官:15本)

(5) 二酸化炭素吸収装置

a. 系統構成

二酸化炭素吸収装置はブロワ、出入口隔離弁、水封配管吸収缶等から構成され、ブロワにより吸収缶内の二酸化炭素吸収剤に室内の空気を循環することにより二酸化炭素を除去可能な系統構成とし、発生する二酸化炭素全てを吸収可能な二酸化炭素吸収剤容量を確保することで高気密室内の二酸化炭素濃度上昇を防止可能な設計とする。

また,二酸化炭素吸収装置は100%容量×2系列とすることにより,装置の単一 故障を想定しても機能喪失することがない設計とする。

二酸化炭素吸収装置の系統図を図2.4-18に、外形図を図2.4-19に示す。

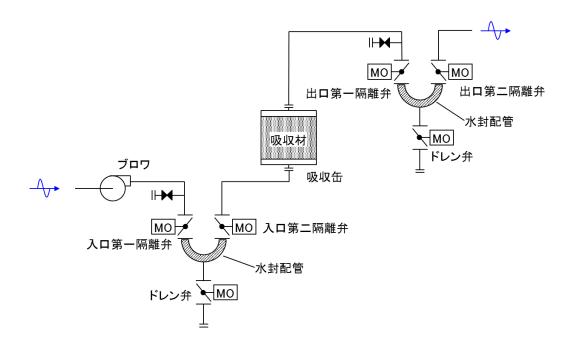


図 2.4-18 二酸化炭素吸収装置 系統図

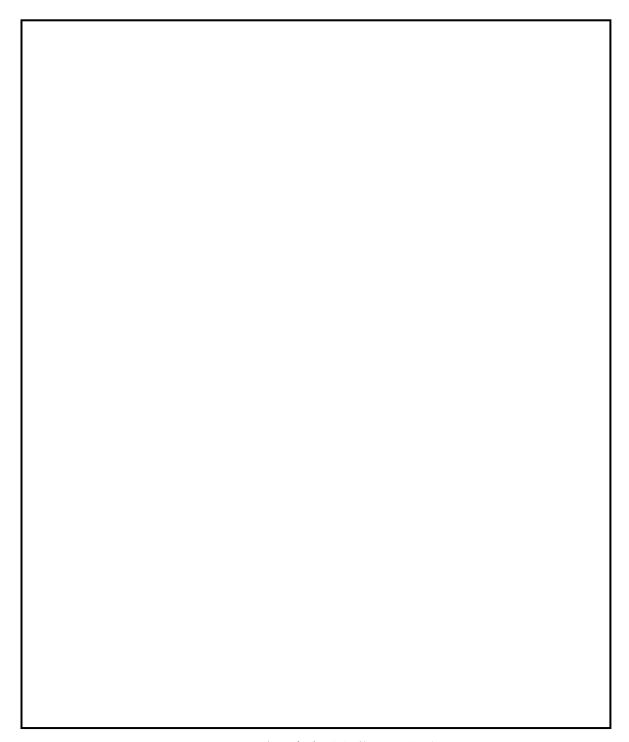


図 2.4-19 二酸化炭素吸収装置 外形図

b. 二酸化炭素の除去原理及び吸収性能

二酸化炭素吸収装置の吸収剤は、主成分が酸化カルシウム(消石灰)であり、大気中の二酸化炭素と触媒等がなくても直接反応可能とし、単位質量当りの二酸化炭素を m^3/kg 吸収可能な設計とする。 $Ca (OH)_2 + CO_2 \rightarrow CaCO_3 + H_2O$

c. 二酸化炭素吸収剤容量

二酸化炭素吸収装置は、外気を遮断した高気密室内に収容人数81名に余裕をもった84名が10時間待避した場合において、室内の二酸化炭素量濃度を0.5%以下に維持するために十分な量の二酸化炭素吸収剤容量として、表2.4-9の計算結果より kg/台を確保する設計とする。

なお、必要吸収剤量及び設計吸収剤量については下記の通り定義する。

必要吸収剤量=設計 CO₂ 発生量÷吸収剤吸収性能 設計吸収剤量=必要吸収剤量×設計裕度

	項目	設計値	備考
A	空間容積	610 m^3	高気密室の容積
В	空隙率	0.95	_
С	収容人数	69 名	プルーム通過中を想定
D	陽圧化時間	10 h	_
Е	二酸化炭素発生量	0.030m³/h/名	軽作業(空気調和衛生工学便覧)
F ₀	初期二酸化炭素濃度	0.039%	国際標準大気濃度
F_1	許容二酸化炭素濃度	0.5%	労働安全衛生規則
Н	積算二酸化炭素発生量	18.03 m ³	$C \times D \times E - (F_1 - F_0) \times A \times B \div 100$
Ι	吸収剤 CO2 吸収性能		
J	設計裕度		
K	吸収剤必要量		$\mathtt{H}\div\mathtt{I}$

表 2.4-9 吸収剤必要量の設計条件

また、二酸化炭素吸収剤は予備として100%容量を確保し、二酸化炭素吸収装置の予備機側の吸収剤と交換することで、装置の運転時間の延長が可能な設計とする。

d. 保管時の二酸化炭素吸収剤性能劣化防止

二酸化炭素吸収剤の水酸化カルシウム($Ca(OH)_2$)は、常温の大気中で二酸化炭素と反応し炭酸カルシウム($CaCO_3$)となることから、待機時に大気に触れないように密閉保管する必要がある。

ここで、 $Ca(OH)_2$ 、及び $CaCO_3$ は水溶液として二酸化炭素と反応する(湿分により二酸化吸収性能は低下することがない)ため、二酸化炭素吸収剤は出入口に二重に設置する隔離弁の間の配管を水封することにより、二酸化炭素吸収性能を低下させることなく保管状態において大気から隔離可能な設計とする。

(6) 二酸化炭素吸収装置の性能試験

a. 試験方法

二酸化炭素吸収装置の性能試験は、ブロワ定格風量時においてブロワ下流側に二酸化炭素ボンベから二酸化炭素を吸収缶に供給し二酸化炭素濃度計により出口側の二酸化炭素濃度を測定し、10時間における二酸化炭素吸収剤による二酸化炭素吸収量を測定する。

ここで、二酸化炭素供給量は、ガスメータによりプルーム通過時の高気密室内での二酸化炭素発生量を一定で制御し、10時間の試験により表2.4-11のH項に示す18.03m³の積算二酸化炭素発生量を供給可能とする。

本試験は収容人数をプルーム通過時に必要な対策要員81名に余裕を考慮した84名が発生する二酸化炭素量に対して,再現性確認として3回実施し,二酸化炭素吸収装置の定格風量600m³/h,二酸化炭素吸収剤容量 kgとした場合において,上記の積算二酸化炭素発生量18.03m³を除去するとともに,二酸化炭素濃度(吸収缶出口側)を判定基準となる0.5%以下に維持可能なことについて確認を行う。

二酸化炭素吸収性能試験装置の系統図を図2.4-20に示す。

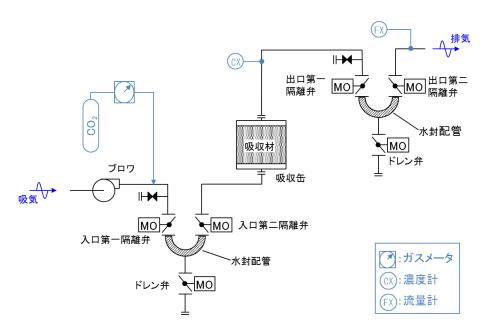


図2.4-20 二酸化炭素吸収性能試験装置 系統図

b. 試験結果

二酸化炭素吸収装置の性試験の結果,二酸化炭素吸収量の積算値は3回の試 験全てにおいて判定基準となる 18.03m3以上の二酸化炭素量を吸収しており, 10時間の試験において二酸化炭素濃度(吸収缶出口側)の二酸化炭素濃度を 判定基準となる 0.5%以下に低減可能なことから,二酸化炭素吸収剤の設計値 は十分な容量を確保していると判断する。

二酸化炭素吸収性能試験結果として, 二酸化炭素吸収量の積算値の測定結果 を表 2.4-10 に, 二酸化炭素吸収缶出入口の二酸化炭素濃度の時間変化を図 2.4-21に示す。

表 2.4-10 二酸化炭素吸収性能試験結果 (二酸化炭素吸収量の積算値)

試験回数	二酸化炭素吸収量(積算)	判定
1回目	23.34 m^3	合格
2 回目	22.28 m^3	合格
3 回目	22.36 m³	合格

- 2.5 必要な情報を把握できる設備について
- (1) 免震重要棟内緊急時対策所
 - a. 免震重要棟内緊急時対策所2階(ケース1)

免震重要棟内緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために 必要な情報(プラントパラメータ)を把握できる設備として、主にデー タ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置から 構成される安全パラメータ表示システム (SPDS)を構築する設計とする。 6号炉及び7号炉のデータ伝送装置はコントロール建屋に設置し、緊 急時対策支援システム伝送装置は免震重要棟内緊急時対策所に設置す る。また、SPDS表示装置は免震重要棟内緊急時対策所2階及び免震重要 棟内緊急時対策所1階(待避室)に設置する設計とする。

6号炉及び7号炉のコントロール建屋にあるデータ伝送装置から免震 重要棟内緊急時対策所にある緊急時対策支援システム伝送装置へのデータ伝送手段は、有線(光ファイバ通信回線)と無線(無線通信回線) により構成し、多様性を確保する設計とする。概要を図2.5-1に示す。

SPDS表示装置で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。

表2.5-1に示す通り、格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてもSPDS表示装置にて確認できる設計とする。また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。また、データ表示装置は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。

なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは、無線により免震重要棟内緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。

b. 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) (ケース 2)

設備構成及び概要は「a. 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 (ケース 1)」 と同様である。

(2) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所

a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (ケース 3)

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報(プラントパラメータ)を把握できる設備として、主にデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置から構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を構築する設計とする。

6 号炉及び 7 号炉のデータ伝送装置はコントロール建屋に設置し,緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。

6号炉及び7号炉のコントロール建屋にあるデータ伝送装置から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にある緊急時対策支援システム伝送装置へのデータ伝送手段は、有線(光ファイバ通信回線)と無線(無線通信回線)により構成し、多様性を確保する設計とする。概要を図2.5-1に示す。

SPDS表示装置で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。

表2.5-1に示す通り、格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてもSPDS表示装置にて確認できる設計とする。また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。

また,データ表示装置は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張 等を考慮した設計とする。

なお,放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト,風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置

のデータは、無線により 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。

b.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(ケース4)

設備構成及び概要は「a.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(ケース3)」と同様である。

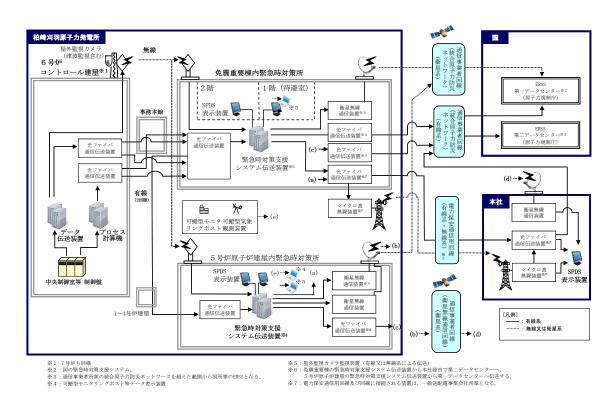


図2.5-1 必要な情報を把握できる設備等の概要

表2.5-1 SPDS表示装置で把握できる主なパラメータ

目 的	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子束
	原子炉水位
	原子炉圧力
	原子炉冷却材温度
	高圧炉心注水系系統流量
炉心冷却の状態確認	原子炉隔離時冷却系系統流量
	残留熱除去系系統流量
	復水補給水系流量
	非常用ディーゼル発電機の給電状態
	非常用高圧母線電圧
	格納容器内圧力
	格納容器內温度
	格納容器內水素濃度,酸素濃度
	格納容器内雰囲気放射線レベル
格納容器内の状態確認	サプレッション・チェンバ・プール水位
	ドライウェル下部水位
	格納容器スプレイ弁開閉状態
	残留熱除去系系統流量
	復水補給水系流量
放射能隔離の状態確認	格納容器隔離の状態
	排気筒放射線レベル
環境の情報確認	モニタリングポストの指示
块 央 ♥ /	気象情報
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位
	使用済燃料プール水温
 水素爆発による格納容器の破損防止確認	格納容器圧力逃がし装置水素濃度
ハハハ / ハ / 1 - 0 の I m 1 / I Thr * / m / J N J T	格納容器圧力逃がし装置放射線レベル
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋内水素ガス濃度

- 2.6 通信連絡設備について
- (1) 免震重要棟内緊急時対策所
 - a. 免震重要棟内緊急時対策所 2階 (ケース 1)

発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備(発電所内用)を免震重要棟内緊急時対策所2階に設置する設計とする。

また,発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備(発電所外用)を免震重要棟内緊急時対策所 2 階に設置する設計とする。概要を図 2.6-1 に示す。

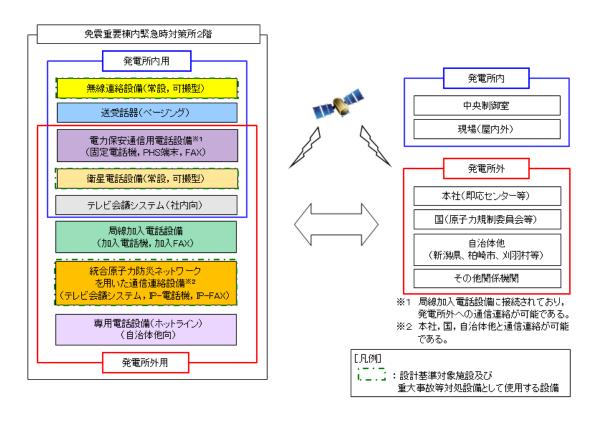




図 2.6-1 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 通信連絡設備の概要

b. 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) (ケース2)

設備構成及び概要は「a. 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 (ケース 1)」と同様である。

(2) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所

a.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (ケース 3)

発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備(発 電所内用)を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。

また,発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備(発電所外用)を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。概要を図2.6-2に示す。

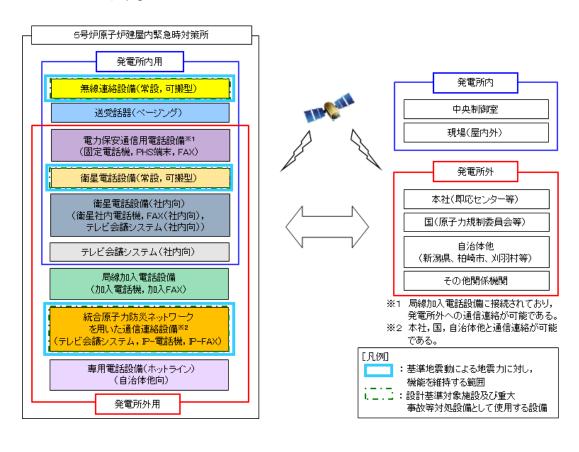




図 2.6-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 通信連絡設備の概要

b.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(ケース4)

設備構成及び概要は「a.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (ケース 3)」 と同様である。

3. 運用

- 3.1 必要要員の構成、配置について
- (1) 原子力防災組織

当社は、福島事故から得られた課題から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定め、米国における非常事態対応のために標準化された Incident Command System (ICS)を参考に、重大事故等の中期的な対応が必要となる場合及び発電所の複数の原子炉施設で同時に重大事故等が発生した場合に対応できるよう、原子力防災組織を構築する。(詳細は 5.11 参照)

柏崎刈羽原子力発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長(所長)があたり、②~⑤の機能毎に責任者として「統括」を置く。

本部長(所長)の権限については、予め定める要領等に記載された範囲において、②~⑤の各統括に委譲されており、各統括はその範囲内において自律的に活動することができる。(詳細は 5.12 参照)

②~⑤の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相,また事故の進展や収束の状況により異なるが,プルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織運用とする。

柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように態勢を区分する。 (詳細は 5.6 参照)

- ① 原子力警戒態勢(原子力災害対策指針にて定められている警戒態勢に対処するための態勢)
- ② 第1次緊急時態勢(原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態(原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当)に対処するための態勢)
- ③ 第2次緊急時態勢(原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態(原子力災害対策特別措置法第15条に基づく報告事象相当)に対処するための態勢)

重大事故等発生時には,第 2 次緊急時態勢を発令し,原子力防災組織の要員がその対応にあたる。初動対応後に想定される原子力防災組織の要員を図 3.1-1 に示す。

また,夜間・休祭日における原子力防災組織の要員は図 3.1-2 に示すとおり,①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 28 名と,②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として,中央制御室待避所にとどまる運転員 18 名と重大事故等対策の有効性評価における復旧班現場要員の 14 名,保安班現場要員 2 名,自衛消防隊(消防隊長 1 名,初期消火班(消防車隊)6 名,警備員 3 名)10 名を加えた合計72 名を想定する。

原子炉格納容器が破損し、大量のプルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、 所外に一時退避させる。

プルーム通過後にプラント状況等により,必要に応じて一時退避させた要員を再参 集させる。

なお、プルーム通過の判断については、可搬型モニタリングポスト等の指示値により判断を行う。保安班長は、プルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、プルームが通過したと判断する。

(2) 免震重要棟内緊急時対策所

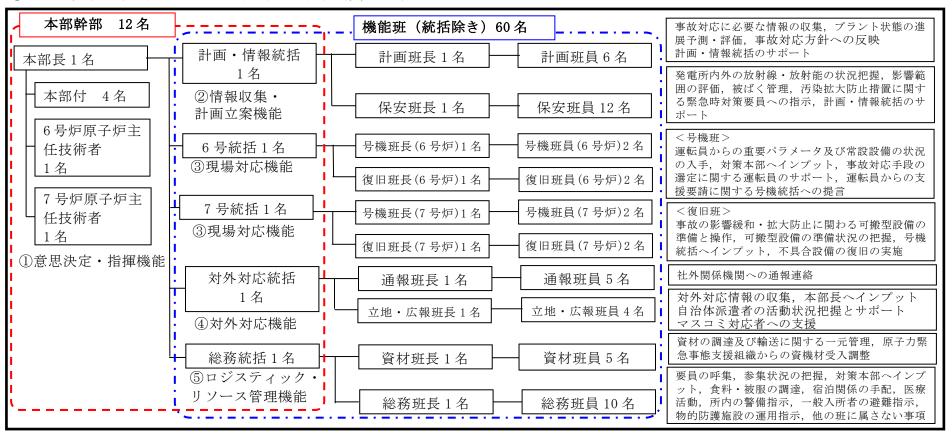
第2次緊急時態勢において,免震重要棟内緊急時対策所で対応する6号及び7号炉に係る要員は,図3.1-1に示すとおり,①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員72名と,②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員106名のうち中央制御室にて対応を行う運転員18名を除く88名の合計160名を想定する。加えて,免震重要棟内緊急時対策所で対応する1~5号炉に係る要員は,本部要員12名と現場要員2名とし,第2次緊急時態勢においては,保安検査官の2名をあわせて,176名が免震重要棟内緊急時対策所に収容できるものとする(表3.1-1参照)。

また、プルーム通過中において、免震重要棟内緊急時対策所にとどまる 6 号及び 7 号炉に対応する要員は交代要員を考慮して、図 3.1-3 及び表 3.1-1 に示すとおり、① 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 52 名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 35 名のうち中央制御室待避所にとどまる運転員 18 名を除く 17 名の合計 69 名を想定する。加えて、免震重要棟内緊急時対策所で対応する 1~5 号炉に係る要員は 2 名とし、プルーム通過中

においては、保安検査官の2名をあわせて、73名が免震重要棟内緊急時対策所に収容できるものとする(表3.1-1参照)。

本部長は、この要員数を目安として、免震重要棟内緊急時対策所にとどまる要員を判断する。重大事故等に対処するための要員の動きを図 3.1-4 に示す。

①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 72名



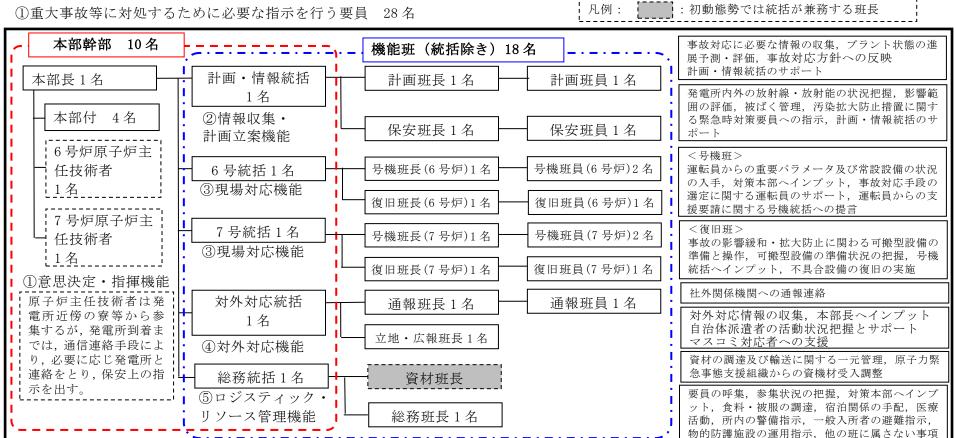
②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散防止を抑制するために必要な要員 106名



※上記①,②の要員については、長期的な対応に備え、所外に待機させた交代要員を招集し、順次交代させる。 今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図 3.1-1 原子力防災組織の要員(第 2 次緊急時態勢 緊急時対策所,中央制御室,自衛消防隊 6,7 号炉対応要員)

①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 28 名

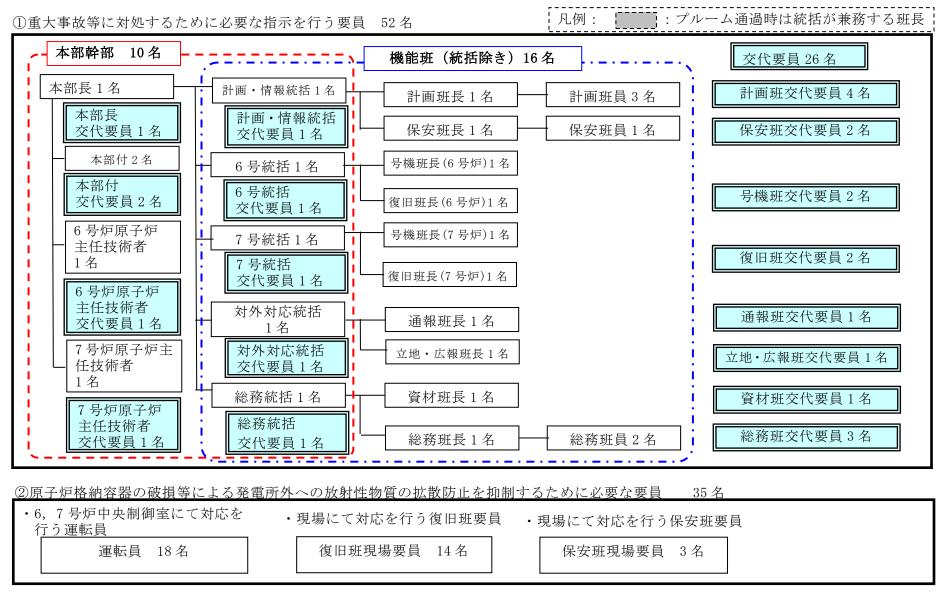


②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散防止を抑制するために必要な要員 44 名

• 自衛消防隊 ・6.7号炉中央制御室にて対応を ・現場にて対応を行う復旧班要員 現場にて対応を行う保安班要員 (初期消火対応) 行う運転員 復旧班現場要員 14名 運転員 18 名 保安班現場要員 2名 自衛消防隊 10 名

※上記①、②の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図3.1-2 原子力防災組織の要員(夜間・休祭日、緊急時対策所、中央制御室、自衛消防隊 6、7号炉対応要員)



※上記①,②の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図 3.1-3 プルーム通過時 緊急時対策所,中央制御室にとどまる 6 号及び 7 号炉対応要員

	場所	事故前 (地震等)	事故発生,	拡大	炉心露出, 持	損傷,溶融	プルーム通過中 10 時間	プルーム通過後
こ関する審 づく事象進	「係る被ばく評価 「香ガイド」に基 「長時間			! !			⑤24 時間	⑥34 時間
方災対策		(2		時態勢(10条) 第2次緊急時期	態勢 (15 条)			
重大事故等	产 対策	① 花]動態勢	i I				
5,7号炉中	中央制御室	9	事故拡大防止,炉	心損傷防止活動, (当直)(18)	各納容器破損防止	活動	待避室(18)	運転操作,監視運転員(当直)(18)
見場初]動対応要員	· 復	炉心損傷防止活動,格 旧班現場要員(14/2**1	<u></u>	動(電源復旧,沒	主水等)	- プルーム通過後 - プルーム通過後 - に必要な作業以 - 外の復旧班要員	1
招	3集要員		炉心損傷防止活動	,格納容器破損防止活),放射性物質拡散抑制	動(電源復旧,	◆ 待避(2 ^{※1})	等は基本的に構 外に退避	現場対応
				復旧	班現場要員(49)	E	《 《急時対策所(14)	(注水, 給油等) <mark>復旧班現場要員(1</mark> 4
モ	ニタリング要員		タリングポスト発電機走 安班現場要員 (2)		マリング設備設置 班現場要員 (15)	▼退避	(49) 現場 (14) 緊急時対策所(3)	保安班現場要員(3)
	衛消防隊 (初期消火対応)		É	衛消防隊(10)		退避 (12)		●現場 (3) 自衛消防隊 (10)
A震重要棟緊急時対策			本部要員(28/4*1)		「要員(72/12 ^{※1}) 安検査官(2)	退避(10)。	(69/4*²) 本部要員 (26/1*¹) 本部交代要員 (26/1*¹) 復旧班現場要員 (14) 保安班現場要員 (3)	再参集(10) 本部要員(52/2**1) 保安檢查官(2)
					退ì	辟 (20) 交(保安検査官 (2) ***********************************	*集(必要に応じ)

図 3.1-4 免震重要棟内緊急時対策所、中央制御室 事故発生からプルーム通過までの要員の動き : SA

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う免震重要棟内緊急時対策所の収容人数 (1/4) (名)

					(1/4)				1	(4)	
事	象進展			要員数 (※1)		緊急時対策所	中央制御室	中御室	その 他の 建屋	現場	収容人数合計
			本	意思決定・指揮	5						_
			本部要員(※2)	情報収集・計画立案	5						
		6	<u>負</u>	現場対応	12	_	_	_	28	_	
		是	※	対外対応	4						
		びって)	ロジ・リソース管理	2						
		6号及び7号炉	珼	運転員(当直)	18	_	6∼18	_	_	$0 \sim 12$	
No.	로 쓰는 미는	<i>></i> /-	現 場	復旧班現場要員(※2)	14				14		
走	通常時 ※4		要員	保安班現場要員(※2)	2		_	_	2		
	1~5号炉		貝	自衛消防隊(※3)	10	_	_	_	10		
		1	本部要員(※2)	情報収集・計画立案	1	_	_	_	1	I	
		号炉	* 2	現場対応	3	_	_	_	3	_	
			復	旧班現場要員(※2)	2	_	_	_	2	_	
				意思決定・指揮 5							51
			本部要員	情報収集・計画立案	5		_	_	_		
				現場対応	12	28				_	
		6号	負	対外対応	4						
		炎び		ロジ・リソース管理	2						
		6号及び7号炉	相	運転員(当直)	18	_	6~18	_	_	0~12	
	初動態	炉	現 場	復旧班現場要員	14	0~14	_	_	_	0~14	
1			要員	要 保安班現場要員 2 0~		0~2				0~2	
	勢		貝	自衛消防隊(※3)		0~1	_	_	0~9	0~10	
		1~5号炉	本部要員	情報収集・計画立案	1	1	_	_	_	_	
		· 芳炉		現場対応	3	3	_	_	_	_	
				復旧班現場要員	2	0~2	_	_	_	$0\sim 2$	

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:平日昼間は、事務本館等で勤務している。平日夜間・休祭日については、宿泊棟等で待機。

※3: 自衛消防隊は,消防隊長1名,初期消火班(消防車隊)6名,警備員3名で構成され,火災の規模に応じ,消火班が召集される。

※4:直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う免震重要棟内緊急時対策所の収容人数

 $(2/4) \tag{名}$

					(4/ 1)					(4)	
事	-象進展			要員数 (※1)		緊急時対策所	中央制御室	中判軍等	その 他の 建屋	現場	収容人数合計
				意思決定・指揮	7	72	_	_	_	_	176
			太	情報収集・計画立案	21						
			本部要員	現場対応	14						
		6号	蕢	対外対応	12						
		6号及び7号炉		ロジ・リソース管理	18						
			珀	運転員(当直)	18	_	6~18	_	_	0~12	
		炉	現 場	復旧班現場要員(※4)	63	0~63				0~63	
	原子力		要員	保安班現場要員(※4)	15	0~15	_	_	_	0~15	
2	警戒態		貝	自衛消防隊(※3)	10	0~10	_	_	_	0~10	
	勢 1 ~ 5号炉			意思決定・指揮	5		_	_	_	_	
		1 5 5	本部要員	情報収集・計画立案	2	12	_	_	_	_	
		戶		現場対応	5		_	_	_	_	
				復旧班現場要員	2	$0\sim 2$	_	_	_	$0\sim 2$	
				保安検査官	2	2					
				意思決定・指揮	7	72	_	_	_	_	176
			杢	情報収集・計画立案	21						
			本部要員	現場対応	14						
		6 号	員	対外対応	12						
		及び		ロジ・リソース管理	18						
		6号及び7号炉	70	運転員(当直)	18	_	6~18	_	_	0~12	
	第 1 次 ③ 緊急時 態勢	炉	現場要員	復旧班現場要員(※4)	63	0~63	_	_	_	0~63	
3			員	保安班現場要員(※4)	15	0~15				0~15	
				自衛消防隊(※3)	10	0~10	_	_	_	0~10	
		1	本	意思決定・指揮	5		_	_	_	_	
		1~5号炉	本部要員	情報収集・計画立案	2	12	_	_	_	_	
		炉		現場対応	5		_	_	_	_	
			復	夏旧班現場要員	2	0~2	_	_	_	0~2	
				保安検査官	2	2	_	_	_	_	

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:平日昼間は、事務本館等で勤務している。平日夜間・休祭日については、宿泊棟等で待機。

※3:自衛消防隊は,消防隊長1名,初期消火班(消防車隊)6名,警備員3名で構成され,火災の規模に応じ,消火班が召集される。

※4:直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う免震重要棟内緊急時対策所の収容人数 (3/4)

					(3/4)				(名)
事	象進展			要員数(※1)		緊急時対策所	中央制御室	中制室避室	その 他の 建屋	現場	収容人数合計
				意思決定・指揮	7	72	_	_	_	_	176
			-	情報収集・計画立案	21	1 . 2					1.0
			本部要員	現場対応	14	1					
		<u>6</u> 异		対外対応	12						
		及び		ロジ・リソース管理	18						
		6号及び7号炉		運転員(当直)	18	_	6~18	_	_	0~12	
		炉	現 場	復旧班現場要員(※3)	63	0~63				0~63	
	第2次		要員	保安班現場要員(※3)	15	0~15	_	_	_	0~15	
4	第 4 次 緊急時		員	自衛消防隊(※2)	10	0~10	_	_	_	0~10	
)	態勢			意思決定・指揮	5		_	_	_	_	
	1~5号炉	本部要員	情報収集・計画立案	2	12	_	_	_	_		
	号炉	只	現場対応	5		١	ı	ı			
				復旧班現場要員	2	0~2	_	_	_	0~2	
				保安検査官	2	2	_	_	_	_	
				意思決定•指揮	5	52	_	_	_	_	73
			本部要員	情報収集・計画立案	7						※ 5
				現場対応	6						
		6	要	対外対応	3						
	6 号及び7 号炉 プルー	及び		ロジ・リソース管理 5							
	0	7		本部交代要員	26						
	プルー ム通過	炉	珇	運転員(当直)	18	_		18		_	
	中(発		現場	復旧班現場要員	14	14					
5	災から		要員	保安班現場要員	3	3	ı				
炎から24時間後)※4		只	自衛消防隊	0	_		_	_	_		
	1~5号炉	本部	現場対応	1	1	_	_	_	_		
	炉	本部要員	交代要員	1	1	_	_	_	_		
				l l							

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:自衛消防隊は、消防隊長1名、初期消火班(消防車隊)6名、警備員3名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集

※3: 直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

※4:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく 事象進展時間

※5:プルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

※6: 必要に応じ、発電所外から交代・待機要員を呼び寄せ要員として加える。

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う免震重要棟内緊急時対策所の収容人数

					(,	4/4)				(名)
事	事象進展			要員数(※1)		緊急時対策所	中央制 御室	中御海等	その 他の 建屋	現場	収容人数合計
				意思決定・指揮	5	52	_	_	_	_	73
				情報収集・計画立案	7						※ 6
	6 号及び7 号炉 プム後(アム カ カ 出 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ	本部要員	現場対応	6							
		6	要	対外対応	3						
		万及7	只	ロジ・リソース管理	5						
		り 7 月		本部交代要員	26						
		炉	現	運転員(当直)	18	_	6~18	_		$0 \sim 12$	
		場	復旧班現場要員	14	0~14	_	_	_	$0 \sim 14$		
6		要員	保安班現場要員	3	0~3				0~3		
	始から		只	自衛消防隊	0	_	_	_	_	_	
	10 時間後)※4	1~5号炉	本部	現場対応	1	1	_	_	_	_	
		炉	本部要員	交代要員	1	1	_	_	_	_	
				保安検査官	2	2	_	=	=	_	

: S A

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:自衛消防隊は、消防隊長1名、初期消火班(消防車隊)6名、警備員3名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集 される。

※3: 直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

※4:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく 事象進展時間

※5: プルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

※6: 必要に応じ、発電所外から交代・待機要員を呼び寄せ要員として加える。

表 3.1-2 重大事故発生時の事象進展に伴う 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (1/4) (名)

事象進展 要員数 (※1)						(1/4)	1			(/	コノ	
(日)	事象進展			要員数 (※1)		対策所 (対策本	対策所 (現場要 員待機 場所)	制御	制御 室待	他の	現場	収容 人数 合計
情報収集・計画立案 5 現場が応 12 対外が応 4 ロジ・リンース管理 2 運転員 (当直) 18 14 - 2			*	意思決定・指揮	5		(0)					_
 通常時 ※4 運転員 (当直) 18 6~18 0~12 復旧班現場要員(※2) 14 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -			霊									
 通常時 ※4 運転員 (当直) 18 6~18 0~12 復旧班現場要員(※2) 14 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -					12	_	_	_	_	28	_	
 通常時 ※4 運転員(当直) 18 6~18 0~12 復旧班現場要員(※2) 14 10 - 10 - 10 - 10 保安班現場要員(※2) 2 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 1		6号	※	対外対応	4							
通常時 ※4 「「場要員」(※2) 14		及び	ے	ロジ・リソース管理	2							
通常時 ※4 「「場要員」(※2) 14		7	珀	運転員(当直)	18	_	_	6~18	_	_	0~12	
通常時 ※4 「情報収集・計画立案 1 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -		炉	場場	復旧班現場要員(※2)	14					14		
新動態	通常時		要	保安班現場要員(※2)	2	_	_	_	_	2	_	
後旧班現場要員(※2) 2 - - - - 2 - 5号炉運転員(当直) 8 - - 8 - - - (日班現場要員(当直) 8 - - 8 - - - (日班収集・計画立案 5 現場対応 12 28 - - - - - - - 対外対応 4 ロジ・リソース管理 2 現場 (当直) 18 - 6 - - 0~12 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	※ 4		貝	自衛消防隊(※3)	10	_	_	_	_	10	_	
(日) 班現場要員(※2) 2 - - - - 2 - 5号炉運転員(当直) 8 - - 8 - - - (日) 近半度員 本部要員 (当直) 12 28 - - - - - - (日) 近半度日 (1	本部要員()	情報収集・計画立案	1	-	_		-	1	-	
(日本) 10 (日本) (日本) (日本) (日本) <t< td=""><td>号炉</td><td><u>*</u></td><td>現場対応</td><td>3</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>3</td><td>_</td><td></td></t<>		号炉	<u>*</u>	現場対応	3	_	_	_	_	3	_	
(1) (2) (2)<			復	旧班現場要員(※2)	2	_	_	_	_	2	_	
(1) (1			5 5	号炉運転員 (当直)	8	_	_	8	_	_	_	
では、				意思決定・指揮	5							①:
Table Application			本	情報収集・計画立案	5							32
Table Application		0	部要	現場対応	12	28	_	_	_	_	_	1
① 初動態 " 場要員 復旧班現場要員 14 - 0~14 - 0~14 - 0~2 供安班現場要員 2 - 0~2 - 0~2 自衛消防隊(※3) 10 - 0~1 - 0~9 0~10		号	負	対外対応	4	-~						19
① 初動態 " 場要員 復旧班現場要員 14 - 0~14 - 0~14 - 0~2 供安班現場要員 2 - 0~2 - 0~2 自衛消防隊(※3) 10 - 0~1 - 0~9 0~10		登		ロジ・リソース管理	2							10
① 初動態 勢 (個田班現場要員 14 - 0~14 - 0~14 - 0~2			現	運転員(当直)	18		_	6~18		_	0~12	
9 目衛消防隊(※3) 10 - 0~1 - 0~9 0~10		<i>א</i> ר	場	復旧班現場要員	14	_	$0 \sim 14$				$0 \sim 14$	
9 目衛消防隊(※3) 10 - 0~1 - 0~9 0~10	初動態		要日	保安班現場要員	2	_	0~2				0 ~ 2	
	勢		貝	自衛消防隊(※3)	10	_	0~1	_	_	0~9	0~10	
本 情報収集・計画立案 1 1 1		1 5 5	本部要員	情報収集・計画立案	1	1	_	_	-	_	_	
現場対応 3 3		戶	<i>></i> \	現場対応	3	3	_	_	_	_	_	
復旧班現場要員 2 - 0~2 - 0~2	i			復旧班現場要員	2	_	0~2	_	_	_	0~2	
5 号炉運転員(当直) 8 - 8												

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:平日昼間は、事務本館等で勤務している。平日夜間・休祭日については、宿泊棟等で待機。

※3:自衛消防隊は,消防隊長1名,初期消火班(消防車隊)6名,警備員3名で構成され,火災の規模に応じ,消火班が召集される。

※4:直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

表 3.1-2 重大事故発生時の事象進展に伴う 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (2/4) (名)

事	事象進展		要員数 (※1)			緊急時 対策所 (対策本部)(①)	緊 対 現 場 勝 所 明 場 揚 所 明 場 勝 所 明 場 勝 所 (②)	中央制御室	中央 制	その 他の 建屋	現場	収容 人数 合計
				意思決定・指揮	7	72	_	_	_	_	_	①:
			本	情報収集・計画立案	21							86
			本部要員	現場対応	14							(i)
		6号	真	対外対応	12							②: 90
		及び2		ロジ・リソース管理	18							
		6号及び7号炉	珇	運転員(当直)	18	_	I	6~18	ı	_	0~12	
)) ⁻¹	現場要員	復旧班現場要員(※4)	63	_	0~63				0~63	
			要日	保安班現場要員(※4)	15	_	$0 \sim 15$	_		_	$0 \sim 15$	
2	原子力 警戒態		貝	自衛消防隊(※3)	10	_	0~10	_		_	0~10	
4	勢			意思決定・指揮	5		_	_	_	_	_	
		1~5号炉	本部要員	情報収集・計画立案	2	12	_	_	I	_	l	
				現場対応	5		_	_	-	_	_	
				復旧班現場要員	2	_	$0\sim 2$	_	_	_	$0\sim 2$	
			5 5	号炉運転員 (当直)	8	_	_	8	_	_	_	
				保安検査官	2	2		_		_		
				意思決定・指揮	7	72	_	_	_	_	_	①:
			本	情報収集・計画立案	21							86
		6	本部要員	現場対応	14							②:
		号及		対外対応	12							90
		6号及び7号炉		ロジ・リソース管理	18							
		- 号炉	現	運転員(当直)	18	_	_	6∼18		_	0~12	
		//	場	復旧班現場要員(※4)	63	=	0~63	_	_	_	0~63	
	第1次		要員	保安班現場要員(※4)	15	=	0~15				0~15	
3	緊急時		只	自衛消防隊(※3)	10	_	0~10	_	_	_	0~10	
	態勢			意思決定・指揮	5		_	_	_	_	_	
		1~5号炉	本部要員	情報収集・計画立案	2	12	_	_	_	_	_	
			, , ,	現場対応	5		_	_	_	_	_	
				復旧班現場要員	2	_	0~2	_	_	_	0~2	
			5 7	号炉運転員 (当直)	8	_	_	8	_	_	_	
				保安検査官	2	2	_	_	_	_	_	

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:平日昼間は、事務本館等で勤務している。平日夜間・休祭日については、宿泊棟等で待機。

※3:自衛消防隊は、消防隊長1名、初期消火班(消防車隊)6名、警備員3名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集される。

※4:直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

表 3.1-2 重大事故発生時の事象進展に伴う 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (3/4)(名)

						(3/		,	1		(名)							
事象進展		要員数(※1)				緊急時対策所(対策本部)(①)	緊 対現場 領 現 場 得 勝 所 要 機 場 所) (②)	中央制御室	中中御海	その 他の 建屋	現場	収容 人数 合計						
	T 1		本	意思決定・指揮	7	72	_	_	_	_	_	①:						
			本部要員(※2)	情報収集・計画立案	21							86						
		6	負(現場対応	14							②:						
		是	※	対外対応	12							90						
		及び2	1)	ロジ・リソース管理	18							00						
		6号及び7号炉	現	運転員(当直)	18	_	_	6~18	_	_	0~12							
		2)	場	復旧班現場要員(※3)	63	_	0~63	_	_	_	0~63							
			要員	保安班現場要員(※3)	15	_	$0 \sim 15$				0~15							
	第2次			自衛消防隊(※2)	10	_	0~10	_		_	0~10							
4	緊急時 態勢			意思決定・指揮	5				-	_	_							
		1~5号炉	本部要員	情報収集・計画立案	2	12	_	_	_	_	_							
		炉		現場対応	5		_	_	_	_	_							
				復旧班現場要員	2	_	$0\sim2$	_	_	_	0~2							
			5 号炉運転員(当直)			_		8		_	_							
			保安検査官			2	_	_	_	_	_							
			本部要員	意思決定・指揮	5	52	_	_	_	_	_	①:						
				情報収集・計画立案	7							81						
				現場対応	6							②:						
		6		対外対応	3													
		及び		ロジ・リソース管理	5													
		6号及び7号炉		本部交代要員	26													
	プルー	炉	現	運転員(当直)	18	_	_	_	18	_	_	※ 5						
	ム通過		場	場	場	場	復旧班現場要員	14	14	_	_	_	_					
(5)	中(発		要員	保安班現場要員	3	3	_				_							
	災から24時間			自衛消防隊	0	_	_	_	_	_	_	_						
	後)※4	1~5号炉	本部要員(※2)	現場対応	1	1	_	_	_	_	_							
		炉	炉	炉	炉	炉	炉	炉		交代要員	1	1	_	_	_	_	_	
			5 長	計戶運転員 (当直)	8	8	_	_	_	_	_]						
		保安検査官			2	2 タタラル 2 かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんりょう かんりょう かんしょう おいま しゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	_	_										

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:自衛消防隊は、消防隊長1名、初期消火班(消防車隊)6名、警備員3名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集

※3: 直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員につい

ては交代要員として待機させる。 ※4:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく 事象進展時間

※5: プルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

※6:必要に応じ、発電所外から交代・待機要員を呼び寄せ要員として加える。

: S A

表 3.1-2 重大事故発生時の事象進展に伴う 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (4/4)

						(4/4)					(名)		
	事象進展	要員数 (※1)			緊急時対策所(対策本部)(①)	緊 対 現 場 場 場 場 場 (②)	中央 制御 室	中御籍	その 他の 建屋	現場	収容 人数 合計		
				意思決定・指揮	5	52	_	_	_	_	_	①:	
!			t.	情報収集・計画立案	7							73	
			本部要員	現場対応	6							②:	
		6	要	対外対応	3							⊘ . −	
		及び	-	ロジ・リソース管理	5								
	プルー	6号及び7号炉		本部交代要員	26								
	ム通過	炉	現	運転員(当直)	18	_		6∼18	_	_	0∼12	※ 6	
!	後(プ		現場要員	復旧班現場要員	14	0~14	_	_	_	_	0~14		
6	ルーム			保安班現場要員	3	0~3	_				0~3		
!	放出開始から		Д	自衛消防隊	0	_	_	-	_	_			
	20時間後)※4	1~5号炉	本部	現場対応	1	1	I	l	ı	_	l		
		炉	本部要員	交代要員	1	1	_	_	_	_	_		
			5 号	· 分炉運転員(当直)	8	_		8	_	_			
	<u> </u>			保安検査官	2	2	_						

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:自衛消防隊は、消防隊長1名、初期消火班(消防車隊)6名、警備員3名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集 される。

_ : S A

※3: 直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

※4:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく 事象進展時間

※5:プルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

※6: 必要に応じ、発電所外から交代・待機要員を呼び寄せ要員として加える。

(3)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所

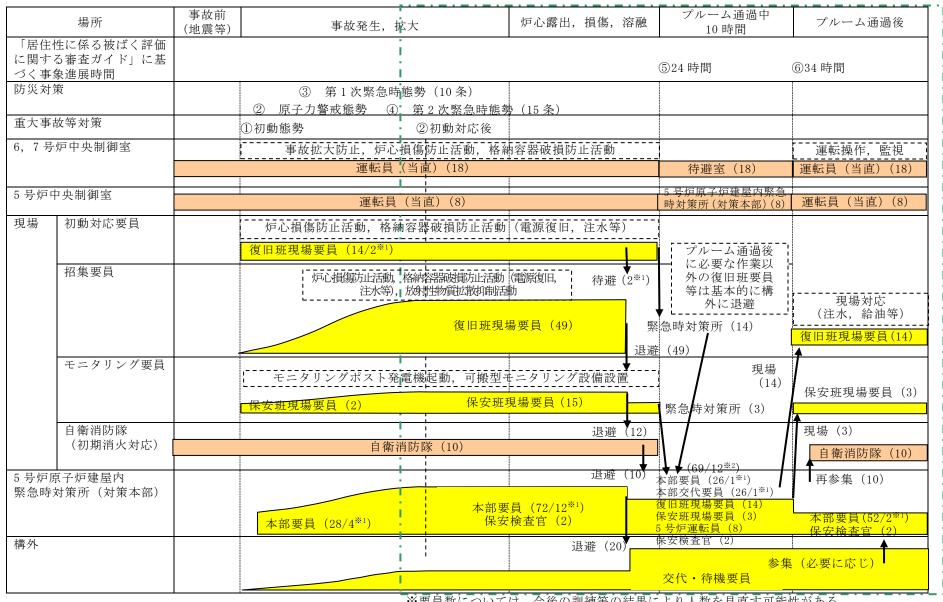
第 2 次緊急時態勢において,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)で対応する6号及び7号炉に係る要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員72名である。加えて,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)で対応する1~5 号炉に係る要員として12名と保安検査官2名をあわせて、86名が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に収容できるものとする(表3.1-2参照)。また、6号及び7号炉に係る要員として、図3.1-1における②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員106名のうち中央制御室にて対応を行う運転員18名を除く88名と、1~5号炉に係る現場要員2名をあわせて90名(表3.1-2参照)についての待機場所としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(現場要員待機場所)を確保する。

プルーム通過中において,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)にとどまる6号及び7号炉に対応する要員は交代要員を考慮して,図3.1-3及び表3.1-2に示すとおり,①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名と,②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員35名のうち中央制御室待避所にとどまる運転員18名を除く17名の合計69名とする。加えて,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)で対応する1~5号炉に係る要員は2名とし,5号炉運転員8名と保安検査官2名をあわせて,81名(表3.1-2参照)が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に収容できるものとする。

本部長(所長)は、この要員数を目安として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-5に示す。





※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※1:1~5 号炉に係る対応要員、※2:1~5 号炉に係る対応要員/5 号炉運転員/保安検査官の人数

図3.1-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、中央制御室 事故発生からプルーム通過までの要員の動き

3.2 事象発生後の要員の動きについて

- (1)免震重要棟内緊急時対策所
- a. 要員の非常召集要領について

(a) 平日勤務時間中

原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合、総務班は、電話、サイレン吹鳴、所内放送、ページング等にて、発電所内の緊急時対策要員に対して召集連絡を行う。

なお,本部長あるいは本部長代行のいずれか1名は事務本館またはアクセスルートが整備された箇所で執務し、非常招集時は緊急時対策所(免震重要棟内あるいは5 号炉原子炉建屋内)に参集する。本部長代行者を表3.2-1に示す。

(b) 夜間·休祭日中

原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合、総務班は、所内はサイレン吹鳴、ページングで召集連絡をするとともに、発電所外にいる緊急時対策要員を速やかに非常召集するため、電話、自動呼出・安否確認システム等を活用し要員の非常召集及び情報提供を行う。

新潟県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には,非常召集連絡がなくても自発的に参集する。

地震等により家族,自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された 場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。

参集場所は、柏崎エネルギーホール又は刈羽寮(図 3.2-2 参照)とし、その両方を使用するが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。

なお、参集場所は発電所員の居住エリアと万が一プルームが放出された後にも使用することを考え、発電所からの方位を考慮して選定した。柏崎エネルギーホールは敷地面積約 $3,000\,\mathrm{m}^2$,延床面積約 $1,900\,\mathrm{m}^2$ の建築基準法の旧耐震設計法に基づき設計された鉄筋コンクリート製であり、2007 年中越沖地震発生時においても大きな被害を受けておらず、十分な耐震性を有していると考えている。また、刈羽寮は敷地面積約 $4,900\,\mathrm{m}^2$,延床面積約 $1,100\,\mathrm{m}^2$ の建築基準法の新耐震設計法に基づき設計された鉄筋コンクリート製の建築物であり十分な耐震性を有している。

緊急時対策要員の非常召集要領の詳細について,表 3.2-1 に示す。また,自動呼出・ 安否確認システムの概要を図 3.2-1 に示す。

柏崎市,刈羽村からの要員参集ルートについては、図3.2-2に示すとおりであり、

要員参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。

地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、2007年新潟県中越沖地震においても、橋梁本体の損傷による構造安全性に著しい影響のあるような損傷は見られず(※1)、実際に徒歩による通行に支障はなかった。

新潟県が実施した広域避難シミュレーション (**2) によれば、大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合、住民避難のため発電所の南西の海側ルートに交通渋滞が発生しやすいという結果が得られており、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。

津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート(図 3.2-2 に図示した海沿いルート)は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。

また,発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは,通常の正門を通過するルートに加え,迂回ルートも確保している。発電所構内への参集ルートを図 3.2-3 に示す。 復旧班長は,格納容器ベント実施の見通しが判明した後は,現場に出向している現場要員に対しては,随時,通信連絡設備(無線連絡設備等)を使用し,計画班が随時評価する格納容器ベント実施予測時刻を連絡するとともに,現場要員のうちプルーム 放出時に発電所から退避予定の要員に対しては,格納容器ベント実施予測時刻の 2 時間前までに余裕をもって免震重要棟緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。

総務班長は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、復旧班他と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備(衛星電話設備等)を使用して、格納容器ベント実施予測時刻を連絡する。また、プルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ(予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径 5 km)外への退避時間を考慮し、遅くとも格納容器ベントの実施見通しの2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。

意図せずプルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合, 本部長は, 総務班

長を通じて、参集途中の要員に対して、緊急に PAZ 外に退避するよう指示することを 基本とするが、免震重要棟内緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続さ せるかについて総合的に判断する。

(※1)参考文献:2007 年新潟県中越沖地震の被害とその特徴/小長井一男 (東京大学教授生産 技術研究所) 他

国土技術政策研究所資料 No. 439, 土木研究所資料 No. 4086, 建築研究資料 No. 112「平成 19 年 (2007 年) 新潟県中越沖地震被害調査報告」

(※2)参考文献: 新潟県殿向け「平成 26 年度新潟県広域避難時間推計業務」〜最終報告書〜 BGS-BX-140147 平成 26 年 8 月 三菱重工業株式会社

http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1356794481823.html

表 3.2-1 本部長代行者

代行者	役職
1	原子力安全センター所長
2	ユニット所長(5~7 号炉)
3	ユニット所長(1~4 号炉)
4	副所長(技術系所員)
5	防災安全部長

○自動呼出・安否確認システムによる緊急時対策要員の召集

平日勤務時間中については総務班長が、夜間・休祭日については夜間・休祭日当番者が自動呼出・安否確認システムを操作し、緊急時対策要員の自宅又は携帯電話への呼出電話若しくは携帯電話へのメール発信を行う。

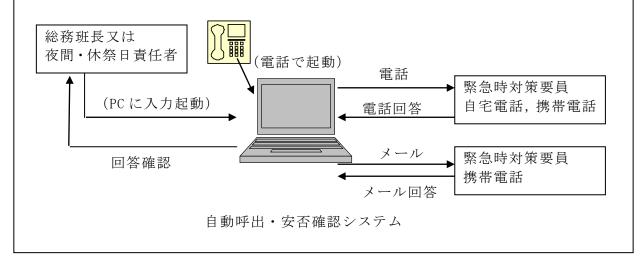
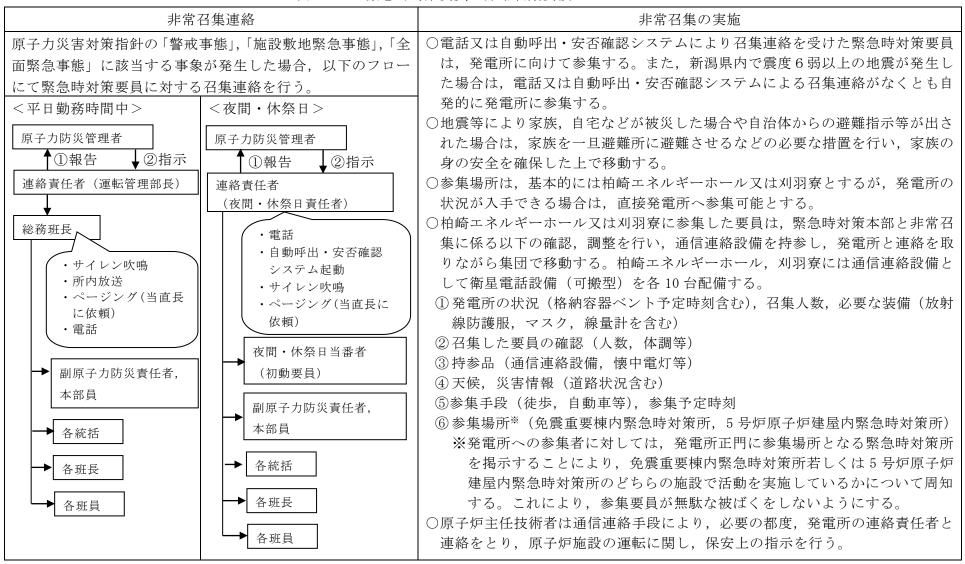


図 3.2-1 自動呼出・安否確認システムの概要

表 3.2-1 緊急時対策要員の非常召集要領のまとめ



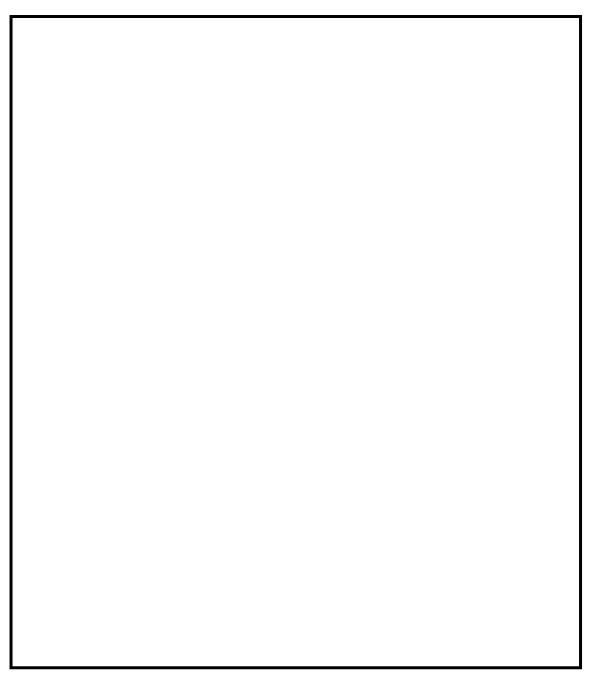


図 3.2-2 柏崎市, 刈羽村からの要員参集ルート

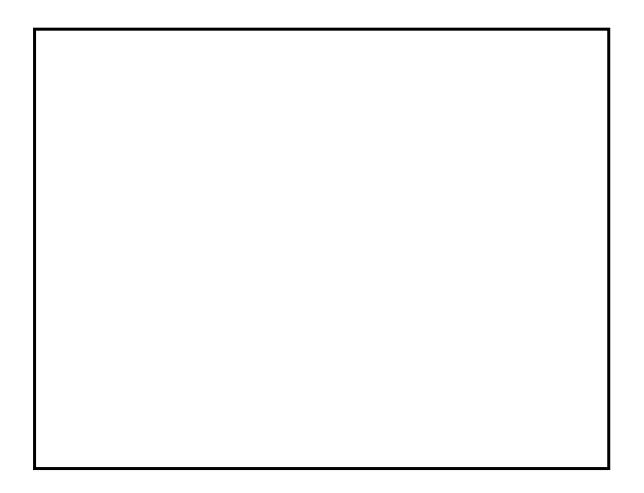


図 3.2-3 発電所構内への参集ルート

b. 免震重要棟内緊急時対策所の立ち上げについて

平日勤務時間中においては、緊急時対策要員のほとんどは事務本館で執務しており、 召集連絡を受けた場合は、速やかに免震重要棟内緊急時対策所に集合する。

夜間・休祭日中は、初動対応要員(本部要員、現場要員)が事務本館等での執務若 しくは免震重要棟に隣接した建物に宿泊しており、召集連絡を受けた場合は、速やか に徒歩で免震重要棟内緊急時対策所に集合する。

免震重要棟内緊急時対策所は、常用系 2 系統、非常用系 1 系統の電源から受電可能となっており、加えて所内電源系からの交流動力電源喪失時に、免震重要棟 1 階に設置しているガスタービン発電機が自動起動し、継続した給電が可能な設計となっている。また、通信連絡設備も常設され、常時受電されているため、緊急時対策所の立ち上げに際して、電源設備の立ち上げ等の作業は伴わないことから、免震重要棟への参集開始から約 10 分(発電所立地地域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、免震重要棟内緊急時対策所の使用可否判断に約 10 分かかることから、その場合は参集開始から約 20 分となる。詳細は後述(2) b. 参照)で立ち上げが可能となっている。

免震重要棟と事務本館、初動要員の宿泊所の位置関係は図 3.2-4 のとおり。

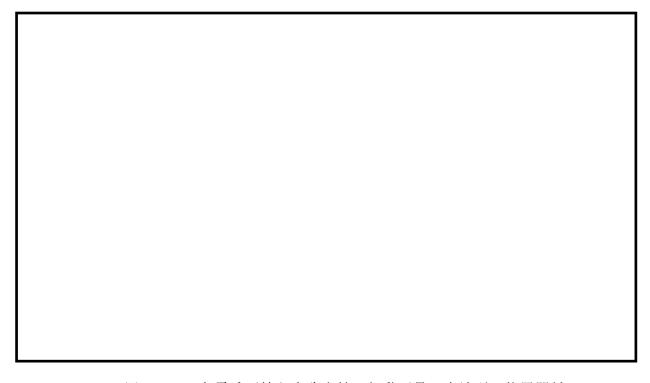


図 3.2-4 免震重要棟と事務本館、初動要員の宿泊所の位置関係

c. 免震重要棟内緊急時対策所 2 階から免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)への 移動,発電所からの一時退避について

重大事故等の対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合、格納容器ベントに先立ち、以下の要領にて、緊急時対策所にとどまる要員を免震重要棟内緊急時対策所2階から免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)に移動させ、それ以外の要員は発電所から構外(原子力事業所災害対策支援拠点等)へ一時退避させる。

- ① 本部長は、格納容器ベントに備える必要がある場合、緊急時対策所にとどまる要員の同1階(待避所)への移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。その判断基準は以下のとおり。(技術的能力1.18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」から引用)
 - ・計画班が実施する事象進展予測から、炉心損傷後^{※1} の格納容器ベントの実施 予測時刻が 2 時間後以内になると判明した場合。
 - ・計画班が実施する事象進展予測から、炉心損傷後^{※1} の格納容器ベントより先 に格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に近づき、水素ガス・酸素ガ スの放出の実施予測時刻が2時間後以内になると判明した場合で、放出される 放射性物質量、風向き等から、本部長が待避室への移動が必要と判断した場合。
 - ・事象進展の予測ができず、炉心損傷後^{※1} の格納容器ベントに備え、本部長が 待避室への移動が必要と判断した場合。
 - ・不測の事態が発生し、放射性物質の放出に備え、本部長が待避室への移動が必要と判断した場合。
 - ※1:当直副長が格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)で格納容器内のγ線線量率が、設計基準事故相当のγ線線量率の10倍を超えたと確認した場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)が使用できない場合に、当直副長が原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。
- ② 本部長は同1階(待避室)の立ち上げ要員として5名程度を指名し,緊急時対策本部立ち上げを指示し、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。同1階(待避室)は、常に使用できるように整備されていることから、短時間で立ち上げは完了できる。
- ③ 同1階(待避室)の立ち上げ終了後に,本部長の指示の下,とどまる要員のうち, 一部を同1階(待避室)に移動し,準備が完了次第,残りの要員が同1階(待避室)に移動する。通信連絡設備は順次切り替えを行い,これにより指揮機能の空白を作らないようにする。
- ④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移

動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。

⑤ 本部長は、プルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させ た要員を再参集する。

時間	事故前	0	12	24	36	48
事象	,	▼災害発生	▼1 階 	待避室移動, 戸 プルーム通過	f外一時退避判 中(10 時間)	
免震重要棟 内緊急時対 策所2階						
免震重要棟 内緊急時対 策所1階(待 避室)			↓	室立ち上げ、一りの要員移動、		外一時退避

※:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間

図 3.2-5 免震重要棟内緊急時対策所 2 階から同1階(待避室)への移動

(2)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所

a. 要員の非常召集要領について

原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合の非常召集要領は表 3.2-1 のとおりであり、詳細は免震重要棟内緊急時対策所の場合と同様である。((1)a.(b)「夜間・休祭日中」参照)

総務班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動した後,常設された機器を使用して最優先で要員参集を行い,その後,緊急時対策本部は正門に連絡し,参集場所を示す看板「5号」等の掲示を指示する。発電所に直接参集した要員は,正門の看板「5号」等を確認し,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動する。これにより,参集要員が無駄な被ばくをしないようにする。

b.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げについて

免震重要棟は、地震発生中に免震重要棟の建物上屋の変位量が免震装置(積層ゴム)の設計目標置の変位量(75cm)を超えていたかを識別することができる措置(以下、「変位量識別用ポール(75cm)」という。)を講じた設計とする。一方、大きな地震が生じた後にはそれが更に大規模な地震を誘発する可能性を排除できないことから、上記の変位量識別用ポール(75cm)に加え、免震重要棟基礎部に設置する地震計により連続的に地震観測を行うことで、免震重要棟内緊急時対策所の使用可否の判断を行う。

発電所立地地域に震度6弱以上(気象庁発表)の地震が発生した場合,以下の要領により,免震重要棟内緊急時対策所の使用可否を判断し,使用可能と判断できない場合は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ移動する。(使用可否の判断基準については5.8参照)

- ① 初動対応要員は、免震重要棟の入口に一時参集する。
- ② 初動対応要員は、変位量識別用ポールの損傷の有無によって、地震動により 免震重要棟の建物上屋の変位量が75cmを超えなかったこと、免震重要棟基礎 部に設置する地震計により震度7未満であることを確認する。
- ③ 本部長は、上記の確認結果の報告を受け、変位量識別用ポール (75cm) が損傷しておらず、地震計が震度7未満の場合は、免震重要棟内緊急時対策所の使用を判断する。②、③の所要時間は約10分である。
- ④ 変位量識別用ポール (75cm) が損傷していた場合 (以下,「ケース1」という。),変位量識別用ポール (75cm) が損傷しておらず,地震計が震度7であった場合 (以下,「ケース2」という。)は,本部長は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への移動を判断する。
- ⑤ 免震重要棟内緊急時対策所を使用中に,再び建屋に影響があるような地震に 見舞われた場合は、上記②~④の要領で免震重要棟の建物上屋の変位量及び

免震重要棟基礎部の地震計の震度を確認し、本部長は免震重要棟内緊急時対 策所の継続使用、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への移動を判断する。

(以下,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ移動すると判断した場合)

- ⑥ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への移動する際,基本的に必要最小限の要員 を免震重要棟又はその近傍に残し,本部長はその要員を指名する。
- ⑦ 保安班は,屋外が放射性物質で汚染している場合は,要員に必要な防護具を着用させる。
- ⑧ 本部長を含めた初動対応要員は、必要最小限の要員をケース1の場合は免震重要棟の近傍、ケース2の場合は免震重要棟内緊急時対策所に残して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動する。その際のアクセスルートについては、図3.2-6のとおり。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への移動時間は76分程度である。

その間,ケース1の場合は,免震重要棟の近傍に残った要員は,免震重要棟 又は宿泊場所から持ち出した通信連絡設備(衛星電話設備(可搬型),無線 連絡設備(可搬型))で,各中央制御室と連絡を取り合い,プラントの状況 を把握し,本部長の補佐を行うとともに,必要に応じ本部長に代わって指揮 をとる。

ケース2の場合は、免震重要棟内緊急時対策所に残った要員が通信連絡設備を使用し、各中央制御室と連絡を取り合い、プラントの状況を把握し、本部長の補佐を行うとともに、必要に応じて本部長に代わって指揮をとる。

上記の免震重要棟の近傍に残る要員(ケース1)あるいは免震重要棟内に残った要員(ケース2)は、原子力防災組織の基本的機能とする②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤ロジスティック・リソース管理機能に対応した要員をそれぞれ残し対応業務を行う。基本的な考え方は次のとおり。

上記②及び③に係る機能への対応として,6号統括と号機班長(6号炉),7 号統括と号機班長(7号炉),計画統括と計画班の各統括または傘下の各班長 のいずれか1名がプラント状況の把握,本部長移動中/到着後の状況報告を行 う。

④に係る機能への対応として、対外対応統括または傘下の要員2名が本社官 庁連絡班に通報内容を電話し通報を依頼する業務を実施し、⑤に係る機能へ の対応を総務統括又は傘下の要員1名で実施する。

また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所立上げ後については,本部長とともに移動した上記②~⑤に係る機能への対応要員が,免震重要棟内緊急時対策所あるいはその近傍に残った要員からそれぞれ引継ぎを行い,当該業務を継続的に実施する。夜間・休祭日における原子力組織の要員を図3.2-7に示す。

⑨ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備,必要な情報を把握できる設備等へは,通常,5号炉共通用高圧母線,及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より給電が行われるが,5号炉共通用高圧母線,及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し,それからの受電に切替えることで給電する。

本部長は、可搬型電源設備の起動する要員について、現場対応を妨げることがないよう、現場対応でない要員の中から指名する。本部及び主要な機能班の机等は予め配備されており、本部立ち上げに要する要員は5名程度で可能である。免震重要棟の使用可否判断、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への移動、可搬型電源設備起動も含めて96分程度で対応可能である。タイムチャートは図3.2-7に示す。

- ⑩ 本部長は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の本部立ち上げ後に、免震重要棟 又はその近傍に残った要員から移動中に収集されたプラント状況等の報告を 受ける。
- ① 免震重要棟又はその近傍に残った要員は、本部長への報告の後に5号炉原子炉 建屋内緊急時対策所に向けて移動し、合流する。

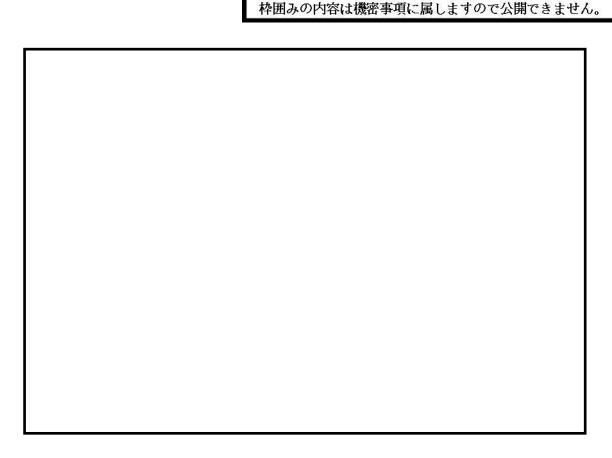


図 3.2-6 免震重要棟内緊急時対策所から 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所への アクセスルート

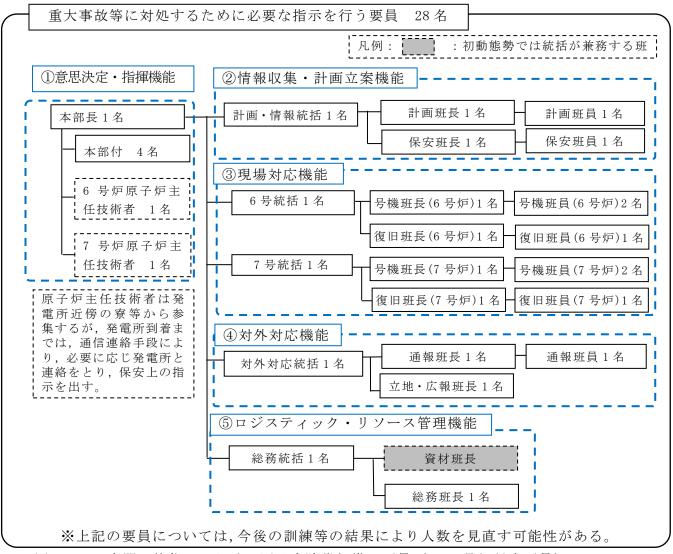


図 3.2-7 夜間・休祭日における原子力防災組織の要員(6,7号炉対応要員)

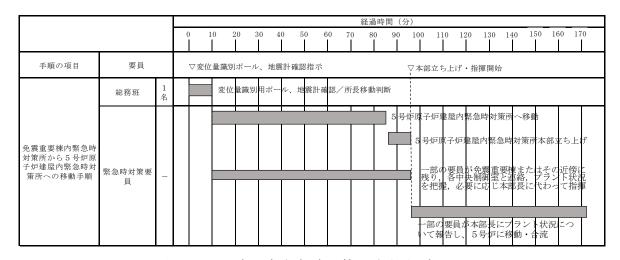


図 3.2-8 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所立ち上げタイムチャート

c. 発電所からの一時退避について

重大事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合、プルーム放出に 先立って、以下の要領にて、緊急時対策所にとどまる要員を対策本部に移動させ、 それ以外の要員は発電所から構外(原子力事業所災害対策支援拠点等)へ一時退避 させる。

- ① 本部長は、プルームの放出のおそれがある場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の対策本部への移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。
- ② 本部長は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から 一時退避する要員とを明確にする。
- ③ 本部長の指示の下、とどまる要員は対策本部に移動する。
- ④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。柏崎エネルギーホールへの退避ルートは参集ルートの同じルートとなり、距離約11km、徒歩で3時間程度かかる。
- ⑤ 本部長は、プルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。

d.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備等について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は,可搬型陽圧化空調機,空気ボンベ陽圧化装置及び二酸化炭素吸収装置を配備し,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所への外気の流入を遮断可能なものとしている。

(a) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の起動

原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生したと判断した後, 以下の要領にて,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を 起動する。

- ① 5 号炉中央制御室換気空調系の送風機及び排風機を停止する。
- ② 5号炉 MCR 外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ及び MCR 非常用外気取入ダンパを閉操作する。

- ③ 5 号炉中央制御室換気空調系給排気口に閉止板を取り付ける。
- ④ 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動し,5 号炉 原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化を開始する。
- (b)5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置による加圧判断

放射性プルーム通過時においては,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬 型陽圧化空調機から空気ボンベ陽圧化装置に切替えることにより,5号炉原 子炉建屋内緊急時対策所への外気の流入を遮断する。

この5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置による加圧判 断のフローチャートは図 3.2-8 に示す通りであり、以下の①②のいずれかの 場合において、空気ボンベ陽圧化装置による加圧を開始する。

① 以下の【条件 1-1】及び【条件 1-2】が満たされた場合

【条件 1-1】6 号炉及び7号炉の炉心損傷及び格納容器破損の評価に 必要なパラメータの監視不可

【条件 1-2】可搬型モニタリングポスト(5号炉近傍に設置するもの, 以下同じ),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリア モニタいずれかのモニタ値が急上昇し警報発生

② 以下の【条件 2-1-1】又は【条件 2-1-2】,及び【条件 2-2-1】又は【条 件 2-2-2】が満たされた場合

【条件 2-1-1】6 号炉又は7号炉にて炉心損傷後に格納容器ベント判断 تخ 5 【条件 2-1-2】6 号炉又は 7 号炉にて炉心損傷後に格納容器破損徴候が 6 カコ 発生

【条件 2-2-1】格納容器ベント実施の直前

(どち 【条件 2-2-2】可搬型モニタリングポスト,5 号炉原子炉建屋内緊急時 5 か 対策所可搬型エリアモニタいずれかのモニタ値が急上 昇し警報発生

【条件 2-2-1】であれば実施タイミングが明確であること,【条件 1-2】及 び【条件 2-2-2】であれば放射性物質が室内に到達してしまってからでも 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知でき る設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。加圧判断後の操作も 陽圧化を維持したまま 1~2 分で実施可能な設計とするため, 最長でも 2 分以

61-9-3-33

内で外気の流入を遮断することが可能となる。

ここで,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機停止,及び,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置起動手順のタイムチャートを図3.2-9に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機による高気密室の陽圧化から,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置による高気密室の陽圧化への切り替えは,空気ボンベ陽圧化装置の起動,可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し,高気密室給気口の閉止板取付け,及び,差圧制御用排気弁の切り換えにより実施する。

仮設ダクトはフック及び結束バンド等により容易に取付け/取外しが可能な構造とし、高気密室給気口の閉止板はトグルクランプ等により容易に取付け/取外しが可能な構造とし、空気ボンベ陽圧化装置給気弁及び差圧調整弁はレバー操作により容易に全開/全閉操作可能な構造としており、加圧判断後の操作も陽圧化を維持したまま1~2分で実施することについてはモックアップ試験等により対応可能なことを確認している。

なお、判断に用いる計器は、5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポスト、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象施設であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測装置についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、状況把握の一助とする。

- (c) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置の起動,及び,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の停止
 - ① 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の仮設ダクトを 切離し,可搬型陽圧化空調機給気口に閉止板を取付けるとともに,空 気ボンベ陽圧化装置空気給気弁を開操作,差圧調整弁(空気ボンベ陽 圧化装置)を開操作,差圧調整弁(可搬型陽圧化装置)を閉操作し,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化を開始する。

陽圧化の開始操作については、全て 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策 所内から操作可能とすることにより、速やかな切り替え操作を可能と する。

- ② 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の二酸化炭素濃度上昇を防止する ために,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所二酸化炭素吸収装置を起動す る。
- ③ 陽圧化状態の差圧確認後に,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所外の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を停止する。
- (d) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置の停止及び 5 号炉 原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の起動

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置は,原則停止しない。但し,モニタリングポスト等の周辺環境パラメータにより周辺環境中の放射性物質が十分減少したと評価できる場合は停止を検討する。

また,自主対策として準備している空気ボンベカードル車については,事 前に接続口付近に移動させておき,必要に応じて使用する準備を整えてお く。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置を停止する場合においては、以下の通り、高気密室の陽圧化を維持した状態において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動する。

- ① 高気密室外側において,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧 化空調機の仮設ダクトを可搬型陽圧化空調機給気口に取付け,可搬型 陽圧化空調機本体を起動する。
- ② 高気密室内側において,可搬型陽圧化空調機給気口を取外し高気密室 内に 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機による給気 を開始する。
- ③ 高気密室内側において,差圧調整弁(可搬型陽圧化装置)を開操作し, 差圧調整弁(空気ボンベ陽圧化装置)を閉操作,空気ボンベ陽圧化装置 空気給気弁を閉操作する。

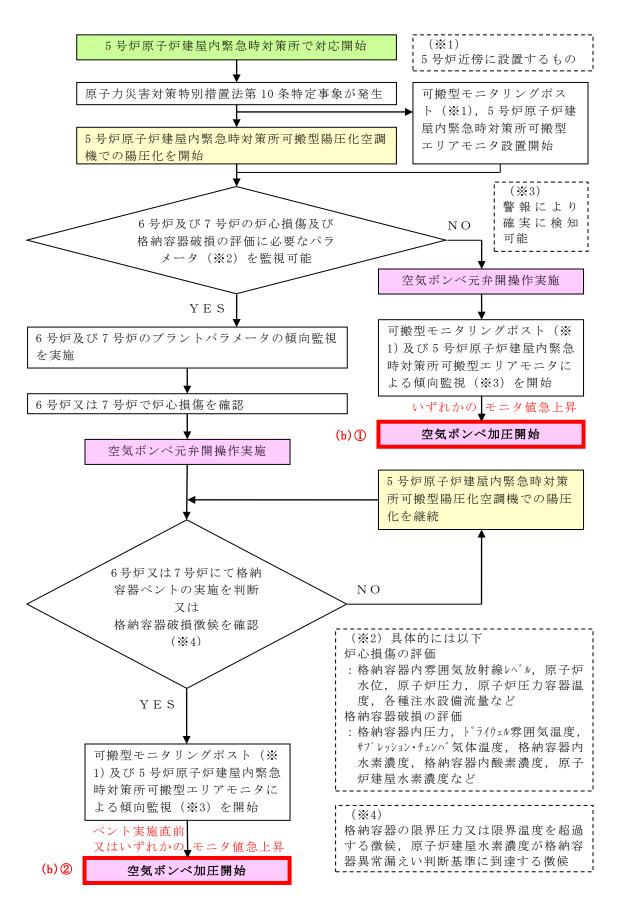


図 3.2-8 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置による 加圧判断のフローチャート

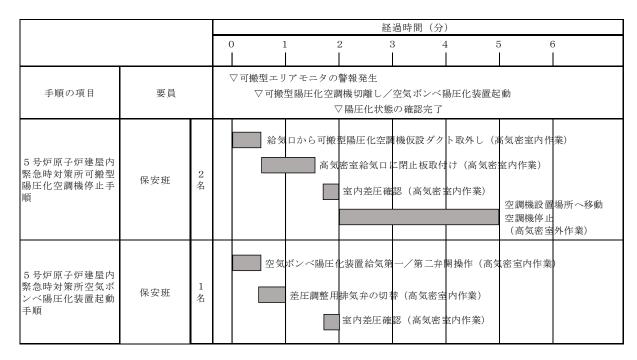


図 3.2-9 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機停止,及び,号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置起動手順のタイムチャート

3.3 汚染持ち込み防止について

緊急時対策所には,緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において,緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため,モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。

チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、屋外で作業 を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。

チェンジングエリアは,要員の被ばく低減の観点から,建物内に設営する。 また,チェンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し,乾電池 内蔵型照明を配備する。免震重要棟内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋 内緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図 3.3-1,図 3.3-2 に示す。なお,チェンジングエリアは,使用する緊急時対策所のチェ ンジングエリアを設営する。

(1) 免震重要棟内緊急時対策所チェンジングエリア

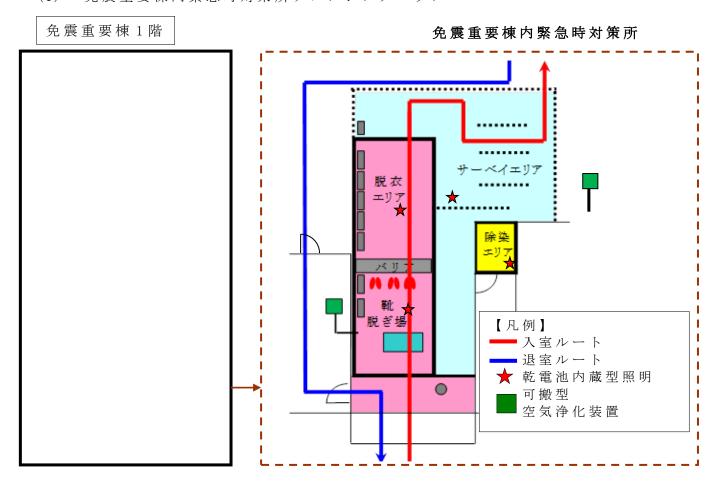


図 3.3-1 免震重要棟内緊急時対策所チェンジングエリア設営場所及び概略図

61-9-3-38

(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア

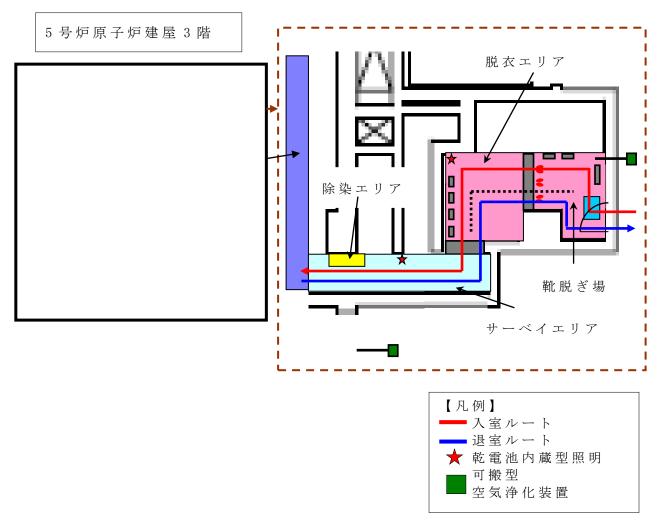


図 3.3-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア 設営場所及び概略図

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

(1)免震重要棟内緊急時対策所

免震重要棟内緊急時対策所に配備する資機材の数量を表 3.4-1 に,資機材保管場所の位置及び調達経路を図 3.4-1 に示す。

表 3.4-1 配備する資機材の数量

区分	品目	数量		備考
	防護具	汚染防護服	1,890 着	180 名 ** 1 × 7 日 × 1.5 = 1,890
放		全面マスク	810 個	180 名×3 目×1.5=810 ^{※2}
射線		チャコールフィルタ	3,780 個	$180 \ 4 \times 7 \ \ $
管理	個人線量計	個人線量計	180 台	180 名
用	サーベイ	GM 汚染サーベイメータ	5 台	予備を含む
資機	メータ等	電離箱サーベイメータ	8 台	予備を含む
材		可搬型エリアモニタ	4 台	予備を含む
		チェンジグエリア用資機材	1 式	
	原子力災害対	・発電所周辺地図		
	策活動に必要	・発電所周辺人口関連データ		
資 料	な資料	・主要系統模式図	1 式	
		・系統図及びプラント配置図		
		等		
食料	食料等	・食料	3,780 食	180 名 × 7 日 × 3 食 = 3,780
等		・飲料水(1.5リットル)	2,520本	180 名×7 日×2 本=2,520
	酸素濃度計	酸素濃度計	2 台	予備を含む
そのか	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	2 台	予備を含む
他	ョウ素剤	ョウ素剤	1,440 錠	180 名 × (初日 2 錠 + 2 日目以降 1 錠 / 1 日 = 8 錠) = 1,440

※1:1~7号炉対応の緊急時対応要員164名+自衛消防隊10名+余裕

※2:4日目以降は除染で対応する。

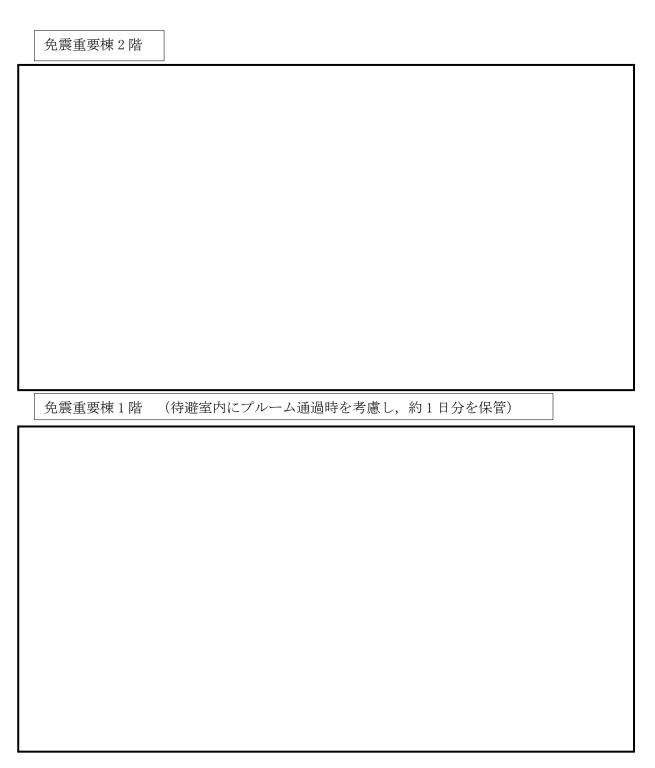


図 3.4-1 免震重要棟内緊急時対策所 資機材保管場所の位置及び調達経路

(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する資機材の数量を表 3.4-2に,資機材保管場所の位置及び調達経路を図 3.4-2に示す。

表 3.4-2 配備する資機材の数量

区分	品目	数量		備考
	防護具	汚染防護服	1,890着	180 名 ^{※1} ×7 日×1.5=1,890
		全面マスク	810 個	180 名×3 日×1.5=810 ^{※2}
		チャコールフィルタ	3,780 個	180 名 \times 7 日 \times 2 \times 1. 5 = 3, 780
放射	個人線量計	個人線量計	180 台	180 名
線 管理	サーベイ	GM 汚染サーベイメータ	5 台	予備を含む
用 資機	メータ等	電離箱サーベイメータ	8 台	予備を含む
材		可搬型エリアモニタ	4 台	1 台は陽圧化の判断に使用する
				重大事故等対処設備とする。
				予備を含む
		チェンジグエリア用資機材	1式	
	原子力災害	• 発電所周辺地図		
	対策活動に	・発電所周辺人口関連データ		
資料	必要な資料	・主要系統模式図	1式	
		・系統図及びプラント配置図		
		等		
食料	食料等	・食料	3,780 食	$180 名 \times 7 日 \times 3 食 = 3,780$
等		・飲料水(1.5 リットル)	2,520 本	180 名 \times 7 日 \times 2 本 = 2,520
	酸素濃度計	酸素濃度計	2 台	予備を含む
その 他	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	2 台	予備を含む
	ョウ素剤	ョウ素剤	1,440 錠	180 名×(初日 2 錠+2 日目以降 1 錠/1 日=8 錠) =1,440

※1:1~7号炉対応の緊急時対応要員164名+自衛消防隊10名+余裕

※2:4日目以降は除染で対応する。

5 号炉原子炉建屋 地上 3 階

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)

しを考慮し、約1日分を保管

「対策本部内にプルーム通過時⁾

図 3.4-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 資機材保管場所の位置及び 調達経路

4. 耐震設計方針について

緊急時対策所の機能は、事故時において事故対処に必要な情報を把握し、 対策指令・通信連絡を行うとともに、事故対処するために必要な要員とど まることが出来ることである。そのために、

- 電源設備
- ・ 居住性を確保するための設備
- 通信連絡設備
- ・ 必要な情報を把握できる設備

等の設備を有する設計とし、免震重要棟内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所各々に設置する設計とする。

(1) 免震重要棟内緊急時対策所

免震重要棟内緊急時対策所では、免震構造の採用により、上部構造の加速度応答及び収納設備に生じる慣性力を低減させることで、緊急時対策所内にある主要設備の耐震性を確保する設計とする。

以下,免震重要棟内緊急時対策所の設備に対する耐震設計方針について 記す。

a. 免 震 重 要 棟 内 緊 急 時 対 策 所 設 備 の 耐 震 設 計

免震重要棟内緊急時対策所用の電源設備,居住性を確保するための設備,必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備に対しては,免震重要棟の使用可否判断上の限界値とした水平方向の変位量 75cm になる時の床応答に対して転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。

なお、確認の際に用いる水平方向の地震動は、設計で用いた建築基準法の告示波(「2.1 建物及び収容人数について」参照)を免震重要棟上屋の水平変位が 75cm になるように係数倍した地震動とする。また鉛直方向の地震動は、上記の水平方向の地震動を 2/3 倍した地震動とする。

表 4-1 免震重要棟内緊急時対策所の機能と主要設備 (耐震設計)

機能	主要設備				
電源設備	代替交流電源設備 (免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電 機,電源車)				
居住性を確保する ための設備	免震重要棟內緊急時対策所可搬型陽圧化空調機酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計				
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備,衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備,統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備				
必要な情報を 把握できる設備	必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム(SPDS))				

b. 免震重要棟内緊急時対策所代替交流電源設備 (免震重要棟内緊急時対策 所用ガスタービン発電設備)の耐震設計

免震重要棟内緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備(免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機,免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ)は免震重要棟内に設置し,1 階床面に固定することで機能維持を図り,免震重要棟の設計地震動による機器設置床面の応答加速度に対して機能喪失しないことを確認する。

また代替交流電源設備用の燃料を貯蔵する免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用地下貯油タンクは、免震重要棟北側に隣接した地下に設置し、設置床面に固定することで転倒防止を図り、免震重要棟の設計地震動による地震力に対して機能維持することを確認する。

配置図を図 4-1 に、免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機を図 4-2 に、免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを図 4-2 に、免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機地下貯油タンクを図 4-4 にそれぞれ示す。

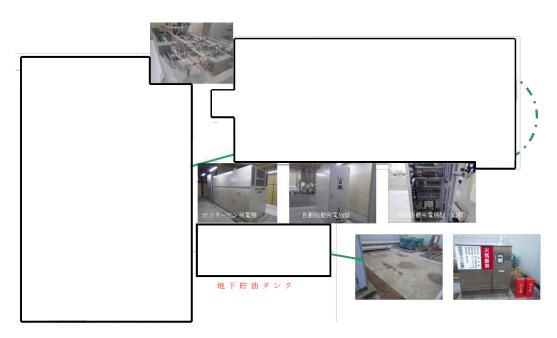


図 4-1 免震重要棟内緊急時対策所代替交流電源設備 設置位置図

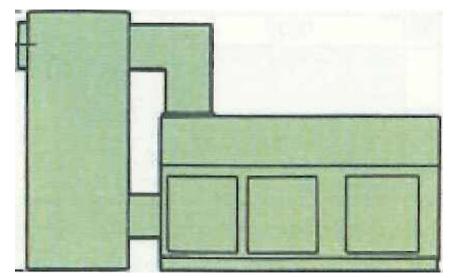


図 4-2 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機 概略図

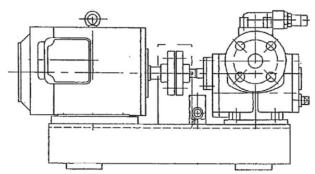


図 4-3 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 概略図

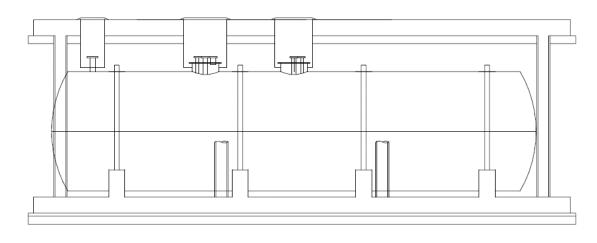


図 4-4 免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機用地下貯油タンク 概略図

c. 電源車の耐震設計

免震重要棟内緊急時対策所の可搬型代替交流電源設備である電源車は荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に保管し、車両(2 軸 4 輪)の転倒防止を図り、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを加振試験等で確認する。

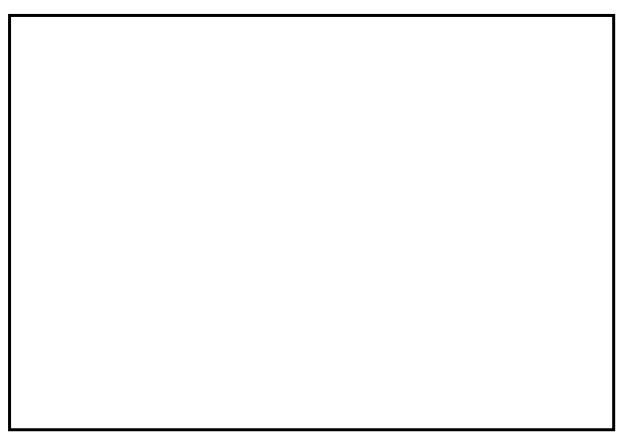


図 4-5 電源車 保管位置図

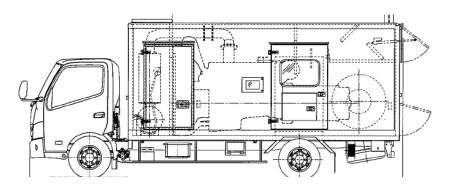


図 4-6 電源車 外観図

d. 免震重要棟内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の耐震設計

免震重要棟内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機に関しては,転倒防止措置等を施すことで,免震重要棟の設計地震動による機器設置床面の応答加速度に対して機能を喪失しない設計とする。

また,免震重要棟内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機について免震重要棟の設計地震動による機器設置床面の応答加速度に対して機能喪失しない設計とする。

e. 通信連絡設備及び必要な情報を把握できる設備の耐震設計

免震重要棟内緊急時対策所に設置する通信連絡設備及び必要な情報を 把握できる設備は,転倒防止措置等を施すことで免震重要棟の設計地震動 による機器設置床面の応答加速度に対して機能を喪失しない設計とする。

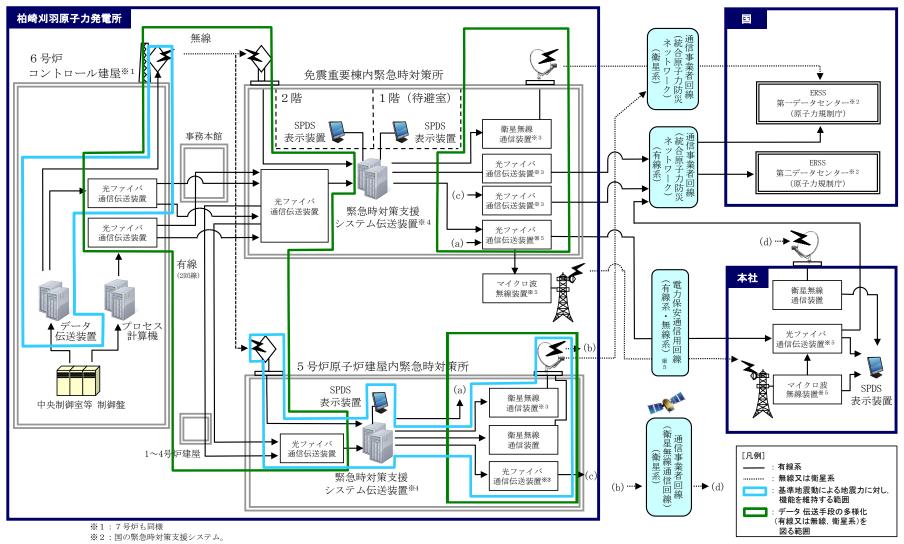
また6号及び7号炉コントロール建屋と免震重要棟内緊急時対策所との 建屋間の伝送ルートは、無線系回線により免震重要棟の設計地震動による 機器設置床面の応答加速度に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回 線については可とう性を有するともに、余長の確保及び2回線化すること により、地震力による影響を低減する設計とする。

表 4-2 免震重要棟内緊急時対策所 通信連絡設備に係わる耐震設計

通信種別	主要設備		耐震設計
発電所内外	衛星電話設備	常設	 ・衛星電話設備(常設)の衛星電話用アンテナ,端末装置は免震重要棟に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備(常設)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは,耐震性を有する電線管等に敷設する。
		可搬型	・衛星電話設備(可搬型)は免震重要棟に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により 免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。
発電所内	無線連絡設備	常設無線連絡設備	・無線連絡設備(常設)の無線連絡用アンテナ,常設の端末装置は免震重要棟に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。・据置型の端末装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは,耐震性を有する電線管等に敷設する。
			可搬型
発電所外	統合原子力防災 ネットワーク を用いた 通信連絡設備	テレビ会議 システム	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP-電話機,IP-FAX 及び 通信装置)は免震重要棟に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により免震重要棟
		IP-電話機 IP-FAX	西信装直)は兄辰里安保に設直し、転倒的正指直寺を施りとともに、加振武被寺により兄辰里安保 の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。

表 4-3 免震重要棟内緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係わる耐震設計

場所	主要記	没備	耐震設計
	データ伝送装置		・データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとと
			もに、加振試験等により免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認す
			る。
6 号	光ファ	イバ	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する 6 号及び 7 号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を
及び7号炉	通信伝送装置		施すとともに、加振試験等により免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないこと
コントロール建屋	70 II IP 10		を確認する。
			・無線通信装置は、耐震性を有する 6 号及び 7 号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すととも
	無線通信装置		に、加振試験等により免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。
			・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	建屋間	無線系	・無線通信用アンテナは、耐震性を有する 7 号炉排気筒及び免震重要棟に設置し、転倒防止措置等を施すととも
建屋間			に、加振試験等により免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。
AL/LIM	ルート	有線系	・有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
	光ファイバ		・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する免震重要棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試
	通信伝送装置		験等により免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線通信装置		・無線通信装置は、耐震性を有する免震重要棟内に設置し転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により免
4 7 7 7 11 1			震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。
免震重要棟内			・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
緊急時対策所	緊急時対	策支援	・緊急時対策支援システム伝送装置は,免震重要棟内に設置し転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等によ
	システム信	云送装置	り免震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。
	SPDS 表え	- 本果	・SPDS表示装置は耐震性を有する免震重要棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により免
	SFDS 衣/	小表 但	震重要棟の設計地震動による床応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。



※3:通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から国所掌のERSSとなる。

※4:免震重要棟の緊急時対策支援システム伝送装置から本社経由で第二データセンターへ、5号炉原子炉建屋の緊急時対策支援システム伝送装置から第一データセンターへ伝送する。

※5:電力保安通信用回線及び回線に接続される装置は、一般送配電事業会社所掌となる。

図 4-7 必要な情報を把握できる設備に係わる耐震措置の概要

f. 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 差圧計の耐震設計

免震重要棟内緊急時対策所に設置する酸素濃度計,二酸化炭素濃度計, 差圧計は,転倒防止措置等を施すことで免震重要棟の設計地震動による機 器設置床面の応答加速度に対して機能を喪失しない設計とする。

表 4-4 免震重要棟内緊急時対策所 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計, 差圧計に係る耐震設計

設備	機器	耐震設計	
	酸素濃度計	・酸素濃度計は免震重要棟内に設置し, 転倒防止措置等を施すとともに,加 振試験等により免震重要棟の設計地 震動による機器設置床面の応答加速 度に対して機能が喪失しないことを 確認する。	
居住性を確保するための設備	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する免震重要棟に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により免震重要棟の設計地震動による機器設置床面の応答加速度に対して機能が喪失しないことを確認する。	
	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する免震重要 棟に設置し、転倒防止措置等を施す とともに、加振試験等により免震重 要棟の設計地震動による機器設置床 面の応答加速度に対して機能が喪失 しないことを確認する。	

(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設備に対し転倒防止措置等を施すことで、基準地震動による地震力に対して必要な機能を喪失しない設計とする。

以下,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設備に対する耐震設計方針について記す。

a.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電源設備,居住性を確保するための設備,放射線管理設備,通信連絡設備,必要な情報を把握できる設備に対して転倒防止措置等を施すことで,基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。

表 4-5 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能と主要設備 (耐震設計)

機能	耐震設計		
電源設備	代替交流電源設備(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備),負荷変圧器,交流分電盤		
居住性を確保するための設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所二酸化炭素吸収装置,5号炉原子炉建屋内高気密室,可搬型エリアモニタ,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計		
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備,衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備,統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備		
必要な情報を 把握できる設備	必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム(SPDS))		

b. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 代替交流電源設備の耐震設計

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)は5号炉原子炉建屋東側に設置し、頑強なフィルタベント建屋基礎に固定することで転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)は、予備を大湊側高台保管場所に保管することとする。予備は車両に搭載すること等で転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

また,負荷変圧器,交流分電盤は,耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,盤及び装置が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器,交流分電盤及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所重大事故対処設備までのケーブルは,耐震性を有する電線管等に敷設する。

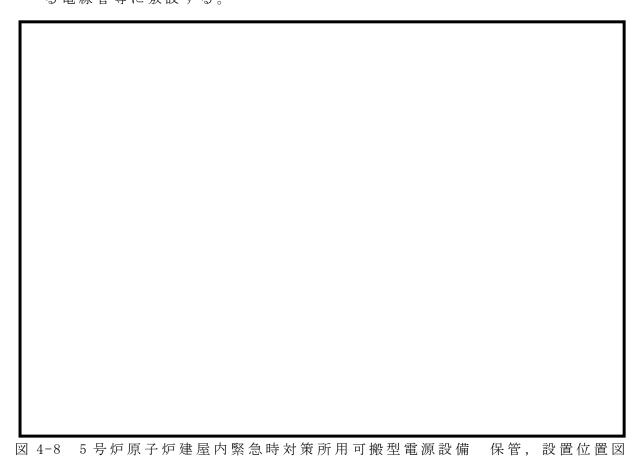




図 4-9 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 外観図

c.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型陽圧化空調機の耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機に関しては,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

本装置を保管用架台に設置した状態の外観図を図 4-10 に示す。



図 4-10 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型陽圧化空調機 外観図

- d.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 空気ボンベ陽圧化装置の耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置に関しては,空気ボンベの転倒防止措置等を施すとともに,配管・弁が基準地震動による 地震力に対して機能を喪失しない設計とする。
- e. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 二酸化炭素吸収装置の耐震設計 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所二酸化炭素吸収装置に関しては、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
- f. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所高気密室の耐震設計
 - 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所高気密室に関しては,5 号炉原子炉建屋地上3階に設置される常設の重大事故等対処設備として,基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。(詳細な設計方針については5.14項に示す。)
- g. 通信連絡設備及び必要な情報を把握できる設備の耐震設計
 - 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する通信連絡設備及び必要な情報を把握できる設備は、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動による 地震力に対して機能を喪失しない設計とする。

また,建屋間の伝送ルートは,無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし,有線系回線については可とう性を有するとともに,余長の確保及び2回線化することにより,地震力による影響を低減する設計とする。

表 4-6 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 通信連絡設備に係わる耐震設計

通信種別	主要設備		耐震設計
発電所内外	衛星電話設備	常設	 ・衛星電話設備(常設)の衛星電話用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備(常設)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
		可搬型	・衛星電話設備(可搬型)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとと もに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
発電所内	無線連絡設備	常設	・無線連絡設備(常設)の無線連絡用アンテナ、据置型の端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。・据置型の端末装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
			可搬型
発電所外	統合原子力防災 ネットワーク を用いた 通信連絡設備	テレビ会議 システム	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX 及び 通信装置)は、耐震性を有する 5 号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試
		IP-電話機 IP-FAX	無信表色がは、耐震性を有する5万が原子が建産に設置し、転倒的工作直等を施する200元、加振的 験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

表 4-7 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係わる耐震設計

場所	主要設備		耐震設計		
	データ伝送装置		・データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すと		
		囚处衣包	ともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		
6 号炉	光フ	アイバ	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等		
及び7号炉	通信伝	送装置	を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		
コントロール建屋			・無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとと		
	無線通信装置		もに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		
			・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。		
			・無線通信用アンテナは、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋に設置し、		
	建屋間 無線 伝送	無線系	転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないこと		
建屋間			を確認する。		
	ルート	有線系	・有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。		
	光フ	アイバ	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、		
	通信伝	云送装置	加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		
			・無線通信装置は,耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験		
5 号炉	無線通	通信装置	等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		
原子炉建屋内	原子炉建屋内		・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。		
緊急時対策所 緊急時対策支援		対策支援	・緊急時対策支援システム伝送装置は,耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し,転倒防止措置等を施す		
	システム	、伝送装置	とともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		
	cpnc ∃	上二壮里	・SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等		
	25/72 ፯	長示装置	により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		

- h. 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計,可搬型エリアモニタの耐震設計
 - 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計,可搬型エリアモニアは,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

表 4-8 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計, 差圧計 可搬型エリアモニタに係る耐震設計

差圧計, 可搬型エリアモニタに係る耐震設計					
設備	機器	耐震設計			
	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する 5 号 炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			
居住性を確保するための設	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			
備*1	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する 5 号炉原 子炉建屋に設置し、転倒防止措置等 を施すとともに、加振試験等により 基準地震動による地震力に対して機 能が喪失しないことを確認する。			
	可搬型エリアモ ニタ	・可搬型エリアモニタは、耐震性を有する 5 号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			

*1 居住性を確保するための設備のうち,可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章)」で示す。

i. 建屋内アクセスルートの耐震設計

地震,地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため,5号 炉原子炉建屋内のアクセスが出来るように設計する。

建屋内アクセスルートの耐震設計として緊急時対策所の機能に影響を与える恐れがある以下の事項について確認及び対策を行うこととする。5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルートを図 4-10 に示す。

① 地震時の影響

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため に作業現場との行き来をする場合等において、地震による転倒等により 通行が阻害されないことを確認するため、プラントウォークダウンにて 確認することとする。

② 地震随伴火災の影響

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため 作業現場との行き来をする場合等において、地震により機器が損壊し、 火災源となることにより通行が阻害されないように設計する。

③ 地震による内部溢水の影響

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため 作業現場との行き来をする場合等において,地震により溢水源となる配 管等が損壊し,通行が阻害されないように設計する。

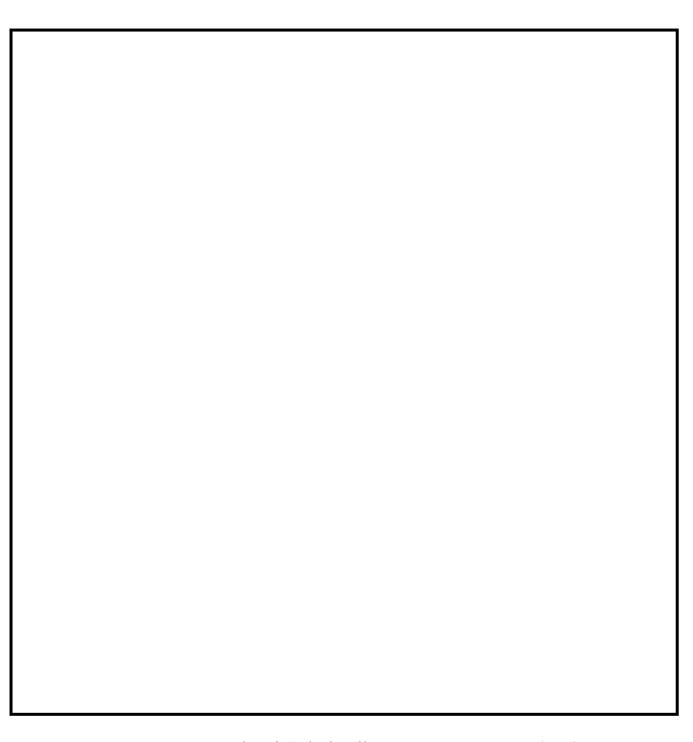


図 4-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート (1/4) (原子炉建屋 1 階)

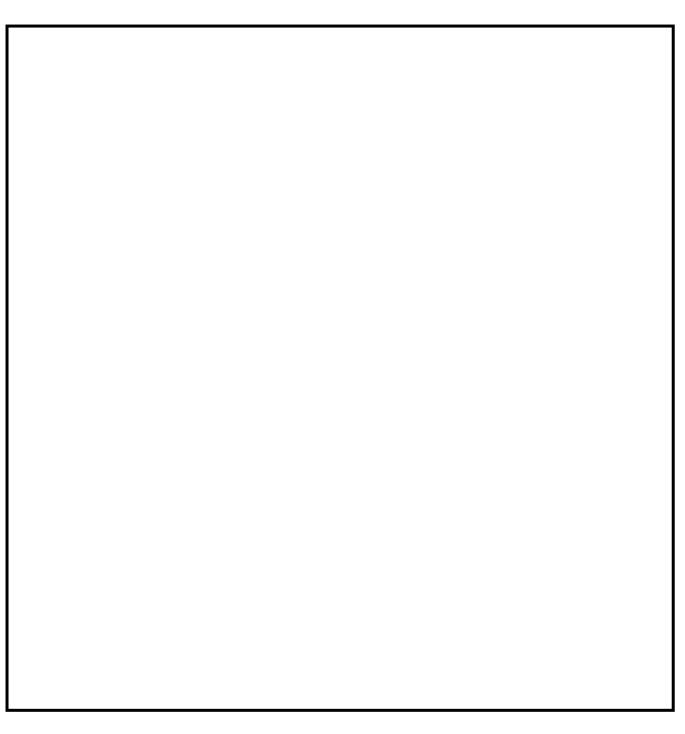


図 4-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート (2/4) (原子炉建屋中 2 階)

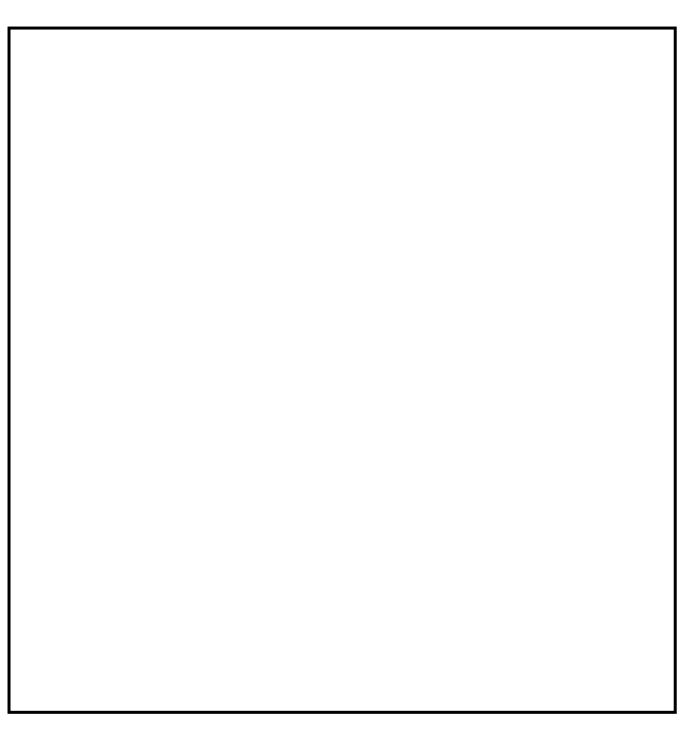


図 4-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート (3/4) (原子炉建屋 2 階)

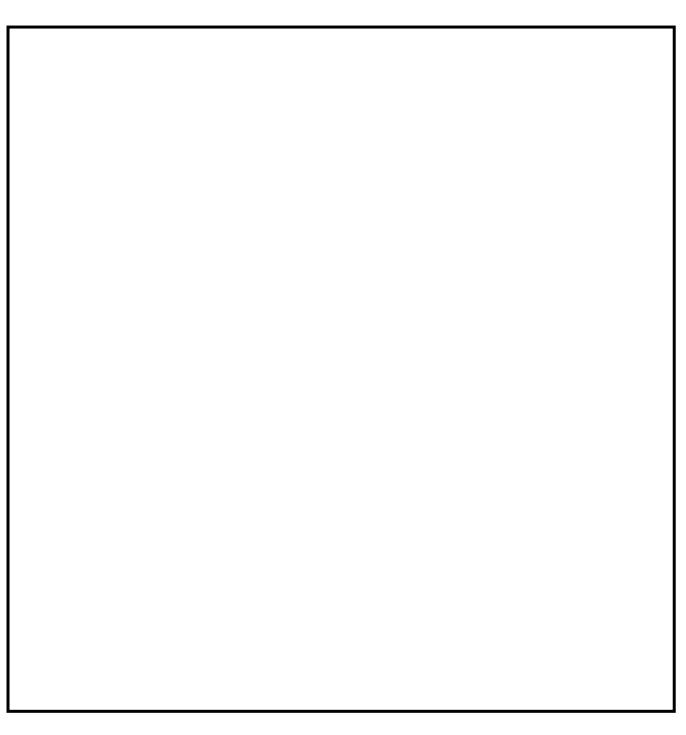


図 4-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート (4/4) (原子炉建屋 3 階)

j. 地震時の影響評価結果

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の 5 号炉原子炉建屋内アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果を表 4-9 に示し、アクセスルートウォークダウン確認状況を表 4-10 に示す。

(アクセスルートウォークダウンの観点・結果)

- ・ 周辺施設までの離隔距離をとる等により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。
- ・周辺に作業用ホイスト・レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響はないことを確認した。
- ・ 周辺に転倒する可能性のある常設及び仮設資機材設備等がある場合,転倒 防止処置等が実施されていることを確認した。
- 万が一、周辺にある常設及び仮設資機材設備等が転倒した場合であっても、 通行可能な通路幅があるか、通路幅がない場合であっても迂回又は乗り越 えが可能であるため、アクセス性に与える影響はないことを確認した。
- ・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に 与える影響はないことを確認した。
- ・ 周辺に油タンク等がある場合、位置、構造、可燃物移設等により、火災に よるアクセス性に与える影響はないことを確認した。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の屋内設置物(仮置き、保管物品)の固縛については、2007年新潟県中越沖地震時に、仮置きしていた資機材が地震動により移動し、ほう酸水注入系配管の保温材を変形させた事象を踏まえ、以下の方針に基づき設置物の固縛を実施する運用としている。

- ① 設置物についてはその物品の形状や保管状態,人の退避空間の確保, 現場へのアクセスルート確保を検討のうえ,改善すべき点があれば固 定・固縛・転倒防止・レイアウトの変更等を行う。
- ② 設置物については本設の重要設備近傍には近づけない。(重要設備近傍に設置する場合は、固定、固縛を実施する。)

表 4-9 機器等の転倒防止処置等確認項目及び評価結果

	項目	設置箇所	評 価 結 果	評 価 結 果	
棚・ラック	B 系ディーゼ ル発電機制御 盤室通路 ・ ディーゼ ル発電機用 工具棚	5 号炉原子炉 建屋地上1階 (非管理区域) T.M.S.L.+12, 300	・ 一般的な転倒防止策を実施 ・ 転倒した場合でも通行可能な通路 幅,乗り越え又は迂回が可能なためア クセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真 1 参照)	0	
ボンベ	B 系 電 電 路 イ 機 室 高 居 圧 供 ボ ズ ン グ ク	5 号炉原子炉建屋地上1階(非管理区域) T.M.S.L.+12, 300	・ 一般的な転倒防止策を実施 ・ 転倒した場合でも通行可能な通路 幅,乗り越え又は迂回が可能なためア クセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)	0	
リフ	B 系非常用ディーゼル電気 品室 ・ リフター	5 号炉原子炉 建屋地上1階 (非管理区域) T.M.S.L.+12, 300	・ 一般的な転倒防止策を実施 ・ 転倒した場合でも通行可能な通路 幅,乗り越え又は迂回が可能なためア クセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	0	
ター	HPCS 系非常用 ディーゼル電 気品室 ・ リフター	5 号炉原子炉 建屋地上1階 (非管理区域) T.M.S.L.+12, 300	・ 一般的な転倒防止策を実施 ・ 転倒した場合でも通行可能な通路 幅,乗り越え又は迂回が可能なためア クセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	0	

表 4-10 各項目の転倒防止処置の例

	設置物の外観	転倒防止対策
棚・ラック等(写真1)	D.CORTERO NEGOTIANO DE PROPERTO DE PROPERT	
ボンベ(写真2)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
リフター(写真3)		A STATE OF THE PARTY OF THE PAR

※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す

5. 添付資料

5.1 チェンジングエリアについて

(1) チェンジングエリアの基本的な考え方

チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項(緊急時対策所)並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項(緊急時対策所)に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。

(実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の 解釈第76条第1項(緊急時対策所)抜粋)

緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。

(2) チェンジングエリアの概要

チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、免震重要棟内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に併設するとともに、要員の被ばく低減の観点からそれぞれ免震重要棟内及び 5 号炉原子炉建屋内に設営する。概要は表 5.1-1 のとおり。

表 5.1-1 チェンジングエリアの概要

	項目	理由
	免震重要棟	緊急時対策所の外側が放射性物
設	1 階エントランス	質により汚染したような状況下
営	(免 震 重 要 棟 内) 緊 急 時 対 策 所	において,緊急時対策所への汚染
場	5 号炉原子炉建屋	の持ち込みを防止するため,モニ
所	3 階	タリング及び作業服の着替え等
	5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	を行うための区画を設ける。
設	エアーテント	設営の容易さ及び迅速化の観点
営	(免震重要棟内 緊急時対策所)	から、エアーテントを採用する。
形	通路区画 (常設)	設営の迅速化のため、通路等によ
式	(5号炉原子炉建屋内) 緊急時対策所	り区画された場所に,常設化する。
	原子力災害対策特別措置法	緊急時対策所の外側が放射性物
手順	第 10 条特定事象が発生した	質により汚染するようなおそれ
者 手	後、保安班長が、事象進展の	が発生した場合,チェンジングエ
	状況,参集済みの要員数及び	リアの設営を行う。
D Neil Bles	保安班が実施する作業の優	
判断	先順位を考慮して、チェンジ	
基準	ングエリア設営を行うと判	
	断した場合。	
4		チェンジングエリアを速やかに
実	/U / rtr	設営できるよう定期的に訓練を
施	保安班	行っている保安班員が設営を行
者		う。

(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート チェンジングエリアは、免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉 原子炉建屋内緊急時対策所に併設する。チェンジングエリアの設 営場所及び屋内のアクセスルートは、図5.1-1,2のとおり。

免震重要棟1階

免震重要棟内緊急時対策所

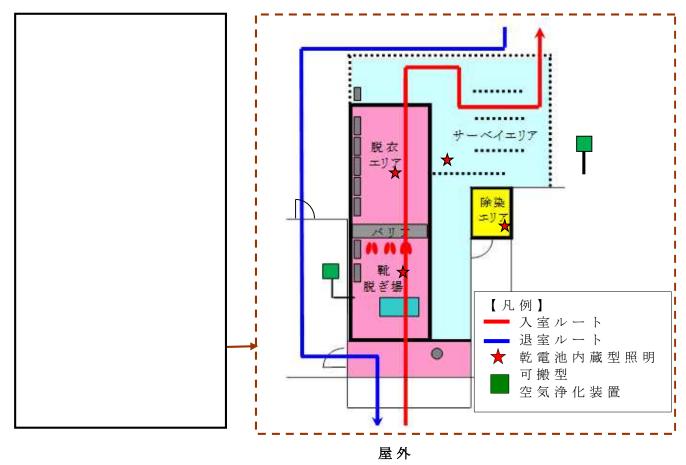


図 5.1-1 免震重要棟内緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート

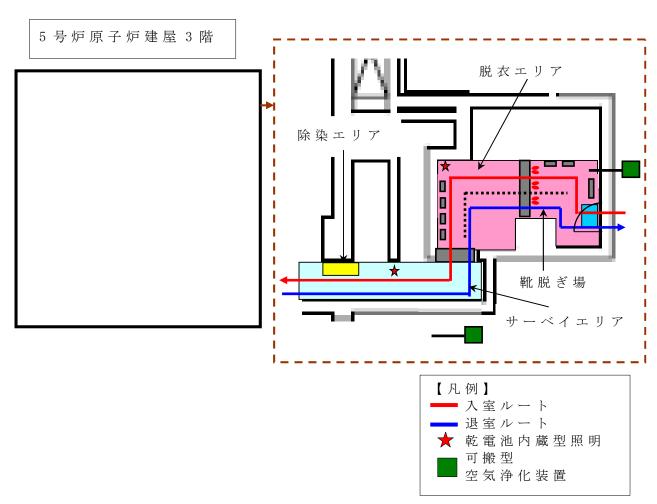


図 5.1-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリアの

設営場所及び屋内のアクセスルート

(4) チェンジングエリアの設営 (考え方, 資機材)

a.考え方

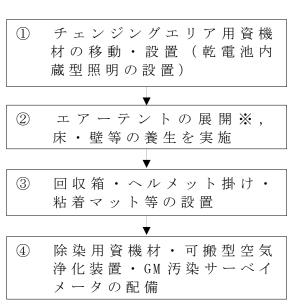
緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図 5.1-3の設営フローに従い、図 5.1-4、5のとおりチェンジングエリアを設営する。

チェンジングエリアの設営は、保安班員 2 名で免震重要棟内緊急時対策所では約 60 分,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所では通路等により、区画を常設化しており、付属品類の設営のみであることから約 40 分を想定している。

なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に 訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしてい る。

チェンジングエリアの設営は、原子力防災組織の要員(夜間・休祭日)の保安班 2 名、または参集要員(10 時間後までに参集)のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。

設営の着手は、保安班長が、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し、速やかに実施する。



※エアーテントは免震重要棟内緊急時対策所のみ設置する。

図 5.1-3 チェンジングエリア設営フロー

61-9-5-5

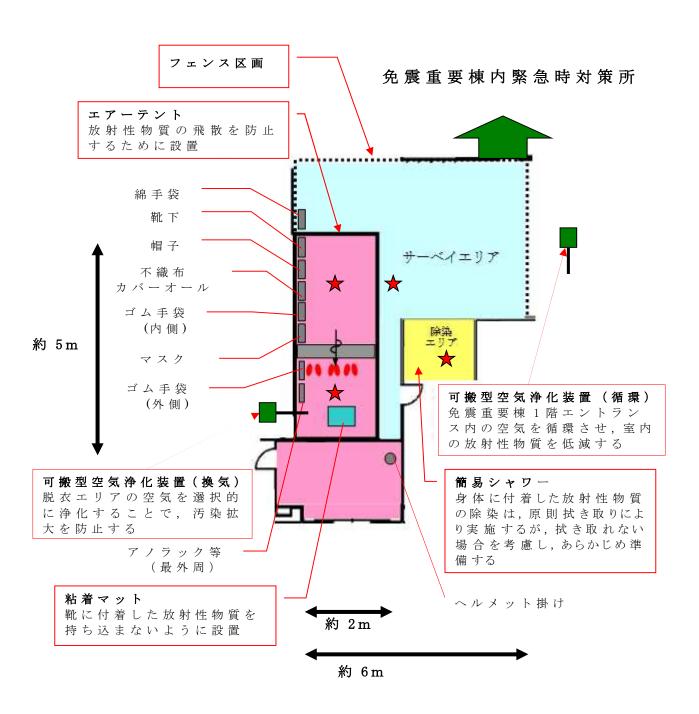


図 5.1-4 免 震 重 要 棟 内 緊 急 時 対 策 所 チェンジングエリア

5号炉原子炉建屋3階 チェンジングエリア

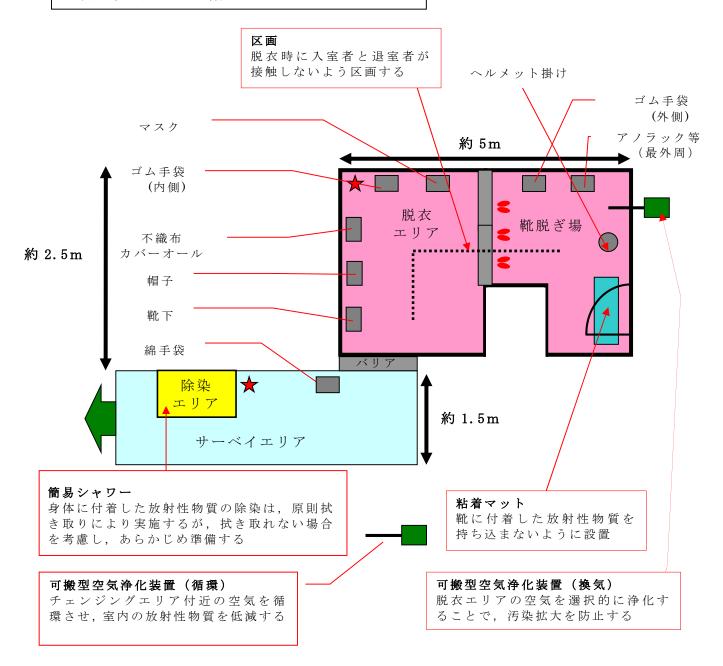


図 5.1-5 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア

b. チェンジングエリア用資機材

チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、表 5.1-2,3 のとおりとする。

表 5.1-2 免震重要棟内緊急時対策所チェンジングエリア用資機材

名称	数量(6/7号炉共用)	根拠
エアーテント	1 式	
養生シート	3 巻	
バリア	6 個	
フェンス	20 枚	
粘着マット	4 枚	
ヘルメット掛け	1 式	
ゴミ箱	14 個	
ポリ袋	40 枚	
テープ	20 巻	チェンジングエリア設営
ウエス	2 箱	りェンシングエリア 設 B に必要な数量
ウェットティッシュ	10 巻	に必安な数里
はさみ	6 個	
マジック	2 本	
簡易シャワー	1 台	
簡易タンク	1 台	
トレイ	1 個	
バケツ	2 個	
可搬型空気浄化装置	2 台 (予備 1 台)	
乾電池内蔵型照明	4 台 (予備 1 台)	

表 5.1-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア用資機材

名称	数量(6/7号炉共用)	根拠
養生シート	3 巻	
バリア	4 個	
フェンス	9 枚	
粘着マット	2 枚	
ヘルメット掛け	1 式	
ポリ袋	25 枚	
テープ	5 巻	
ウエス	2 箱	チェンジングエリア設営
ウェットティッシュ	10 巻	アエンフンクエック設置 に必要な数量
はさみ	6 個	に少女な数里
マジック	2 本	
簡易シャワー	1 台	
簡易タンク	1 台	
トレイ	1 個	
バケツ	2 個	
可搬型空気浄化装置	2 台 (予備 1 台)	
乾電池内蔵型照明	2 台 (予備 1 台)	

(5) チェンジングエリアの運用

(出入管理,脱衣,汚染検査,除染,着衣,要員に汚染が確認された場合の対応,廃棄物管理,チェンジングエリアの維持管理)

a. 出入管理

チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、屋外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。

チェンジングエリアのレイアウトは図 5.1-4,5 のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策 所内への放射性物質の持ち込みを防止する。

① 脱衣エリア

防護具を適切な順番で脱衣するエリア

② サーベイエリア

防護具を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。

③ 除染エリア

サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア

b.脱衣

チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。

- ・脱衣エリアの靴脱ぎ場で、汚染区域用靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、 アノラック等を脱衣する。
- ・脱衣エリアで,不織布カバーオール,ゴム手袋内側,マスク,帽子, 靴下,綿手袋を脱衣する。

なお,チェンジングエリアでは,保安班員が要員の脱衣状況を適宜確認し, 指導,助言,防護具の脱衣の補助を行う。

c. 汚染検査

チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。

- ・脱衣後, サーベイエリアに移動する。
- ・サーベイエリアにて汚染検査を受ける。
- ・汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。

なお、保安班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、保安班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、 指導、助言をする。

d. 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。

- ・汚染検査にて汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。
- ・汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。
- ・再度汚染箇所について汚染検査する。
- ・汚染基準を満足しない場合は、簡易シャワーで除染する。(簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。)

e. 着衣

防護具の着衣手順は以下のとおり。

- ・緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、不織布カバーオール、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。
- ・チェンジングエリアの靴脱ぎ場で、ヘルメット、汚染区域用靴等を着 用する。

保安班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。

f.要員に汚染が確認された場合の対応

サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は,サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。

要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗によって除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。

簡易シャワーで発生した汚染水は、図 5.1-6 のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。

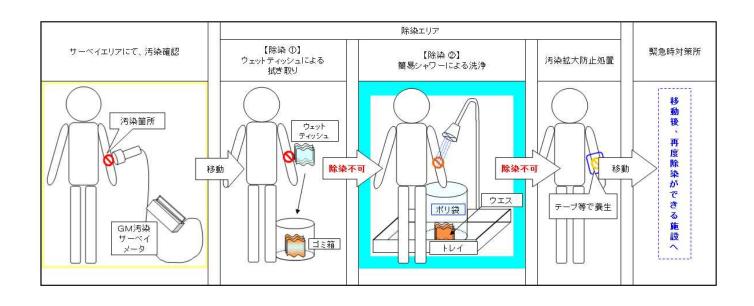


図 5.1-6 除染及び汚染水処理イメージ図

g. 廃棄物管理

緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜屋外に持ち出しチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

h. チェンジングエリアの維持管理

保安班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空気中放射性物質濃度を定期的(1回/日以上)に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。

プルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には,表面 汚染密度,線量当量率及び空気中放射性物質濃度の測定を実施する。

(6) チェンジングエリアに係る補足事項

a.可搬型空気浄化装置

チェンジングエリアには、更なる被ばく低減のため、可搬型空気浄化装置を設置する。可搬型空気浄化装置は、最も汚染が拡大するおそれのある脱衣エリアの空気を吸い込み浄化するよう配置し、脱衣エリアを換気することで、緊急時対策所外で活動した要員の脱衣による汚染拡大を防止する。

緊急時対策所内への汚染持込防止のため可搬型空気浄化装置で換気ができていることの確認は、チェンジングエリアのエアーテント生地がしぼむ 状態になっているかどうかを目視する等により確認する。

可搬型空気浄化装置は、脱衣エリアを換気できる風量とし、仕様等を図5.1-7に示す。

なお、緊急時対策所はプルーム通過時には、原則出入りしない運用とすることから、チェンジングエリアについてもプルーム通過時は、原則利用しないこととする。したがって、チェンジングエリア用の可搬型空気浄化装置についてもプルーム通過時には運用しないことから、可搬型空気浄化装置のフィルタが高線量化することでの居住性への影響はない。

ただし、可搬型空気浄化装置は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、本体(フィルタ含む)の予備を1台設ける。なお、交換したフィルタ等は、線源とならないようチェンジングエリアから遠ざけて保管する。



〇外形寸法: 縦 380× 横 350×高 1100mm

〇風量: 9m³/min (540m³/h)

〇重量: 43Kg

〇フィルタ: 微粒子フィルタ よう素フィルタ

微粒子フィルタ

微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を 通過する際に、微粒子が捕集される。

よう素フィルタ

よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。

図 5.1-7 可搬型空気浄化装置の仕様等

b. チェンジングエリアの設営状況

免震重要棟内緊急時対策所チェンジングエリアは、靴脱ぎ場及び脱衣エ リアの空間をエアーテントにより区画する。エアーテントの外観は図 5.1-8 のとおりであり、仕様は表 5.1-4 のとおりである。

チェンジングエリア内面は,必要に応じて汚染の除去の容易さの観点か ら養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。

また, エアーテントに損傷が生じた際は, 速やかに補修が行えるよう補 修用の資機材を準備する。

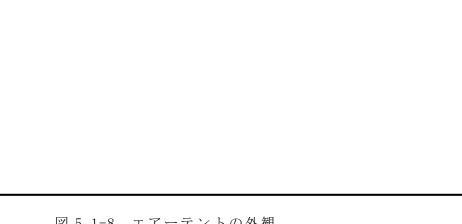


図 5.1-8 エアーテントの外観

表 5.1-4 エアーテントの仕様

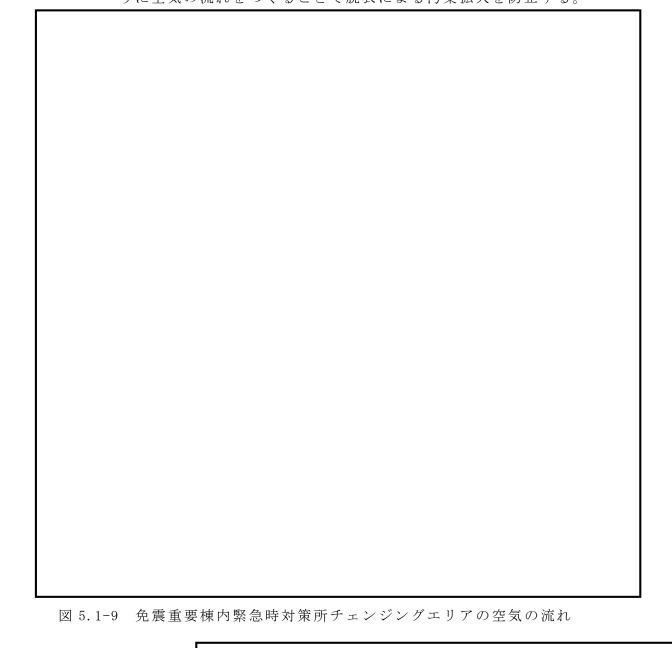
エアーテント	
サイズ	幅 2m×奥行 5m×高さ 2.4m 程度
本体重量	約 50kg
サイズ (折り畳み時)	80cm×80cm×50cm程度
送風時間 (高圧ボンベ*)	約 3 分

※手動及びブロワによる送風による展開も可能な設計とする。

- c. チェンジングエリアへの空気の流れ
 - (a) 免震重要棟内緊急時対策所チェンジングエリア

免震重要棟内緊急時対策所チェンジングエリアは、一定の気密性が 確保された免震重要棟内の1階エントランスに設置し、図5.1-9のよ うに、汚染の区分ごとに空間を区画し、汚染を管理する。

また、更なる被ばく低減のため、可搬型空気浄化装置を2台設置する。1台は1階エントランス内を循環運転することにより1階エントランス空間全体の放射性物質を低減し、もう1台は、脱衣を行うホットエリアの空気を吸い込み浄化し、チェンジングエリアに図5.1-9のように空気の流れをつくることで脱衣による汚染拡大を防止する。



枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリアは,一定の気
密性が確保された5号炉原子炉建屋内に設置し、図5.1-10のように、
汚染の区分ごとに空間を区画し、汚染を管理する。
また、更なる被ばく低減のため、可搬型空気浄化装置を2台設置す
る。1 台はチェンジングエリア付近を循環運転することによりチェン
ジングエリア付近全体の放射性物質を低減し、もう1台は、脱衣を行
うホットエリアの空気を吸い込み浄化し,チェンジングエリア内に図
5.1-10 のように空気の流れをつくることで脱衣による汚染拡大を防
止する。

(b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア

図 5.1-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリアの空気の流れ

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

d. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について

緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が,他の要員に 伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認さ れた場合は,汚染箇所を養生するとともに,サーベイエリア内に汚染が 移行していないことを確認する。

サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジング エリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員 の出入りに大きな影響は与えないようにする。ただし、緊急時対策所か ら緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、退室 する要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。

また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、 脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、 防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と 接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。

e.屋外が放射性物質で汚染された状況で免震重要棟内緊急時対策所から,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動する必要が出た場合の対応について

緊急時対応実施中に、屋外が放射性物質で汚染された状況で、長周期成分を含む基準地震動クラスの地震被災により免震重要棟内緊急時対策所が使用不能になり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動するような事態は非常に稀であるが、そのような場合は、保安班が免震重要棟内緊急時対策所チェンジングエリアの資機材の一部を持って移動し、エリアの区画を設定する。

このエリアにおいて、全ての要員は防護具を脱衣し、GM汚染サーベイメータで汚染がないことを確認し、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に入室する。

その後、改めて 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア 用資機材により、チェンジングエリアを設営する。

(7)汚染の管理基準

表 5.1-5 のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。

ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表 5.1-5 の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。

表 5.1-5 汚染の管理基準

	状況	汚染の 管理基準	根拠等
状	屋外(発電所構內全	1,300cpm	法令に定める表面汚染密度限度(ア
況	般)へ少量の放射性	(4Bq/cm ²)	ルファ線を放出しない放射性同位
1	物質が漏えい又は放		元素の表面汚染密度限度):
	出されるような原子		40Bq/cm ² Ø 1/10
	力災害時		
状	大規模プルームが放	40,000cpm	原子力災害対策指針における OIL4
況	出されるような原子	(120Bq/cm ²)	に準拠
2	力災害時	13,000cpm	原子力災害対策指針における OIL4
		(40Bq/cm ²)	【1ヶ月後の値】に準拠

(8) 乾電池内蔵型照明

チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型 照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照 度を確保するために表 5.1-6 に示す数量及び仕様とする。

表 5.1-6 チェンジングエリアの乾電池内蔵型照明

	保管場所	数量	仕様
乾電池内蔵型照明	免震重要棟内 緊急時対策所	4台(予備1台)	電源:乾電池(単一×3) 点灯可能時間:約72時間 (消灯した場合,予備を
3	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	2台(予備1台)	点灯させ, 乾電池交換 を実施する。)

(9) チェンジングエリアのスペースについて

緊急時対策所における現場作業を行う要員は、プルーム通過時現場復旧班要員である 14 名を想定し、同時に 14 名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリアに同時に 14 名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約 30 分であり、全ての要員が汚染している場合でも約 56 分であることを確認している。

また,仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合で もチェンジングエリアは建屋内に設置しており,屋外での待機はなく不要な 被ばくを防止可能である。

(10) 保安班の緊急時対応のケーススタディー

保安班は、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を使用することが決定した場合、チェンジングエリアの設置以外に、緊急時対策所の可搬型陽圧化空調機運転(50分)、可搬型エリアモニタの設置(30分)、可搬型モニタリングポストの設置(最大420分)、可搬型気象観測装置の設置(90分)を行うことを技術的能力にて説明している。これら対応項目の優先順位については、保安班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートを示す。

例えば、平日昼間に事故が発生した場合(ケース①)には、すべての対応を並行して実施することになる。また、夜間・休祭日に事故が発生した場合で、10条発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合(ケース②)は、原子力防災組織の要員の保安班2名で、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。

・ケース① (平日昼間の場合)

対応項目	要員	前	集	0 事象 参集	 発生 済		2		3	4		5		6		7		8	3	Ş	9	1	0	1	1	12
状況把握(モニタリング・ポストなど)	保安班(現場)	2																								
可搬型陽圧化空調機の運転	保安班(現場)		2																							
可搬型エリアモニタの設置	保安班(現場)		2																							
可搬型モニタリングポストの設置	保安班(現場)		2					П																		
可搬型気象観測装置の設置	保安班(現場)		2																							
緊急時対策所チェンジングエリアの設営	保安班(現場)		2								10	条発:	生後	,参	集要	員で	: †=†	きちに	こ設'	営開	始				•	
中央制御室チェンジングエリアの設営	保安班(現場)		2								10:	条発:	生後	,参	集要	員で	: †=†	ごち 1	こ設'	営開	始					

・ケース② (夜間・休祭日に大規模損壊事象が発生した場合)

		*	*	(1	2		3		4	1	5	5	6	7	8	9		10	1	1	12
対応項目	要員	参集前	参集後	事象	.発生 7	Ξ													要員	参集	Ę		
		2	15	10	条															•			
状況把握(モニタリング・ポストなど)	保安班(現場)	2																					
可搬型陽圧化空調機の運転	保安班(現場)	2																					
可搬型エリアモニタの設置	保安班(現場)	2																					
可搬型モニタリングポストの設置	保安班(現場)	2																					
可搬型気象観測装置の設置	保安班(現場)	2																					
緊急時対策所チェンジングエリアの設営	保安班(現場)	2					3	*															
中央制御室チェンジングエリアの設営	保安班(現場)	2								Ж													

※可搬型モニタリングポストの設置の前に、保安班長の判断によりチェンジングエリアの設営を優先。

5.2. 配備資機材等の数量等について

- 5.2-1 配備資機材等の数量等について
 - (1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数,電源設備
 - a. 免震重要棟内緊急時対策所2階(ケース1)

通信種別		主要施設	配備 台数 ^{※2}	電源設備
発電所内外	電力保安通信	固定電話機	18 台	非常用高圧母線,充電器,GTG ^{**3} ,電源車
	用電話設備※1	PHS 端末	30 台	充電式電池 (本体内蔵)
		FAX	1台	非常用高圧母線,GTG ^{**3} ,電源車
	衛星電話設備	衛星電話設備 (常設)	12 台	非常用高圧母線, GTG ^{*3} , 電源車
		衛星電話設備 (可搬型)	19 台	充電式電池 (本体内蔵)
	テレビ会議 システム	テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用高圧母線,GTG ^{※3} ,電源車, 無停電電源装置
発電所内	送受話器	ハンドセット	1台	非常用高圧母線(6 号炉)
	心 又 的 的	スピーカー	1台	非常用高圧母線(6 号炉)
	無線連絡設備	無線機 (常設)	9台	非常用高圧母線,GTG ^{**3} ,電源車
	無冰连柏以開	無線機 (可搬型)	102 台	充電式電池 (本体内蔵)
発電所外		テレビ会議システム (衛星系・地上系 共用)	1式	非常用高圧母線,GTG ^{※3} ,電源車
	統合原子力 防災ネット	IP-電話機(地上系)	4 台	非常用高圧母線,充電器,GTG ^{**3} , 電源車
	ワークを 用いた	IP-電話機(衛星系)	2 台	非常用高圧母線,充電器,GTG ^{**3} ,電源車
	通信連絡設備	IP-FAX(地上系)	3 台	非常用高圧母線,GTG ^{*3} ,電源車
		IP-FAX(衛星系)	1台	非常用高圧母線,GTG ^{※3} ,電源車
	専用電話設備	専用電話設備 (自治体他向)	7 台	乾電池, 手動発電

※1:局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能

※2:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)

※3:免震重要棟内緊急時対策所用ガスタービン発電機(代替交流電源設備)を指す

b. 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)(ケース2)

重大事故等に免震重要棟内緊急時対策所 2 階から免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)に移動する際は,通信回線を免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)に切替える。

また,配備台数は「a. 免震重要棟内緊急時対策所 2 階 (ケース 1)」と同様である。

c.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (ケース3)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対 策所 (対策本部) (ケース4)

通信種別		主要施設	配備 台数 ^{※2}	電源設備
発電所内外		固定電話機	15 台	非常用高圧母線,充電器,代替交 流電源設備 ^{*3}
	電力保安通信 用電話設備※1	PHS 端末	30 台	充電式電池 (本体内蔵)
	刀 电 印 跃 佣	FAX	1台	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{*3}
	衛星電話設備	衛星電話設備(常設)	9 台	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{**3}
		衛星電話設備 (可搬型)	15 台	充電式電池 (本体内蔵)
	テレビ会議 システム	テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{**3}
発電所内	W 77 77 HB	ハンドセット	2 台	非常用高圧母線,充電器
	送受話器	スピーカー	2 台	非常用高圧母線,充電器
	無線連絡設備	無線連絡設備(常設)	4 台	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{*3}
		無線連絡設備 (可搬型)	78 台	充電式電池 (本体内蔵)
発電所外		テレビ会議システム (衛星系・地上系 共用)	1 式	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{*3}
	統合原子力	IP-電話機(地上系)	4 台	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{*3}
	防災ネット ワークを用いた	IP-電話機(衛星系)	2 台	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{**3}
	通信連絡設備	IP-FAX(地上系)	1 台	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{**3}
		IP-FAX(衛星系)	1 台	非常用高圧母線,代替交流電源設備 ^{**3}
	専用電話設備	専用電話設備 (自治体他向)	7 台	乾電池, 手動発電

※1:局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能

※2:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)

※3:5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を指す

(2) 放射線防護資機材品名と配備数

○防護具

品名		配備数(6/7号炉	共用) ^{※7}	
	免震重要棟内	5 号炉原子炉建屋内	中央制御室	構内 (参考)
	緊急時対策所	緊急時対策所		
不織布カバーオール	1,890 着※1	1,890 着**1	420 着 ^{※ 8}	約 5,000 着
靴下	1,890 足※1	1,890 足**1	420 足**8	約 5,000 足
帽子	1,890着 ^{※1}	1,890 着** 1	420 着 ^{※ 8}	約 5,000 着
綿手袋	1,890 双※1	1,890 双※1	420 双*8	約 5,000 双
ゴム手袋	3,780 双※2	3,780 双 ^{※ 2}	840 双※9	約 15,000 双
全面マスク	810 個※3	810 個※3	180 個※10	約 2,000 個
チャコールフィルタ	3,780個※2	3,780個 ^{※2}	840 個 ^{※ 9}	約 5,000 個
アノラック	945 着※4	945 着** 4	210 着**11	約 3,000 着
汚染区域用靴	40 足※5	40 足※5	10 足*12	約 300 足
タングステンベスト	14 着※6	14 着 ^{※6}	_	10 着
セルフエアセット*13	4 台	4 台	4 台	約 100 台
酸素呼吸器※14	_	_	5 台	約 20 台

※1:180名(1~7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕。以下同様)×7日×1.5倍

*****2: *****1×2

※3:180名×3日(除染による再使用を考慮)×1.5倍

※4:180名×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

※5:80名(1~7号炉対応の現場復旧班要員65名+保安班要員15名)×0.5 (現場要員の半数)

※6:14名 (プルーム通過時現場復旧班要員14名)

※7:予備を含む (今後, 訓練等で見直しを行う)

※8:20名(6/7号炉運転員18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍

※9:**※**8×2

※10:20名(6/7号炉運転員18名+余裕)×2交代×3日(除染による再使用を考慮)×1.5倍

※11:20名(6/7号炉運転員18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

※12:20名 (6/7号炉運転員 18名+余裕)×0.5 (現場要員の半数)

※13:初期対応用3台+予備1台

※14: インターフェイスシステム LOCA 等対応用 4 台+予備 1 台

・1.5倍の妥当性の確認について

【緊急時対策所】

初動態勢時(1日目),1~7号炉対応の緊急時対策要員数は164名+自衛消防隊10名であり,機能班要員84名,現場要員80名及び自衛消防隊10名で構成されている。このうち,本部要員は,緊急時対策所を陽圧化することにより,防護具類を着用する必要がないが,全要員は12時間に1回交代するため,2回の交代分を考慮する。また,現場要員80名は,1日に6回現場に行くことを想定する。自衛消防隊は火災現場には消防服で出向し,防護具類を着用する必要がないため考慮しない。

プルーム通過以降(2日目以降),1~7号炉対応の緊急時対策要員数は71名であり、機能班要員54名,現場要員17名及び自衛消防隊10名で構成されている。このうち、本部要員は、緊急時対策所を陽圧化することにより、防護具類を着用する必要がないが、全要員は7日目以降に1回交代するため、1回の交代分を考慮する。また、現場要員は1日に6回現場に行くことを想定する。自

衛消防隊は火災現場には消防服で出向し、防護具類を着用する必要がないため考慮しない。 174名 $\times2$ 交代+80名 $\times6$ 回+71名+10名+17名 $\times6$ 回 $\times6$ 日=1,521着<1,890着

【中央制御室】

要員数 18 名は、運転員(中操)7名と運転員(現場)11名で構成されている。このうち、運転員(中操)は、中央制御室内を陽圧化することにより、防護具類を着用する必要がない。ただし、運転員は2交代を考慮し、交代時の1回着用を想定する。また、運転員(現場)は、1日に1回現場に行くことを想定している。

18 名×1 回×2 交代×7 日+11 名×1 回×2 交代×7 日=406 着<420 着

上記想定により, 重大事故等発生時に, 交代等で中央制御室に複数の班がいる場合を考慮しても, 初動対応として十分な数量を確保している。

なお、いずれの場合も防護具類が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する。

○計測器(被ばく管理,汚染管理)

O F1 1/(3 F1	, (风) , 日之,	1376 日 · 五7							
	品名	配備台数(6/7号炉共用)※6							
		免震重要棟内	5 号炉原子炉建屋内	中央制御室					
		緊急時対策所	緊急時対策所						
個人線量	電子式線量計	180 台※1	180 台** 1	70 台*2					
計	ガラスバッチ	180 台※1	180 台** 1	70 台*2					
GM 汚染サー	・ベイメータ	5 台*3	5 台**3	3 台*3					
電離箱サーベイメータ		8 台**4	8台**4	2 台**4					
可搬型エリ	アモニタ	4 台**5	4 台**5	3 台**5					

- ※1:180名(1~7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕)
- ※2:18名(6/7号炉運転員18名)+46名(引継班,日勤班,作業管理班)+余裕
- ※3:チェンジングエリアにて使用
- ※4:現場作業時に使用
- ※5:5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の1台は陽圧化の判断のために重大事故等対処設備 として使用する。その他は各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジング エリア設営判断と同時(原子力災害対策特別措置法第10条特定事象)
- ※6:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)

(3) 原子力災害対策活動で使用する資料

13. 事故時操作基準

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のそれぞれに以下の資料を配備する。

(4) その他資機材等

a. 免震重要棟内緊急時対策所

名称	仕様等	容量
酸素濃度計	・測定範囲:0~100%	2 台*1
	・測定精度: ±0.5%(0~25.0%)	
	±3.0%(25.1%以上)	
	・電 源:単3形乾電池4本	
	・検知原理:ガルバニ電池式	
	・管理目標:18%以上(酸素欠乏症防止規則を準拠)	
二酸化炭素濃度計	・測定範囲:0~10,000ppm	2 台※1
	・測定精度: ±3%FS	
	・電 源:単3形乾電池4本	
	・検知原理:非分散形赤外線式 (NDIR)	
	・管理目標:0.5%以下(事務所衛生基準規則を準拠)	
一般テレビ	報道や気象情報等を入手するため,一般テレビ(回	1式
(回線,機器)	線、機器)を配備する。	
社内パソコン	社内情報共有必要な資料・書類等を作成するため、	1式
(回線,機器)	社内用パソコンを配備するともに,必要なインフラ (社内回線)を整備する。	
飲食料	プルーム通過中に免震重要棟 1 階待避室から退出す	3,780 食※2
	る必要がないように,余裕数を見込んで1日分以上 の食料及び飲料水を1階待避室内に保管する。	2,520 本 ^{※3}
	残りの数量については、免震重要棟1階廊下倉庫に	(1.5 リットル)
	保管することで、必要に応じて取りに行くことが可 能である。	
簡易トイレ	プルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要が	1式
	ないよう, また, 本設のトイレが使用できない場合 に備え, 簡易トイレを配備する。	
ョウ素剤	初日に2錠,二日目以降は2錠/一日服用する。	1,440 錠**4

※1:予備を含む。

%2:180 名($1\sim7$ 号炉対応の緊急時対策要員 164 名 + 自衛消防隊 10 名 + 余裕) $\times7$

日×3 食

 $\divideontimes 3:180$ 名($1\sim7$ 号炉対応の緊急時対策要員 164名+自衛消防隊 10名+余裕) \times 7

日×2本(1.5リットル/本)

※4:180 名 $(1\sim7$ 号炉対応の緊急時対策要員 164 名 + 自衛消防隊 10 名 + 余裕) \times (初日 2 錠 + 2 日目以降 1 錠 / 1 日 \times 6日)

b.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所

名称	仕様等	容量
酸素濃度計	・測定範囲:0~100%	2 台*1
	・測定精度: ±0.5%(0~25.0%)	
	±3.0%(25.1%以上)	
	·電源:単3形乾電池4本	
	・検知原理:ガルバニ電池式	
	・管理目標:18%以上(酸素欠乏症防止規則を準拠)	
二酸化炭素濃度計	・測定範囲:0~10,000ppm	2 台*1
	・測定精度: ±3%FS	
	·電源:単3形乾電池4本	
	・検知原理:非分散形赤外線式 (NDIR)	
	・管理目標:0.5%以下(事務所衛生基準規則を準拠)	
一般テレビ	報道や気象情報等を入手するため,一般テレビ(回	1式
(回線,機器)	線、機器)を配備する。	
社内パソコン	社内情報共有必要な資料・書類等を作成するため,	1式
(回線,機器)	社内用パソコンを配備するともに,必要なインフラ (社内回線)を整備する。	
飲食料	プルーム通過中に 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所	3,780 食※2
	から退出する必要がないように,余裕数を見込んで 1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管す	2,520 本**3
	る。	(1.5 リットル)
	残りの数量については,5 号炉原子炉建屋に保管することで,必要に応じて取りに行くことが可能であ	
	ることで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	
簡易トイレ	プルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要が	1 式
	ないよう, また, 本設のトイレが使用できない場合 に備え, 簡易トイレを配備する。	
ョウ素剤	初日に2錠,二日目以降は1錠/一日服用する。	1,440 錠 ^{※4}

※1:予備を含む。

※2:180名(1~7号炉対応の緊急時対策要員 164名+自衛消防隊 10名+余裕)×7日

×3 食

※3:180名 (1~7号炉対応の緊急時対策要員 164名+自衛消防隊 10名+余裕) ×7日 ×2 * (1.5 | | 1.5 | | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 |

×2本(1.5リットル/本)

※4:180 名 $(1\sim7$ 号炉対応の緊急時対策要員 164 名 + 自衛消防隊 10 名 + 余裕) \times (初日 2 錠 + 2 日目以降 1 錠 / 1 日 \times 6 日)

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について

(1) 免震重要棟内緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について

免震重要棟内緊急時対策所 2 階に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表 5.3-1 の通りである。

なお,免震重要棟内緊急時対策所2階から免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)に移動する際は,通信回線を免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)に切替える。

表 5.3-1 免震重要棟内緊急時対策所の通信連絡設備の必要容量

通信種別	:	主要設備	数量**2	最低必要 数量 ^{※3}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内外		固定電話機	18 台 (回線)		本部 2 台,計画班 2 台, 保安班 2 台,号機班 6 台,
	電力保安通信用電話設備*1	PHS 端末	30 台 (回線)	[25台](回線)]	復旧班4台,通報班2台 立地・広報班2台, 資材班2台,総務班3台
		FAX	1台(回線)	[1台](回線)]	[社内外連絡用]
	衛星電話設備	衛星電話設備(常設)	12 台	5 台	号機班3台 (6,7号炉中央制御室連絡用2台,停 止号炉中央制御室連絡用1台), 通報班1台,共用1台
		衛星電話設備(可搬型)	20 台	3 台	共用 (モニタリングカー等)
	テレビ会議 システム	テレビ会議システム (社内向)	1式	[1式]	[社内会議用]
発電所内	· 公 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ハンドセット	1台	[1台]	
	送受話器	スピーカー	1台	[1台]	[所内連絡用]
	何 (白 \古 (夕 = L /共	無線連絡設備 (常設)	9台	4 台	復旧班現場連絡用4台
	無線連絡設備	無線連絡設備(可搬型)	102 台	18 台	現場連絡用 18 台
発電所外	統合原子力	テレビ会議システム (衛星系・有線系 共用)	1式	1式	社内外会議用
	防災ネットワー	IP-電話機(有線系)	4台	[2台]	[政府関係者用1台,当社用1台]
	クを用いた通信	IP-電話機(衛星系)	2 台	2 台	政府関係者用1台, 当社用1台
	連絡設備	IP-FAX(有線系)	3 台	[1台]	[発電所內外連絡用 共用]
		IP-FAX(衛星系)	1台	1台	発電所內外連絡用 共用
	局線加入電話設備 専用電話設備(自治体他向)		79 回線	[26 回線]	[固定電話機又は PHS 端末 25 台 (回線), FAX1 台 (回線)]
			7台		他の発電所外用通信連絡設備にて代 用が可能

※1:局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能

※2:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)

※3:今後,訓練等で見直しを行う。[]内は設計基準事故対処設備であり、参考として多様性も考慮した十分な容量を記載している。

(2)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表 5.3-2 の通りである。

表 5.3-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の必要容量

通信種別		主要設備	数量**2	最低必要 数量 ^{※3}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所內外		固定電話機	15 台 (回線)		「本部2台,計画班2台, 保安班2台,号機班6台,
	電力保安通信用電話設備*1	PHS 端末	30 台 (回線)	[25 台] [(回線)]	復旧班4台,通報班2台, 立地・広報班2台, 資材班2台,総務班3台
		FAX	1台(回線)	[1台](回線)]	[社内外連絡用]
	衛星電話設備	衛星電話設備(常設)	9台	5 台	号機班 3 台 (6,7 号炉中央制御室連絡用 2 台,停 止号炉中央制御室連絡用 1 台), 通報班 1 台,共用 1 台
		衛星電話設備(可搬型)	19 台	3 台	共用 (モニタリングカー等)
	テレビ会議 システム	テレビ会議システム (社内向)	1式	[1式]	[社内会議用]
発電所内	送受話器	ハンドセット	2 台	[1台]	[所内連絡用]
	心 又而份	スピーカー	2台	[1台]	[万]と7)連州7月」
	無線連絡設備	無線連絡設備 (常設)	4台	4 台	復旧班現場連絡用4台
	無冰连桁以加	無線連絡設備 (可搬型)	78 台	18 台	現場連絡用 18 台
発電所外	統合原子力	テレビ会議システム (衛星系・有線系 共用)	1式	1式	社内外会議用
	防災ネットワー	IP-電話機(有線系)	4台	[2台]	[政府関係者用1台,当社用1台]
	クを用いた通信	IP-電話機(衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台,当社用1台
	連絡設備	IP-FAX(有線系)	1台	[1台]	[発電所內外連絡用 共用]
	- TO BY VIB	IP-FAX(衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用 共用
	専用電話設備(自	1治体他向)	7台	_	他の発電所外用通信連絡設備にて代 用が可能

※1:局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能

※2:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)

※3:今後、訓練等で見直しを行う。[] 内は設計基準事故対処設備であり、参考として多

様性も考慮した十分な容量を記載している。

(3) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について

免震重要棟内緊急時対策所並びに 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,発電所外用として 緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を配備し,専用であって多 様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており,表 5.3-3 のように事故時に必要 なデータ (必要回線容量) を伝送できる回線容量を有している。

表 5.3-3 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について

汉层已始任则		回線容量	以再同始宏县	データ伝送	通信連絡
通信回線種別		凹脉谷里	必要回線容量	(緊急時対策支援	(統合原子力防災ネットワーク
				システム伝送装置)	を用いた通信連絡設備)
	有線系			6kbps	1.3Mbps
休人店フも		5Mbps	1.3Mbps	(1~7 号炉分)	(テレビ会議システム,IP-電話機,
統合原子力 防災ネット	回線			(1~1号炉分)	IP-FAX)
リア・ファーファーファーファーファーファーファーファーファーファーファーファーファーフ	衛星系			6kbps	242kbps
		384kbps	248kbps	•	(テレビ会議システム, IP-電話機,
	回線			(1~7号炉分)	IP-FAX)

5.4 SPDS のデータ伝送概要とパラメータについて

通常,免震重要棟内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は,6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するプロセス計算機からデータを収集し,SPDS表示装置にて確認できる設計とする。また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は,6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し,SPDS表示装置にて確認できる設計とする。

免震重要棟内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、各緊急時対策所において、データを確認することができる。

また,国の緊急時対策支援システム(ERSS)への伝送については,免震 重要棟内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置と5号 炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置 の両方から伝送する設計とする。

通常のデータ伝送ラインが使用できない場合、免震重要棟内緊急時対策 所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システ ム伝送装置は、主なERSS 伝送パラメータ*をバックアップ伝送ラインによ り6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデ ータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。

各パラメータは、緊急時対策支援システム伝送装置に 2 週間分 (1 分周期) のデータが保存され、SPDS 表示装置にて過去データ (2 週間分) が確認できる設計とする。

※一部の「環境の情報確認」に関するパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。

SPDS パラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことが出来るよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。

① 各号炉の中央制御室(運転員)を支援する観点から「炉心反応度の状態」,「炉心冷却の状態」,「格納容器の状態」,「放射能隔離の状態」,

「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等」の確認に加え、「使用済み燃料プールの状態」の把握、並びに「環境の情報」の把握。

② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか,性能を発揮 できているか等プラント状況・挙動の把握。

上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室でのバルブ開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除き SPDS パラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室(運転員)に確認する。

(例:中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合,緊急時対策所においては,原子炉水位・復水補給水系流量(原子炉圧力容器)を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。)

バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ(バックアップ対象パラメータ)を収集し、緊急時対策所に設置する SPDS 表示装置において確認できる設計とする。

SPDS 表示装置で確認できるパラメータ(6 号炉,7 号炉)を表 5.4-1,5.4-2 に示す。また,表 5.4-3 に設置許可基準規則第 58 条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。

なお、ERSS 伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、免震重要棟内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。

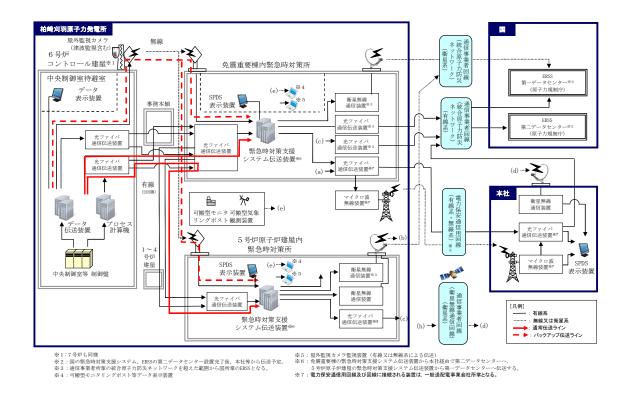


図 5.4-1 必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS)) 等のデータ伝送概要

表 5.4-1 SPDS 表示装置で確認できるパラメータ 6 号炉 (1/9)

	衣 5.4-1 SPDS 衣 示 装 直 じ 帷 認 じ さ る	<i>^</i> , <i>/ / / / / / / / / /</i>	0 7 15	(1/ 9)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	APRM平均值	0	0	0
	APRM (A)	0	_	0
	APRM (B)	0	_	0
	APRM (C)	0	_	0
	APRM (D)	0	_	0
	SRNM (A) 対数計数率出力	0	0	0
	SRNM (B) 対数計数率出力	0	0	0
	SRNM (С) 対数計数率出力	0	0	0
	SRNM (D) 対数計数率出力	0	0	0
	SRNM (E) 対数計数率出力	0	0	0
	SRNM (F) 対数計数率出力	0	0	0
	SRNM (G) 対数計数率出力	0	0	0
炉心反応度	SRNM (H) 対数計数率出力	0	0	0
の状態確認	SRNM (J) 対数計数率出力	0	0	0
	SRNM (L) 対数計数率出力	0	0	0
	SRNM (A) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (B) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (С) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (D) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (E) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (F) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (G) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (H) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (J) 計数率高高	0	0	0
	SRNM (L) 計数率高高	0	0	0
	原子炉圧力 (広帯域) (BV)	0	0	0
	原子炉圧力 (A)	0	_	0
	原子炉圧力 (B)	0	_	0
	原子炉圧力 (С)	0	_	0
	原子炉圧力 (SA)	0	-	0
	原子炉水位 (広帯域) PBV	0	0	0
	原子炉水位 (広帯域) (A)	0	_	0
炉心冷却の	原子炉水位 (広帯域) (C)	0	_	0
状態確認	原子炉水位 (広帯域) (F)	0	_	0
	原子炉水位(燃料域) P B V	0	0	0
	原子炉水位 (燃料域) (A)	0	_	0
	原子炉水位 (燃料域) (B)	0	_	0
	原子炉水位 (SA) (ワイド)	0	_	0
	原子炉水位 (SA) (ナロー)	0	_	0
	炉水温度 PBV	0	0	0
	逃し安全弁 開	0	0	0

6 号炉 (2/9)

			J ,J /y	(4/ 3)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	HPCF (B) 系統流量	0	0	0
	HPCF (C) 系統流量	0	0	0
	RCIC系統流量	0	0	0
	高圧代替注水系系統流量	0	_	0
	RHR(A)系統流量	0	0	0
	RHR(B)系統流量	0	0	0
	RHR(C)系統流量	0	0	0
	残留熱除去系熱交換器 (A) 入口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (B) 入口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (C) 入口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (A) 出口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (B) 出口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (C) 出口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (A) 入口冷却水流量	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (B) 入口冷却水流量	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (C) 入口冷却水流量	0	_	0
	原子炉補機冷却水系 (A)系統流量	0	_	0
炉心冷却の	原子炉補機冷却水系 (B)系統流量	0	_	0
	原子炉補機冷却水系(C)系統流量	0	_	0
状態確認	6.9kV 6A1母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6A2母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6B1母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6B2母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6SA1母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6SA2母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6SB1母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6SB2母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6C母線電圧	0	0	0
	6.9 k V 6 D 母線電圧	0	0	0
	6.9 k V 6 E 母線電圧	0	0	0
	D/G 6A 遮断器 投入	0	0	0
	D/G 6B 遮断器 投入	0	0	0
	D/G 6C 遮断器 投入	0	0	0
	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下鏡上部温度)	0	_	0
	復水補給水系流量(原子炉圧力容器) (RPV注水流量)	0	_	0
	復水貯蔵槽水位 (SA)	0	_	0

6 号炉 (3/9)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	CAMS (A) D/W放射能	0	0	0
	CAMS (B) D/W放射能	0	0	0
	CAMS (A) S/C放射能	0	0	0
	CAMS (B) S/C放射能	0	0	0
	ドライウェル圧力 (広帯域) (最大)	0	0	0
	格納容器内圧力 (D/W)	0	_	0
	サプレッションチェンバ圧力 (最大)	0	0	0
	格納容器内圧力 (S/C)	0	_	0
	RPVベロシール部周辺温度 (最大)	0	0	0
	サプレッションプール水位 BV	0	0	0
	サプレッション・チェンバ・プール水位	0	-	0
	サプレッション・チェンバ気体温度	0		0
	S/P水温度(最大)	0	0	0
	サプレッション・チェンバ・プール水温度	0	_	0
	(中間上部) サプレッション・チェンバ・プール水温度 (中間下部)	0	_	0
	サプレッション・チェンバ・プール水温度(下部)	0	_	0
16 AL C 10 . I.	CAMS (A) 水素濃度	0	0	0
格納容器内	CAMS (B) 水素濃度	0	0	0
の状態確認	格納容器內水素濃度 (SA) (D/W)	0	_	0
	格納容器內水素濃度(SA)(S/C)	0	_	0
	CAMS(A) 酸素濃度	0	0	0
	CAMS (B) 酸素濃度	0	0	0
	CAMS (A) サンプル切替 (D/W)	0	0	0
	CAMS (B) サンプル切替 (D/W)	0	0	0
	RHR(A)系統流量	0	0	0
	RHR(B)系統流量	0	0	0
	RHR(C)系統流量	0	0	0
	RHR格納容器冷却ライン隔離弁B 全閉以外	0	0	0
	RHR格納容器冷却ライン隔離弁C 全閉以外	0	0	0
	残留熱除去系ポンプ(A)吐出圧力	0	_	0
	残留熱除去系ポンプ(B)吐出圧力	0	_	0
	残留熱除去系ポンプ(C)吐出圧力	0	_	0
	ドライウェル雰囲気温度(上部ドライウェルフランジ部雰囲気温度)	0	_	0
	ドライウェル雰囲気温度(下部ドライウェルリターンライン上部雰囲気温度)	0	_	0
	復水補給水系流量(原子炉格納容器) (ドライウェル注水流量)	0	_	0

6 号炉 (4/9)

			6 号炉 (4/9)	
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	復水移送ポンプ(A)吐出圧力	0	_	0
	復水移送ポンプ(B)吐出圧力	0	-	0
	復水移送ポンプ(C)吐出圧力	0	-	0
	復水補給水系温度 (代替循環冷却)	0	_	0
	格納容器下部水位			
格納容器内	(ペデスタル水位高 (3m))	0	_	0
の状態確認	格納容器下部水位		_	0
	(ペデスタル水位高 (2m))	0	_	U
	格納容器下部水位	0	_	0
	(ペデスタル水位高 (1m))			O
	復水補給水系流量 (原子炉格納容器)	0	_	0
	(ペデスタル注水流量)	Ŭ.		Ŭ.
	排気筒排気放射能 (IC) (最大)	0	0	0
	排気筒排気 (SCIN) 放射能 (A)	0	0	0
	排気筒排気 (SСІN) 放射能 (B)	0	0	0
	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	0	0	0
	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	0	0	0
	主蒸気管放射能高(スクラム)区分(3)	0	0	0
	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	0	0	0
나, ㅎ 나사 #국 점쓰	PCIS隔離 内側	0	0	0
放射能隔離	PCIS隔離 外側	0	0	0
の状態確認	MSIV(内側) 閉	0	0	0
	主蒸気内側隔離弁 (A) 全閉以外	0	0	0
	主蒸気内側隔離弁 (B) 全閉以外	0	0	0
	主蒸気内側隔離弁 (C) 全閉以外	0	0	0
	主蒸気内側隔離弁 (D) 全閉以外	0	0	0
	MSIV (外側) 閉	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁 (A) 全閉以外	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁 (B) 全閉以外	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁 (C) 全閉以外	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁 (D) 全閉以外	0	0	0
	SGTS (A) 作動 (1系)	0	0	0
	SGTS (B) 作動 (1系)	0	0	0
環境の情報	SGTS排ガス放射能(IC)(最大)	0	0	0
確認	SGTS排ガス (SCIN) 放射能 (A)	0	0	0
I-the McG.	SGTS排ガス(SCIN)放射能(B)	0	0	0
	6号機 海水モニタ (指数タイプ)	0	0	_ *
		1		·

6 号炉 (5/9)

			0 7 1/2	(5/9)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	モニタリングポストNo. 1 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 2 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 3 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 4 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 5 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 6 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 7 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 8 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 9 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 1 低線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 2 低線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 3 低線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 4 低線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 5 低線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 6 低線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 7 低線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 8 低線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 9 低線量率	0	0	_ *
	風向 2 0 m	0	0	_ *
環境の情報	風向 8 5 m	0	0	_ *
確認	風向 1 6 0 m	0	0	_ *
	風速 2 0 m	0	0	_ *
	風速 8 5 m	0	0	_ *
	風速160m	0	0	_ *
	大気安定度	0	0	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 1 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 2 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 3 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 4 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率	0	_	_ *

6 号炉 (6/9)

			0 .3 /9	
	可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率	0	_	_ *
	可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率	0	_	_ *
環境の情報	可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率	0	_	_ *
確認	風向 (可搬型)	0	_	_ *
	風速 (可搬型)	0	ı	_ *
	大気安定度 (可搬型)	0	_	_ *
	ADS A 作動	0	0	0
	ADS B 作動	0	0	0
	RCIC 作動	0	0	0
	HPCFポンプ (B) 起動	0	0	0
	HPCFポンプ (С) 起動	0	0	0
非常用炉心冷	RHRポンプ (A) 起動	0	0	0
却系(ECC	RHRポンプ (B) 起動	0	0	0
S)の状態等	RHRポンプ (C) 起動	0	0	0
, , , , , ,	RHR注入弁(A)全閉以外	0	0	0
	RHR注入弁(B)全閉以外	0	0	0
	RHR注入弁(C)全閉以外	0	0	0
	全制御棒全挿入	0	0	0
	総給水流量	0	0	0

6 号炉 (7/9)

			0 7 7 79	(1/ 9)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)	0	_	0
	(使用済燃料貯蔵プールエリア雰囲気温度)			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)			_
	(使用済燃料貯蔵プール温度	0	_	0
	(燃料ラック上端+6000mm))			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)			
	(使用済燃料貯蔵プール温度	0	_	0
	(燃料ラック上端+5000mm))			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)			
	(使用済燃料貯蔵プール温度	0	_	0
	(燃料ラック上端+4000mm))			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)			
	(使用済燃料貯蔵プール温度	0	_	0
使用済燃料	(燃料ラック上端+3000mm))			
プールの状	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)			
	(使用済燃料貯蔵プール温度	0	_	0
態確認	(燃料ラック上端+2000mm))			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)			
	(使用済燃料貯蔵プール温度	0	_	0
	(燃料ラック上端+1000mm))			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)			
	(使用済燃料貯蔵プール温度	0	_	0
	(燃料ラック上端))			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)			
	(使用済燃料貯蔵プール温度	0	_	0
	(燃料ラック上端 -1000mm))			
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ			
	(低レンジ)	0		0
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ			· ·
	(高レンジ)	0	_	0

6 号炉 (8/9)

	T	1	0 19 //	(0/ 9)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) (使用済燃料貯蔵プールエリア雰囲気温度)	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6750mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6500mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +5500mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +5000mm))	0	_	0
使用済燃料	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +4000mm))	0	_	0
プールの状態確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +3000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +2000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +1000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -1000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -3000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (プール底部付近)	0	_	0

6 号炉 (9/9)

		ann a	DD22 F W	バック
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	アップ対象 パラメータ
	フィルタ装置水素濃度			_
	(格納容器圧力逃がし装置水素濃度)	0	_	0
	フィルタ装置水素濃度	0		
	(フィルタベント装置出口水素濃度)	0	_	0
水素爆発に	フィルタ装置出口放射線モニタ(A)	0	_	0
	フィルタ装置出口放射線モニタ(B)	0	_	0
よる格納容	フィルタ装置入口圧力	0	_	0
器の破損防	フィルタ装置水位(A)	0	_	0
止確認	フィルタ装置水位(B)	0	_	0
	フィルタ装置スクラバ水pH	0	_	0
	フィルタ装置金属フィルタ差圧	0	_	0
	耐圧強化ベント系放射線モニタ(A)	0	_	0
	耐圧強化ベント系放射線モニタ(B)	0	_	0
	原子炉建屋水素濃度			
	(R/Bオペフロ水素濃度A)	0	_	0
	原子炉建屋水素濃度	0	_	0
	(R/Bオペフロ水素濃度B)	U	_	0
	原子炉建屋水素濃度	0	_	0
	(上部ドライウェル所員用エアロック)	Ü		<u> </u>
	原子炉建屋水素濃度	0	_	0
	(上部ドライウェル機器搬入用ハッチ)	Ü		<u> </u>
	原子炉建屋水素濃度	0	_	0
水素爆発に	(サプレッション・チェンバ出入口)	U		<u> </u>
よる原子炉	原子炉建屋水素濃度	0	_	0
建屋の損傷	(下部ドライウェル所員用エアロック)			Ü
防止確認	原子炉建屋水素濃度	0	_	0
	(下部ドライウェル機器搬入用ハッチ)			
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	0	_	0
	(北側PAR吸気温度)	_		_
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	0	_	0
	(北側PAR排気温度)			
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	0	_	0
	(南側PAR吸気温度)			
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	0	_	0
	(南側PAR排気温度)	<u> </u>		

表 5.4-2 SPDS 表示装置で確認できるパラメータ 7 号炉 (1/9)

目的	表 5.4-2 SPDS 表示装置で確認でき 対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送	バック アップ対象
				パラメータ
	APRM (平均値)	0	0	0
	APRM (A)	0	_	0
	A P R M (B)	0	_	0
	APRM (C)	0	_	0
	APRM (D)	0		0
	SRNM (A) 計数率	0	0	0
	SRNM (B) 計数率	0	0	0
	SRNM (C) 計数率	0	0	0
	SRNM (D) 計数率	0	0	0
	SRNM (E) 計数率	0	0	0
	SRNM (F) 計数率	0	0	0
炉心反応度	SRNM (G) 計数率	0	0	0
	SRNM (H) 計数率	0	0	0
の状態確認	SRNM (J) 計数率	0	0	0
	SRNM (L) 計数率	0	0	0
	SRNM A 計数率高高	0	0	0
	SRNM B 計数率高高	0	0	0
	SRNM C 計数率高高	0	0	0
	SRNM D 計数率高高	0	0	0
	SRNM E 計数率高高	0	0	0
	SRNM F 計数率高高	0	0	0
	SRNM G 計数率高高	0	0	0
	SRNM H 計数率高高	0	0	0
	SRNM J 計数率高高	0	0	0
	SRNM L 計数率高高	0	0	0
	原子炉圧力 A	0	0	0
	原子炉圧力 (A)	0	_	0
	原子炉圧力 (B)	0	_	0
	原子炉圧力 (С)	0		0
	原子炉圧力 (SA)	0	_	0
	原子炉水位(W)A	0	0	0
	原子炉水位 (広帯域) (A)	0	_	0
炉心冷却の	原子炉水位 (広帯域) (C)	0	_	0
状態確認	原子炉水位 (広帯域) (F)	0	_	0
	原子炉水位 (F)	0	0	0
	原子炉水位 (燃料域) (A)	0	_	0
	原子炉水位 (燃料域) (B)	0	_	0
	原子炉水位 (SA) (ワイド)	0	_	0
	原子炉水位 (SA) (ナロー)	0	_	0
	CUW再生熱交換器入口温度	0	0	0
	SRV開(CRT)	0	0	0

7 号炉 (2/9)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	H P C F (B)系統流量	0	0	0
	HPCF (C) 系統流量	0	0	0
	RCIC系統流量	0	0	0
	高圧代替注水系系統流量	0	_	0
	RHR(A)系統流量	0	0	0
	RHR(B)系統流量	0	0	0
	RHR(C)系統流量	0	0	0
	残留熱除去系熱交換器 (A) 入口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (B) 入口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (C) 入口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (A) 出口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (B) 出口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (C) 出口温度	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (A) 入口冷却水流量	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (B) 入口冷却水流量	0	_	0
	残留熱除去系熱交換器 (C) 入口冷却水流量	0	_	0
	原子炉補機冷却水系 (A)系統流量	0	_	0
	原子炉補機冷却水系 (B)系統流量	0	_	0
炉心冷却の	原子炉補機冷却水系(C)系統流量	0	_	0
状態確認	6.9kV 7A1母線電圧	0	0	0
	6.9kV 7A2母線電圧	0	0	0
	6.9kV 7B1母線電圧	0	0	0
	6.9kV 7B2母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6SA1母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6SA2母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6SB1母線電圧	0	0	0
	6.9kV 6SB2母線電圧	0	0	0
	6.9kV 7C母線電圧	0	0	0
	6.9kV 7D母線電圧	0	0	0
	6.9kV 7E母線電圧	0	0	0
	M/C 7C D/G受電遮断器閉	0	0	0
	M/C 7D D/G受電遮断器閉	0	0	0
	M/C 7E D/G受電遮断器閉	0	0	0
	原子炉圧力容器温度 (RPV下鏡上部温度)	0	_	0
	復水補給水系流量(原子炉圧力容器) (RHR(A)注入配管流量)	0	_	0
	復水貯蔵槽水位 (SA)	0		0

7 号炉 (3/9)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	格納容器内雰囲気放射線モニタ(A)D/W	0	0	0
	格納容器内雰囲気放射線モニタ(B)D/W	0	0	0
	格納容器内雰囲気放射線モニタ(A)S/C	0	0	0
	格納容器内雰囲気放射線モニタ(B)S/C	0	0	0
	ドライウェル圧力(W)	0	0	0
	格納容器内圧力 (D/W)	0	_	0
	S/C圧力(最大値)	0	0	0
	格納容器內圧力 (S/C)	0	_	0
	D/W温度(最大值)	0	0	0
	S / P 水温度最大値	0	0	0
	S / P 水位 (W) (最大値)	0	0	0
	サプレッション・チェンバ・プール水位	0	_	0
	サプレッション・チェンバ気体温度	0	_	0
	サプレッション・チェンバ・プール水温度 (中間上部)	0	_	0
	サプレッション・チェンバ・プール水温度	0	_	0
	(中間下部) サプレッション・チェンバ・プール水温度	0	_	0
	(下部)			
格納容器内の	格納容器內水素濃度(A)	0	0	0
状態確認 	格納容器內水素濃度(B)	0	0	0
	格納容器内水素濃度 (SA) (D/W)	0	_	0
	格納容器内水素濃度(SA)(S/C)	0	_	0
	格納容器內酸素濃度(A)	0	0	0
	格納容器内酸素濃度(B)	0	0	0
	CAMS (A) D/W測定中	0	0	0
	CAMS (B) D/W測定中	0	0	0
	CAMS (A) S/C測定中	0	0	0
	CAMS (B) S/C測定中	0	0	0
	RHR(A)系統流量	0	0	0
	RHR(B)系統流量	0	0	0
	RHR(C)系統流量	0	0	0
	P C V スプレイ弁 (B) 全閉	0	0	0
	PCVスプレイ弁 (C) 全閉	0	0	0
	残留熱除去系ポンプ(A)吐出圧力	0	_	0
	残留熱除去系ポンプ(B)吐出圧力	0	_	0
	残留熱除去系ポンプ(C)吐出圧力	0	_	0
	ドライウェル雰囲気温度	0	_	0
	(上部D/W内雰囲気温度)			
	ドライウェル雰囲気温度	0	_	0
	(下部 D / W 内雰囲気温度)			

7 号炉 (4/9)

	7 号炉(4/9)			(4/9)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	復水補給水系流量(原子炉格納容器) (RHR(B)注入配管流量)	0	_	0
	復水移送ポンプ(A)吐出圧力	0	_	0
	復水移送ポンプ(B)吐出圧力	0	_	0
	復水移送ポンプ(C)吐出圧力	0	_	0
格納容器内の	復水補給水系温度 (代替循環冷却)	0	_	0
状態確認	格納容器下部水位 (D/W下部水位 (3m))	0	_	0
	格納容器下部水位 (D/W下部水位 (2m))	0	_	0
	格納容器下部水位 (D/W下部水位 (1m))	0	_	0
	復水補給水系流量(原子炉格納容器)	0	_	0
	(下部D/W注水流量)	_		
	排気筒放射線モニタ(IC)最大値	0	0	0
	排気筒放射線モニタ(SCIN)A	0	0	0
	排気筒放射線モニタ(SCIN)B	0	0	0
	区分I主蒸気管放射能高高	0	0	0
	区分Ⅱ主蒸気管放射能高高	0	0	0
	区分Ⅲ主蒸気管放射能高高	0	0	0
	区分IV主蒸気管放射能高高	0	0	0
	PCIS隔離 内側	0	0	0
放射能隔離の	PCIS隔離 外側	0	0	0
状態確認	主蒸気内側隔離弁 全弁全閉	0	0	0
,	主蒸気内側隔離弁(A)全閉	0	0	0
	主蒸気内側隔離弁(B)全閉	0	0	0
	主蒸気内側隔離弁(C)全閉	0	0	0
	主蒸気内側隔離弁(D)全閉	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁 全弁全閉	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁(A)全閉	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁(B)全閉	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁(C)全閉	0	0	0
	主蒸気外側隔離弁(D)全閉	0	0	0
	SGTS (A) 作動	0	0	0
	SGTS (B) 作動	0	0	0
環境の情報確認	SGTS放射線モニタ (IC) 最大値 SGTS th ti z th th th エニカ (SGLN) A	0	0	0
	SGTS排ガス放射線モニタ (SCIN) A	0	0	0
	SGTS排ガス放射線モニタ (SCIN) B	0	0	×
	7号機 海水モニタ (指数タイプ)	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 1 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 2 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 3 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 4 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 5 高線量率	0	0	_ *
	モニタリングポストNo. 6 高線量率 ※ バックアップ伝送ラインを終由。	0	0	

7号炉 (5/9)

####################################		7 号炉 (5/9)			(5/9)
モニタリングポストNo. 8 高線量率	目的	対象パラメータ			アップ対象
# モニクリングポストNo. 9 高線量率		モニタリングポストNo. 7 高線量率	0	0	_ *
### ### ### ### ### ### #### #### ###		モニタリングポストNo. 8 高線量率	0	0	_ **
# ボークリングポストNo. 2 低線量率		モニタリングポストNo. 9 高線量率	0	0	_ *
# モニタリングポストNo. 3 低線量率		モニタリングポストNo. 1 低線量率	0	0	_ *
モニクリングポストNo. 4 低線量率		モニタリングポストNo. 2 低線量率	0	0	_ *
モニタリングボストNo.5 佐線量率 ○		モニタリングポストNo. 3 低線量率	0	0	_ *
モニタリングポストNo. 6 低線量率		モニタリングポストNo. 4 低線量率	0	0	_ *
### ### ### ### ### ################		モニタリングポストNo. 5 低線量率	0	0	_ *
モニタリングポストNo. 8 低線量率		モニタリングポストNo. 6 低線量率	0	0	_ *
 環境の情報 風向20m 風向20m 風向160m 風向160m 風向20m 風向20m 風向160m 回速85m 風速85m 風速160m 大気安定度 可搬型モニタリングボストNo.1 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.2 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.3 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.3 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.5 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.6 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.7 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.8 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.9 高線量率 可搬型モニタリングボストNo.1 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.3 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.1 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.3 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.3 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.5 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.5 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.5 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.6 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.7 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.7 低線量率 可搬型モニタリングボストNo.7 低線量率 可搬型モニタリングボストNo. 7 低線量率 一一等 可搬型モニタリングボストNo. 8 低線量率 一一等 可搬型モニタリングボストNo. 9 低線量率 一一等 可搬型モニタリングボストNo. 7 低線量率 一一等 可搬型モニタリングボストNo. 9 低線量率 一一等 一十等 一十等		モニタリングポストNo. 7 低線量率	0	0	_ *
展向20m		モニタリングポストNo. 8 低線量率	0	0	_ *
環境の情報 風向85m 風向160m の -* 風速20m 風速20m 風速160m へ -* 風速160m 人気安定度 可搬型モニタリングポストNo.1 高線量率 可機型モニタリングポストNo.2 高線量率 可機型モニタリングポストNo.3 高線量率 「機型モニタリングポストNo.5 高線量率 「機型モニタリングポストNo.5 高線量率 「一 * 「機型モニタリングポストNo.6 高線量率 「機型モニタリングポストNo.7 高線量率 「機型モニタリングポストNo.7 高線量率 「機型モニタリングポストNo.8 高線量率 「一 * 「機型モニタリングポストNo.9 高線量率 「一 -* 「機型モニタリングポストNo.1 低線量率 「機型モニタリングポストNo.1 低線量率 「機型モニタリングポストNo.1 低線量率 「機型モニタリングポストNo.3 低線量率 「 ー * 「機型モニタリングポストNo.4 低線量率 「 一 * 「機型モニタリングポストNo.5 低線量率 「 一 - * 「機型モニタリングポストNo.5 低線量率 「 一 - * 「機型モニタリングポストNo.6 低線量率 「 一 - * 「機型モニタリングポストNo.7 低線量率 「 一 - * 「 機型モニタリングポストNo.6 低線量率 「 ー - * 「 機型モニタリングポストNo.7 低線量率 「 一 - * 「 機型モニタリングポストNo.7 低線量率 「 ー - * 「 機型モニタリングポストNo.8 低線量率 「 ー - * 「 機型モニタリングポストNo.9 低線量率 「 ー - * 「 機型モニタリングポストNo.9 低線量率 「 ー - * 「 機型モニタリングポストNo.9 低線量率		モニタリングポストNo. 9 低線量率	0	0	_ *
環境の情報 確認		風向 2 0 m	0	0	_ *
環境の情報 ・		風向 8 5 m	0	0	_ **
 風速 2 0 m 風速 8 5 m し	em 12e - 12e 40	風向160m	0	0	_ *
 風速 1 6 0 m 一* 大気安定度 「糠型モニタリングポストNo. 1 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 2 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 3 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 4 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 5 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 5 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 6 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 7 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 8 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 9 高線量率 「糠型モニタリングポストNo. 1 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 1 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 2 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 3 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 4 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 5 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 5 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 6 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 7 低線量率 「糠型モニタリングポストNo. 8 低線量率 「** 「糠型モニタリングポストNo. 9 低線量率 「** 「糠型モニタリングポストNo. 9 低線量率 「** 「糠型モニタリングポストNo. 9 低線量率 「** 「**<		風速 2 0 m	0	0	_ *
大気安定度 可搬型モニタリングポストNo. 1 高線量率	確認	風速 8 5 m	0	0	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 1 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 4 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 「搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 「搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 「搬型・ニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 「搬型・ニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 「機型・ニタリングポストNo. 9 低線量率 ○*		風速 1 6 0 m	0	0	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 2 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 4 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○* 風向(可搬型) ○*		大気安定度	0	0	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 3 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 4 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 1 高線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 4 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 「搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 「搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 「搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ □		可搬型モニタリングポストNo. 2 高線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○*		可搬型モニタリングポストNo. 3 高線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* ■ 面向 (可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 4 高線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率	0	_	_ *
「		可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○* 風速(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率	0	_	_ *
「搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○* 風速(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率	0	_	_ *
「搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率 ○* 「搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率 ○* 「搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 「搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 「搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 「搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 「搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 「搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 「乗型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率	0	_	_ *
「搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 回搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○* 風速(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率	0	_	_ *
「搬型モニタリングポストNo.5 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○* 風速(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率	0	_	_ *
「搬型モニタリングポストNo.6 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○* 風速(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo.7 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo.9 低線量率 ○* 風向(可搬型) ○* 風速(可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率 ○* 可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率 ○* 風向 (可搬型) ○* 風速 (可搬型) ○*		可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率	0	_	_ *
可搬型モニタリングポストNo.9 低線量率 0 - -* 風向(可搬型) 0 - -* 風速(可搬型) 0 - -*		可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率	0	_	_ *
風向(可搬型) 0 - * 風速(可搬型) 0 - *		可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率	0	_	_ *
風速 (可搬型)		可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率	0	_	_ *
		風向 (可搬型)	0	_	_ *
大気安定度(可搬型) 〇 - 一		風速 (可搬型)	0	_	_ *
		大気安定度 (可搬型)	0	_	_ *

7 号炉 (6/9)

	ADS A 作動	0	0	0
	ADS B 作動	0	0	0
	RCIC起動状態 (CRT)	0	0	0
	HPCFポンプ(B)起動	0	0	0
	HPCFポンプ(C)起動	0	0	0
非常用炉心冷	RHRポンプ(A)起動	0	0	0
却系(ECC	RHRポンプ (B) 起動	0	0	0
S) の状態等	RHRポンプ(C)起動	0	0	0
	RHR注入弁(A)全閉	0	0	0
	RHR注入弁(B)全閉	0	0	0
	RHR注入弁(C)全閉	0	0	0
	全制御棒全挿入	0	0	0
	全給水流量	0	0	0

7 号炉(7/9)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プールエリア雰囲気温度)	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+6000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+5000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+4000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+3000mm))	0	_	0
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+2000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+1000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端-1000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ)	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ)	0	_	0

7 号炉(8/9)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) (使用済燃料貯蔵プールエリア雰囲気温度)	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6750mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6500mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6000mm))	0	-	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +5500mm))	0	-	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +5000mm))	0	-	0
使用済燃料	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +4000mm))	0	-	0
プールの状態確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +3000mm))	0	-	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +2000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +1000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -1000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -3000mm))	0	_	0
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (プール底部付近)	0	-	0

7 号炉 (9/9)

			• 15 /9	(9/9)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	フィルタ装置水素濃度 (格納容器圧力逃がし装置水素濃度)	0	_	0
	フィルタ装置水素濃度 (フィルタベント装置出口水素濃度)	0	_	0
	フィルタ装置出口放射線モニタ (A)	0	_	0
水素爆発によ	フィルタ装置出口放射線モニタ (B)	0	_	0
	フィルタ装置入口圧力	0	_	0
る格納容器の	フィルタ装置水位(A)	0	_	0
破損防止確認	フィルタ装置水位 (B)	0	_	0
	フィルタ装置スクラバ水 p H	0	_	0
	フィルタ装置金属フィルタ差圧	0	_	0
	耐圧強化ベント系放射線モニタ(A)	0	_	0
	耐圧強化ベント系放射線モニタ(B)	0	_	0
	原子炉建屋水素濃度			
	(R/Bオペフロ水素濃度A)	0	_	0
	原子炉建屋水素濃度 (R/Bオペフロ水素濃度B)	0	_	0
	原子炉建屋水素濃度 (上部ドライウェル所員用エアロック)	0	_	0
	原子炉建屋水素濃度 (上部ドライウェル機器搬入用ハッチ)	0	-	0
水素爆発によ	原子炉建屋水素濃度 (サプレッション・チェンバ出入口)	0	_	0
る原子炉建屋 の損傷防止確	原子炉建屋水素濃度	0	-	0
認	原子炉建屋水素濃度 (下部ドライウェル機器搬入用ハッチ)	0	_	0
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (北側PAR吸気温度)	0	_	0
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (北側PAR排気温度)	0	_	0
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (南側 P A R 吸気温度)	0	_	0
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (南側 P A R 排気温度)	0	_	0

表 5 4-3 設置許可其準規則第 58 冬における計裝設備と SPDS バックアップ対象パラメータの整理

表 5.4-3 設直計	<u> </u>	基	华	規.							10 K	<i>"</i>	O i	计;	安瓦	文加	用と	: 5	עץ	5 /	10					对	教ノ	ヽフ	<u>/ メ</u>	_	グ	(/) ?	<u> </u>
主要設備					nin.	置置	午可差	ま準規	則)	% 1												7	有効性	評価	£ 2							\Box	SPDS等
土安設佣	44	45	46	47	48 4	19 5	50 5	51 5	2	53 5	4 58	5 56	57	58	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	3. 1	3. 2	3. 3	3.4	3.5	4.1	4.2	5. 1	5.2	5.3	5. 4	伝送・表示 ^{※3}
原子炉圧力容器温度						T			T					0									0				П			0		П	•
原子炉圧力	П	0	0			Т			T					0	0	0	0	0		0	0	0	0			T	П		0	0		П	A
原子炉圧力(SA)		0	0			Т	T	T	T					0	0	0	0	0		0	0	0	0			1	П		0	0		П	A
原子炉水位		0	0											0	Ō	Ō	Ō	0	0	Ō	0		Ō			1			Ō	0	0		A
原子炉水位(SA)	\Box	0	0	0		1	7		1					0	Õ	0	Õ	Õ	Õ	0	Õ		Õ				П		Õ	O	Õ		•
高圧代替注水系系統流量	T	0					1	1	T					0	Ĭ		Õ	Ť	Ť	Ť	Ť		Ť		\vdash	1	П					П	•
復水補給水系流量 (原子炉圧力容器)	\Box			0		(Э		T					Ō	0		Õ	0		0		0			$\overline{}$		П			0		\Box	•
復水補給水系流量(原子炉格納容器) *格納容器スプレイ	T				(0	1	T					0	Õ		Õ	Õ		0		0	0		\vdash	1	П					П	•
復水補給水系流量(原子炉格納容器) *格納容器下部注水	T						()	T					0	Ĭ		Ť	Ť		Ť		Ť	Õ		\vdash	1	П					П	•
ドライウェル雰囲気温度	\vdash		\neg		0 () () (_	7					0									0		\vdash	1	т		\vdash				•
サプレッション・チェンバ気体温度	${}^{-}$				0 (_	0		2	1	+	+	1	Õ			Õ								\vdash	+	\vdash		\vdash			\Box	•
サプレッション・チェンバ・プール水温度	+					_	0	Ť	Ť					Ô			Õ						0		t	†	\vdash					\Box	<u> </u>
格納容器内圧力 (D/W)	\vdash		\neg	_	0		0	(7	1	+	+	1	0	0		0	Ö	0	0	Ľ	0	0	1	t	t	т	\vdash	\vdash			\Box	-
格納容器内圧力(S/C)	\vdash		\dashv		0 0		2	(_	-	_	+		0	0		0	0	0	0		0	0	\vdash	\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash			\vdash	•
サプレッション・チェンバ・プール水位	\vdash		\neg	-		<u> </u>	_		1	-	+			0	0			0	\vdash	0	\vdash		\vdash	+	t	+	\vdash	\vdash	\vdash			\vdash	•
格納容器下部水位	\vdash		\dashv	-	+	1	-)	+	-	-	\perp		0					\vdash				0	1	\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash			\vdash	•
格納容器内水素濃度	+			-		\dashv	Ť	(ก		_	+		0											\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash			\vdash	-
格納容器内水素濃度 (SA)	\vdash					\top	+	(_			+		0									0		\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash				
格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W)	\vdash		\dashv			+	\dashv	-		-		+		0						\circ		0	0		+	+-	\vdash		\vdash			\vdash	-
格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C)	\vdash		\dashv			+	\dashv	-	+	-	-	+		С	0		0	0		0		0	0		\vdash	+-	\vdash		\vdash			\vdash	-
起動領域モニタ	0					+	+	+	+			+		0	0		0	Ŏ		0		0	0		t	+	\vdash	\vdash					
平均出力領域モニタ	0			-		\dashv	\dashv	\dashv	+		_	+		0	0		0	Õ	0	0	Ŏ		0		\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash			\vdash	
復水補給水系温度(代替循環冷却)	\vdash)	+	+			+		0				$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$				\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash				
フィルタ装置水位	\vdash				0		0	-	7			+		0						\circ					\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash				-
フィルタ装置入口圧力	\vdash		\neg		0	_	0		5					0	0		0	Ö		0					\vdash	1	т		\vdash				•
フィルタ装置出口放射線モニタ	\vdash				0	_	0	() බ			+		0	0		0	Õ		0					\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash				
フィルタ装置水素濃度	\vdash				0	_	0		3)			+		0				$\overline{}$							\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash				
フィルタ装置金属フィルタ差圧	\vdash				0	_	2		5	_	+	+	1	0				0	1	\circ			1	1	\vdash	+	Н	\vdash	\vdash			\vdash	
フィルタ装置スクラバ水pH	+		\neg	_	0	_	2		5		+	+		0				$\overline{}$					1	1	\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash			\vdash	
耐圧強化ベント系放射線モニタ	${}^{+}$			_	0	Ť	_		5	-	+	+	1	0					1				1		\vdash	+	т		\vdash			\Box	_
復水貯蔵槽水位 (SA)	\vdash				_	\top	+	+	1					0					0	\circ			0		\vdash	+	\vdash	\vdash	\vdash				-
復水移送ポンプ吐出圧力	\vdash			Ω	- () () (7	+			+		0				$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$				\vdash	+	0	\circ	\vdash				
原子炉建屋水素濃度	+		\neg		-	- `	<u> </u>	_	1	0	+	+		0					1			1	1	1	\vdash	+	\vdash		\vdash			\vdash	
静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	${}^{-}$			_	-	_	+	+	_	0	+	+	1	Ö									1		┢	+	т		\vdash			\Box	•
格納容器内酸素濃度	${}^{-}$			_	-	_	+	(2	_	+	+	1	0									1		┢	+	т		\vdash			\Box	•
使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)	\vdash					\top	+	+	1	(5)	+		0											\vdash	+	0	0	\vdash				
使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)	\vdash					\top	\dashv	+	\top	(5)	+		0					1				1	1	\vdash	+	Ŏ	Õ	\vdash			\vdash	•
使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)	${}^{+}$		\neg	_	_	_	\dashv	\dashv	$^{+}$		5)	+		0								1	1	1	\vdash	+	Ŏ	Õ	\vdash			\vdash	
使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	T		\dashv		-	+	\dashv	+	+	_	3)	+		0			t					1	1	\vdash	\vdash	+	0	0	\vdash			\vdash	**4
原子炉隔離時冷却系系統流量	+	0	_	+	_	+	+	+	+	- 6	_	+	+	_		0					0		0	+	\vdash	+	H	\vdash	\vdash			ightharpoonup	•
高圧炉心注水系系統流量	\vdash		-	-		+	$^+$		+	-	-	+		0	Ŏ			0	0		0			1	\vdash	+-	\vdash	\vdash	\vdash			\vdash	•
居工厂 位在小宗宗机加里 残留熱除去系系統流量	T			0	0)	T	T	T	-	+	+		0		0	0	Ö	Ŏ		0	0		1	t	†		\vdash		0	0	\Box	•
残留熱除去系ポンプ吐出圧力	т			Ť	Ť		T	T	T	7	1	1		Ŏ	0		Г	Ŏ	Ŏ	0	ŏ	Ť	0		\Box	1	Т	П				\Box	Ā
残留熱除去系熱交換器入口温度				0	0 (Э								Ō		0					Ō								0	0	0		A
残留熱除去系熱交換器出口温度			耳	0	0 (Ш	\bot	Д					0										\perp	匸		ᅜ	ш				⌴	A
原子炉補機冷却水系系統流量	╨		_	0	<u>O</u>	2	_		_		_	_		0			<u> </u>	<u> </u>	_		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	₩	₩	₩	╨	╙	╙			$\boldsymbol{\longmapsto}$	
残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量				\circ	OI									0	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	Щ	Ь	ш	ш	ш			ш	A

^{※1:「◎」}は各設置許可基準規則で設置要求のある計装設備

^{※2:}有効性評価の3.3~3.5は3.2のシナリオに包絡 ※2:有効性評価の3.3~3.5は3.2のシナリオに包絡 ※3:●:SPDS等伝送・表示対象、▲:SPDS等伝送・表示対象とする方針 ※4:使用済燃料貯蔵プール監視カメラはSPDSの伝送・表示対象とせず,緊急時対策所に設置する専用の表示装置で監視

5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について

(1) 重大事故時に必要な指示を行う要員

プルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交代要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 52 名 (6 号炉及び 7 号炉対応要員) と 1~5 号炉対応要員 2 名をあわせた 54 名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物資の拡散を抑制するために必要な要員 35 名のうち、中央制御室待避所にとどまる運転員 18 名を除く 17 名の合計 71 名を想定している。

要員	考え方	人数	合計
本部長 · 統括他	緊急時対策本部を指揮・統括する本部長(所	11名	54名
	長), 本部長を補佐する計画・情報統括, 6 号統		
	括,7号統括,対外対応統括,総務統括,原子炉		
	主任技術者2名,本部付2名及び1~5号統括		
	は、重大事故等において、指揮をとる要員とし		
	て緊急時対策所にとどまる。		
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重	16名	
	大事故等に対処するため,最低限必要な要員を		
	残して,緊急時対策所にとどまる。		
	その際,各班長の業務を必要に応じその上司で		
	ある統括が兼務する。		
交代要員	上記,本部長(所長),各統括,原子炉主任技	27 名	
	術者及び本部付の交代要員については 11 名,		
	班長,班員クラスの交代要員については 16 名		
	を確保する。		

(2) 格納容器破損時に所外への拡散を抑制する要員

プルーム通過後に実施する作業は,重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち,格納容器破損防止(雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破壊),水素燃焼)を参考とし,重大事故対応に加えて,放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。

交代要員については,順次,構外に待機している要員を当てる。

要員	考	え方	人数	合計
運転員(当直)	プルーム通過時には,	18名	35 名	
	御室待避室に待避する	0 0		
復旧班要員	6 号及び 7 号炉ガス	6号及び7号炉ガスター	2名	
	タービン発電機の運	ビン発電機の運転を監		
	転監視	視		
	消防車による復水貯	消防車運転による復水	2名	
	蔵槽への注水監視	貯蔵槽への注水を監視		
	燃料補給	燃料タンクからタンク	2名	
		ローリへの軽油移し替		
		え,消防車への燃料補		
		給		
	格納容器圧力逃がし	フィルタ装置内スクラ	4名	
	装置対応	バ水補給、水位調整		
	放射性物質拡散抑制	放射性物質の拡散を抑	4名	
	対応	制するための原子炉建		
		屋への放水操作の再開		
保安班要員	作業現場モニタリン	作業現場の放射線モニ	3名	
	グ	タリング		

重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、 訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を 図っていく。

5.6 原子力警戒態勢,緊急時態勢について

柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれが ある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。)の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子 力災害の情勢に応じて態勢を区分している。

表 5.6-1 態勢の区分

発生事象の情勢	態勢の区分
別表 2-1 の事象が発生したときから,第 1 次緊急時態勢が発令されるまでの間,又は別表 2-2 の事象に該当しない状態となり,事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒 態勢
別表 2-2 の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別 措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行ったとき、若しくは新潟県地 域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたと きから、第 2 次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表 2-2 の事 象に該当しない状態となり、事象が収束し第 1 次緊急時態勢を取る 必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画等に基づく災害対 策本部を廃止した旨の連絡を受けたときまでの間	第1次緊急時 態勢
別表 2-3 の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、又は 内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に基づ く原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原 子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除 宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部 を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表 2-2 及び別表 2-3 の事 象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が 無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢

注)原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後に おいても,発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。 (柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 27 年 3 月より抜粋)

表 5.6-2 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準 (柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 27 年 3 月 別表 2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準)

加强之工	が1万人日内水田町に至って言风事版で刊明りの至中/
略称	警戒事態を判断する基準
(1)AL11	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止
_	信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当
異常	該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
②AL21	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却
原子炉冷却材の漏	材の漏えいが起こり, 定められた時間内に定められた措置を実施で
えい	きないこと。
③AL22	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
原子炉給水機能の	
喪失	
(4) AL 23	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機
原子炉除熱機能の	能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能
一部喪失	の一部が喪失すること。
⑤ AL25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場
全電源喪失のおそ	合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が
れ	15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続する
	こと。
⑥AL29	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下す
停止中の原子炉冷	ること。
却機能の一部喪失	
⑦AL30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
使用済燃料貯蔵槽	区用的燃料剂 两值 27 位 27 位 27 位 2 个 区 1 9 0 C C 6
の冷却機能喪失の	
おそれ	
® AL42	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあ
単一障壁の喪失又	ること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失す
は喪失可能性	ること。
9AL51	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及
原子炉制御室他の	ぼす可能性が生じること。
機能喪失のおそれ	
① AL52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力
所内外通信連絡機	事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
能の一部喪失	
①AL53	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第
	2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物,系統又は機器(以
	下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある
全機能の一部喪失	こと。
王機能の一部長大 のおそれ	<u> </u>
	平式匠フ尼佐乳焼き塩炭佐用において 電座で起いしの地景が変生
	当該原子炉施設等立地道府県において, 震度 6 弱以上の地震が発生
地震	した場合。
13	当該原子炉施設等立地道府県において,大津波警報が発令された場
津波	合。
(14)	
\cup	当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外

表 5.6-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準

(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 27 年 3 月 別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (1/3))

略称	法令
①SE01	(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)
敷地境界付近の放	ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算し
射線量の上昇	て得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし,
	次の各号のいずれかに該当する場合は, 当該数値は検出されなか
	ったこととする。
	(a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出さ
	れた数値に異常が認められないものとして,原子力規制委員
	会に報告した場合
	(b)当該数値が落雷の時に検出された場合
	(2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合
	において,当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるとき
	は,当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のた
	めの施設の周辺において,中性子線が検出されないことが明らか
	になるまでの間,中性子線測定用可般式測定器により測定した中
	性子の放射線量とを合計して得た数値が,5μSv/h以上のものと
	なっているとき。
②SE02	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒
通常放出経路での	その他これらに類する場所において,当該原子力事業所の区域の境
気体放射性物質の	界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する
放出	以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)
③SE03	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口
通常放出経路での	その他これらに類する場所において,当該原子力事業所の区域の境
液体放射性物質の	界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する
放出	以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)
④SE04	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための
火災爆発等による	施設の内部に設定された管理区域外の場所において, 火災, 爆発そ
管理区域外での放	の他これらに類する事象の発生の際に,50μSv/h以上の放射線量の
射線の放出	水準が10分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その
	他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である
	場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性
	が高いこと。

表 5.6-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準

(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 27 年 3 月 別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2/3))

略称	法令
⑤ SE05	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための
火災爆発等による	施設の内部に設定された管理区域外の場所において,火災,爆発そ
管理区域外での放	の他これらに類する事象の発生の際に,当該場所における放射能水
射性物質の放出	準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次
	に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと, 又は, 火
	災,爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度
	の測定が困難である場合であって,その状況にかんがみ,次に掲げ
	る放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。
	(a)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である
	場合にあっては,放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度
	限度に50を乗じて得た値
	(b)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の
	放射性物質がある場合にあっては,それらの放射性物質の濃度の
	それぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた
	値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃
	度の値
	(c)検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては,
	空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかであ
	る放射性物質の種類に係るものを除く。) のうち, 最も低いもの
	に50を乗じて得た値
⑥SE06	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)にお
施設内(原子炉外)	いて,核燃料物質の形状による管理,質量による管理その他の方法
臨界事故のおそれ	による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が
	高い状態にあること。
⑦SE21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉
原子炉冷却材漏え	冷却材の漏えいが発生すること。
いによる非常用炉	
心冷却装置作動	
® SE22	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合
原子炉注水機能喪	において,全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水
失のおそれ	する系に限る。) による注水ができないこと。
9 SE23	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機
残留熱除去機能喪	能が喪失した場合において,当該原子炉から残留熱を除去する全て
失	の機能が喪失すること。
@SE25	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30
全交流電源 30 分	分以上継続すること。
以上喪失	

表 5.6-4 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準

(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 27 年 3 月 別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3/3))

略称	法令
(1) SE27	非常用直流母線が一となった場合において,当該直流母線に電気を
直流電源の部分喪	供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
失	TO THE TO THE MENT OF THE MENT
①SE29	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
停止中の原子炉冷	原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下する
却機能の喪失	こと。
(13) SE30	 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水
使用済燃料貯蔵槽	位を維持できていないおそれがある場合において, 当該貯蔵槽の水
の冷却機能喪失	位を測定できないこと。
(14) SE41	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって
格納容器健全性喪	通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
失のおそれ	
(15) SE42	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が
2つの障壁の喪失	喪失するおそれがあること,燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の
又は喪失可能性	障壁が喪失するおそれがあること, 又は燃料被覆管の障壁もしくは
	原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉
	格納容器の障壁が喪失すること。
16 SE43	原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において, 炉心の損傷を
原子炉格納容器圧	防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
力逃がし装置の使	-
用	
①SE51	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、
原子炉制御室の一	又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお
部の機能喪失・警	いて,原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置も
報喪失	しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失
	すること。
18 SE52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力
所内外通信連絡機	事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
能のすべての喪失	
19 SE53	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
火災・溢水による	
安全機能の一部喪	
失	
20 SE55	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼ
防護措置の準備及	すおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ
び一部実施が必要	放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺におい
な事象の発生	て、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を
0	開始する必要がある事象が発生すること。
②1XSE61	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μ
事業所外運搬での	Sv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出された
放射線量の上昇	こと。
② XSE62	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事
事業所外運搬での	象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器か
放射性物質漏えい	ら放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状
	態にあること。

表 5.6-5 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準

(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 27 年 3 月 別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/3))

略称	法令
①GE01	(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)
敷地境界付近の放	ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算し
射線量の上昇	て得た数値が5μSv/h以上(これらの放射線量が2地点以上におい
	て検出された場合又は10分間以上継続して検出された場合に限
	る。)の放射線量を検出すること。ただし,次の各号のいずれか
	に該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。
	(a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出さ
	れた数値に異常が認められないものとして,原子力規制委員
	会に報告した場合
	(b)当該数値が落雷の時に検出された場合
	(2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合
	において,当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるとき
	は,当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のた
	めの施設の周辺において,中性子線が検出されないことが明らか
	になるまでの間,中性子線測定用可般式測定器により測定した中
	性子の放射線量とを合計して得た数値が,5μSv/h以上のものと
	なっているとき。
②GE02	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒
通常放出経路での	その他これに類する場所において,当該原子力事業所の区域の境界
気体放射性物質の	付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以
検出	上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)
③GE03	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口
通常放出経路での	その他これに類する場所において,当該原子力事業所の区域の境界
液体放射性物質の	付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以
検出	上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)
④GE04	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための
火災爆発等による	施設の内部に設定された管理区域外の場所において, 火災, 爆発そ
管理区域外での放	の他これらに類する事象の発生の際に,当該場所における放射線量
射線の異常放出	の水準として5mSv/hが検出されたこと,又は,火災,爆発その他こ
	れらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合
	であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高
	いこと。

表 5.6-5 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準

(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 27 年 3 月 別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))

略称	法令
⑤GE05	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための
火災爆発等による	施設の内部に設定された管理区域外の場所において,火災,爆発そ
管理区域外での放	の他これらに類する事象の発生の際に, 当該場所におけるその放射
射性物質の異常放	能水準が1時間当たり500μSv/hに相当するものとして空気中の放
出出	射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出
	されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況によ
	り放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に
	かんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。
	(a)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である
	場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度
	場合にありては、放射性物質の種類又は色力に応じた主気中張及
	成反に3,000を米して特に個 (b)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の
	放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度の
	値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃
	及の値 (c)検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては,
	で気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかであ
	る放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに 25,000 たまじて得た体
(A) CIPOC	に5,000を乗じて得た値
⑥GE06	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)にお
施設内(原子炉外)	いて、核燃料物質が臨界状態にあること。
での臨界事故	
ØGE11	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子
原子炉停止機能の	炉を停止することができないこと又は停止したことを確認するこ
異常	とができないこと。
8 GE 21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉
原子炉冷却材漏え	冷却材の漏えいが発生した場合において,全ての非常用の炉心冷却
い時における非常	装置による当該原子炉への注水ができないこと。
用炉心冷却装置に	
よる注水不能	
9GE22	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合
原子炉注水機能の	において,全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水
喪失	ができないこと。
①GE23	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機
残留熱除去機能喪	能が喪失した場合において,当該原子炉から残留熱を除去する全て
失後の圧力抑制機	の機能が喪失したときに,原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失す
能喪失	ること。
①GE25	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時
全交流電源の1時	間以上継続すること。
間以上喪失	

表 5.6-6 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準

(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 27 年 3 月 別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/3))

略称	法令
① GE 27	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態
全直流電源の5分	が5分以上継続すること。
以上喪失	
①3GE28	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知する
炉心損傷の検出	こと。
①4 GE29	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該
停止中の原子炉冷	原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し,
却機能の完全喪失	当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
①5GE30	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メ
使用済燃料貯蔵槽	ートルの水位まで低下すること,又は当該水位まで低下しているお
の冷却機能喪失・	それがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
放射線検出	
16 GE 41	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高
格納容器圧力の異	使用圧力又は最高使用温度に達すること。
常上昇	
①GE42	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合におい
2つの障壁喪失及	て、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
び1つの障壁の喪	
失又は喪失可能性	
18 GE 51	原子炉制御室が使用できなくなることにより,原子炉制御室からの
原子炉制御室の機	原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失す
能喪失・警報喪失	ること又は原子炉施設に異常が発生した場合において,原子炉制御
	室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施
	設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
19 GE 55	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼ
住民の避難を開始	すおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子
する必要がある事	力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業
象発生	所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
20 XGE61	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において, 10mSv/h
事業所外運搬での	以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。
放射線量率の異常	
上昇	主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象
	等に関する省令第2条第1項」令第4条第4項第4号の規定による放射
	線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に
	検出することとする。
②1 XGE62	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事
事業所外運搬での	象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器か
放射性物質の異常	ら原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報す
漏えい	べき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量
	の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状
	態にあること。

5.7 緊急時対策本部内における各機能班との情報共有について

緊急時対策本部内における各機能班,本社緊急時対策本部間との基本的な情報共有 方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。

- a. プラント状況, 重大事故等への対応状況の情報共有
 - ①号機班が通信連絡設備を用い当直長からプラント状況を逐次入手し,ホワイトボード等に記載するとともに,主要な情報について緊急時対策本部中央の幹部席に向かって発話する。
 - ②計画班は、SPDS 表示装置等によりプラントパラメータを監視し、状況把握、今後 の進展予測、中期的な対応・戦略を検討する。
 - ③各機能班は,適宜,入手したプラント状況,周辺状況,重大事故等への対応状況を ホワイトボード等に記載するとともに,適宜 OA 機器 (パーソナルコンピュータ等) 内の共通様式に入力することで,緊急時対策本部内の全要員,本社緊急時対策本部 との情報共有を図る。
 - ④6 号統括,7 号統括は,ユニット責任者として配下の各機能班の発話,情報共有記録を下に全体の状況把握,今後の進展予測・戦略検討に努めると共に,定期的に配下の各機能班長を招集して,プラント状況,今後の対応方針について説明し,状況認識,対応方針の共有化を図る。
 - ⑤本部長は定期的に各統括を招集して,対外対応を含む対応戦略等を協議し,その結果を本部幹部席で緊急時対策本部内の全要員に向けて発話し,全体の共有を図る。

b. 指示·命令, 報告

- ①各機能班は各々の責任と権限が予め定められており、幹部席での発話や他の機能班から直接聴取、OA機器内の共通様式からの情報に基づき、自律的に自班の業務に関する検討・対応を行うと共に、その対応状況をホワイトボード等への記載、並びにOA機器内の共通様式に入力することで、緊急時対策本部内の情報共有を図る。また、重要な情報について上司である統括へ報告するが、無用な発話、統括への報告・連絡・相談で緊急時対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。
- ③本部長は、各統括からの発話、報告を受け、適宜指示・命令を出す。

c. 本社緊急時対策本部との情報共有

緊急時対策本部と本社緊急時対策本部間の情報共有は、テレビ会議システム、社内 情報共有ツールと合わせて、同じミッションを持つ総括、班長どうしで通信連絡設備 を使用し、連絡、共有を行う。

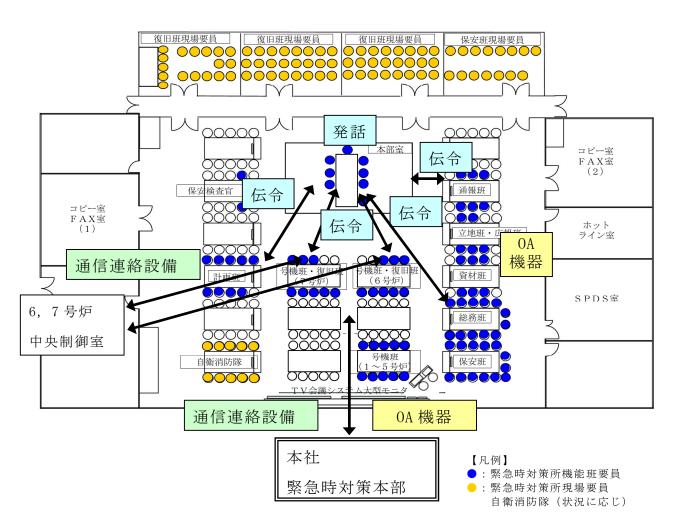


図 5.7-1 免震重要棟緊急時対策所 2 階 緊急時対策本部における各機能班, 本社緊急時対策本部との情報共有イメージ

5.8 免震重要棟内緊急時対策所の耐震性について

免震重要棟は新潟県中越沖地震(2007年7月)での被災経験を経て設置したもの で、建築基準法告示で規定される地震動を 1.5 倍した地震力に対応した耐震設計が なされた、免震構造を有する建物であり、新潟県中越沖地震の地震力を上まわる震 度7クラスの地震力にも耐えうる施設となっている。

そのため、原子炉建屋等発電設備に大きな影響が生じる可能性がある短周期地震 に対しては有利な特徴を兼ね備える一方、非常に大きな長周期成分を含む一部の基 準地震動に対する評価としては通常の免震設計クライテリア (補足 1)を満足しない 場合があり、その際には構造物・設備の損傷が発生する可能性があると想定される。

具体的には概略評価として基準地震動を免震重要棟基礎面に直接入力した評価を 行い、免震装置(積層ゴム)の設計目標値(75cm)を超える変位が発生し、建屋上屋 側面と基礎部分が干渉(クリアランスは85cm)すると評価している。

建屋と基礎との干渉が発生すると建屋上屋が損傷し、干渉に伴う衝撃力が建物に 内蔵する設備に作用することで機能が喪失する可能性があるとものと考えており、 長期に亘り災害対策拠点として使用するに適さなくなる(補足)。図 5.8-1 に免震重 要棟建物上屋と基礎の干渉イメージを示す。



図 5.8-1 免震重要棟 断面図, 拡大図 (NS 方向)

免震重要棟内緊急時対策所の使用可否判断については, 3.2 (2) b.にて触れたと おり,免震装置(積層ゴム)の設計目標値(75cm)を超える変位があったかどうか を識別することができる措置(以下,「変位量識別用ポール」という)を講じた設計 とすることで、参集後に特別な判定作業を必要とせず直ちに判断が可能である。

一方,大きな地震が生じた後にはそれが更に大規模な地震を誘発する可能性を排除できないことから,上記の変位量識別用ポール (75cm) に加え,免震重要棟基礎部に設置する地震計により連続的に地震観測を行うことで,免震重要棟内緊急時対策所の使用可否の判断を行う。

使用可否の判断のフローチャートは図 5.8-2 のとおりであり,以下の3パターンとなる。

① 変位量識別用ポール (75cm) が損傷していた場合

免震重要棟の建屋上屋側面と基礎部分が干渉し建屋上屋が損傷,通信連絡設備等収納設備が損傷した可能性が高いと判断し,免震重要棟を基本的に使用禁止とし,本部長は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動する判断を行う。

本部長を含めた初動対応要員は、必要最小限の要員を免震重要棟の近傍に残して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動することとし、免震重要棟の近傍に残った要員は、免震重要棟または宿泊所から持ち出した通信連絡設備(衛星電話設備(可搬型)、無線連絡設備(可搬型))で、各中央制御室と連絡を取り合い、プラントの状況を把握し、必要に応じて本部長の代行として指揮をとる。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の本部立ち上げ後に、本部長に対してプラント状況等の報告を行った後、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動する。

② 変位量識別用ポール (75cm) が損傷しておらず、地震計が震度 7 であった場合 免震重要棟は損傷していないものの、新潟県中越沖地震の地震力を上まわる 震度 7 の地震があったことから、この地震が更に大規模な地震を誘発する可能 性を排除できないとして、本部長は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動す る判断を行う。

本部長を含めた初動対応要員は、必要最小限の要員を免震重要棟内緊急時対 策所に残して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に移動することとし、免震重 要棟内緊急時対策所に残った要員は、同緊急時対策所内の通信連絡設備で、各 中央制御室と連絡を取り合い、プラントの状況を把握し、必要に応じて本部長 の代行として指揮をとる。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の本部立ち上げ後 に、本部長に対してプラント状況等の報告を行った後、5号炉原子炉建屋内緊 急時対策所に移動する。

③ 変位量識別用ポール (75cm) が損傷しておらず, 地震計が震度 7 未満の場合

免震重要棟内緊急時対策所を緊急時対策所として活用することとする。

更に免震重要棟内緊急時対策所にて事故対応を行っている最中に地震が発生した 際にも同様に使用可否判断フローチャートに従った判断を行うこととする。

なお,免震重要棟内緊急時対策所にて事故号炉の重大事故等対応を行っているところに,更に基準地震動クラスの地震被災を想定し,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に拠点を移すことは非常に希であると考えられるが,そのような場合においては,対策要員に外部放射線環境に応じた保護具を着用させた上で,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に拠点を移すこととする。更に,免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内で待避中(プルーム通過中)に基準地震動クラスの地震被災があった場合は,免震重要棟の損壊状況,通信連絡設備の使用可能状況,屋外の放射線量等を総合的に判断し,緊急時対策所の変更のタイミングを決定することとする。

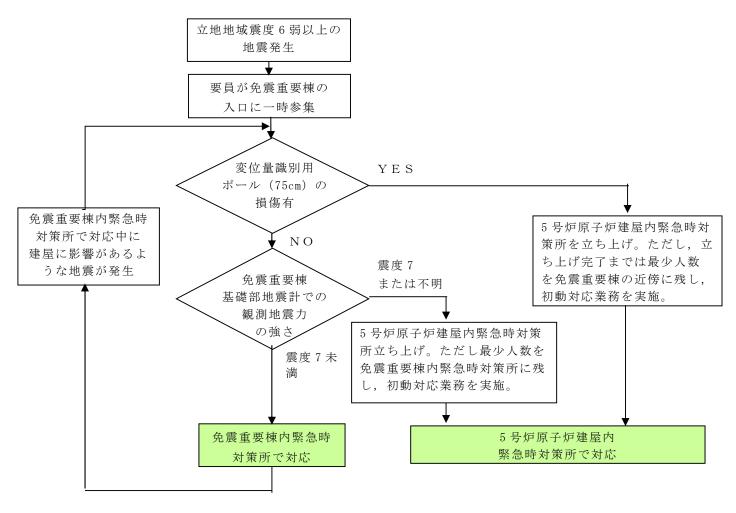


図 5.8-2 免震重要棟内緊急時対策所 使用可否判断フローチャート

(補足1) 免震設計クライテリアについて

柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟は、建築物としての扱い上、建築基準法第 20 条第二項に掲げるものに該当する。そのため、免震重要棟の建物及び設備についての基本設計のうち、その構造方法(ここでは免震装置)が建築基準法、建築基準法施行令、及び国土交通省告示に基づく技術的基準に適合することについて申請・評定を受け、国土交通省大臣の認定を受けたものとなっている。

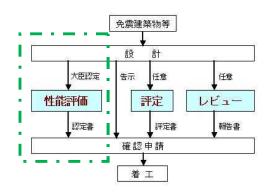


図 5.8-3 建築物の性能評価・評定の流れ (出典:日本免震構造協会 web サイト)

免震構造の建築物に関する設計クライテリアとしては、柏崎刈羽原子力発電所では以下の3点に基づき設計・申請し、国土交通省大臣の認可を受け、着工している。

- (1) 地震力 : 建築基準法告示で規定される地震動を 1.5 倍した地震力
- (2) 免震装置:国土交通省大臣の認定を受けた性能を有する免震装置
- (3)構造計算:建築基準法施行令第81条の2,及び建設省告示第1461号(平成12年5月31日)に基づくもの

(補足 2)

地震後に建屋上屋側面と基礎部分とが干渉しない場合は,免震装置により免震重要棟内 緊急時対策所の機能が維持される。

居住性については、免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)の気密壁は免震重要棟の構造部材に固定する設計とすることから、免震装置により緩和された地震力により生じる建物の層間変形へ追従することで健全性の確保が期待できる。その際の緊急時対策所本部エリア気密に関する健全性について以下の通り評価を行った。

軽量鉄骨下地ボード張り間仕切り壁の地震による損傷は、文献*1では実大試験の結果から、建屋の層間変形角 1/300 程度からボード表面の微小なシワとして確認され始めることが報告されている。

免震重要棟内緊急時対策所を設置する免震重要棟において、免震装置(積層ゴム)の設計目標値(75cm)が発生した場合の層間変形角を設計時の評価結果から、1/5、000未満と推定され、間仕切り壁の損傷が 1/300 程度から始まることを踏まえると、間仕切り壁には損傷は生じることなく気密性は確保されると判断できる。

(*1) 軽量鉄骨下地間仕切り壁の静的加力試験 田村他 日本建築学会大会学術 講演梗概集(関東) 2006 年 9 月

5.9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉のプラント管理について

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は,5号炉原子炉建屋内の2階中央制御室の上部にあたる3階高気密室に設置する。そのため,緊急時対策所設備の設置及び運用に際しては,5号炉プラントの停止管理業務と干渉が生じることがないよう,換気設備および電源設備を独立させている他,以下事項について留意した設計とする。

- ① 5号炉プラントの事故を想定し、その対応の妨げにならないこと
- ② 事故を想定した 5 号炉プラントから,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対応業務への影響が生じないこと
- ② 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの発災で,5号炉プラントの通常停止管理業務への影響が生じないこと

(1)5号炉プラントの事故を想定し、その対応の妨げにならないこと

5号炉原子炉施設は、平成24年1月25日以降、停止状態を安定継続しており、全ての燃料は使用済燃料プールに取り出されている(平成28年12月現在)。そのため、5号炉プラントの運転員業務はプールに保管中の使用済燃料の冷却に関する監視・操作が中心となり、5号炉で事故として考え得る影響は使用済燃料プールに関するものが中心となると考える。

具体的には、「使用済燃料プール注水停止」、「使用済燃料プール使用済燃料プール冷却停止」、「使用済燃料プール水位低下」事象の発生が考えられる。また以下では「全交流電源喪失」事象を伴うものとして検討を行った。

「使用済燃料プール注水停止」,「使用済燃料プール水位低下」事象に対しては,5号炉タービン建屋脇の消火栓配管に消防車を接続し送水することで,使用済燃料プールへの注水,水位維持対応を可能としている。

また 5 号炉原子炉建屋脇に設置する電源車接続口を経由して受電する代替交流電源からの電源供給により、恒設の注水系を活用できるように設計する。

なお「使用済燃料プール使用済燃料プール冷却停止」事象に対しては、上記代替交流 電源からの電源供給による恒設の冷却系と可搬式熱交換機器による冷却機能維持対応が 可能となるように設計する。

上記対応業務に必要な設備及び電源構成は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備と分離されているほか,5 号炉中央制御室での監視・操作,現場での対応操作,現場へのアクセスルートについて干渉が発生することのない様配慮した設計とする。図 5.9-1 に5号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の配置を示す。

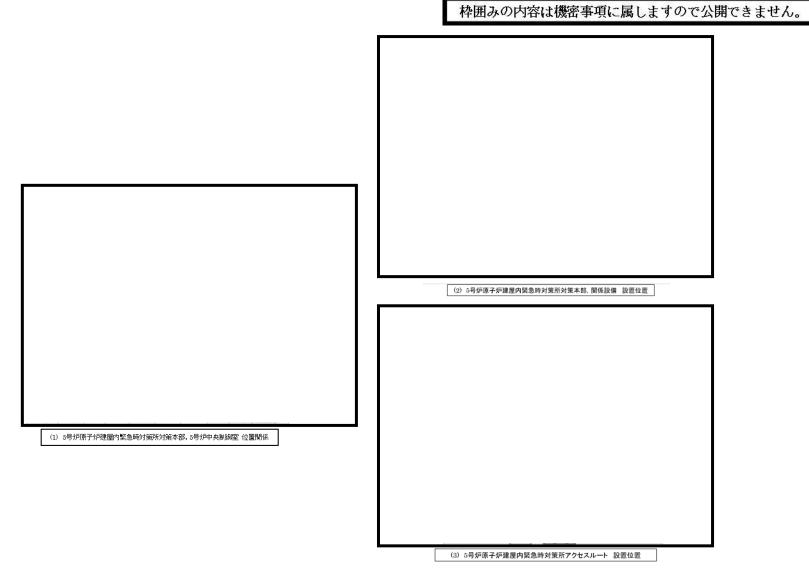


図 5.9-1 5 号炉中央制御室及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の配置

- (2)事故を想定した5号炉プラントから,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対応業務への影響が生じないこと
- (1)以外に5号炉で発生する可能性のある事象として,「地震」,「津波」,「内部溢水 (使用済燃料プールのスロッシングを含む)」,「内部火災」,「外部火災」を想定し必要な 措置を行うこととする。このうち,「地震」,「津波」については,規則解釈第61条1の a に適合するため,基準地震動及び基準津波発生時に機能を喪失しない設計とすること から,「内部溢水」「内部火災」「外部火災」に対する措置を以下に示す。
 - a.5号炉の内部溢水影響に対する措置

5号炉で発生する内部溢水に関連し,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所活動エリア,換気設備,電源設備,必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備等緊急時対策所設備と設置場所,アクセスルートについて,溢水防護区画として設定し溢水を想定のうえ評価を行い,必要措置を施すこととする。

具体的には、止水措置や耐震 B,C クラス機器の耐震性の確保等、必要な溢水防護対策を実施することにより、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所機能を維持する。 (緊急時対策所は重大事故等対処施設でもあることから、詳細は、「重大事故等対処設備について (補足説明資料) 共通 共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に記載)

b. 5 号炉の内部火災影響に対する措置

5号炉で発生する内部火災に関連し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所活動エリア,換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等緊急時対策所設備と設置場所、アクセスルートについて、火災防護区画として設定し、不燃性材料又は難燃性材料の使用により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所機能を維持する。また、5号炉原子炉建屋1階屋内東側に設置している冷却材再循環ポンプMGセットについて、危険物である第四類第四石油類(潤滑油)を抜き取り、危険物を貯蔵しない設備に変更する対策を取ることにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルートを維持する。

万一 5 号炉に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、 消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火する ことによって、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限 に抑えることができる。

(緊急時対策所は重大事故等対処施設でもあることから,詳細は,41 条補足説明 資料 41-2「火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について」 に記載)

c. 5 号炉の外部火災影響に対する措置

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へのアクセスルートは,5号炉原子炉建屋南側に設置している5号炉変圧器設備及び5号炉軽油タンク設備との離隔をとることにより,火災発生時の熱影響が対策要員のアクセスに影響しない様配慮した設計とする。また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は,5号炉原子

炉建屋南側に設置している 5 号炉軽油タンク設備との離隔をとることにより, タンク火災発生時の熱影響が対策要員の 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の機能に影響しない様配慮した設計とする。

(詳細は、「第6条:外部からの衝撃による損傷の防止」別添資料 4-1「外部火災 影響評価について」添付資料 6「敷地内における危険物タンクの火災について」 に記載)

(3)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの発災で、5号炉プラントの通常停止管理業務への影響が生じないこと

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で何らかの影響が生じたとして,5号炉の停止管理業務が妨げられないよう配慮する設計とする。

- a.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で発生する内部溢水に対する措置
 - 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備としては,破損等により内部溢水を引き起こす系統,機器を設置していない。そのため,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所が原因で5号炉に内部溢水が発生することはなく,5号炉プラントの監視操作にも影響はないと評価できる。
- b. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所で発生する火災防護に対する措置 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所で発生する火災に関しては,5 号炉原子炉建屋

内緊急時対策所設備への不燃性材料又は難燃性材料の使用により,5号炉中央制御室エリアに火災影響が及ぶことが無きよう設計する。

万一,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺に設置する関連設備,及びそれらへのアクセスルートを含む)に火災が発生した場合においても,消防法に準拠した火災感知器,消火設備を設置しており,当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって,5号炉中央制御室に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。

(4) プロセス計算機停止時において、プラントの通常停止管理業務への影響が生じないこと

緊急時対策所の設置に際しては,5号炉における原子炉内の燃料を全て使用済み燃料プールに移動した上で,5号炉プロセス計算機を一時的に移設することにより必要スペースを確保する。プロセス計算機は,運転員の補助機能(制御棒位置の記録や事故順序記録等)やプラント運転中に使用する機能(原子炉出力の計算や制御棒価値ミニマイザ機能等)であり,プラント停止時は中央制御室の盤面器具(指示計,記録計,表示器)によりプラント監視や操作は可能であることから,プロセス計算機が停止してもプラント停止時の通常監視に支障はないと評価する。

5.10 設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針について 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち,設置許可基準規則第6条(外部からの 衝撃による損傷の防止)への適合方針は以下の通りである。

(1) 風(台風)

設計基準風速は保守的に最も風速が大きい新潟市の観測記録史上 1 位である 40.1m/s とする。想定される影響としては、免震重要棟内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備(以下、建物等)に対して、風荷重を考慮し、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

なお,風(台風)による飛来物の影響は,強い上昇気流を伴い風速も大きい竜巻 の方が飛来物の影響が大きいことから,竜巻評価に包絡する。

(2) 竜巻

設計竜巻の最大瞬間風速は,基準竜巻の最大瞬間風速 (76m/s) に将来的な気候変動の不確実性を踏まえ、F3の風速範囲の上限値である 92m/s とする。

想定される影響としては、免震重要棟内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等に対して、風荷重、気圧差荷重及び飛来物衝突の際の衝撃荷重を 適切に組み合わせた荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪 失しない設計とする。

また, 竜巻襲来による影響として, 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が2台同時に損傷するケースへの対応としては, 免震重要棟内緊急時対策所を活用することで, 災害対応活動を行う。

なお、被災した 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に対しては、 大湊側高台保管場所に配備する予備機と接続替えすることで、電源設備の機能を修 復することが可能な設計とする。

(3) 低温(凍結)

低温の設計基準については、規格基準類、観測記録(気象庁アメダス)及び年超 過確率評価を踏まえ、最低気温が最も小さくなる値を設計基準として定めた。評価 の結果、統計的な処理による最低気温の年超過確率 10⁻⁴/年の値は−15.2℃となる。 また、低温の継続時間については、過去の最低気温を記録した当日の気温推移に鑑み、保守的に 24 時間と設定した。また、基準温度より高い温度(-2.6°C)が長期間(173.4 時間)継続した場合について考慮する。

低温の影響モードとして凍結を想定するが、免震重要棟内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等に対して、設計基準対象施設として低温の影響を受けないことで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(4) 降水

基準降水量については、規格基準類、観測記録(気象庁アメダス)及び年超過確率評価を踏まえ、降水量が最も大きくなる値を設計基準として定めた。評価の結果、統計的な処理による柏崎市の最大降水量の年超過確率 10⁻⁴/年の値は 101.3mm/h となる。

降水による浸水については、免震重要棟内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等は、構内排水路による排水等により、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

降水による荷重については、免震重要棟内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等は、排水口による排水等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(5) 積雪

基準積雪量は、最深積雪量の平均値 31.1cm に、統計処理による 1 日あたりの積雪量の年超過頻度 10^{-4} /年値 135.9cm を加えた 167cm とする。

免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物に対して, 積雪による静的荷重について,柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失し ない設計とする。

(6) 落雷

免震重要棟内緊急時対策所は,無線鉄塔頂部に設置されている避雷針の遮へい効果により,落雷頻度が著しく低く,雷が直撃する可能性は十分小さいと考えられることから緊急時対策所の機能として設置する換気設備,電源設備,必要な情報を把

握できる設備,通信連絡設備を維持できる。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は,5号炉主排気筒頂部に設置されている避雷針の遮へい効果により,落雷頻度が著しく低く,雷が直撃する可能性は十分小さいと考えられることから緊急時対策所の機能として設置する換気設備,電源設備,必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備を維持できる。

また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備(発電所内)について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線(有線系)は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万が一、PHS 基地局及びデータ伝送に係る光ファイバ通信伝送装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。

なお、データ伝送設備、通信連絡設備(発電所外)については、免震重要棟と 5 号炉原子炉建屋に配備すると共に、通信連絡設備(専用通信回線(有線系))を送電 鉄塔に、通信連絡設備(専用通信回線(無線系))をマイクロ波無線鉄塔に配備し、 互いに独立しつつ分散することで同時に機能喪失しない設計とする。

(7) 地滑り

免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等は,斜面からの離隔距離を確保し地滑りのおそれがない位置に設置することにより,柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(8) 火山

免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ影響を及ぼし得る火山のうち,将来の活動可能性が否定できない32火山について,設計対応が不可能な火山事象は,地質調査結果によれば,発電所敷地及び周辺で,痕跡が認められないことから,到達する可能性は十分小さいものと判断される。

その他の免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能に 影響を与える可能性のある火山事象を抽出した結果,降下火砕物が抽出された。

降下火砕物の堆積量については、文献調査結果や国内外の噴火実績等による評価 を実施した結果、保守性を考慮した 35cm を設計基準に設定する。

免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物に対して, 降灰による静的荷重について,柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失し ない設計とする。

また,免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所について, 火山と積雪との重畳により,積雪単独事象より緊急時対策所を設置する建屋への荷 重影響が増長されるが,除灰及び除雪を行うなど適切な対応を行い,緊急時対策所 の機能を喪失しない設計とする。

(9) 生物学的事象

生物学的事象として,海生生物であるクラゲ等の発生,陸上では小動物の侵入を 考慮する。

クラゲ等の発生については、免震重要棟内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

小動物の侵入については、免震重要棟内緊急時対策所、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、屋内設備は建屋貫通部への止水処置等により、屋外設備は設備開口部への貫通部シール処理等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(10) 火災, 爆発 (森林火災, 近隣の産業施設の火災・爆発, 航空機落下火災)

免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ影響を及ぼし得る外部火災としては,森林火災,近隣の産業施設の火災・爆発,航空機墜落による火災が考えられる。

森林火災としては、発電所構内の森林の全面的な火災を想定する。影響としては 免震重要棟内緊急時対策所、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外壁に対する森林 火災時の火炎からの輻射熱による温度上昇を確認し、機能に影響のない設計とする。

外壁以外の免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能 として設置する換気設備,電源設備,必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備 については,各建屋内側に設置されていることから影響はないものと考える。

また,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備のうち代替交流電源設備については,森林火災時の火炎からの輻射熱による温度上昇を確認し,機能に影響のない設計とする。

近隣の産業施設の火災・爆発としては、免震重要棟内緊急時対策所、5号炉原子

炉建屋内緊急時対策所設置場所周辺の危険物の影響を想定し、柏崎刈羽原子力発電 所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

航空機墜落による火災としては、偶発的な航空機墜落に対して、互いに独立して 分散配置した免震重要棟内緊急時対策所、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所によっ て、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

森林火災及び近隣の産業施設の火災に伴い発生する有毒ガスに対しては、免震重要棟内緊急時対策所に対して、ばい煙等や異臭によって流入を確認した場合、一時的に外気からの空気の取り入れを停止し外気からの隔離ができる設計とし、有毒ガスの影響を受けないようにすると共に、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により隔離中の居住性が維持できていることを確認できるようにする(【補足】参照)。

隔離が長期間継続すると想定される場合には、居住性を確保するため、免震重要 棟内緊急時対策所内にとどまる必要の無い人員については、5 号炉原子炉建屋内緊 急時対策所等の有毒ガスの影響を受けない場所へ一時的に待避させる。

また、外気遮断後のインリークを最小限にするため、不必要な空調設備の停止を 行うこととする。さらに、インリークにより有毒ガスが流入した場合は、必要に応 じて一時的に外気を取り入れて換気することとする。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、森林火災に伴い発生する有毒ガスに対しては、防火帯林縁からの離隔(約151m)を確保することにより影響を受けない設計とする。また近隣の産業施設の火災に伴い発生する有毒ガスに対しては、外気取入口(5号炉原子炉建屋3階北側に設置)への伝播経路が原子炉建屋等の構造物により遮られることにより、外気取入口に到達しないことから、影響を受けない設計とする。

航空機墜落による火災に伴い発生する有毒ガスに対しては、偶発的な航空機墜落に対して、互いに独立して分散配置した免震重要棟内緊急時対策所、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所によって、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

【補足】免震重要棟内緊急時対策所内の二酸化炭素、酸素濃度の評価

外部火災時の緊急時対策所の居住性の評価として,外気取入遮断時の免震重要 棟内緊急時対策所内に滞在する緊急時対策要員の作業環境の劣化防止のため,二 酸化炭素濃度および酸素濃度について評価を行った。

なお、免震重要棟内緊急時対策所に設置しているガスタービン発電機の給気および排気は、緊急時対策所換気設備との系統分離および給排気口の位置的分散が図られており、免震重要棟内緊急時対策所内の二酸化炭素濃度や酸素濃度に影響を及ぼさないことから、在室人員の呼吸のみを想定し評価を行う。

1. 二酸化炭素濃度評価

以下の通り二酸化炭素濃度について評価した。

- 1.1. 評価条件
 - · 在室人員 64 人*1
 - ・緊急時対策所バウンダリ内体積 11000[m³]
 - ・外気流入はないものとして評価する
 - ·初期二酸化炭素濃度 0.03[%]
 - (「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009)」)
 - · 許容二酸化炭素濃度 0.5[%]
 - (事務所衛生基準規則(昭和 47 年労働省令第 43 号,最終改正平成 16 年 3 月 30 日厚生労働省令第 70 号))
 - ・呼吸により排出する二酸化炭素濃度 0.030[m³/h/人]

(「空気調和・衛生工学便覧」の軽作業時の二酸化炭素吐出し量を使用)

- ・評価期間は、各火災の燃焼継続時間を考慮し24時間※2とする
 - ※1: 外気取入遮断時の必要要員として、休祭日・夜間の緊急時対策本部要員(44人)及び自衛消防隊(10人)に余裕を持った収容人数(1~5号 炉の対応要員含む)の合計64人を想定した。
 - ※2:外部火災影響評価にて長期間の影響をもたらす、航空機墜落と軽油タンク火災の重畳を考慮すると、約23.2時間が火災の継続時間となることから、24時間で評価を実施した。

1.2. 評価結果

・外気遮断期間 t[hour]での二酸化炭素濃度 C[%]

 $C = (M \times N \times t) / V \times 100 + C_0$

M:呼吸による排出する二酸化炭素濃度 0.030 [m³/h/人]

N:在室人員 64[人]

V:緊急時対策所バウンダリ内体積 11000[m³]

C₀:初期炭酸ガス濃度 0.03[%]

上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、以下のとおりであり、24 時間外気取入れを遮断したままでも、対策要員の作業環境に影響を与えない。

時間	6 時間	12 時間	24 時間
二酸化炭素濃度[%]	0.14	0.24	0.45

2. 酸素濃度評価

以下の通り酸素濃度について評価した。

2.1. 評価条件

- ·在室人員 64 人
- ・緊急時対策所バウンダリ内体積 11000[m³]
- ・外気流入はないものとして評価する
- •初期酸素濃度 20.95%

(「空気調和・衛生工学便覧」の成人の呼吸気・肺胞気の組成の値を使用)

・酸素消費量 1.0920/min/人

(「空気調和・衛生工学便覧」の歩行に対する酸素消費量を使用)

· 許容酸素濃度 18%以上

(酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年労働省令第 42 号, 最終改正平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省令第 175 号))

・評価期間は、各火災の燃焼継続時間を考慮し24時間とする

2.2. 評価結果

- ・緊急時対策所の初期酸素量 2304.5[m³]=11000[m³]×20.95%
- ・24 時間後の酸素濃度 20.1[%]
 - = $(2304.5 [m^3] 1.092 [\ell/min/L] \times 10^{-3} [m^3/\ell] \times 64 [L] \times 60 [min/h] \times 24 [h]) /11000 [m^3] \times 100$

上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、24時間外気取入れを遮断したままでも、対策要員の作業環境に影響を与えない。

時間	6 時間	12 時間	24 時間
酸素濃度[%]	20. 7	20. 4	20.0

(11) 有毒ガス

外部火災以外の有毒ガスについては、敷地外有毒ガスについては離隔距離を確保 していること及び敷地内屋内貯蔵有毒物質が影響を及ぼすことはなく、敷地内屋外 設備からの有毒ガス、窒素ガスの濃度は外気取入口において判定基準以下となる設 置位置であるため問題ない。

また、敷地内外からの有毒ガスが発生した場合においても、要員が必要な対応が できるようセルフエアセット等防護具を利用することが出来る設計とする。

(12) 船舶の衝突

船舶の衝突に対し,免震重要棟内緊急時対策所,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には,海水取水を必要としない設備とすることで,柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(13) 電磁的障害

電磁的障害による擾乱に対し、免震重要棟内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所の建物等のうち、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等は、 フィルタ等の設置により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所 の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

- 5.11 福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力防災組織の見直しについて
- (1)福島第一原子力発電所事故対応の課題と必要要件
 - a. 福島第一原子力発電所事故対応の課題

当社福島第一原子力発電所事故対応では発電所対策本部の指揮命令が混乱し、迅速・的確な意思決定ができなかったが、緊急時活動や体制面における課題及び、それぞれの課題に対する必要要件を表 5.11-1 に示す。

表 5.11-1 福島第一原子力発電所事故対応の課題と必要要件

表 5.11-1	以対心の保趣と必要安件
課 題*	必要要件
自然災害と同時に起こりえる複数原子炉施設の	①複数施設の同時被災,中長期的な対
同時被災を想定した備えが十分でなかった。	応を考慮した要員体制を構築する。
事故の状況や進展が個別の号炉毎に異なるにも	②号機班を設け号炉単位に連絡体制
かかわらず、従前の機能班単位で活動した。	を密にする。
中央制御室と発電所対策本部の間,発電所対策本	③中央制御室と発電所対策本部間の
部と本社対策本部間において機器の動作状況を	通信連絡設備を強化する。
共有し、正しく共有できなかった。	④情報共有ツールの活用により情報
	共有を図る。
発電所長が全ての班 (12 班) を管理するフラット	⑤発電所長が直接監督する人数を減
な体制で緊急時対応を行なっていたため、あらゆ	らす。(監督限界の設定)
る情報が発電所対策本部の本部長(発電所長)に	④情報共有ツールを活用し,情報共有
報告され、情報が輻輳し混乱した。	することにより,本部における発話
	を制限する。
発電所長からの権限委譲が適切でなく, ほとんど	⑥発電所長の権限を下部組織に委譲
の判断を発電所長が行う体制となっていた。	する。
本来復旧活動を最優先で実施しなくてはならな	⑦対外対応を専属化し,発電所長の対
い発電所の要員が,対外的な広報や通報の最終的	外発信や広報の権限を委譲する。
な確認者となり、復旧活動と対外情報発信活動の	⑧対外対応活動を本社対策本部に一
両立を求められた。	元化する。
公表の遅延、情報の齟齬、関係者間での情報共有	④情報共有ツールの活用により情報
の不足等が生じ、事故時の対外公表・情報伝達が	共有を図る。
不十分だった。	⑦対外対応を専属化し,発電所長の対
	外発信や広報の権限を委譲する。
本社対策本部が、発電所対策本部に事故対応に対	⑨現場決定権は発電所対策本部に与
する細かい指示や命令, コメントを出し, 発電所	え本社対策本部は支援に徹する。
長の判断を超えて外部の意見を優先したことで,	⑩指揮命令系統を明確化し,それ以外
発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。	の者からの指示には従わない。
官邸から発電所長へ直接連絡が入り、発電所対策	⑪外部からの問合せ対応は本社対策
本部を混乱させた。	本部が行い,外部からの発電所への
	直接介入を防止する。
緊急時対応に必要な作業を当社社員が自ら持つ	⑩外部からの支援に頼らずに当社社
べき技術として設定していなかったことから,作	員が自ら対応できるように消防車
業を自ら迅速に実行できなかった。	やホイールローダ等を予め配備し、
	運転操作を習得する。

課題*	必要要件
地震・津波による発電所内外の被害と放射性物質	⑬後方支援拠点となる原子力事業所
による屋外の汚染により, 事故収束対応のための	災害対策支援拠をすみやかに立ち
資機材の迅速な輸送、受け渡しができなかった。	上げられるよう、拠点を整備し、予
	め派遣する人員を決める。
	⑬汚染エリアでの輸送にも従事でき
	るよう, 輸送部隊に放射線教育を実
	施する。
本社は、資材の迅速な準備、輸送、受け渡しで十	⑬本社は,災害発生後,発電所が必要
分な支援ができなかった。	としている資機材を迅速に送るこ
	とができるよう, 調達・輸送面に関
	する運用を手順化する。
通常の管理区域以上の状態が屋外にまで拡大し	⑫社員に対して放射線放射線計測器
たため、放射線管理員が不足した。	の取扱研修を行い,放射線管理補助
	員を育成する。

- ※ 当社の「社内事故調報告書(福島原子力事故調査報告書)」や,「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」以外にも,以下に示すような報告書が公表されており,これらの中には当社が取り組むべき有益な提言が含まれていると認識している。
 - ・ 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 最終報告(政府事故調)
 - · 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書(国会事故調)
 - ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について (原子力安全・保安院)
 - ・ 「福島第一」事故検証プロジェクト最終報告書(大前研一)
 - Lessons Learned from the Nuclear Accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station (INPO)
 - · 福島原発事故独立検証委員会 調查·検証報告書(民間事故調)

b. 原子力防災組織に必要な要件の整理

柏崎刈羽原子力発電所及び本社の原子力防災組織は、福島第一原子力発電所での課題を踏まえ、発電所の複数の原子炉施設で同時に重大事故等が発生した場合及び重大事故等の中期的な対応が必要となる場合でも対応できるようにするため、当社の原子力防災組織へ反映すべき必要要件及び要件適用の考え方を表 5.11-2 に整理した。

表 5.11-2 当社原子力防災組織へ反映すべき必要要件及び要件適用の考え方

	必要要件*	当社の原子力防災組織への要件適用の考え方
	①複数施設同時被災, 中長期的な対応ができる体制の構築	・発電所対策本部要員を増強。・交替して中長期的な対応を実施。・号機班の設置。
組織構造上の西	②中央制御室毎の連絡体 制の構築	(プラント状況の様相・規模に応じて縮小・拡張する)
	⑤監督限界の設定	・指示命令が混乱しないよう、現場指揮官を頂点に、直属の部下は最大7名以下に収まる構造を大原則とする。 ・原子力防災組織に必要な機能を以下の5つに定義し、統括を新規に設置。 1. 意思決定・指揮
要件	⑦対外対応の専属化	 1. 息心伏足・指揮 2. 対外対応 3. 情報収集と計画立案 4. 現場対応 5. ロジスティック, リソース管理 ・対外対応に関する責任者や専属の対応者の配置。
組織運営上の要件	⑨現場決定権を発電所長 に与える。	・最終的な対応責任は現場指揮官に与え、現場第一線で活動する者以外は、たとえ上位職位・上位職者であっても現場のサポ
	⑥発電所長の権限を下部 組織に委譲 ⑩指揮命令系統の明確化	ートに徹する役割とする。 ・必要な役割や対応について、予め本部長の権限を統括に委譲 することで、自然的な対応を行えるようにする。
	⑧対外対応活動を本社対策本部に一本化⑪外部からの対応の本社一元化	・本社から発電所への介入は行わない。 ・本社対策本部に対外対応に関する責任者と専属の対応者を配置し、広報、情報発信を一本化する。 ・外部からの問合せは全て本社が行い、発電所への直接介入を防止する。
	④情報共有ツールの活用	・縦割りの指示命令系統による情報伝達に齟齬がでないよう, 全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式(テ ンプレート)の統一や情報共有のツールを活用する。 ・これに伴い,本部における発話を制限する。(情報錯綜の防 止)
	⑫現場力の強化	・外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように 消防車やホイールローダ等を予め配備し,運転操作を習得。 ・放射線管理補助員を育成する。
	⑬発電所支援体制の構築	・後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠をすみやかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、予め派遣する人員を決める。 ・輸送を行う協力企業に放射線教育を実施する。 ・本社は、災害発生後、発電所が必要としている資機材を迅速に送ることができるよう、調達・輸送面に関する運用を手順化する。

表 5.11-2 における対応策③は設備対策のため、本表には記載せず。

なお、当社の原子力防災組織へ反映すべき必要な要件の整理に当たり、弾力性をもった運用が可能である、米国の消防、警察、軍等の災害現場・事件現場等における標準化された現場指揮に関するマネジメントシステム [ICS¹ (Incident Command System)] を参考にしている。 I C Sの主な特徴を表 5.11-3 に示す。

表 5.11-3 ICSの主な特徴

特徵	対応す る要件 ※
・災害規模に応じて拡大・縮小可能な組織構造 基本的な機能として、Command (指揮)、Operation(現場対応)、Planning (情報収集と計画立案)、Logistics (リソース管理)、Finance/Administration (経理、総務)がある。可能であれば現場指揮官が全てを実施しても構わないが、対応規模等、必要に応じ独立した班を組織する。規模の拡大に応じ、組織階層構造を深くする形で組織を拡張する。	
・監督限界の設定(3~7名程度まで) Incident Commander(現場指揮官)を頂点に、直属の部下は3~7名の範囲で収まる構造を大原則とする。本構造の持つ意味は、一人の人間が緊急時に直接指揮命令を下せる範囲は経験的に7名まで(望ましくは5名まで)であることに由来している。	
・直属の上司の命令のみに従う指揮命令系統の明確化 自分の直属の組織長からブリーフィングを受けて各組織のミッションと自分の役割を確 実に理解する。善意であっても、誰の指示も受けず勝手に動いてはならない。反対に、指 揮命令系統上にいない人物からの指示で動くこともしてはならない。	\sim
·決定権を現場指揮官に与える役割分担の明確化 最終的な対応責任は現場指揮官にあたえ、たとえ上位組織・上位職者であっても周辺は そのサポートに徹する役割を分担する(米国の場合、たとえ大統領であっても現場指揮官 に命令することはできない)。	6 9
・全組織レベルでの情報共有を効率的に行うための様式やツールの活用 縦割りの指揮命令系統による情報伝達の齟齬を補うために、全組織で同一の情報を共有 するための情報伝達・収集様式の統一や情報共有のためのツールを活用する。	4
・技量や要件の明確化と維持のための教育・訓練の徹底 日本の組織体制では、役職や年次による役割分担が一般的だが、ICS では各役割のミッションを明確にし、そこにつく者の技量や要件を明示、それを満たすための教育/訓練を課すことで「その職務を果たすことができる者」がその役職に就く運用となっている。	12
・現場指揮官をサポートする指揮専属スタッフの配置 現場指揮官の意思決定をサポートする役割を持つ指揮専属スタッフを設けることが出来 る。(指揮専属スタッフは、現場指揮官に変わって意思決定は行わない立場であるが、与え られた役割に対し部門横断的な活動を行うことができる点で現場指揮官と各機能班の指揮 命令系統とは異なった特徴を有している。)	_

※ 対応する要件のうち、③は設備対策のため、⑦、⑧、⑪、⑬は、ICSの特徴に整理できないため、上表に記載していない。なお、⑦、⑧、⑪は対外対応機能を分離し、本社広報、情報発信を一本化することで対応。③については本社に発電所支援機能を独立させ強化することで対応。(詳細は次ページ以降参照)

1 参考文献:

・「3.11 以降の日本の危機管理を問う」(神奈川大学法学研究所叢書 27) 務台俊介編著,レオ・ボスナー/小池貞利/熊丸由布治著 発行所:(株) 晃洋書房 2013.1.30 初版

^{• 21}st Century FEMA Study Course: -Introduction to Incident Command System, ICS-100, National Incident Management System (NIMS), Command and Management (ICS-100.b) / FEMA/2011.6

^{・「}緊急時総合調整システム Incident Command System (ICS) 基本ガイドブック」 永田高志/石井正三/長谷川学/寺谷俊康/水野浩利/深見真希/レオ・ボスナー著 発行元:公益社団法人日本医師会 2014.6.20 初版

ICS は上記の特徴から、たとえ想定を超えるような事態を迎えても、柔軟に対応し事態を収拾することを目的とした弾力性を持ったシステムであり、当社の原子力防災組織へ反映すべき必要な要件に概ね合致していると考えている。

(2) 具体的な改善策

当社の原子力防災組織の具体的な改善策について以下に記す。

a. 組織構造上の特徴

- ○基本的な機能として5つの役割にグルーピング。
- ○指揮命令が混乱しないよう、また、監督限界を考慮し、指揮官(本部長)の直属の部下(統括)を7名以下、統括の直属の部下(各班の班長)も7名以下となるよう組織を構成(発電所 図5.11-1,本社 図5.11-2)。班員についても役割に応じたチーム編成とすることで、班長以下の指揮命令系統にも監督限界を配慮(例:総務班の場合は、厚生チーム、警備チーム、医療チーム、総務チーム等、役割毎に分類)。
- ○号機班は、プラント状況の様相・規模に応じて縮小、拡張可能なよう号炉毎に配置。 (図 5.11-1)
- ○ロジスティック機能を計画立案、現場対応機能から分離。
- ○対外対応に関する責任者として対外対応統括を配置。
- ○社外対応を行う要所となるポジションにはリスクコミュニケーターを配置。
- ○現場指揮官の意思決定をサポートする役割を持つ指揮専属スタッフとして安全監督担当を配置。現場の安全性について、指揮官(本部長)に助言を行うともに、現場作業員の安全性を確保するために協働し、緊急時対策要員の安全確保に努める役割を担う。安全監督担当は、部門横断的な活動を行うことができる点で本部長、統括と各機能班長の指揮命令系統とは異なった位置づけとなっており、現場作業員の安全性確保に関し、各統括・班長に対して是正を促すことができる。

b. 組織運営上の特徴

- ○指揮命令系統上にいない人物からの指示で動くことがないようにする。
- ○最終的な対応責任は発電所対策本部にあり、重大事故等発生時における本社対策本部の役割は、事故の収束に向けた発電所対策本部の活動の支援に徹すること、現地の発電所長からの支援要請に基づいて活動することを原則とし、事故対応に対する細かい指示や命令、コメントの発信を行わない。
- ○必要な役割や対応について,予め本部長の権限を委譲することで,各統括や班長が自 発的な対応を行えるようにする。
- ○発電所の被災状況や、プラントの状況を共有する社内情報共有ツール(チャット、COP (Common Operational Picture))を整備することにより、発電所や本社等の関係者に電話や紙による情報共有に加え、より円滑に情報を共有出来るような環境を整備する。(図 5.11-3)

- ○テレビ会議システムで共有すべき情報は、全員で共有すべき情報に限定する等、発話 内容を制限することで、適切な意思決定、指揮命令を行える環境を整備する。
- ○発電所対策本部と本社対策本部間の情報共有は、テレビ会議システム、社内情報共有 ツールと合わせて、同じミッションを持つ総括、班長どうしで通信連絡設備を使用し、 連絡、情報共有を行う。
- ○外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように消防車やホイールローダ 等を予め配備し、運転操作を習得。
- ○本社は、後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点をすみやかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、予め派遣する人員を選定。
- ○本社は,災害発生後,発電所が必要としている資機材を迅速に送ることが出来るよう, 調達・輸送面に関する運用を予め手順化。

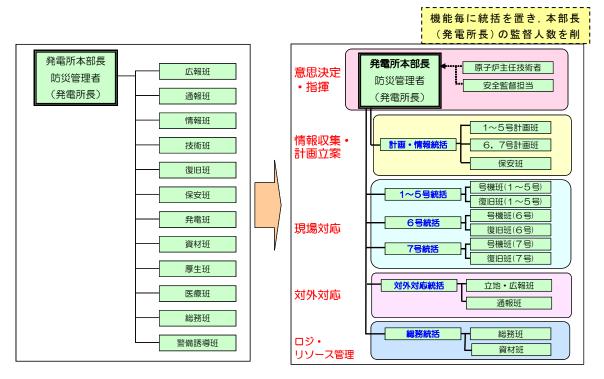


図 5.11-1 柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織の改善

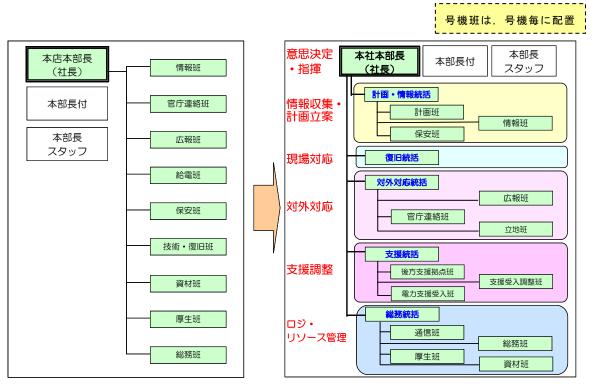


図 5.11-2 本社の原子力防災組織の改善





社内情報共有ツール(チャット) 社内情報共有ツール (COP)

※ 緊急時組織の運用については、訓練を通じて改善を図っていることから、今後変更となる可能性がある。

図 5.11-3 社内情報共有ツール

(3) 改善後の効果について

原子力防災組織を改善したことにより、以下の効果があると考えている。

- ○指示命令系統が機能毎に明確になる。
- ○管理スパンが設定されたことにより,指揮者(特に本部長)の負担が低減され,指揮者は, プラント状況等を客観的に俯瞰し,指示が出せるようになる。
- ○本部長から各統括に権限が委譲され、各統括の指示の下、各機能班が自律的に自班の業務 に対する検討・対応を行うことができるようになる。
- ○運用や情報共有ツール等を改善することにより、発電所対策本部、各機能班のみならず、 本社との情報共有がスムーズに行えるようになる。

訓練シナリオを様々に変えながら訓練を繰り返すことで、技量の維持・向上を図るとともに、原子力災害は初期段階における状況把握と即応性が重要であることから、それらを中心に更なる改善を加えることにより、実践力を高めることが可能になると考えている。また、複数プラント同時事故に対応するブラインド訓練(訓練員に事前にシナリオを知らせない訓練)を継続することにより、重大事故時のマネジメント力と組織力が向上していくものと考えている。



図 5.11-4 柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災訓練の様子

5.12 柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて

当社は福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、事故以降、緊急時体制の見直しを進めてきている。具体的には、緊急時訓練を繰り返し実施して見直しを重ね、 実効的な組織を目指して継続的な改善を行っているところである。

こうした取り組みを経て現在柏崎刈羽原子力発電所において組織している緊急時体制に ついて、以下に説明する。

1. 基本的な考え方

柏崎刈羽原子力発電所の緊急時体制を図 5.12-1 に示す。 緊急時体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。

・機能毎の整理

まず基本的な機能を以下の4つに整理し、機能毎に責任者として「統括」を配置する。さらに「統括」の下に機能班を配置する。

- ① 情報収集・計画立案
- ② 現場対応
- ③ 対外対応
- ④ ロジスティック・リソース管理

これらの統括の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「本部長(所長)」 を置く。

このように役割,機能を明確に整理するとともに,階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。

・権限委譲と自律的活動

予め定める要領等に記載された手順の範囲内において,本部長の権限は各統括, 班長に委譲されており,各統括,班長は上位職の指示を待つことなく,自律的に活動する。

戦略の策定と対応方針の確認

計画・情報統括は、本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、本部長に 進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性 を常に確認し、必要に応じて是正を提言する。

・申請号炉と長期停止号炉の分離

プラント毎に行う現場対応については、申請号炉である 6,7 号炉と長期停止号炉である 1~5 号炉に対応する組織を分離する。

申請号炉の復旧操作対応

申請号炉である 6,7 号炉については,万一の両プラント同時被災の場合の錯綜する状況にも適切に対応できるようにするため,各号炉を統括する者をそれぞれに置き(「6号統括」と「7号統括」),統括以下,号炉毎に独立した組織とすることで,要員が担当号炉に専念できる体制とする。

・本部長の管理スパン

以上のように統括を配置すると、本部長は1~7号炉の現場の対応について、1~5号統括、6号統括、7号統括の3名を管理することになる。

本部長は各統括に基本的な役割を委譲していることから、3名の統括を通じて全号 炉の管理をするが、プラントが事前の想定を超えた状況になり、2基を超えるプラントで本部長が統括に対して直接の指示を行う必要が生じた場合には、本部長の判断により、本部長が指名した者と本部長が役割を分割し、それぞれの担当号炉を分けて管理する。(図 5.12-2)

・発電所全体に亘る活動

発電所全体を所管する自衛消防隊は、火災の発生箇所、状況に応じて、1~5 号統括、6 号統括、7 号統括のいずれかの指揮下で活動する。

また、発電所全体を所管する保安班は、計画・情報統括配下に配置する。

2. 役割・機能(ミッション)

緊急体制における各職位の役割・機能(ミッション)を,表 5.12-1 に示す。

この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する号機班と復旧班,及び号機 統括の役割・機能について、以下の通り補足する。

○号機班: プラント設備に関する運転操作について,運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。

これらの運転操作の実施については、本部長から当直副長にその実施 権限が委譲されているため、号機班から特段の指示が無くても、運転員 が手順に従って自律的に実施し、号機班へは実施の報告が上がって来る ことになる。万一、運転員の対応に疑義がある場合には、号機班長は運 転員に助言する。

○復旧班: 設備や機能の復旧や,可搬型設備を用いた対応を実施する。

これらの対応の実施については、復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧班が手順に従って自律的に準備し、号機統括へ状況の報告を行う。

○号機統括:運転員及び号機班と復旧班の実施するプラント復旧操作に関する報告を 踏まえて、担当号炉における復旧活動の責任者として当該活動を統括す る。

> なお、あらかじめ決められた範囲での復旧操作については運転員及び 復旧班にその実施権限が委譲されているため、号機統括は万一対応に疑 義がある場合に是正の指示を行う。

また, 当該号炉の火災の場合には, 自衛消防隊の指揮を行う。

3. 指揮命令及び情報の流れについて

緊急時組織において、指揮命令は基本的に本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、例えば同じ号炉の号機班と復旧班など、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。

なお、予め定めた手順の範囲内において、本部長の権限は各統括、班長に委譲されているため、その範囲であれば特に本部長や統括からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、本部長や統括が判断を行い、各班に実施の指示を行うことになる。

以上のような指揮命令及び情報の流れについて、具合例として以下の 2 つのケース の場合を示す。

(ケース 1)消防車による 6 号炉への注水(定められた手順で対応が可能な場合の例:図 5.12-3)

- ・復旧班長(6号炉)の指示の下,6号復旧班が自律的に消防車による送水を準備,開始 する
- ・復旧班長(6 号炉)は、6 号統括に状況を報告すると共に号機班(6 号炉)にも情報を共 有する。
- ・6 号炉当直副長の指示の下、運転員が自律的に原子炉への注水ラインを構成する。
- ・ 号機班長(6 号炉)は、6 号統括に状況を報告すると共に復旧班(6 号炉)にも情報を共 有する。
- ・号機班長(6号炉)は復旧班から共有された情報をもとに、原子炉注水の準備ができたことを運転員に連絡する。
- ・運転員は原子炉への注水を開始する。
- ・ 号機班長(6号炉)は6号統括に、原子炉への注水開始を報告する。

(ケース 2)複数個所の火災発生(自衛消防隊の指揮権が委譲される場合の例:図5.12-4)

- ・6 号炉での火災消火のため、6 号統括が自分の指揮下に入るよう自衛消防隊に命じ出動を指示する。
- ・自衛消防隊が6号炉で活動中に1号炉で火災発生。1号炉当直副長は初期消火班にて 対応する。
- ・両火災の対応の優先度について 1~5 号統括と 6 号統括を中心に本部にて協議し、本部長の判断にて「6 号炉での消火活動の継続」を決定する。
- ・6 号炉消火後,6 号統括は、自衛消防隊に1 号炉へ移動するよう指示し、自衛消防隊 の指揮権を1~5 号統括に委譲する。
- ・自衛消防隊は1~5号統括の指揮の下,1号炉の消火活動を実施する。

4. その他

(1) 夜間・休祭日の体制

夜間・休祭日については、上述した緊急時体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していくこととなる。

(2)要員が負傷した際の代行の考え方

特に夜間・休祭日において万一何らかの理由で要員が負傷するなどにより役割が 実行できなくなった場合には、平日昼間のように十分なバックアップ要員がいない ことが考えられる。

このような場合には、同じ機能を担務する下位の職位の要員が代行するか、または上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務する(例:復旧班長が負傷した場合は復旧班副班長が代行するか、または統括が兼務する)。

具体的な代行者の選定については、上位職の者(例えば班長の代行者については統括)が決定する。

表 5.12-1 各職位のミッション

職位	表 5. 12-1 各職位のミッション ミッション		
本部長	・防災態勢の発令,変更の決定		
	・緊急時対策本部(以下,「対策本部」という)の指揮・統括		
	・重要な事項の意思決定		
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への提言		
安全監督担当	・人身安全に関する安全の監督、本部長への提言		
計画・情報統括	・事故対応方針(緊急時行動計画)の作成、対策本部への提示		
	・資源の利用・運用に関する対策本部への提言		
	・事故対応状況の把握に関する本部長のサポート		
計画班	・事故対応に必要な情報(パラメータ、常設設備の状況・可搬型設備の準備状況等)の		
	収集,プラント状態の進展予測・評価		
	・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映		
	・アクシデントマネジメントの専門知識に関する計画・情報統括のサポート		
保安班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握,影響範囲の評価		
	・被ばく管理,汚染拡大防止措置に関する緊急時対策要員への指示		
	・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する計画・情報統括への提言		
	・放射線の影響の専門知識に関する計画・情報統括のサポート		
号機統括	・対象号機に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わるプラント設備の運転操作,可		
	搬型設備を用いた対応,不具合設備の復旧の統括		
号機班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手、対策本部へインプット		
	・事故対応手段の選定に関する運転員のサポート		
	・運転員からの支援要請に関する号機統括への提言		
運転員(当直)	・重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作		
	・中操制御室内監視・操作の実施		
	・事故の影響緩和,拡大防止に関わるプラントの運転操作		
復旧班	・事故の影響緩和・拡大防止に関わる可搬型設備の準備と操作		
	・可搬型設備の準備状況の把握,号機統括へインプット		
	・不具合設備の復旧の実施		
自衛消防隊	·初期消火活動(消防車隊)		
対外対応統括	・対外対応活動の統括		
通報班	・社外関係機関への通報連絡		
立地・広報班	・対外対応情報の収集,本部長へインプット		
	・自治体派遣者の活動状況把握とサポート		
	・マスコミ対応者への支援		
総務統括	・発電所対策本部の運営支援の統括		
資材班	・資材の調達及び輸送に関する一元管理		
t n =t	・原子力緊急事態支援組織からの資機材受入調整		
総務班	・要員の呼集、参集状況の把握、対策本部へインプット		
	・食料・被服の調達		
	・宿泊関係の手配		
	・医療活動		
	・所内の警備指示		
	・一般入所者の避難指示		
	・物的防護施設の運用指示		
	・他の班に属さない事項		

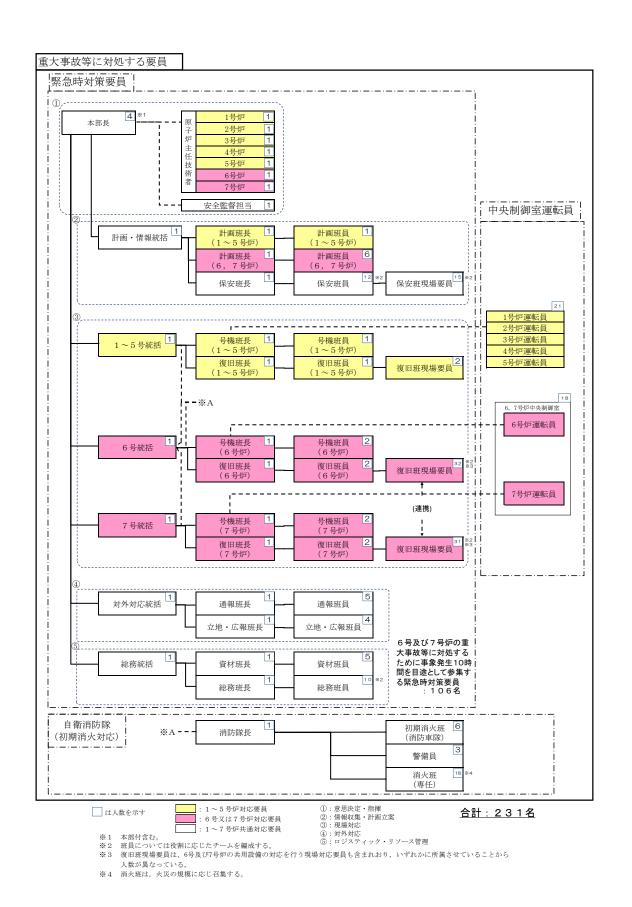
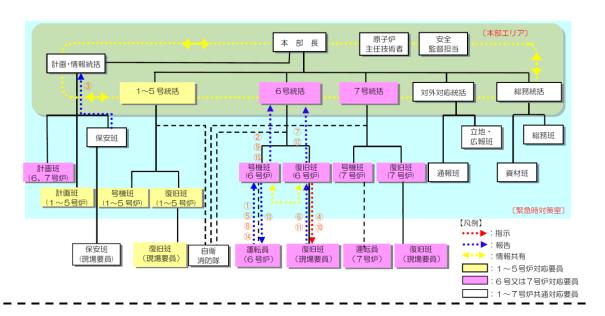


図 5.12-1 柏崎刈羽原子力発電所 緊急時対策本部,自衛消防隊及び中央制御室の体制 (第 2 次緊急時態勢・参集要員召集後 6,7 号炉共運転中の場合)

基本的な緊急時体制 6号統括 号機班(6号炉) 本部長 復旧班(6号炉) 7号統括 号機班(7号炉) 復旧班(7号炉) 1~5号統括 号機班(1~5号炉) 復旧班(1~5号炉) 計画•情報統括 对外对応統括 総務統括 プラントが事前の想定を超え、2基を超えるプラントで本部長 が統括に対して直接の指示を行う必要が生じた場合の体制 6号統括 号機班(6号炉) 復旧班(6号炉) 本部長(6,7号) 7号統括 号機班(7号炉) 共 有 復旧班(7号炉) 本部長(1~5号)※ 1~5号統括 号機班(1~5号炉) ※本部長が指名した者 復旧班(1~5号炉) 計画·情報統括 対外対応統括 : 1~5号炉対応要員 7:6号又は7号炉対応要員 総務統括 $\neg: 1 \sim 7$ 号炉共通対応要員

図 5.12-2 柏崎刈羽原子力発電所 緊急時対策本部体制(概要)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

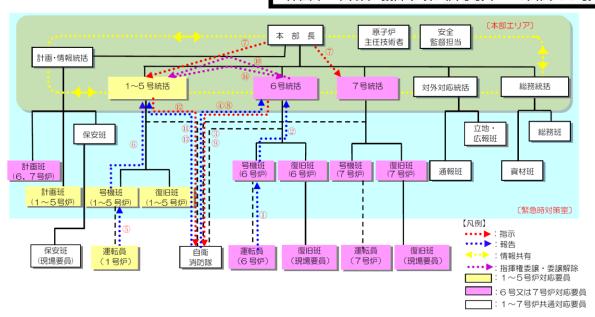


指示・命令の流れ(例:消防車による6号炉への注水が必要となった場合)



図 5.12-3 消防車による 6 号炉への注水が必要になった場合の情報の流れ(例)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



指示・命令の流れ(例:6号炉で火災が発生し、その後1号炉で火災が発生した場合)

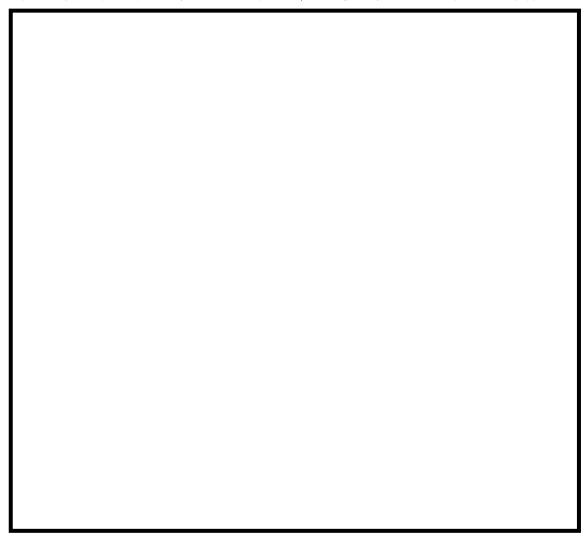


図 5.12-4 火災発生時(2ヶ所の場合)の対応と情報の流れ(例)

5.13 停止中の1~5 号炉のパラメータ監視性について

停止中の1~5号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、6号炉、7号炉いずれかの格納容器ベント時には6号及び7号炉に加え、1~5号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、更に5号炉については緊急時対策所を設置する設計とし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。

一方,6号炉,7号炉が重大事故に伴い格納容器破損に至った際には,放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際には,各号炉の中央制御室からは一旦緊急時対策所に運転員を待避させる。

なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、6号炉、7号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ伝送装置と、中央制御室内待避室において表示するためのデータ表示装置を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1~5号炉には上記のようなデータ伝送装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。

そのため停止中の $1\sim5$ 号炉が 6 号炉,7 号炉と同時被災し全交流動力電源喪失に至った際には,プラントパラメータを把握し,伝送・表示するための措置として 6 号炉,7 号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。

したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまで自主対策の措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、6号炉、7号炉の格納容器ベント時に1~4号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において各号炉の運転員が自号炉の使用済み燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにする。以下にその概略を示す。

(1) 監視対象

6号炉、7号炉申請時点で、申請前かつプラント停止中の $1\sim5$ 号炉においては、いずれも使用済燃料貯蔵プールに使用済み燃料が保管・冷却されているため、使用済み燃料プールの冷却状態の把握が必要である。なお $1\sim5$ 号炉においては、いずれも使用済み燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である(スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から 100℃に達するまでに約 30 時間)。

(2)使用済み燃料プールの冷却状態の把握方法

1~5 号炉の使用済燃料貯蔵プール水位・水温は,9 箇所に設置した熱電対のうち, 気相に露出している熱電対と,水中にある熱電対を用いて電気信号として検出し,中央制御室に指示・記録する設計としている(水中にある各検出点温度と気相部の温度を比較することにより,間接的に水位を監視する)。使用済燃料ラック上端付近から使用済燃料貯蔵プール上端付近を計測範囲としている。

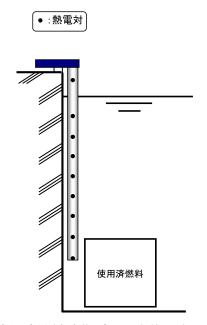


図 5.13-1 使用済燃料貯蔵プール水位・水温計 概要図

(3) 伝送方法

① 5号炉中央制御室~5号炉原子炉建屋内緊急時対策所他所内必要拠点

5号炉中央制御室のデジタル記録計に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近に設置する仮設電源より給電を行いつつ、デジタル記録計の信号出力を仮設の LAN ケーブルにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所他所内必要拠点に伝送することで、遠隔でプラントの状態を把握できる。なお、ケーブル敷設等作業は事故後に参集した要員により、6号炉、7号炉のベント実施前に作業を完了させることが可能となる様、必要な資機材類の配備や手順の整備、要員の確保、タイムラインの明確化に努める。

② 1~4 号炉中央制御室~5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所他所内必要拠点 1~4 号炉中央制御室のデジタル記録計に仮設電源による電源供給を行いつつ,デジ タル記録計の信号出力を仮設の伝送装置や光ケーブル等により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所他所内必要拠点に伝送することで、遠隔でプラントの状態を把握できる。なお、ケーブル敷設等作業は上記①と同様。

③ 1~5 号炉中央制御室~免震重要棟内緊急時対策所

1~5 号炉中央制御室のデジタル記録計の信号出力を有線系回線(光ファイバ)により免震重要棟内緊急時対策所に伝送することで、遠隔でプラントの状態を把握できる。

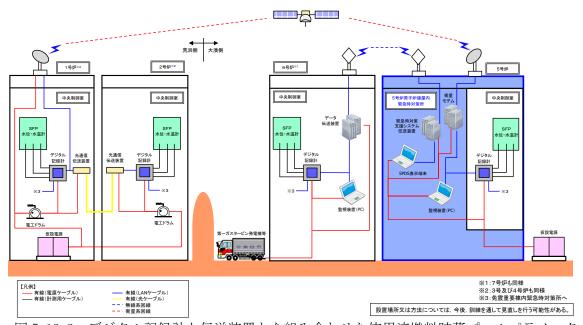


図 5.13-2 デジタル記録計と伝送装置とを組み合わせた使用済燃料貯蔵プールパラメータ の緊急時対策所からの遠隔監視 概要図

5.14 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部の構造及び耐震設計について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部は,鋼製の高気密室,及び,緊急時対策所遮蔽 により構成される。

高気密室は、鋼製の柱を溶接した高気密室架構により必要な構造強度を確保し、高気密室架構に設置する鋼鈑により必要な気密性を確保可能な設計とする。鋼鈑は鋼製の胴縁を介して高気密室架構の柱に溶接され、高気密室架構は柱と柱の間をブレースにより補強することより剛性を高め、ベースプレート及び基礎ボルトにより床面に支持する構造とする。ここで、高気密室は、常設重大事故等対処設備において「常設耐震重要重大事故防止設備」及び「常設重大事故緩和設備」に分類し、「原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1991 追補版」に基づき、機器・配管系として耐震設計を行うこととする。

また,緊急時対策所遮蔽は,5号炉原子炉建屋を構成するコンクリート躯体の一部であり,必要な構造強度を確保するとともに,対策要員の居住性を維持するための被ばく線量低減可能な遮蔽厚さを確保する設計とする。

ここで、緊急時対策所遮蔽は、常設重大事故等対処設備において「常設耐震重要重大事故防止設備」及び「常設重大事故緩和設備」に分類し、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」及び「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」に基づき、建物・構築物として耐震設計を行うこととする。

対策本部の各要求機能に対する許容限界(評価基準)について表 5.14-1に示す。

また,対策本部内部の平面図を図 5.14-1 に,高気密室架構のイメージを図 5.14-2 に, 高気密室架構のブレース及び気密パネル取付けイメージを図 5.14-3 に,高気密室の配置計 画図を図 5.14-4~7 に示す。

5.14-1 対策本部の各要求機能に対する許容限界(評価基準)

要求機能	機能設計上の性能 目標	地震力	部位	許容限界 (評価基準)	
	一 構造強度を有する こと Ss		高気密室基礎部(ベース プレート,基礎ボルト)	供用状態Dでの許容 応力以下となること	
_		高気密室架構(柱,ブレース)	供用状態Dでの許容 応力以下となるこ と		
			耐震壁 ^{※1} (緊急時対策所遮蔽)	最大せん断ひずみ 2×10 ⁻³ 以下となる こと	
気密性	気密性能を維持すること	基準地震動 Ss	鋼鈑	供用状態Dでの許容 応力以下となるこ と	
遮蔽性	遮蔽体の損傷によ り遮蔽性を損なわ ないこと	基準地震動 Ss	基準地震動)遮蔽性を損なわ Ss	耐震壁 ^{※1} (緊急時対策所遮蔽)	最大せん断ひずみ 2 ×10 ⁻³ 以下となるこ と
支持 機能 ^{*2}	機器・配管系等の設 備を支持する機能 を損なわないこと	基準地震動 Ss	高気密室架構(胴縁)	供用状態Dでの許容 応力以下となるこ と	

※1: 建屋全体としては、地震力をおもに耐震壁で負担する構造となっており、柱、梁、間仕切壁等が耐震壁の変形に追従すること、全体に剛性の高い構造となっており複数の耐震壁の相対変形が小さく床スラブの変形が抑えられるため、各層の耐震壁が最大せん断ひずみの許容限界を満足していれば、建物・構築物に要求される機能は維持される設計とする。

※2: 高気密室内に設置する機器・配管系等の設備は高気密室架構の柱に設置される鋼製の胴縁から支持され、高気密室架構の各部位はこれらの設備が胴縁に設置された状態において許容限界を満足する設計とする。

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

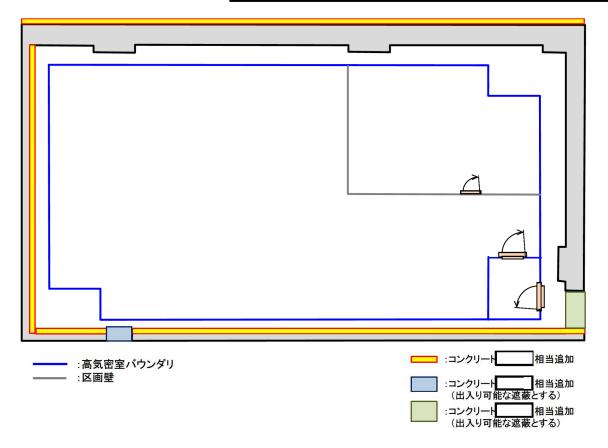


図 5.14-1 対策本部内部の平面図

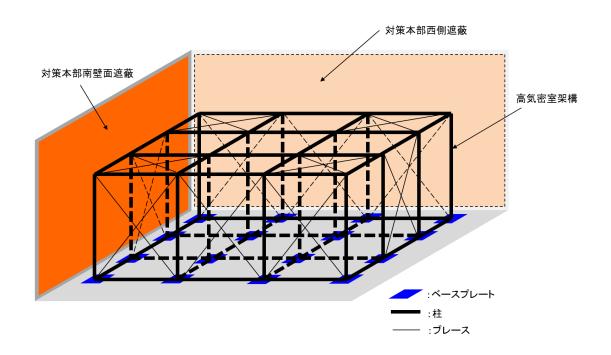


図 5.14-2 高気密室架構のイメージ図

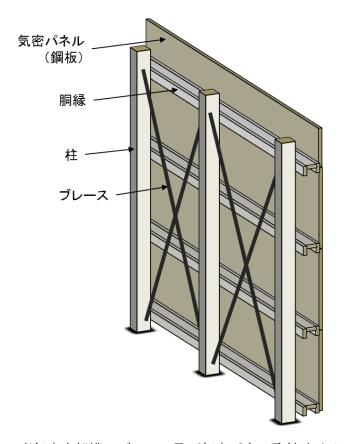


図 5.14-3 高気密室架構のブレース及び気密パネル取付けイメージ図

	枠囲みの内容は機密	事項に属しますので公開できません。
図 5.14-	-5 高気密室の配置計画図	(平面図)
1		

図 5.14-7 高気密室の配置計画図 (断面図)

61-10

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について

目 次

1.	免免	震重要棟内	7緊急時対策所	61-10-1-1
	1.1	新規制基	準への適合状況	61-10-1-1
	1.2	免震重要	棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性に係る被ばく評価	
		について		61-10-1-3
	· 添付	付資料 1	免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性に係る被	
			ばく評価条件	61-10-1-10
	· 添	付資料 2	被ばく評価に用いた気象資料の代表性	61-10-1-33
	· 添	付資料3	線量評価に用いる大気拡散評価	61-10-1-39
	· 添	付資料 4	地表面への沈着速度の設定について	61-10-1-41
		付資料 5	エアロゾルの乾性沈着速度について	61-10-1-43
		付資料 6	グランドシャインガンマ線の評価方法	61-10-1-47
	· 添	付資料 7	審査ガイド*1への適合状況について	61-10-1-53
2.	5 号	·炉原子炉	建屋内緊急時対策所	61-10-2-1
	2. 1		5準への適合状況	61-10-2-1
	2. 2		子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく	v1 1v - 1
		評価につ		61-10-2-3
	泺			01 10 2 3
	• 66%	付資料1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係るない。	21 10 0 11
			る被ばく評価条件	61-10-2-11
	· 添	付資料 2	居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性につい	
			T	61-10-2-25
	· 添	付資料3	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係	
			る被ばく評価に用いる大気拡散評価について	61-10-2-30
	· 添	付資料4	地表面への沈着速度の設定について	61-10-2-34
	· 添	付資料 5	エアロゾルの乾性沈着速度について	61-10-2-37
	· 添	付資料 6	原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの	
			評価方法について	61-10-2-45
	· 添	付資料 7	放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評	
	1211	11,2411.	価方法について	61-10-2-50
	· 泺	付資料 8	地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく	01 10 2 00
	- 初示	门貝杆 0		C1 10 0 E4
	\ T	/ I V I de viole o	の評価方法について	61-10-2-54
		付資料 9	外気から取り込まれた放射性物質による被ばくについて	61-10-2-62
	· 添	付資料 10	空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化開始が遅延することに	
			よる影響について	61-10-2-63
	· 添	付資料 11	可搬型陽圧化空調機のフィルタの除去効率の設定について	61-10-2-72

•	添付資料 12	使用済燃料プール等の燃料等による影響について	61-10-2-76
•	添付資料 13	施工誤差の影響について	61-10-2-84
•	添付資料 14	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る被ばく	
		評価の審査ガイド※1への適合状況	61-10-2-88

(※1) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策 所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

1. 免震重要棟内緊急時対策所

1.1 新規制基準への適合状況

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十 一条(緊急時対策所),実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第 七十六条(緊急時対策所)

~抜粋~

	新規制基準の項目	適合状況
1	.,,,,-,,-	
1	第三十四条の規定により設置される緊	重大事故等が発生した場合においても、
	急時対策所は、重大事故等が発生した場	免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避
	合においても当該重大事故等に対処する	室)により、当該重大事故等に対処する
	ための適切な措置が講じられるよう、次	ための適切な措置を講じることができ
	に掲げるものでなければならない。	るようにしている。
	一 重大事故等に対処するために必要	
	な指示を行う要員がとどまることができ	
	るよう、適切な措置を講じたものである	
	るよう、週外な相直を構したものである。	
	<i>⊂ C</i> ∘	
	二 重大事故等に対処するために必要な	
	指示ができるよう、重大事故等に対処す	
	るために必要な情報を把握できる設備を	
	設けたものであること。	
	三 発電用原子炉施設の内外の通信連	
	ー 光電//ボー// Million M	
	うために必要な設備を設けたものである	
	こと。	
2	緊急時対策所は、重大事故等に対処する	_
	ために必要な数の要員を収容することが	
	できるものでなければならない。	

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条 (緊急時対策所),実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第七十 六条 (緊急時対策所)

~抜粋~

1, 2

いう。

新規制基準の項目

【解釈】

1 第1項及び第2項の要件を満たす 緊急時対策所とは、以下に掲げる措置 又はこれらと同等以上の効果を有する 措置を行うための設備を備えたものを

- e) 緊急時対策所の居住性について は、次の要件を満たすものであること。
- ① 想定する放射性物質の放出量等 は東京電力株式会社福島第一原子力発 電所事故と同等とすること。
- ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
- ③ 交代要員体制、安定ョウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

適合状況

免震重要棟内緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している(約86mSv/7日間)。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及び安定よう素剤の服用なしとして評価した。

1.2 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性に係る被ばく評価について

設計基準事故を超える事故時の免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」(以下、「審査ガイド」という)に基づき評価を行った。

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の対策要員の被ばく評価の結果,実効線量で約86mSvであり,対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。

(1) 想定する事象

想定する事象については,「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等」とした。なお,想定する放射性物質等に関しては,審査ガイドに基づき評価を行った。

(2) 大気中への放出量

大気中へ放出される放射性物質の量は、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉が発災するものとし、放出時期及び放射性物質の放出割合は審査ガイドに従った。評価に用いた放出放射能量を表 1-1 に示す。

核種グループ	放出放射能量 (Bq)
核性グループ	6 号炉及び 7 号炉の和
希ガス類	約 1.8×10 ¹⁹
よう素類	約 6. 3×10 ¹⁷
Cs 類	約 5. 6×10 ¹⁶
Te 類	約 1. 6×10 ¹⁷
Ba 類	約 6. 1×10 ¹⁵
Ru 類	約 2.8×10 ¹⁰
Ce 類	約 1.9×10 ¹⁴
La 類	約 2. 8×10 ¹³

表 1-1 大気中への放出量 (gross 値)

(3) 大気拡散の評価

被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を、年間について小さいほうから順に並べた累積出現頻度 97%にあたる値を用いた。評価においては、1985 年 10 月~1986 年 9 月の 1 年間における気象データを使用した。

相対濃度及び相対線量の評価結果は、表 1-2 に示すとおりである。

評価対象	放出号炉	相対濃度 χ/Q (s/m³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)
免震重要棟内緊急時対	6 号炉	5. 8×10^{-6}	2.0×10^{-19}
策所1階(待避室)	7 号炉	6. 5×10 ⁻⁶	2.1×10^{-19}

表 1-2 相対濃度及び相対線量

(4) 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線評価

原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による 対策要員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価するものであるが、 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)は原子炉建屋から 1km 以上の離隔距離があ ることから、原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガン マ線は、十分に減衰するため、線量評価結果に与える影響は軽微であり、居住性に係る 被ばく評価において無視することができる。

(5) 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性に係る被ばく評価

被ばく評価に当たって、放射性物質の放出は事故発生後 24 時間から 34 時間まで継続し、事故初期の放射性物質の影響が支配的となることから 7 日間免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室)に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮している被ばく経路は、図 1-1 に示す①~④のとおりである。被ばく経路のイメージ図を図 1-2 に示す。また、免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室)の居住性評価に係る被ばく評価の主要条件を表 1-4 に示す。

a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室)内での外部被ばく(経路①)

事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの,直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内での対策要員の外部被ばくは,前述(4)のとおり影響は軽微であり,居住性に係る被ばく評価において無視することができる。

b. 大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による免震重要棟内 緊急時対策所1階(待避室)内での外部被ばく(経路②)

大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からの,ガンマ線による免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内での外部被ばくは,事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に,大気拡散効果と免震重要棟の外壁及び内壁によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて対策要員の実効線量を評価した。

c. 外気から取り込まれた放射性物質による免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) 内での被ばく(経路③)

事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は、外気から免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)及び隣接区画内に取り込まれる。免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)及び隣接区画に取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく及び免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)に取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)及び隣接区画の放射性物質濃度の計算に当たっては以下のi~iiの効果を考慮した。なお、マスクの着用及びよう素剤の服用はないものとして評価した。

- i. 可搬型陽圧化空調機による免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の陽圧化免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)を可搬型陽圧化空調機により陽圧化することで,免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)へのフィルタを通らない外気の侵入を防止する効果を考慮した。なお,陽圧化範囲でない区画は,保守的に外気と同様として評価した。
- d. 大気中に放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による免震重要棟 内緊急時対策所1階(待避室)内での外部被ばく(経路④)

大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内での外部被ばくは,事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に大気拡散効果,地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて対策要員の実効線量を評価した。

(6) 被ばく評価結果

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の対策要員の被ばく評価結果は,表1-3に示すとおり,実効線量で約86mSvであり,実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。

表 1-3 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室) の居住性に係る被ばく評価結果

		免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)		
	被ばく経路	実効線量(mSv)		
		6 号炉	7 号炉	合計
	①原子炉建屋内の放射性物質からの			
	ガンマ線による免震重要棟内緊急時	0.101	0.101	0.1015
	対策所 1 階(待避室)内での外部被	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ばく			
	②放射性雲中の放射性物質からのガ			
	ンマ線による免震重要棟内緊急時対	約 1.1×10 ¹	約 1. 2×10 ¹	約 2. 3×10 ¹
	策所 1 階(待避室)内での外部被ば	水 1.1 × 10	水y 1. 2 × 10 ⁻²	
	<			
	③外気から取り込まれた放射性物質			
室内	による免震重要棟内緊急時対策所 1	約 2.0×10 ¹	約 2.2×10 ¹	約 4.2×10 ¹
作業時	階(待避室)内での被ばく			
	(内訳)内部被ばく	(約 6.6×10º)	(約7.3×10°)	(約 1.4×10¹)
	外部被ばく	(約 6.8×10°)	(約7.6×10°)	(約 1. 4×10 ⁻)
	待避室外のエリアからの外	(約 6. 3×10°)	(約 7. 1×10°)	(約 1. 3×10 ¹)
	部被ばく	(水) 0. 3 < 10-)	(水) 7.1 入10 7	(水) 1.3 <10-)
	④大気中に放出され地表面に沈着し			
	た放射性物質からのガンマ線による	約 1. 0×10 ¹	約 1.1×10 ¹	WE 0 0 1 1 1 1
	免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待	ボソ 1. U × 1U [*]	ボソ 1・1 × 10 ⁻	約 2.2×10 ¹
	避室)内での外部被ばく			
	合計 (①+②+③+④)	約 4.1×10 ¹	約 4.5×10 ¹	約 86

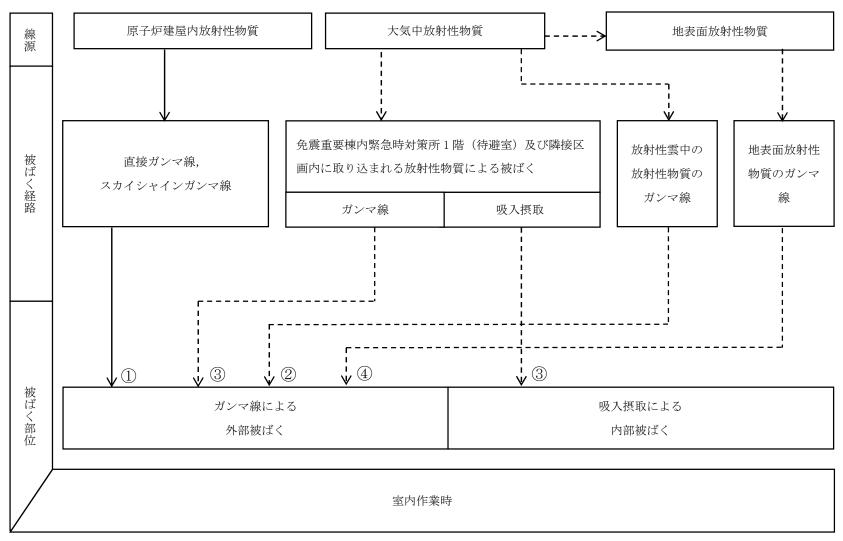
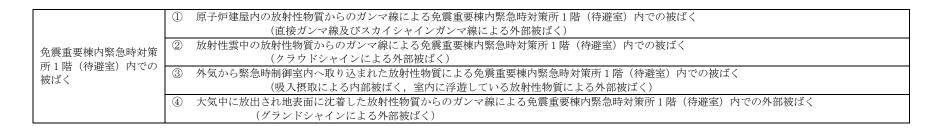


図 1-1 被ばく経路 (免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)) 61-10-1-7



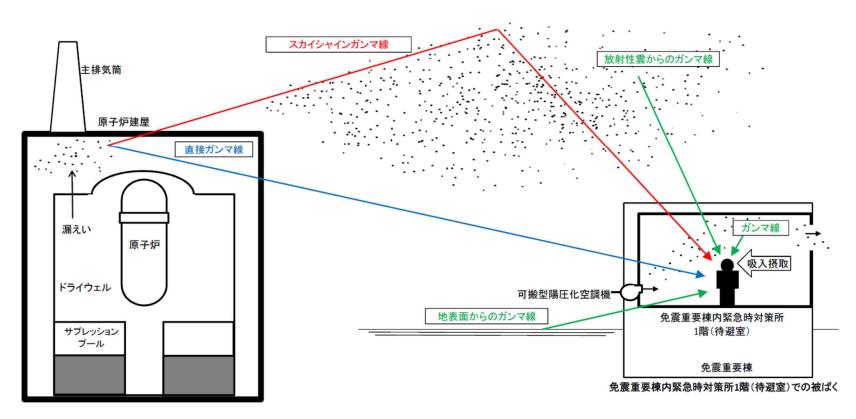


図 1-2 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)の対策要員の被ばく経路イメージ図

表 1-4 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) の居住性評価に係る 被ばく評価の主要条件

		免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)				
+4山县	発災プラント	6 号炉及び 7 号炉				
放出量評価	ソースターム	福島第一原子力発電所事故と同等				
	放出継続時間		10 時間			
	放出源高さ		地上放出			
	気象	1985	年10月から1年	間		
大気拡散条件	着目方位		S, SSW 方位			
	重ね合わせ	号炉毎に評価し被ばく量を足し合わせる				
	建屋巻き込み	巻込みを考慮				
	累積出現頻度	小さい方から 97%相当				
	時間[h]	0~24	24~34	34~168		
	換気設備による	1,800	1 800	1, 800		
防護措置	空気取込[m³/h]	1, 800	1, 800			
沙) 唛1日 巨	マスク		着用なし			
	要員交代,	考慮しない				
	よう素剤					
結果	合計線量		約 86mSv			
州本	(7日間)		約 86mSv			

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性に係る被ばく評価条件

表添 1-1-1 大気中への放出放射能量評価条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に、放射性物質の居住性は、放射性物質の大東京の大が東京の大が東京の大が東京の大が東京の大が東京の大が東京の大が東京の
炉心熱出力	3, 926MW	定格熱出力	_
運転時間	1 サイクル: 10,000h(約 416 日) 2 サイクル: 20,000h 3 サイクル: 30,000h 4 サイクル: 40,000h 5 サイクル: 50,000h	1 サイクル 13 ヶ 月(約 395 日)を 考慮して,燃料の 最高取出燃焼度 に余裕を持たせ 長めに設定	_
取替炉心の燃料 装荷割合	1 サイクル: 0.229 (200 体) 2 サイクル: 0.229 (200 体) 3 サイクル: 0.229 (200 体) 4 サイクル: 0.229 (200 体) 5 サイクル: 0.084 (72 体)	取替炉心の燃料 装荷割合に基づ き設定	_

表添 1-1-1 大気中への放出放射能量評価条件(2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
			4.4 (1) a. 事故直前の炉心内蔵量に
			対する放射性物質の大気中への放出割
			合は、原子炉格納容器が破損したと考
			えられる福島第一原子力発電所事故並
	希ガス類:97%		みを想定する。
	よう素類:2.78%		希ガス類:97%
	Cs 類:2.13%	審査ガイド	ョウ素類:2.78%
放射性物質の大気	Te 類:1.47%	番重カイト に示された	(CsI:95%、無機ヨウ素:4.85%、
中への放出割合	Ba 類:0.0264%	とおり設定	有機ヨウ素:0.15%)
	Ru 類:7.53×10 ⁻⁸ %	こわり政定	(NUREG-1465 を参考に設定)
	Ce 類:1.51×10 ⁻⁴ %		Cs 類:2.13%
	La 類:3.87×10 ⁻⁵ %		Te 類:1.47%
			Ba 類:0.0264%
			Ru 類:7.53×10 ⁻⁸ %
			Ce 類:1.51×10 ⁻⁴ %
			La 類:3.87×10 ⁻⁵ %
	粒子状よう素:95%		
よう素の形態	無機よう素:4.85%	同上	同上
	有機よう素:0.15%		
			4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出
放出開始時刻	24 時間後	同上	開始時刻は、事故(原子炉スクラム)
			発生 24 時間後と仮定する
			4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出
放出継続時間	10 時間	同上	継続時間は、保守的な結果となるよう
			に 10 時間と仮定する。
事故の評価期間	7 日	同上	3. 判断基準は、対策要員の実効線量が
ず以い計画物刊	1 H	lii T	7日間で 100mSv を超えないこと。

表添 1-1-2 大気拡散条件 (1/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示された とおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空 気中濃度は、放出源高さ及 び気象条件に応じて、空間 濃度分布が水平方向及び 鉛直方向ともに正規分布 になると仮定したガウス プルームモデルを適用し て計算する.
気象データ	柏崎刈羽原子力発電所 における1年間の気象 データ(1985年10月~ 1986年9月)	建屋影響を受ける大気 拡散評価を行うため保 守的に地上風(地上約 10m)の気象データを使 用 審査ガイドに示された とおり発電所において 観測された1年間の気 象データを使用 (添付資料2参照)	4.2(2)a.風向、風速、大気 安定度及び降雨の観測項 目を、現地において少なく とも1年間観測して得られ た気象資料を大気拡散式 に用いる。
実効放出継続時間	10 時間	審査ガイドに示された 放出継続時間に基づき 設定	4.2(2)c.相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。
放出源及び 放出源高さ	放出源: 6号炉原子炉建屋及び 7号炉原子炉建屋 放出源高さ:地上0m	審査ガイドに示された とおり設定。 ただし,放出エネルギ ーによる影響は未考慮	4.4(4)b.放出源高さは、地上放出を仮定する。放出エネルギーは、保守的な結果となるように考慮しないと仮定する。

表添 1-1-2 大気拡散条件 (2/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
累積出現頻度	小さい方から累積 して 97%	審査ガイドに示された とおり設定	4.2(2)c.評価点の相対濃度又は相対線 量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量 を年間について小さい方から累積した 場合、その累積出現頻度が 97%に当た る値とする。
建屋巻き込み	考慮する	放出点から近距離の建 屋の影響を受けるため、建屋による巻き込 み現象を考慮	4.2(2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。
巻き込みを生じる代表建屋	6 号炉原子炉建屋 及び 7 号炉原子炉建屋	放出源であり、巻き込 みの影響が最も大きい 建屋として設定	4.2(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
放射性物質濃 度の評価点	免震重要棟の中心 を評価点とした	審査ガイドに示された とおり設定	4.2(2)b. 屋上面を代表とする場合、例 えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊 急時対策所の中心点を評価点とするこ とは妥当である。

表添 1-1-2 大気拡散条件 (3/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
着目方位	2 方位(S, SSW)	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2(2) a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る披ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	約 1, 931m²	審査ガイドに示された とおり設定 風向に垂直な投影面積 のうち最も小さいもの	4.2(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影 面積を求め、放射性物質の濃度を求め るために大気拡散式の入力とする。

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	
大気中への放射性	大気中への放射性物質の放出量を基に、屋外の放射性物質を考慮し、免震重要棟外壁及び内壁に			
よる遮蔽効果を踏っ	まえて,放射性物質	からのガンマ線による対策要員の外部	部被ばくを評価する。	
			4.2(2)b. 屋上面を代表	
			とする場合、例えば原子	
評価点	図添 1-1-1 のと	影響が大きくなる中心点を選定	炉制御室/緊急時制御	
計測点	おり	(高さ:床面上1.5mにて評価)	室/緊急時対策所の中	
			心点を評価点とするこ	
			とは妥当である。	
			4.2(3)a. 原子炉制御室/	
			緊急時制御室/緊急時対	
			策所内にいる運転員又	
	図送 1_1_1 のと	免震重要棟建屋の躯体厚さ及び追	は対策要員に対しては、	
遮蔽厚さ 図添 1-1-1 の おり		党 記した遮蔽壁の躯体厚さを参照	原子炉制御室/緊急時制	
	₹ 3.9	成した感慨堡の躯体序でを参照	御室/緊急時対策所の建	
			屋によって放射線が遮	
			へいされる低減効果を	
			考慮する。	

表添 1-1-4 隣接区画内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価条件

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載		
大気中への放射性物	大気中への放射性物質の放出量を基に、隣接区画内に取り込まれた放射性物質を考慮し、免震重要				
棟内緊急時対策所の	D内壁による遮蔽効	果を踏まえて,放射性物質からのガン	ノマ線による対策要員の		
外部被ばくを評価す	叶る。なお,隣接区	画のうち陽圧化範囲でない区画は,何	呆守的に外気と同様とし		
て評価する。					
	 図添 1-1-1 のと	隣接区画内線源の影響が大きくな			
評価点	おり	る点を選定	_		
	<i>20 9</i>	(高さ:床面上1.5mにて評価)			
		免震重要棟建屋の躯体厚さ及び追	4.2(3)b. 原子炉制御室/		
			緊急時制御室/緊急時対		
			策所内にいる運転員又		
	 図添 1-1-1 のと		は対策要員に対しては、		
遮蔽厚さ	おり	元辰里安保建屋の躯体厚さ及び担 設した遮蔽壁の躯体厚さを参照	原子炉制御室/緊急時制		
	わり 	設した遮敝壁の躯体厚さを参照	御室/緊急時対策所の建		
			屋によって放射線が遮		
			へいされる低減効果を		
			考慮する。		
評価コード	QAD-CGGP2R	許認可解析にて実績のあるコード	_		

表添 1-1-5 グランドシャインガンマ線の評価条件

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
大気中への放射性物質の放出量を基に、免震重要棟の屋上面及び屋外の地表面に沈着した放射性物			
質を考慮し, 免震重	重要棟外壁及び内壁	並びに屋外に設置した遮蔽壁による。	庶蔽効果を踏まえて, 放
射性物質からのガン	/マ線による対策要	員の外部被ばくを評価する。(添付資	料 6 参照)
	図添 1-1-1 のと	沈着した線源の影響が大きくなる	
評価点		点を選定(高さ:床面上1.5mにて	_
	40 Y	評価)	
		のと 免震重要棟建屋の躯体厚さ及び追 設した遮蔽壁の躯体厚さを参照	4.2(3)b. 原子炉制御室/
			緊急時制御室/緊急時対
			策所内にいる運転員又
	 図添 1-1-1 のと		は対策要員に対しては、
遮蔽厚さ			原子炉制御室/緊急時制
	わり		御室/緊急時対策所の建
			屋によって放射線が遮
			へいされる低減効果を
			考慮する。
評価コード	QAD-CGGP2R	許認可解析にて実績のあるコード	_

表添 1-1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件

	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
施讀	施設の位置及び遮蔽構造から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線は、十分に遮蔽される			
価約	吉果に与える	影響は軽微であり、原	居住性に係る被ばく評価において無視することがで	できる。
	原子炉建	放出された放射性		4.4(5)a.原子炉建屋
	屋(二次	物質が自由空間容		内の放射性物質は、自
線	格納施	積に均一に分布す	審査ガイドに示されたとおり設定	由空間容積に均一に
源	設) 内線	るとし,事故後7日	番重ガイトに小されたこわり設定	分布するものとして、
強	源強度分	間の積算線源強度		事故後7日間の積算線
度	布	を計算		源強度を計算する
	事故の評 価期間	7 日	同上	同上
		W. 1 1 0 0 l. k	中心点より線源となる建屋に近い壁側を選定	
	評価点	図添 1-1-2 のとお	(高さ:直接ガンマ線では天井面, スカイシャイ	_
		Ŋ	ンガンマ線では屋上面を選定)	
				4.4(5)a. 原子炉建屋
				内の放射性物質から
			 ンマ線及で	のスカイシャインガ
		図添 1-1-2 のとお		ンマ線及び直接ガン
j	庶蔽厚さ	図標 1-1-2 のとわり		マ線による外部被ば
				く線量は、積算線源強
				度、施設の位置、遮へ
				い構造及び地形条件
				から計算する。
			直接ガンマ線の線量評価に用いる QAD-CGGP2R	
		古埣ガンラ绡	は三次元形状を,スカイシャインガンマ線の線	
	直接ガンマ線		量評価に用いる ANISN 及び G33-GP2R はそれぞ	
古	按ガンフ	の線量評価:QAD- CGGP2R	れ一次元,三次元形状を扱う遮蔽解析コードで	
	直接ガンマ線・スカイシ	COOI 2K	あり、ガンマ線の線量を計算することができ	
	インガンマ	スカイシャインガ	る。計算に必要な主な条件は,線源条件,遮蔽	_
	アグラママ 評価コード	ンマ線の線量評	体条件であり、これらの条件が与えられれば線	
形的	井川コート	が 価:ANISN,	量評価は可能である。従って、設計基準事故を	
		7щ : ANTSN, G33-GP2R	超える事故における線量評価に適用可能であ	
		GOO GI ZI	る。QAD-CGGP2R, ANISN 及びG33-GP2R はそれぞ	
			れ許認可での使用実績がある。	

表添1-1-7 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価ご用いる原子炉建屋内の積算線原始度(1/2)※1

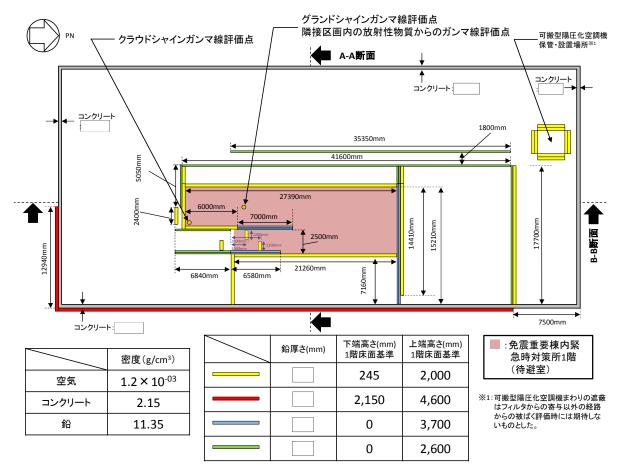
	ルギー(MeV)	
下限	上限(代表エネルギー)	(photons) (単一号炉当たり)
_	1.00×10^{-2}	2.44×10^{22}
1.00×10^{-2}	2.00×10^{-2}	2.44×10^{22}
2.00×10^{-2}	3.00×10^{-2}	1.11×10^{23}
3.00×10^{-2}	4.50×10^{-2}	5.74×10^{22}
4.50×10^{-2}	6. 00×10 ⁻²	1.11×10^{22}
6.00×10^{-2}	7.00×10^{-2}	7.41×10^{21}
7.00×10^{-2}	7.50×10^{-2}	6.66×10^{21}
7.50×10^{-2}	1.00×10^{-1}	3.34×10^{22}
1.00×10^{-1}	1.50×10^{-1}	1.90×10^{22}
1.50×10^{-1}	2.00×10^{-1}	4.93×10^{22}
2.00×10^{-1}	3.00×10^{-1}	9. 85×10^{22}
3.00×10^{-1}	4.00×10^{-1}	1. 48×10^{23}
4.00×10^{-1}	4.50×10^{-1}	7.39×10^{22}
4.50×10^{-1}	5. 10×10 ⁻¹	1.03×10^{23}
5.10×10^{-1}	5. 12×10 ⁻¹	3.43×10^{21}
5.12×10^{-1}	6.00×10^{-1}	1.51×10^{23}
6.00×10^{-1}	7.00×10^{-1}	1.72×10^{23}
7.00×10^{-1}	8.00×10^{-1}	7. 38×10^{22}
8.00×10^{-1}	1.00×10^{0}	1. 48×10^{23}
$1.00 \times 10^{\circ}$	1.33×10^{0}	3.27×10^{22}
1.33×10^{0}	1.34×10^{0}	9. 92×10^{20}
1.34×10^{0}	1.50×10^{0}	1.59×10^{22}
$1.50 \times 10^{\circ}$	1.66×10^{0}	1.64×10^{21}
$1.66 \times 10^{\circ}$	$2.00 \times 10^{\circ}$	3.49×10^{21}
$2.00 \times 10^{\circ}$	$2.50 \times 10^{\circ}$	2.35×10^{21}
$2.50 \times 10^{\circ}$	3.00×10^{0}	1.16×10^{20}
3.00×10^{0}	3.50×10^{0}	2.68×10^{17}
$3.50 \times 10^{\circ}$	4.00×10^{0}	2.68×10^{17}
4.00×10^{0}	4.50×10^{0}	5.47×10^{11}
$4.50 \times 10^{\circ}$	$5.00 \times 10^{\circ}$	5. 47×10^{11}

※1 ビルドアップ係数等については、代表エネルギーごとに評価している

表添1-1-7 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価ご用いる原子炉建屋内の積算線原始度(2/2)※1

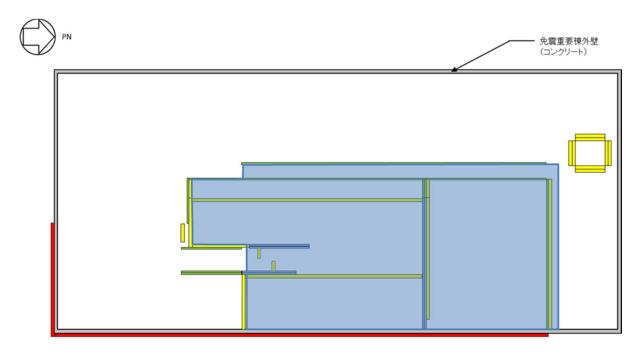
エネルギー(MeV)		積算線源強度
177	上限(代表エネルギー)	(photons)
下限	上版(八衣二不/レイュ)	(単一号炉当たり)
5.00×10^{0}	5.50×10^{0}	5.47×10^{11}
5.50×10^{0}	6.00×10^{0}	5.47×10^{11}
6.00×10^{0}	6.50×10^{0}	6.28×10^{10}
6.50×10^{0}	7.00×10^{0}	6.28×10^{10}
7.00×10^{0}	7.50×10^{0}	6.28×10^{10}
7.50×10^{0}	8.00×10^{0}	6.28×10^{10}
8.00×10^{0}	1.00×10^{1}	1.93×10^{10}
1.00×10^{1}	1.20×10^{1}	9.65×10^9
1.20×10^{1}	1.40×10^{1}	0.00×10^{0}
1.40×10^{1}	2.00×10^{1}	0.00×10^{0}
2.00×10^{1}	3.00×10^{1}	0.00×10^{0}
3.00×10^{1}	5.00×10^{1}	0.00×10^{0}

※1 ビルドアップ係数等については、代表エネルギーごとに評価している



免震重要棟1階平面図

図添 1-1-1 グランドシャイン線等による被ばくの計算モデル (1/6)



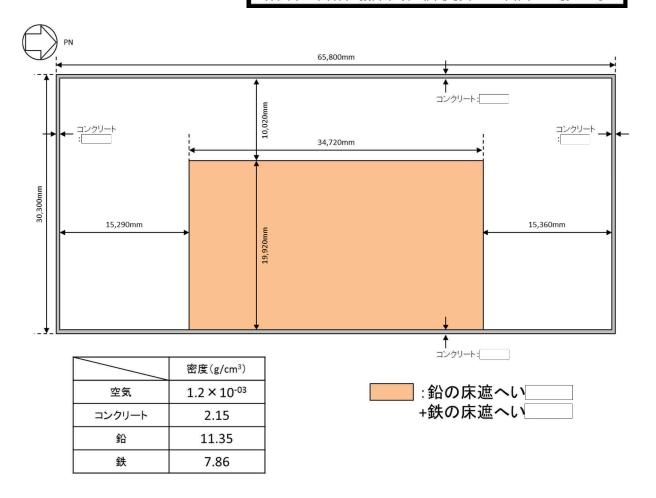
	密度(g/cm³)
空気	1.2×10^{-03}
コンクリート	2.15
鉛	11.35

鉛厚さ(mm)	下端高さ(mm) 1階床面基準	上端高さ(mm) 1階床面基準
	245	2,000
	2,150	4,600
	0	3,700
	0	2,600

■:陽圧化エリア

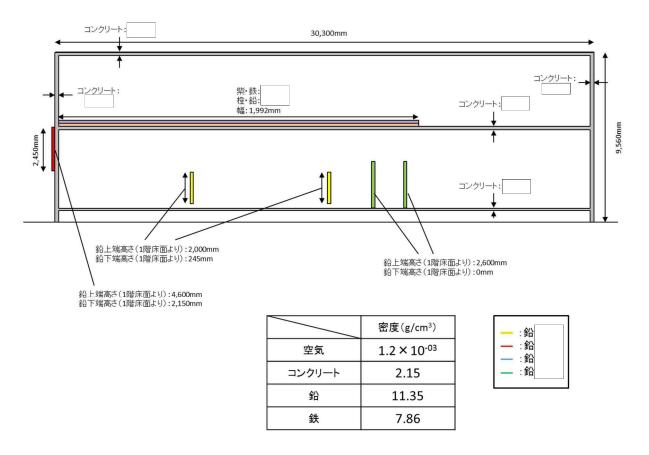
免震重要棟1階平面図

図添 1-1-1 グランドシャイン線等による被ばくの計算モデル (2/6)



免震重要棟 2 階平面図

図添 1-1-1 グランドシャイン線等による被ばくの計算モデル (3/6)

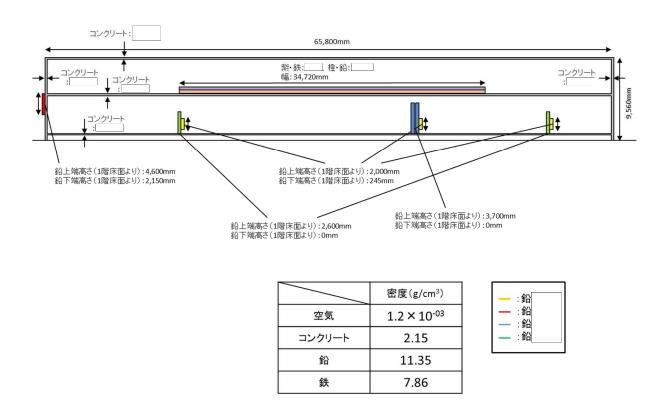


免震重要棟 A-A 断面図※1

図添 1-1-1 グランドシャイン線等による被ばくの計算モデル (4/6)

%1: A-A 位置については、「図添 1-1-1 グランドシャイン線等による被ばくの計算 モデル (1/6)」を参照。

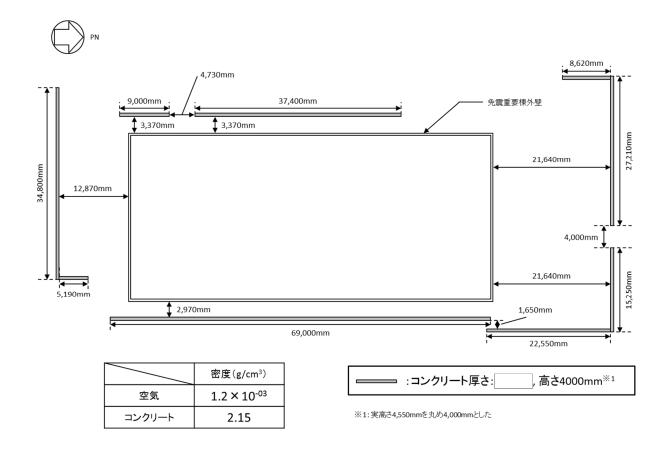
 \rfloor



免震重要棟 B-B 断面図*1

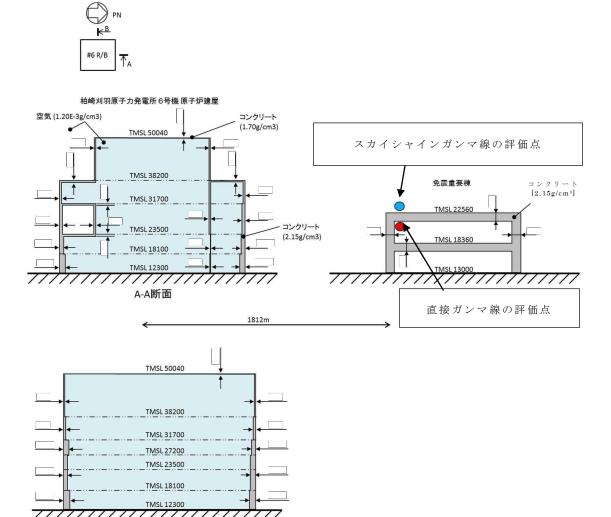
図添 1-1-1 グランドシャイン線等による被ばくの計算モデル (5/6)

%1: B-B 位置については、「図添 1-1-1 グランドシャイン線等による被ばくの計算 モデル (1/6)」を参照。



免震重要棟屋外平面図

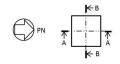
図添 1-1-1 グランドシャイン線等による被ばく等の計算モデル (6/6)

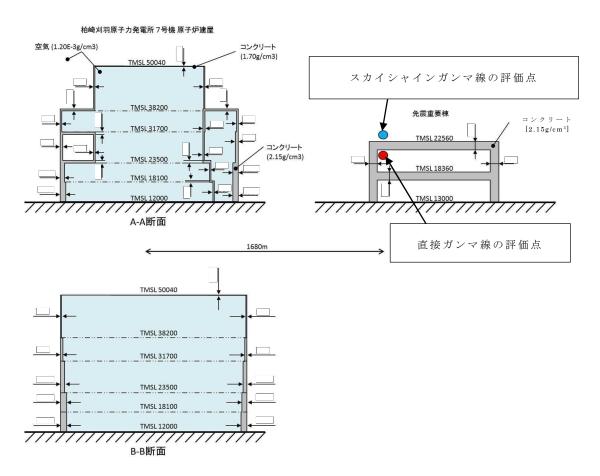


柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉原子炉建屋及び免震重要棟

B-B断面

図添 1-1-2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の計算モデル (1/2)





柏崎刈羽原子力発電所7号炉原子炉建屋及び免震重要棟

図添 1-1-2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の計算モデル (2/2)

表添 1-1-8 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室)

換気設備条件(1/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
可搬型陽圧化空調機(※)	放射性物質をフィル タにより低減しなが ら免震重要棟内緊急 時対策所 1 階 (待避 室)内に空気を取り入 れる。	免震重要棟内緊急 時対策所1階(待 避室)内へのフィ ルタを通らない放 射性物質の取込み 防止するため設定	4.4(3)a. 緊急時制御室又は 緊急時対策所の非常用換気 空調設備は、非常用電源に よって作動すると仮定す る。
事故時における外気取り込み	可搬型陽圧化空調機 により,免震重要棟 内緊急時対策所1階 (待避室)内に,外 気がフィルタを経由 した後に流入するこ とを考慮	可搬型陽圧化空調 機を用いて、フィ ルタを通らない放 射性物質の免震重 要棟内緊急時対策 所内取込み防止す る。	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。一原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備によって室内に取り入れること(外気取入)
外マる対量の積	陽圧化バウンダリ体 積:3,510m³ 待避室バウンダリ体 積:1,080m³	審査ガイドに示されたとおり設計値を設定	4. 2(2) e. 原子炉制御室/緊 急時制御室/緊急時対策所 内に取り込まれる放射性物 質の空気流入量は、空気流 入率及び原子炉制御室/緊 急時制御室/緊急時対策所 バウンダリ体積(容積)を用 いて計算する。

(※) 図添 1-1-1 のとおり、周囲に鉛 相当の可搬遮蔽を設置する。

表添 1-1-8 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室)

換気設備条件(2/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
			4.2(2)e.原子炉制御室/緊
可搬型陽			急時制御室/緊急時対策所
上化空調		審査ガイドに示され	内への外気取入による放射
機ファン	$1,800 \mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	たとおり設計値を設	性物質の取り込みについて
風量		定	は、非常用換気空調設備の
			設計及び運転条件に従って
			許算する。
可搬型陽			4.2(1)a.ヨウ素類及びエア
上 化空調	無機よう素,有機よ		ロゾルのフィルタ効率は、
機フィル	う素:99.9%	設計上期待できる値	使用条件での設計値を基に
タによる	放射性微粒子:	を設定	設定する。なお、フィルタ効
除去効率	99. 9%		率の設定に際し、ヨウ素類
			の性状を適切に考慮する。
免震重要		可搬型陽圧化空調機	
棟内緊急		により、免震重要棟	4.2(1)b.既設の場合では、
時対策所		内緊急時対策所 1 階	空気流入率は、空気流入率
1 階(待	0 回/h	(待避室)内は陽圧	測定試験結果を基に設定す
避室)へ		化されているため,	る。
の空気流		空気流入はない。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
入率		エ スベイクル / ベィみ ゚゚。	

表添 1-1-8 免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)

換気設備条件(3/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
		居住環境上の被ばく	3. プルーム通過時等に特別
マスクに		低減措置を優先し,	な防護措置を講じる場合を
よる除染	考慮しない	評価における着用を	除き、対策要員は緊急時対
係数		考慮しないものとし	策所内でのマスクの着用な
		た。	しとして評価すること。
		居住環境上の被ばく	3. 交代要員体制、安定ヨウ
	考慮しない	低減措置を優先し,	素剤の服用、仮設設備等を
安定よう			考慮してもよい。
素剤		評価におりる服用を 考慮しないものとし	ただしその場合は、実施の
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ための体制を整備するこ
		た。	と。
		居住環境上の被ばく	
六仏亜昌		低減措置を優先し,	
交代要員	考慮しない	評価における交代を	同上
の考慮		考慮しないものとし	
		た.	

表添 1-1-9 線量換算係数及び地表面への沈着速度の条件

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
線量換算係数	武人実効線量換算係数使用(主な核種を以下に示す) I-131:2.0×10 ⁻⁸ Sv/Bq I-132:3.1×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq I-133:4.0×10 ⁻⁹ Sv/Bq I-134:1.5×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq I-135:9.2×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq	選定理日 ICRP Publication71 及び ICRP Publication72	審査ガイトでの記載 線量換算係数につい て記載無し
	Cs-134: 2.0×10 ⁻⁸ Sv/Bq Cs-136: 2.8×10 ⁻⁹ Sv/Bq Cs-137: 3.9×10 ⁻⁸ Sv/Bq 上記以外の核種は ICRP Publication71 及び ICRP Publication72 に基づく	に基づく	
呼吸率	$1.~2\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	ICRP Publication71 に基づく成人活動時の呼吸率を設定	呼吸率について記載無し
地表面への沈着速度	エアロゾル: 1.2cm/s 無機よう素: 1.2cm/s 有機よう素: 沈着無し 希ガス: 沈着無し	線量目標値評価指針(降水 時における沈着率は乾燥 時の2~3倍大きい)を参 考に,湿性沈着を考慮して 乾性沈着速度(0.3cm/s)の 4倍を設定。乾性沈着速度 はNUREG/CR-4551 Vol.2*1 より設定	4. 2. (2) d. 放射性物質の地表面への沈着評価では、地表面への乾性沈着及び降雨への湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を計算する。

※ 1 NUREG/CR-4551 Vol. 2 "Evaluation of Severe Accident Risks:

Quantification of Major Input Parameters"

添付資料 2

被ばく評価に用いた気象資料の代表性

柏崎刈羽原子力発電所敷地内において観測した 1985 年 10 月から 1986 年 9 月までの 1 年間の気象データを用いて評価を行うに当たり、当該 1 年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を F 分布検定により実施した。

以下に検定方法及び検討結果を示す。

1. 検定方法

(1) 検定に用いた観測データ

気象資料の代表性を確認するに当たっては,通常は被ばく評価上重要な排気筒 高風を用いて検定するものの,被ばく評価では保守的に地上風を使用することも あることから,排気筒高さ付近を代表する標高 85mの観測データに加え,参考と して標高 20mの観測データを用いて検定を行った。

(2) データ統計期間

統計年: 2004年04月~2013年03月

検定年:1985年10月~1986年09月

(3) 検定方法

不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従って検定を行った。

2. 検定結果

検定の結果,排気筒高さ付近を代表する標高 85mの観測データについては,有意水準 5%で棄却されたのは 3項目(風向: E, SSE, 風速階級: 5.5~6.4m/s) であった。

棄却された 3 項目のうち、風向(E, SSE)についてはいずれも海側に向かう風であること及び風速(5.5~6.4m/s)については、棄却限界をわずかに超えた程度であることから、評価に使用している気象データは、長期間の気象状態を代表しているものと判断した。

なお、標高 20mの観測データについては、有意水準 5 %で棄却されたのは 11 項目であったものの、排気筒高さ付近を代表する標高 85mの観測データにより代表性は確認できていることから、当該データの使用には特段の問題はないものと判断し 61-10-1-33

た。

検定結果を表添 1-2-1 から表添 1-2-4 に示す。

表添 1-2-1 棄却検定表 (風向)

検 定 年:敷地内C点(標高85m, 地上高51m) 1985年10月~1986年9月 統計期間:敷地内A点(標高85m, 地上高75m) 2004年4月~2013年3月

統計年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年	棄却	限界	判定 ○採択
風向	2004	2005	2000	2001	2008	2009	2010	2011	2012	十均恒	1985	上限	下限	×棄却
N	5. 69	5. 93	6. 42	6. 24	6.96	7.84	4.80	5. 14	6. 46	6. 16	5. 73	8.40	3. 93	\circ
NNE	2.37	2.67	2.64	2. 52	2.71	2.71	1.81	2.64	2.59	2.52	2.05	3. 21	1.82	0
NE	3.72	3. 22	2.93	2. 63	2.78	3. 67	2.67	2.58	1.80	2.89	1. 91	4. 33	1. 44	0
ENE	4.01	3. 08	3. 35	3. 21	3.41	3.89	2. 26	3. 21	2.67	3. 23	2.80	4. 55	1. 91	0
Е	5.00	4.09	4. 96	4. 36	4. 91	4. 24	4.05	4.77	3.46	4. 43	5. 73	5. 70	3. 15	×
ESE	9.57	7.00	8. 17	7. 24	7. 57	6. 22	5. 91	6.72	6.61	7.22	9. 16	9. 93	4. 52	\circ
SE	12.55	11. 46	15. 22	14. 10	16.82	14. 55	14. 59	16. 25	16.02	14.62	15. 18	18.86	10.38	\circ
SSE	9.61	10.11	11. 19	11. 20	10.09	12. 53	13.86	12.30	11.71	11.40	7. 24	14. 71	8.08	×
S	3.94	5. 28	4. 47	4. 64	3.53	4. 94	5.03	4. 38	4. 19	4.49	4. 26	5.84	3. 14	\circ
SSW	2.77	3. 13	2. 26	2.75	2. 23	2.74	2.40	2.33	2. 10	2.52	2.09	3.34	1.70	\circ
SW	6.53	5. 31	2.40	3.02	2.64	2.71	3.47	2.66	2.59	3.48	3.00	7.00	0.00	\circ
WSW	7. 34	6.87	5. 49	6. 14	4. 57	4.82	5. 57	5. 09	4.89	5.64	6. 90	7. 98	3. 31	0
W	6.83	6.61	7.40	7. 14	7.03	6.69	7. 91	6. 47	6.30	6.93	6.96	8. 15	5. 71	\circ
WNW	7. 98	7. 58	9.82	9.34	9.38	7. 14	8.94	7. 54	9. 23	8.55	9.82	10.95	6. 15	0
NW	7. 25	11. 76	8. 16	9. 98	10.21	8.06	10.81	11.02	12. 59	9.98	10.97	14. 38	5. 58	0
NNW	4. 37	5. 38	4. 54	4. 59	4. 37	4. 94	5. 46	6.03	5. 81	5.05	5. 30	6.60	3. 51	0
CALM	0.47	0.53	0.58	0.89	0.80	2. 31	0.47	0.86	1.00	0.88	0.91	2. 26	0.00	0

表添 1-2-2 棄却検定表(風速)

検 定 年: 敷地内C点(標高85m, 地上高51m)1985年10月~1986年9月

統計期間:敷地内A点(標高85m,地上高75m)2004年4月~2013年3月

統計年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年	棄却	限界	判定
風速(m/s)	2004	2000	2000	2001	2000	2003	2010	2011	2012	十	1985	上限	下限	× × × ×
0.0~0.4	0. 47	0. 53	0. 58	0.89	0.80	2. 31	0.47	0.86	1. 00	0.88	0. 91	2. 26	0.00	0
0.5~1.4	4. 75	5. 71	6. 03	7. 32	7. 90	6.85	7. 07	6. 46	7. 24	6. 59	6. 92	8. 94	4. 24	0
1.5~2.4	11. 41	11. 40	12. 47	13. 01	12. 69	12.88	12. 03	12. 79	12. 87	12.40	11. 37	13. 93	10.86	0
2.5~3.4	13. 48	14. 54	16. 18	15. 98	15. 91	15. 58	14. 65	14. 25	13. 59	14. 91	15. 33	17. 43	12. 38	0
3.5~4.4	13. 37	13. 96	14. 49	14. 81	13. 94	13. 26	14. 43	14. 30	12.81	13. 93	14. 83	15. 53	12. 33	0
4.5~5.4	13. 08	11. 42	13. 71	12. 68	11. 37	11.06	12. 54	12. 17	10. 20	12. 03	11. 51	14. 71	9. 35	0
5.5~6.4	9. 70	9. 33	9.65	9.03	9. 22	9. 13	8.88	9. 14	8.85	9. 22	8. 38	9. 95	8. 48	×
6.5~7.4	6. 83	6. 47	5. 78	5. 13	6. 33	7. 48	6. 02	6. 47	6. 48	6. 33	6. 12	7. 93	4. 73	0
7.5~8.4	3. 93	4. 15	3. 58	3. 49	4. 32	4. 47	4. 07	4. 43	4. 40	4. 09	4. 41	4. 98	3. 21	0
8.5~9.4	2. 88	2. 99	2. 67	2. 53	2. 62	3. 73	2. 25	2. 94	3. 35	2. 88	3. 16	3. 97	1. 80	0
9.5以上	20. 11	19. 50	14.87	15. 12	14. 90	13. 26	17. 59	16. 18	19. 20	16. 75	17. 07	22.68	10.81	0

表添 1-2-3 棄却検定表 (風向)

検 定 年: 敷地内A点(標高20m, 地上高10m) 1985年10月~1986年9月

統計期間:敷地内A点(標高20m,地上高10m)2004年4月~2013年3月

統計年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年	棄却	限界	判定 ○採択
風向	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均恒	1985	上限	下限	×棄却
N	6.69	6. 51	7.04	7. 31	7. 68	7. 57	4. 58	6. 12	6.88	6.71	7. 29	9.00	4. 42	0
NNE	1. 16	1. 25	1.61	1. 52	1.46	2. 26	1.08	1.82	1. 37	1.50	1.83	2.39	0.62	\circ
NE	2.05	2.04	2.54	2.44	2.71	2.92	2. 23	2.69	1.85	2.38	1. 76	3. 27	1.50	\circ
ENE	2. 23	1. 98	2.39	1.87	2.22	2.69	2. 21	2.87	2.03	2. 28	3. 37	3. 07	1.48	×
Е	7.67	7. 29	8.01	7. 76	9.52	10. 10	9. 25	9.08	9.49	8.68	5. 30	11. 13	6. 24	×
ESE	11. 24	9.56	9.53	8.74	8.87	8.91	9. 27	9.60	10.55	9.59	12.40	11.60	7. 58	×
SE	16.89	17. 03	19. 17	18.62	16. 29	14. 20	16. 10	13. 36	12.51	16.02	14. 47	21.54	10.49	\circ
SSE	2.90	2.67	2.73	2.69	2. 52	1.89	2.46	2.57	1.89	2.48	5. 59	3.35	1.61	×
S	2.80	2.94	3.00	2. 92	2.33	2. 22	2.56	2.82	2.54	2.68	2.56	3. 37	2.00	\circ
SSW	1.25	1. 43	1. 12	1.48	1. 12	1. 12	1.54	1.66	1. 21	1.33	1.85	1.82	0.83	×
SW	2.56	3. 19	2.76	3. 57	2.81	2.86	3. 23	3. 19	2.97	3.02	2. 93	3. 76	2. 27	0
WSW	7. 22	6. 41	5. 70	5. 69	5. 24	5. 80	5. 88	5. 30	5. 25	5.83	6. 56	7. 39	4. 28	0
W	8. 17	9. 30	10.30	9. 31	9. 11	8. 53	10.63	7. 79	8.87	9.11	8.66	11. 35	6.87	0
WNW	8. 14	9. 96	7. 98	7. 75	8.04	7. 21	8. 33	7. 40	9.02	8. 20	9. 11	10. 25	6. 15	0
NW	8. 73	9. 09	6. 53	8. 78	8. 31	7.85	8. 26	9. 57	10. 52	8.63	8. 56	11.34	5. 92	0
NNW	3. 74	3. 60	2.70	2. 37	2.60	3. 72	4. 27	3. 76	3. 60	3. 38	4. 31	4. 95	1.80	0
CALM	6. 55	5. 75	6. 88	7. 16	9. 17	10. 14	8. 11	10.41	9. 43	8. 18	3. 45	12. 27	4. 09	×

表添 1-2-4 棄却検定表(風速)

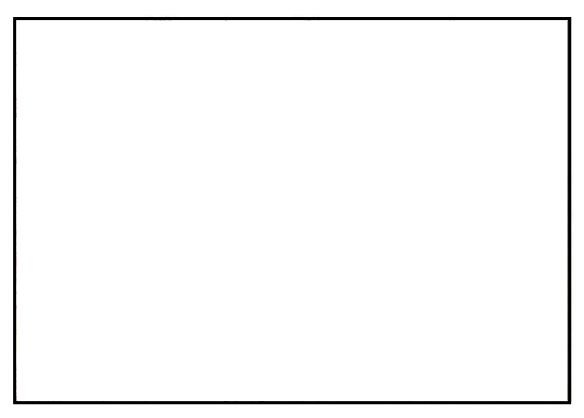
検 定 年: 敷地内A点(標高 20m, 地上高 10m) 1985 年 10 月~1986 年 9 月

統計期間:敷地内A点(標高20m,地上高10m)2004年4月~2013年3月

統計年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年	棄却	限界	判定
風速(m/s)	2001	2000	2000	2001	2000	2003	2010	2011	2012		1985	上限	下限	× × × ×
0.0~0.4	6. 55	5. 75	6.88	7. 16	9. 17	10. 14	8. 11	10.41	9. 43	8. 18	3. 45	12. 27	4. 09	×
0.5~1.4	44. 91	45. 66	49. 32	47. 96	47. 40	47. 44	48. 83	49. 05	46. 74	47. 48	28. 26	51. 17	43.80	×
1.5~2.4	16. 53	15. 25	16. 39	15. 74	16. 31	15. 49	15. 64	13.87	14. 91	15. 57	30. 49	17. 60	13. 53	×
2.5~3.4	7. 82	8. 12	7. 90	8. 26	8. 39	8. 26	7. 15	8. 02	7. 74	7. 96	10. 11	8.87	7. 05	×
3.5~4.4	4. 93	6. 14	4. 78	4. 98	4. 44	5. 04	4. 55	5. 68	5. 27	5. 09	6. 12	6. 41	3. 77	0
4.5~5.4	4. 74	4. 30	3. 34	3. 96	3. 60	3. 55	3. 80	4. 39	4. 43	4. 01	4. 34	5. 17	2.86	0
5.5~6.4	3. 65	3. 58	2. 93	3. 55	2. 77	2.77	3. 57	3. 31	3. 27	3. 27	4. 00	4. 14	2. 40	0
6.5~7.4	3. 67	3. 67	2. 75	3. 29	2. 27	1. 99	2. 90	2. 54	2. 86	2.88	3. 16	4. 30	1. 47	0
7.5~8.4	3. 06	3. 08	1. 95	2. 40	2. 13	1.89	2. 45	1. 51	2. 30	2.31	3. 21	3. 57	1.04	0
8.5~9.4	1.85	1. 97	1. 17	1. 39	1. 75	1. 43	1. 52	0.66	1. 36	1.46	2. 39	2. 41	0.50	0
9.5以上	2. 28	2. 47	2. 59	1.32	1. 75	2.00	1.48	0.56	1. 69	1. 79	4. 47	3. 34	0. 25	×

線量評価に用いる大気拡散評価

線量評価に用いる大気拡散の評価は、実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し、累積出現頻度 97%にあたる値としている。また、注目方位は、図添 1-3-1 に示すとおり、建屋による拡がりの影響を考慮している。評価対象方位を表添 1-3-1 に示す。本評価では着目方位は 2 方位となる。



図添 1-3-1 評価対象方位

表添 1-3-1 評価対象方位

評価点	免震重要棟中心
放出源	6 号炉・7 号炉原子炉建屋中心
着目方位	S, SSW
距離	1,850m (6 号炉)
此為田	1,719m (7 号炉)

相対濃度 (χ/Q) の評価に当たっては、年間を通じて 1 時間ごとの気象条件に対して相対 濃度を算出し、小さい値から順に並べて整理した。評価結果を表添 1-3-2、表添 1-3-3 に示す。累積出現頻度 97%にあたる相対濃度は、6 号炉で約 5.8×10^{-6} 、7 号炉で約 6.5×10^{-6} となった。

表添 1-3-2 相対濃度の値(実効放出継続時間 10 時間) (6 号炉)

累積出現頻度(%)	相対濃度(s/m³)
96. 99	約 5.7×10 ⁻⁶
<u>97. 01</u>	<u>約 5.8×10⁻⁶</u>
97. 02	約 5.8×10 ⁻⁶

表添 1-3-3 相対濃度の値(実効放出継続時間 10 時間) (7 号炉)

累積出現頻度(%)	相対濃度(s/m³)
96. 98	約 6.4×10 ⁻⁶
<u>97. 01</u>	約 6.5×10 ⁻⁶
97. 05	約 6.6×10 ⁻⁶

地表面への沈着速度の設定について

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性評価において、地表面への沈着速 度として, 乾性沈着速度0.3cm/sの4倍である1.2cm/sを用いている。

「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和51年9月28日 原子力委員会決定,一部改訂 平成13年3月29日)の解説において,葉菜上の放射性よ う素の沈着率を考慮するときに、「降水時における沈着率は、乾燥時の2~3倍大きい値 となる」と示されている。これを踏まえ、湿性沈着を考慮した沈着速度は、乾性沈着に よる沈着も含めて乾性沈着速度の4倍と設定した。

以下では、湿性沈着を考慮した沈着速度を、乾性沈着速度の4倍として設定した妥当 性を検討した。

1. 検討手法

湿性沈着を考慮した沈着速度の妥当性は、乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率 の累積出現頻度97%と、乾性沈着率の累積出現頻度97%値の比が4倍を超えていないこと によって示す。乾性沈着率及び湿性沈着率は以下のように定義される。

(1) 乾性沈着率

乾性沈着率は、「日本原子力学会標準 原子力発電所の確率論的安全評価に関する実 施基準 (レベル3PSA編): 2008」(社団法人 日本原子力学会) (以下,学会標準)解 説4.7を参考に評価した。「学会標準」解説4.7では、使用する相対濃度は地表面高さ付 近としているが、ここでは「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法に ついて(内規)」(原子力安全・保安院 平成21年8月12日)[【解説5.3】①]に従い、 居住性評価を保守的に評価するために放出点高さの相対濃度を用いた。

 $(\chi/Q)_D(x,y,z)_i$: 時刻iでの乾性沈着率[$1/m^2$]

 $\chi/Q(x,y,z)_i$: 時刻iでの相対濃度 $[s/m^3]$ V_d : 沈着速度[m/s] (0.003 NUREG/CR-4551 Vol. 2より)

(2)湿性沈着率

降雨時には、評価点上空の放射性核種の地表への沈着は、降雨による影響を受ける。湿 性沈着率 $(\chi/Q)_{u}(x,y)_{i}$ は「学会標準」解説4.11より以下のように表される。

$$\left(\chi/Q\right)_{\mathrm{w}}(x,y)_{i} = \Lambda \cdot \int_{0}^{\infty} \chi/Q(x,y,z)_{i} dz = \chi/Q(x,y,0)_{i} \cdot \Lambda_{i} \sqrt{\frac{\pi}{2}} \Sigma_{zi} \exp\left[\frac{h^{2}}{2\Sigma_{zi}}\right] \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot 2$$

 $\left(\chi/Q\right)_{\mathrm{w}}(x,y)_{i}$: 時刻 i での湿性沈着率 $[1/\mathrm{m}^{2}]$

 $\chi/Q(x,y,0)_i$: 時刻iでの地表面高さでの相対濃度 $[s/m^3]$ Λ_i : 時刻iでのウォッシュアウト係数[1/s]

(=9.5×10⁻⁶× $Pr_i^{0.8}$ 学会標準より)

: 時刻iでの降水強度[mm/h]

:時刻iでの建屋影響を考慮した放射性雲の鉛直方向の拡散幅[m] Σ_{zi}

: 放出高さ[m]

乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値と、乾性沈着率の累積 出現頻度97%値の比は以下で定義される。

乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値

乾性沈着率の累積出現頻度97%値

$$=\frac{\left(V_{d}\cdot\chi/Q(x,y,z)_{i}+\chi/Q(x,y,0)_{i}\cdot\Lambda_{i}\sqrt{\frac{\pi}{2}}\Sigma_{zi}\exp\left[\frac{h^{2}}{2\Sigma_{zi}}\right]\right)_{97\%}}{(V_{d}\cdot\chi/Q(x,y,z)_{i})_{97\%}}$$
 ... 3

2. 検討結果

表添1-4-1に免震重要棟の評価点についての検討結果を示す。

乾性沈着率に放出点と同じ高さの相対濃度を用いたとき、乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度97%値の比は1.4程度となった。

以上より、湿性沈着を考慮した沈着速度を乾性沈着速度の4倍と設定することは保守的であるといえる。

②乾性沈着率 ①乾性沈着率 相対濃度 比 評価点 放出点 +湿性沈着率 (2)/(1) (s/m^3) $(1/m^2)$ $(1/m^2)$ 6 号炉原子炉 5. 8×10^{-6} 1. 7×10^{-8} 2.4×10^{-8} 1.4 建屋中心 免震重要 棟中心 7 号炉原子炉 6. 5×10^{-6} 2. 0×10^{-8} 2. 7×10^{-8} 1.4 建屋中心

表添1-4-1 沈着率評価結果

エアロゾルの乾性沈着速度について

エアロゾルの乾性沈着速度 0.3cm/s は NUREG/CR-4551*1に基づいて設定している。 NUREG/CR-4551では郊外を対象としており,郊外とは道路,芝生及び木々で構成されるとしている。原子力発電所内は舗装面が多く,建屋屋上はコンクリートであるため,この沈着速度が適用できると考えられる。また,NUREG/CR-4551では 0.5μm~5μm の粒径に対して検討されており,種々のシビアアクシデント時に格納容器内に浮遊する放射性物質を含むエアロゾル粒径の検討(参考資料参照)及び,免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の被ばく評価シナリオにおいては,放出が開始される 24 時間までに,格納容器内の除去過程で,相対的に粒子径の大きなエアロゾルは格納容器内に十分捕集されるため,24 時間後の放出においては,粒径の大きなエアロゾルの放出はされにくいと考えられる。

また、W. G. N. Slinn の検討*2によると、草や水、小石といった様々な材質に対する粒径に応じた乾性の沈着速度を整理しており、これによると $0.1 \mu \sim 5 \mu m$ の粒径では沈着速度は $0.3 \mu \sim 5 \mu m$ の粒径では沈着速度は
郭価におけるエアロゾルの乾性の沈着速度として $0.3 \mu \sim 5 \mu m$ の居住性
アージルの乾性の沈着速度として $0.3 \mu \sim 5 \mu m$ の居住性
アージルの乾性の沈着速度として $0.3 \mu \sim 5 \mu m$ の
アージルの乾性の沈着速度と
アージルの乾性の沈着速度と
アージルの
アージ

なお,免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)の居住性評価では,「発電用軽水型原子 炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和 51 年 9 月 28 日 原子力委員会決定,一部改訂 平成 13 年 3 月 29 日)における解説 (葉菜上の放射性よう素の沈着率を考慮する際に,降水時における沈着率は,乾燥時の 2~3 倍大きい値となるとしている)を踏まえ,湿性沈着を考慮した沈着速度として,保守的に乾性沈着の 4 倍の 1.2 cm/s を使用している。

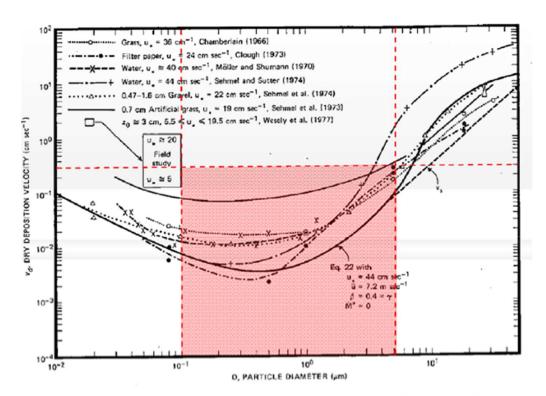


Fig. 4 Dry deposition velocity as a function of particle size. Data were obtained from a number of publications. $^{19-35}$ The theoretical curve appropriate for a smooth surface is shown for comparison. Note that the theoretical curve is strongly dependent on the value for u* and that Eq. 22 does not contain a parameterization for surface roughness. For a preliminary study of the effect of surface roughness and other factors, see Ref. 5.

図添 1-5-1 様々な粒径における乾性沈着速度 (Nuclear Safety Vol. 19^{※2})

- ※1 J.L. Sprung 等: Evaluation of severe accident risks: quantification of major input parameters, NUREG/CR-4551 Vol. 2 Rev. 1 Part 7, 1990
- ※2 W.G.N. Slinn: Environmental Effects, Parameterizations for Resuspension and for Wet and Dry Deposition of Particles and Gases for Use in Radiation Dose Calculations, Nuclear Safety Vol. 19 No. 2, 1978

参考資料 シビアアクシデント時のエアロゾルの粒径について

シビアアクシデント時に格納容器内に浮遊する放射性物質を含むエアロゾル粒径の範囲 として、本評価で想定している 0.1μm~5μm は、シビアアクシデント時のエアロゾル挙動に 関する既往研究の知見を参考に設定している。

シビアアクシデント時の格納容器内の放射性物質を含むエアロゾルの発生としては、炉心損傷時に1次系から放出されるエアロゾルや MCCI 発生時に格納容器内に直接放出されるエアロゾル等が想定され、これら発生エアロゾル粒子が格納容器内で凝集・沈着の過程を経ることで、格納容器内に浮遊するエアロゾル粒径が時間とともに変化する。

これら各フェーズのエアロゾル挙動に着目した既往研究の調査結果から,エアロゾル粒径に関する知見について整理した結果を表1に示す。

表1 エアロゾル粒径に関する既往研究の調査結果 (1/2)

番号	試験名または報告書 名等	エアロゾル 粒径 (μm)	備考
1	AECL が実施した試験	0.1~3.0	・CANDU 炉のジルカロイ被覆管燃料を使用した 1 次系内核分裂生成物 挙動に関する小規模試験
2	PBF−SFD ^{※1}	0. 29~0. 56	・米国アイダホ国立工学研究所にて実施された炉心損傷時の燃料棒及び炉心の振る舞い、核分裂生成物及び水素の放出挙動を調べた大規模総合試験 ・粒径データはフィルタサンプルのSEM分析による幾何平均直径
3	PHEBUS-FP ^{* 1}	0.1~0.5	・仏国カダラッシュ原子力研究センターの PHÉBUS 研究炉で実施された、シビアアクシデント条件下での炉心燃料から 1 次系を経て格納容器に至るまでの核分裂生成物の挙動を調べた大規模総合試験・粒径データは 1 次系内フィルタサンプルの SEM 分析による凝集物を構成する粒子径
4	NUREG/CR-5901 ^{** 2}	0.25~2.5	・MCCI 時の発生エアロゾルに対する上部プール水のスクラビング DF モデル (相関式) を開発したレポート ・粒径データは、MCCI 時に想定される発生エアロゾルの質量平均粒径 の範囲
(5)	LACE LA2 ^{* 3}	約 0.5~約 5	・米国ハンフォード国立研究所(HEDL)にて実施された、格納容器内エアロゾル沈着挙動に関する大規模模擬実験 ・粒径データは、LA2 試験の事前解析として実施された、各種エアロゾル挙動解析コードによるエアロゾル空気動力学的直径の時間変化における最小値と最大値

表1 エアロゾル粒径に関する既往研究の調査結果(2/2)

番	試験名または報告書名等	エアロゾル粒径	備考			
号	PN次4 よんな採口自41寸	(μ m)	VIII ~¬¬			
6	PHEBUS-FP ^{* 1}	2, 4~4, 0	・粒径データは,PHÉBUS-FP 模擬格納容器内で測定された			
0	PHEBUS-FPM	2.4~4.0	エアロゾル空気動力学的直径の範囲			

表1において、炉心損傷時の1次系内エアロゾルについては①、②及び③、MCCI 時の発生エアロゾルについては④、さらに、格納容器内エアロゾル粒径に関しては⑤及び⑥に整理している。

この表に整理した試験結果等は、想定するエアロゾル発生源や挙動範囲(1次系、格納容器)に違いはあるものの、エアロゾル粒子はサブ μm から数 μm までの範囲にあり、格納容器内環境でのエアロゾルの粒径はこれらのエアロゾル粒径と同等な分布範囲を持つものと推定できる。

従って、過去の種々の調査・研究により示されている粒径範囲を包絡する値として、0.1µm~5µmのエアロゾルを想定することは妥当である。

- X1 STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS, NEA/CSNI/R (2009) 5
- X2 D. A. Powers and J. L. Sprung, NUREG/CR-5901, A Simplified Model of Aerosol Scrubbing by a Water Pool Overlying Core Debris Interacting With Concrete
- **3 . H. Wilson and P. C. Arwood, Summary of Pretest Aerosol Code Calculations for LWR Aerosol Containment Experiments (LACE) Test LA2, ORNL A. L. Wright, J. H. Wilson and P. C. Arwood, PRETEST AEROSOL CODE COMPARISONS FOR LWR AEROSOL CONTAINMENT TESTS LA1 AND LA2

グランドシャインガンマ線の評価方法

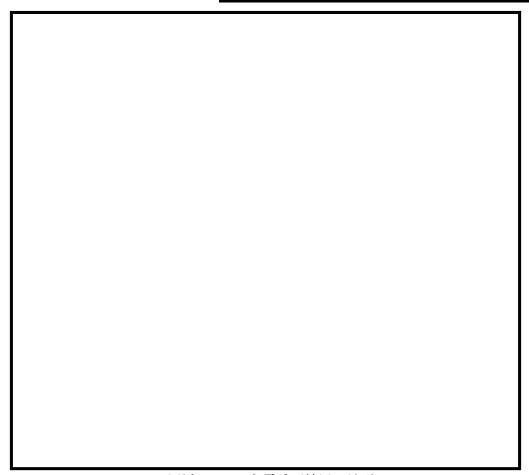
免震重要棟内に影響する可能性のあるグランドシャインガンマ線は、免震重要棟の屋上や周辺の地表面に沈着した放射性物質によるものと考えられ、免震重要棟内構造壁・床・天井・外壁及び免震重要棟外の遮蔽壁により遮蔽効果が得られる。グランドシャインガンマ線の評価に当たっては、これらの遮蔽効果を考慮した評価を行った。

免震重要棟周辺の地形を図添 1-6-1 に、拡大図を図添 1-6-2 に示す。図添 1-6-1 の赤線より上側(免震重要棟の北東から南西部分)かつ青線より下側は免震重要棟屋上より標高が低く、免震重要棟 G.L (地表面高さ)より高い領域である。また、青線より上側は、標高が免震重要棟 G.L と同程度または低い領域である。赤線より下側は免震重要棟屋上より標高が高い領域である。免震重要棟北側から西側にかけては平坦な地形であるが、東側及び南側は山の斜面が比較的近く、道路や駐車場の段差がある地形である。

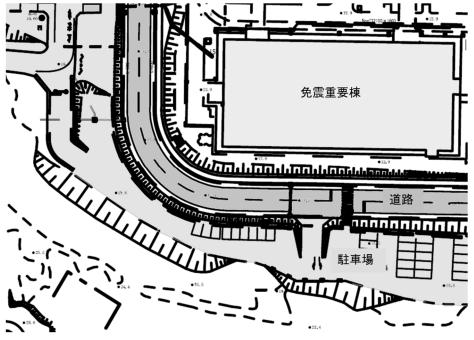
グランドシャインガンマ線の評価上のモデルにはこの地形を反映し、免震重要棟の東側及び南側は道路、駐車場、傾斜部を考慮した階段状の形状とし、それ以外の領域は免震重要棟 G. L と同じ高さで平坦な形状とした。また、周辺建屋のうち隣接する事務本館を遮蔽物として考慮した。評価モデルのイメージ図を図添 1-6-3 に、 拡大図を図添 1-6-4 に、断面図を図添 1-6-5 に示す。

線源と見なす領域は階段状の領域以外は免震重要棟から半径 500m 以内とし、地表面に放射性物質が均一に沈着するものとした。評価モデル上、図添 1-6-3、図添 1-6-5 の橙色で示す領域を線源とした。なお、傾斜部に沈着した放射性物質は評価モデル上では垂直面に沈着しているものとみなし、線源の高さは、免震重要棟 G.L から 10m の高さ (免震重要棟屋上と同程度の高さ)までとした。

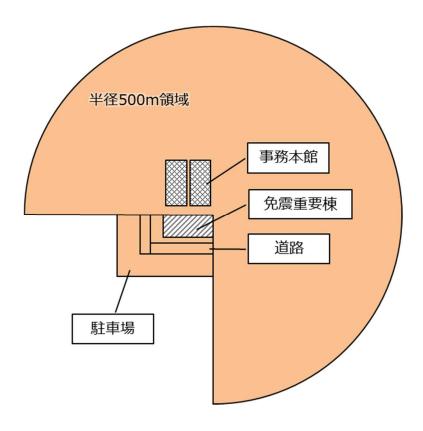
評価コードは、QAD-CGGP2R コードを用いた。また、グランドシャインガンマ線の評価に用いる積算線源強度を表添 1-6-1 に示す。なお、評価点は、沈着した線源からの影響が大きくなる点を選定し、高さは床面上 1.5m とした。



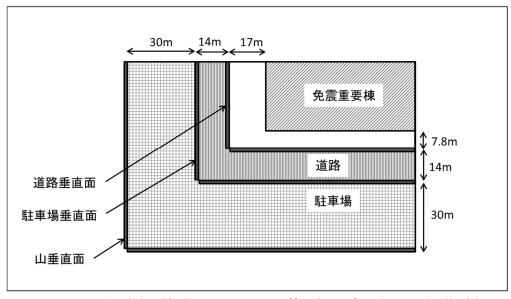
図添 1-6-1 免震重要棟周辺地形



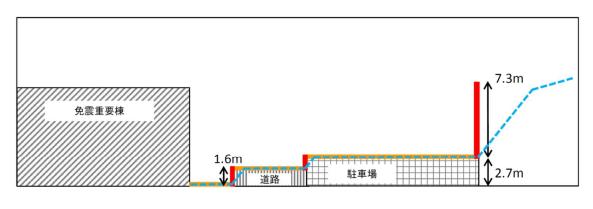
図添 1-6-2 免震重要棟周辺地形(拡大図)

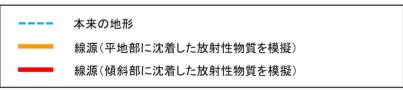


図添 1-6-3 免震重要棟グランドシャイン線評価モデル(平面図)(橙色部:線源領域)



図添 1-6-4 免震重要棟グランドシャイン線評価モデル(平面図)(拡大)





図添 1-6-5 免震重要棟グランドシャイン線評価モデル(断面図)

表添 1-6-1 グランドシャインガンマ線の評価に用いる積算線源強度(1/2)**1

エネルギー(MeV)		単位面積当たりの積算線源強度
→ 77.7		(photons/m ²)
下限	上限(代表エネルギー)	6号炉と7号炉からの寄与の合計
_	1.00×10^{-2}	1.49×10^{14}
1.00×10^{-2}	2.00×10^{-2}	1.49×10^{14}
2.00×10^{-2}	3.00×10^{-2}	2.13×10^{15}
3.00×10^{-2}	4.50×10^{-2}	4.74×10^{14}
4.50×10^{-2}	6.00×10^{-2}	2.35×10^{14}
6.00×10^{-2}	7.00×10^{-2}	1.57×10^{14}
7.00×10^{-2}	7.50×10^{-2}	2.99×10^{13}
7.50×10^{-2}	1.00×10^{-1}	1.49×10^{14}
1.00×10^{-1}	1.50×10^{-1}	1.36×10^{14}
1.50×10^{-1}	2.00×10^{-1}	1.02×10^{15}
2.00×10^{-1}	3.00×10^{-1}	2.03×10^{15}
3.00×10^{-1}	4.00×10^{-1}	3.17×10^{15}
4.00×10^{-1}	4.50×10^{-1}	1.58×10^{15}
4.50×10^{-1}	5.10×10^{-1}	2.08×10^{15}
5.10×10^{-1}	5. 12×10 ⁻¹	6.92×10^{13}
5. 12×10 ⁻¹	6. 00 × 10 ⁻¹	3.04×10^{15}
6. 00×10 ⁻¹	7.00×10^{-1}	3.46×10^{15}
7.00×10^{-1}	8.00×10^{-1}	1.51×10^{15}
8. 00×10 ⁻¹	1.00×10^{0}	3.02×10^{15}
1.00×10^{0}	1.33×10^{0}	6.95×10^{14}
1.33×10^{0}	1.34×10^{0}	2.11×10^{13}
$1.34 \times 10^{\circ}$	$1.50 \times 10^{\circ}$	3.37×10^{14}
$1.50 \times 10^{\circ}$	$1.66 \times 10^{\circ}$	2.52×10^{13}
$1.66 \times 10^{\circ}$	2.00×10^{0}	5.36×10^{13}
$2.00 \times 10^{\circ}$	$2.50 \times 10^{\circ}$	5.42×10^{13}
$2.50 \times 10^{\circ}$	3.00×10^{0}	1.19×10^{12}
3.00×10^{0}	$3.50 \times 10^{\circ}$	9.78×10^6
$3.50 \times 10^{\circ}$	4.00×10^{0}	9.78×10^{6}
4.00×10^{0}	$4.50 \times 10^{\circ}$	2.03×10^{1}
4.50×10^{0}	5.00×10^{0}	2.03×10^{1}

※1 ビルドアップ係数等については、代表エネルギーごとに評価している

表添 1-6-1 グランドシャインガンマ線の評価に用いる積算線源強度(2/2)**1

エネルギー(MeV)		単位面積当たりの積算線源強度
T/1/H	上限(代表エネルギー)	(photons/m²)
下限	工限(代表エネルギー)	6号炉と7号炉からの寄与の合計
5.00×10^{0}	5.50×10^{0}	2.03×10^{1}
5.50×10^{0}	6.00×10^{0}	2.03×10^{1}
6.00×10^{0}	6.50×10^{0}	2.33×10^{0}
6.50×10^{0}	7.00×10^{0}	2.33×10^{0}
7.00×10^{0}	$7.50 \times 10^{\circ}$	2.33×10^{0}
7.50×10^{0}	8.00×10^{0}	2.33×10^{0}
8. 00×10°	1.00×10^{1}	7.17×10^{-1}
1.00×10^{1}	1.20×10^{1}	3.58×10^{-1}
1.20×10^{1}	1.40×10^{1}	0.00×10^{0}
1.40×10^{1}	2.00×10^{1}	0.00×10^{0}
2.00×10^{1}	3.00×10^{1}	0.00×10^{0}
3.00×10^{1}	5.00×10^{1}	0.00×10^{0}

※1 ビルドアップ係数等については、代表エネルギーごとに評価している

実用発電用原子炉に係る重大事	野故時の制御室及び緊急時	対策所の居住性に係る
被ばく	評価に関する審査ガイド	

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

3. 制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価

(解釈より抜粋)

第76条(緊急時対策所)

- 1 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。
- ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故| と同等とすること。
- ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対 策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
- ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただしそ の場合は、実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。
- 4. 居住性に係る被ばく評価の標準評価手法
- 4. 1 居住性に係る被ばく評価の手法及び範囲
- ① 居住性に係る被ばく評価にあたっては最適評価手法を適用し、「4.2居住性に係 │ ① 最適評価手法を適用し、「4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件」 る被ばく評価の共通解析条件」を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用 を否定するものではない。
- ② 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。
- ③ 不確かさが大きいモデルを使用する場合や検証されたモデルの適用範囲を超え | ルに基づいて評価している。 る場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切に考慮する。

- 1e) →審査ガイド通り
- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出を 仮定。放射性物質の放出割合は4.4(1)の通り。
- ② 対策要員はマスクを着用していないとして評価している。
- ③ 交代要員体制:評価期間内の交代は考慮しない。

安定よう素剤の服用:考慮なし

仮設設備:可搬型陽圧化空調機による陽圧化を考慮する。

④ 対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している。

- 4.1 →審査ガイド通り
- に基づいて評価している。
- ② 実験等に基づいて検証されたコードやこれまでの許認可で使用したモデ

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る 被ばく評価に関する審査ガイド	免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
(1)被ばく経路	4.1(1) →審査ガイド通り
原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、次の	免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性に係る被ばく経路は図2
被ばく経路による被ばく線量を評価する。図1に、原子炉制御室の居住性に係る被	の①~③の経路に対して評価している。評価期間中の対策要員の交代は考
ばく経路を、図2に、緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく経路を	慮しないため、④⑤の経路は評価しない。
それぞれ示す。	
ただし、合理的な理由がある場合は、この経路によらないことができる。	
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室	4.1(1)① →審査ガイド通り
/緊急時対策所内での被ばく	
原子炉建屋(二次格納施設(BWR型原子炉施設)又は原子炉格納容器及びアニュラス	
部 (PWR 型原子炉施設)) 内の放射性物質から放射されるガンマ線による原子炉制御	
室/緊急時制御室/緊急時対策所内での被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計	
算する。	
一 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部被ばく	原子炉建屋 (二次格納施設) 内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線
	による免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内での外部被ばく線量を評
	価している。
二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく	原子炉建屋 (二次格納施設) 内の放射性物質からの直接ガンマ線による免震
	重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室)内での外部被ばく線量を評価してい
	る。
② 大気中へ放出された放射性物質による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対	4.1(1)② →審査ガイド通り
策所内での被ばく	

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

大気中へ放出された放射性物質から放射されるガンマ線による外部被ばく線量を、 次の二つの経路を対象に計算する。

一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(クラウドシャイン)

- 二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(グランドシャイン)
- ③ 外気から取り込まれた放射性物質による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での被ばく

原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質による被ばく線量を、次の二つの被ばく経路を対象にして計算する。

なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、 室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定して評価する。

- 一 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性 物質の吸入摂取による内部被ばく
- 二 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性 物質からのガンマ線による外部被ばく
- ④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での被ばく

原子炉建屋内の放射性物質から放射されるガンマ線による入退域での被ばく線量

大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による免震重要棟内緊急時 対策所1階(待避室)内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性 物質の放出量を基に大気拡散効果と免震重要棟内緊急時対策所の外壁及び 内壁によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて対策要員の外部被ばく(クラウ ドシャイン)を評価している。

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく (グランドシャイン) についても考慮して評価した。

4.1(1)③ →審査ガイド通り

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内に取り込まれた放射性物質は, 免震重要棟内緊急時対策所内に沈着せずに浮遊しているものと仮定して評価している。

事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は外気から免震重要棟 内緊急時対策所1階(待避室)内に取り込まれる。免震重要棟内緊急時対策 所1階(待避室)内に取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく 及び免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内の放射性物質の吸入摂取に よる内部被ばくの和として実効線量を評価している。

4.1(1)④ →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る	 免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
被ばく評価に関する審査ガイド	
を、次の二つの経路を対象に計算する。	
一 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部被ばく	
二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく	
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による入退域での被ばく	4.1(1)⑤ →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない
大気中へ放出された放射性物質による被ばく線量を、次の三つの経路を対象に計算	
する。	
一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく (クラウドシャイン)	
二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(グランドシャイ	
ン)	
三 放射性物質の吸入摂取による内部被ばく	
(2)評価の手順	4.1(2) →審査ガイド通り
原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の手順を図	免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性に係る被ばくは図3の
3に示す。	手順に基づいて評価している。
	ただし評価期間中の対策要員の交代は考慮しない
a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる	 4.1(2)a. →審査ガイド通り
ソースタームを設定する。	
・原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評	免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の居住性に係る被ばく評価では放

価 (**2) で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス (この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である) のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。

・緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大 気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した 事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放 射性物質放出量を計算する。

また、放射性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量から原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。

b. 原子炉施設敷地内の年間の実気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度 及び相対線量を計算する。

c. 原子炉施設内の放射性物質存在量分布から原子炉建屋内の線源強度を計算する。

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所 事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及 び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算している。また放射 性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量から原子炉建屋内 の放射性物質存在量分布を設定している。

4.1(2)b. →審査ガイド通り

被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放 出継続時間を基に計算した値を年間について、小さい方から順に並べた累 積出現頻度 97%に当たる値を用いている。評価においては、1985 年 10 月か ら 1986 年 9 月の 1 年間における気象データを使用している。

4.1(2)c. →審査ガイド通り

原子炉施設内の放射性物質存在量分布を考慮し,直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく線量を評価するために,原子炉建屋内の線源強度を計算している。

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

- d. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での運転員又は対策要員の被ばく 4.1(2)d. →審査ガイド通り 線量を計算する。
- ・上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線(スカイシャ | 上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による インガンマ線、直接ガンマ線)による被ばく線量を計算する。
- ・上記 a 及び b の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地表面に沈着 | 上記 a 及び b の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地表面 した放射性物質のガンマ線による外部被ばく線量を計算する。
- ・上記 a 及び b の結果を用いて、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に | 上記 a 及び b の結果を用いて,免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避室) 外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量(ガンマ線による外部被ばく及 び吸入摂取による内部被ばく)を計算する。
- e. 上記 d で計算した線量の合計値が、判断基準を満たしているかどうかを確認す $| 4.1(2) e. \rightarrow$ 審査ガイド通り る。
- 4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件
- (1)沈着·除去等
- a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備フィルタ効率 4.2(1)a. →審査ガイド通り ョウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。 なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。

被ばく線量を計算している。

に沈着した放射性物質のガンマ線による外部被ばく線量を計算している。 内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量(ガンマ線による 外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばく)を計算している。

上記 d で計算した線量の合計値が、判断基準(対策要員の実効線量が7日 間で 100mSv を超えないこと) を満足することを確認している。

外気は可搬型陽圧化空調機により免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) へ送気する。可搬型陽圧化空調機のフィルタによる除去効率は、設計上期待 できる値(よう素については性状を考慮)として、放射性微粒子については 99.9%, よう素については 99.9%として評価している。

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

b. 空気流入率

既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。 新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。(なお、原子炉制御室/緊 急時制御室/緊急時対策所設置後、設定値の妥当性を空気流入率測定試験によって 確認する。)

(2)大気拡散

- a. 放射性物質の大気拡散
- ・放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が 水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適 用して計算する。

なお、三次元拡散シミュレーションモデルを用いてもよい。

- ・風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも 1 年間 | 柏崎刈羽原子力発電所内で観測して得られた 1985 年 10 月から 1986 年 9 月 観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。
- ・ガウスプルームモデルを適用して計算する場合には、水平及び垂直方向の拡散パ │ 水平及び垂直方向の拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて ラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指針 (**3) における相関式を用 いて計算する。
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から 近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡 散による拡散パラメータを用いる。
- ・原子炉建屋の建屋後流での巻き込みが生じる場合の条件については、放出点と巻 │ 一~三のすべての条件に該当するため、建屋による巻き込みを考慮して評

4.2(1)b. →審査ガイド通り

外気は可搬型陽圧化空調機により免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室) へ送気される。免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)は可搬型陽圧化空 調機により陽圧を維持するため、フィルタを通らない空気流入量は無いも のとして評価している。

4.2(2)a. →審査ガイド通り

放射性物質の空気中濃度は、ガウスプルームモデルを適用して計算してい

の1年間の気象資料を大気拡散式に用いている。

気象指針における相関式を用いて計算している。

建屋による巻き込みを考慮し、建屋の影響がある場合の拡散パラメータを 用いている。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る	 免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
被ばく評価に関する審査ガイド	光展里安保内系ぶ時刈泉別に休る仮はく計画の適口仏仏
き込みが生じる建屋及び評価点との位置関係について、次に示す条件すべてに該当	価している。
した場合、放出点から放出された放射性物質は建屋の風下側で巻き込みの影響を受	
け拡散し、評価点に到達するものとする。	
一 放出点の高さが建屋の高さの 2.5 倍に満たない場合	放出点が地上であるため,建屋高さの2.5倍に満たない。
二 放出点と評価点を結んだ直線と平行で放出点を風下とした風向 n について、放出	放出点(地上)の位置は、図4の領域 An の中にある。
点の位置が風向 n と建屋の投影形状に応じて定まる一定の範囲(図 4 の領域 An)の	
中にある場合	
三 評価点が、巻き込みを生じる建屋の風下側にある場合	評価点(免震重要棟)は、巻き込みを生じる建屋(原子炉建屋)の風下にあ
上記の三つの条件のうちの一つでも該当しない場合には、建屋の影響はないものと	る。
して大気拡散評価を行うものとする (参4)。	
・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建	建屋による巻き込みを考慮し、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの
屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃	影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を考慮している。
度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1	
方位のみを対象とするのではなく、図 5 に示すように、建屋の後流側の拡がりの影	
響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。	
・放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく	放射性物質の大気拡散については、「原子力発電所中央制御室の居住性に係
評価手法について (内規)」 ^(参1) による。	る被ばく評価手法について(内規)」に基づいて評価している。
b. 建屋による巻き込みの評価条件	4.2(2)b. →審査ガイド通り
・巻き込みを生じる代表建屋	

1) 原子炉建屋の近辺では、隣接する複数の建屋の風下側で広く巻き込みによる拡散 建屋の巻き込みによる拡散を考慮している。

左曇手再枝中取名は4体記になりかばと記げの支入仏 辺
免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
6号炉および7号炉原子炉建屋を代表建屋としている。
免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)は、常時、外気を可搬型陽圧化空
調機のフィルタを通した空気により陽圧化されている。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る	- 免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
被ばく評価に関する審査ガイド	光展里安保的系芯時利泉別に保る仮はく計画の適口仏仏
వ .	
ii) 評価期間中は外気を遮断することを前提とする場合は、原子炉制御室/緊急時	免震重要棟の屋上面を選定するが,具体的には,保守的に放出点(地上)
制御室/緊急時対策所が属する建屋の各表面(屋上面又は側面)のうちの代表面(代	と同じ高さにおける濃度を評価している。
表評価面)を選定する。	
3) 代表面における評価点	
i) 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時	屋上面を代表としており、評価点は免震重要棟中心としている。
対策所の属する建屋表面での濃度は風下距離の依存性は小さくほぼ一様と考えられ	
るので、評価点は厳密に定める必要はない。	
屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の中	
心点を評価点とするのは妥当である。	
ii) 代表評価面を、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の屋	免震重要棟の屋上面を選定するが、具体的には保守的に放出点(地上)と同
上面とすることは適切な選定である。	じ高さにおける濃度を評価している。
また、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が屋上面から離れている場合は、	
原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の側面を代表評価面とし	
て、それに対応する高さでの濃度を対で適用することも適切である。	
iii)屋上面を代表面とする場合は、評価点として原子炉制御室/緊急時制御室/緊	屋上面を代表としており、評価点は免震重要棟中心とし、保守的に放出点
急時対策所の中心点を選定し、対応する風下距離から拡散パラメータを算出しても	(地上)と評価点とが同じ高さとして、その間の水平直線距離に基づき、濃
よい。	度評価の拡散パラメータを算出している。

また σ_y =0及び σ_z =0として、 σ_{y0} 、 σ_{z0} の値を適用してもよい。

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

着目方位

1) 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。

評価対象とする方位は、放出された放射性物質が建屋の影響を受けて拡散すること 及び建屋の影響を受けて拡散された放射性物質が評価点に届くことの両方に該当す る方位とする。

具体的には、全 16 方位について以下の三つの条件に該当する方位を選定し、すべて の条件に該当する方位を評価対象とする。

- i) 放出点が評価点の風上にあること
- に、評価点が存在すること。この条件に該当する風向の方位 m_1 の選定には、図 6 のような方法を用いることができる。図 6 の対象となる二つの風向の方位の範囲 m_{1A} 、 m_{1B} のうち、放出点が評価点の風上となるどちらか一方の範囲が評価の対象となる。放出点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図 6 のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位 m_1 は放出点が評価点の風上となる180°が対象となる。

建屋による巻き込みを考慮し i) ~iii) の条件に該当する方位を選定し、 建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対 象としている。

放出点が評価点の風上にある方位を対象としている。

ii) 放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれるような範囲 放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれるような に、評価点が存在すること。この条件に該当する風向の方位m1の選定には、図6の 範囲を対象としている。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る	な電子用は中取名は4位記になりかばと記げの客へ 仏に
被ばく評価に関する審査ガイド	免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
iii) 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。この条件に該当す	図 7 に示す方法により、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能
る風向の方位m2の選定には、図7に示す方法を用いることができる。評価点が建屋	性のある複数の方位を評価方位として選定している。
に接近し、0.5Lの拡散領域(図7のハッチング部分)の内部にある場合は、	
風向の方位m₂は放出点が評価点の風上となる 180° が対象となる。	
図6及び図7は、断面が円筒形状の建屋を例として示しているが、断面形状が矩形	
の建屋についても、同じ要領で評価対象の方位を決定することができる。	
建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順を、図8に示す。	
2) 具体的には、図9のとおり、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属す	「着目方位 1)」の方法により、評価対象の方位を選定している。
る建屋表面において定めた評価点から、原子炉施設の代表建屋の水平断面を見込む	
範囲にあるすべての方位を定める。	
幾何学的に建屋群を見込む範囲に対して、気象評価上の方位とのずれによって、評	
価すべき方位の数が増加することが考えられるが、この場合、幾何学的な見込み範	
囲に相当する適切な見込み方位の設定を行ってもよい。	
・建屋投影面積	
1) 図 10 に示すとおり、風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃	原子炉建屋の垂直な投影面積を大気拡散式の入力としている。
度を求めるために大気拡散式の入力とする。	

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る	免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
被ばく評価に関する審査ガイド	元辰里安保門糸心町刈水別に床の飲はく时間の廻口扒孔
向の方位ごとに垂直な投影面積を求める。ただし、対象となる複数の方位の投影面	
積の中で、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、	
合理的であり保守的である。	
3) 風下側の地表面から上側の投影面積を求め大気拡散式の入力とする。方位によっ	原子炉建屋の地表面から上面の投影面積を用いている。
て風下側の地表面の高さが異なる場合は、方位ごとに地表面高さから上側の面積を	
求める。また、方位によって、代表建屋とは別の建屋が重なっている場合でも、原	
則地表面から上側の代表建屋の投影面積を用いる。	
c. 相対濃度及び相対線量	4.2(2)c. →審査ガイドの趣旨に基づいて評価
・相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な	相対濃度は、毎時刻の気象項目(風向、風速、大気安定度)及び実効放出継
放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	続時間を基に,長時間放出の場合の評価方法に従って評価している。
・相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線量計算モデル	相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線量計算モ
	「同人」「你里は、「从月上が買い上同版及力和と弁田し、これとハン・「你里日弁と
に適用して評価点ごとに計算する。	デルに適用している。
に適用して評価点ごとに計算する。	
に適用して評価点ごとに計算する。 ・評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間につい	
	デルに適用している。
・評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間につい	デルに適用している。 年間の気象データに基づく相対濃度及び相対線量を小さい方から累積し

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

d. 地表面への沈着

放射性物質の地表面への沈着評価では、地表面への乾性沈着及び降雨による湿性沈 着を考慮して地表面沈着濃度を計算する。

- e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内の放射性物質濃度
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つ │免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内は、可搬型陽圧化空調機により の経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。
- 一 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備によって室 | でない区画には、直接流入により放射性物質が外気から取り込まれている 内に取り入れること(外気取入)
- 二 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に直接流入すること(空気流入)
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内の雰囲気中で放射性物質は、一様 | 免震重要棟内緊急時対策所 1 階 (待避室) 内では放射性物質は一様に混合す 混合すると仮定する。

なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、 室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。

- 取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気 流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所バウンダリ

4.2(2)d. →審査ガイド通り

│ 地表面への乾性沈着及び降雨による湿性沈着を考慮して地表面沈着速度を 計算している。

4.2(2)e. →審査ガイドの主旨に基づいて評価

放射性物質を含む空気が送気されることを仮定している。また、陽圧化範囲 ことを仮定している。

るとし、室内での放射性物質は沈着せず浮遊しているものと仮定している。

・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の | 外気取込による放射性物質の取込については、可搬型陽圧化空調機の運転 流量に依る。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る	免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
被ばく評価に関する審査ガイド	
体積(容積)を用いて計算する。	
(3)線量評価	
a. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室/緊	4.2(3)a. →審査ガイド通り
急時対策所内での外部被ばく (クラウドシャイン)	外部被ばく線量については、空気中濃度及びクラウドシャインに対する外
・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空気中時間積	部被ばく線量換算係教の積で計算した線量率を積分して計算している。
分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。	
・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対し	免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内の対策要員に対しては,建屋に
ては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮蔽さ	よる遮蔽効果を考慮している。
れる低減効果を考慮する。	
b. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室	4.2(3)b. →審査ガイド通り
/緊急時対策所内での外部被ばく (グランドシャイン)	
・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地表面沈	グランドシャインによる被ばくは,免震重要棟内緊急時対策所 1 階(待避
着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。	室)の対策要員については建屋による遮蔽効果を考慮している。
・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対し	
ては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮蔽さ	
れる低減効果を考慮する。	
c. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物	4.2(3)c →審査ガイド通り
質の吸入摂取による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での内部被ばく	
・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物	免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)における内部被ばく線量について

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る	免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
被ばく評価に関する審査ガイド	元成主女体口示心門内状が下にいる以は、日間の過口が近
質の吸入摂取による内部被ばく線量は、室内の空気中時間積分濃度、呼吸率及び吸	は、空気中濃度、呼吸率及び内部被ばく換算係数の積で計算した線量率を積
入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。	算して計算している。
・なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質	免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)では室内での放射性物質は沈着せ
は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。	ずに浮遊しているものと仮定している。
・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。その場	マスクを着用しないものとして評価している。
合は、マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。	

d. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物 ↓ 4.2(3) d. →審査ガイド通り

・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、室内の空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。

質のガンマ線による外部被ばく

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)内に取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量については、空気中濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算した線量率を積算して計算している。

・なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質 は、c項の内部被ばく同様、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。

免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)では室内に取り込まれた放射性物質は沈着せずに浮遊しているものと仮定している。

e. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく (クラウドシャイン)

4.2(3)e. →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない

・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空気中時間積 分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る 被ばく評価に関する審査ガイド	免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
f. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく(グラ	4.2(3)f. →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない
ンドシャイン)	
・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地表面沈	
着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。	
g. 放射性物質の吸入摂取による入退域での内部被ばく	4.2(3)g. →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない
・放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、入退域での空気中時間積分濃度、	
呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。	
・入退域での放射線防護による被ばく低減効果を考慮してもよい。	
THE CONTRACTOR OF THE CONTRACT	
h. 被ばく線量の重ね合わせ	4.2(3)h. →6 号及び 7 号炉からの寄与を被ばく経路毎に個別に評価を実
・同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同	施して、その結果を合算している。
□ 時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別	
│ │ に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。原子炉施設	
敷地内の地形や、原子炉施設と評価対象位置の関係等を考慮した、より現実的な被	
 ばく線量の重ね合わせ評価を実施する場合はその妥当性を説明した資料の提出を求	
める。	
4.4 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要解析	
条件等	
2811 9	

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る 免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況 被ばく評価に関する審査ガイド (1) ソースターム a. 大気中への放出割合 4.4(1)a. →審査ガイド通り ・事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納 事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子 容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定する (参6)。 炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定 希ガス類:97% する。なお、核種の崩壊及び娘核種の生成を考慮する。 ヨウ素類:2.78% (CsI:95%、無機ヨウ素:4.85%、有機ヨウ素:0.15%) (NUREG-1465 ^(参6) を参考に設定) Cs 類: 2.13% Te 類:1.47% Ba 類:0.0264% Ru 類:7.53×10⁻⁸% Ce 類: 1.51×10⁻⁴% La 類:3.87×10⁻⁵% (2)非常用電源 4.4(2) →審査ガイド通り 緊急時制御室又は緊急時対策所の独自の非常用電源又は代替交流電源からの給電を 免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の非常用電源の給電は考慮するも 考慮する。 のの放出開始時間が事故発生後24時間のため、放出開始までに電源は復旧 ただし、代替交流電源からの給電を考慮する場合は、給電までに要する余裕時間をしている。 見込むこと。 (3)沈着·除去等

4.4(3)a. →審査ガイド通り

a. 緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備は、上記(2)の非常用電源によ って作動すると仮定する。

放射性物質の放出開始までに免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)の非 常用電源は復旧している。

(4) 大気拡散

- a. 放出開始時刻及び放出継続時間
- ・放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後 と仮定する (**5) (福島第一原子力発電所事故で最初に放出した 1 号炉の放出開始時 刻を参考に設定)。
- ・放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように 10 時間と仮 | 放射性物質の大気中への放出継続時間は 10 時間とした。 定する (**5) (福島第一原子力発電所2号炉の放出継続時間を参考に設定)。

b. 放出源高さ

放出源高さは、地上放出を仮定する (参5)。放出エネルギーは、保守的な結果となる ように考慮しないと仮定する (参5)。

(5)線量評価

- a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時制御室又は緊急時対策所 ↓ 4.4(5)a. →審査ガイド通り 内での外部被ばく
- ・福島第一原子力発電所事故並みを想定する。例えば、次のような仮定を行うこと ができる。

⇒NUREG-1465 の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合(被覆管破損放 出~晩期圧力容器内放出) (**) を基に原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定 する。

4.4(4)a. →審査ガイドの趣旨に基づき設定

放射性物質の大気中への放出開始時間は、事故発生24時間後と仮定する。

4.4(4)b. →審査ガイド通り

放出源高さは、地上放出を仮定する。

東京電力福島第一原子力発電所事故並みを想定し、NUREG-1465 の炉心内蔵 量に対する原子炉格納容器内への放出割合を基に原子炉建屋内に放出され た放射性物質を設定し、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の線源 としている。原子炉建屋内の放射性物質は自由空間容積に均一に分布して いるものとして計算している。

実用発電用原子	炉に係る重力	て事故時の制御室及び	「緊急時対策所の居住性に係る	クラス 免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
被ばく評価に関する審査ガイド			ガイド	光晨里安保内系忌吁対東所に徐る攸はく評価の適合状况
	PWR	BWR		
希ガス類:	100%	100%		
ヨウ素類:	66%	61%		
Cs 類:	66%	61%		
Te 類:	31%	31%		
Ba 類:	12%	12%		
Ru 類:	0.5%	0.5%		
Ce 類:	0.55%	0. 55%		
La 類:	0.52%	0. 52%		
BWR については、MELCOR 解析結果 (参7) から想定して、原子炉格納容器から原子炉建		て、原子炉格納容器から原子炉建	原子炉格納容器から原子炉建屋への低減率は0.3倍と仮定している。また	
屋へ移行する際の低減率は0.3倍と仮定する。				希ガスは大気中への放出分を考慮している。
また、希ガス類は、大気中への放出分を考慮してもよい。			よい。	
⇒電源喪失を想定した雰囲気圧力・温度による静的負荷の格納容器破損モードのう			自荷の格納容器破損モードのう	
ち、格納容器破損に至る事故シーケンスを選定する。			00	
選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に、原子炉建屋内に放出され		基に、原子炉建屋内に放出され		
た放射性物質を設定する。				
・この原子炉建屋内の放射性物質をスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線			グガンマ線及び直接ガンマ線の線	
源とする。				
・原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故			nーに分布するものとして、事故	
後7日間の積算線源強度を計算する。				
・原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線によ			グガンマ線及び直接ガンマ線によ	

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る 被ばく評価に関する審査ガイド	免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
る外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造及び地形条件から計算	
する。	
b. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく・スカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源は、上記 a と同様に設定する。	4.4(5)b. →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない
・積算線源強度、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直	
接ガンマ線による外部被ばく線量は、上記aと同様の条件で計算する。	

免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況

緊急時制御室又は緊急時対策所居住性評価に係る被ばく経路

①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく) 制御室 ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グランドシャインに 又は緊 よる外部被ばく) 急時対 策所内 ③外気から緊急時制御室又は緊急時対策所内へ取り込まれた放射性物質による被ばく(吸入摂取による内部被 での被 ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく(室内に取り込まれた放射性物質は沈着せずに浮遊してい ばく るものとして評価する))

ばく

入退域 ④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく) での被 ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グランドシャインによる外部被 ばく、吸入摂取による内部被ばく)

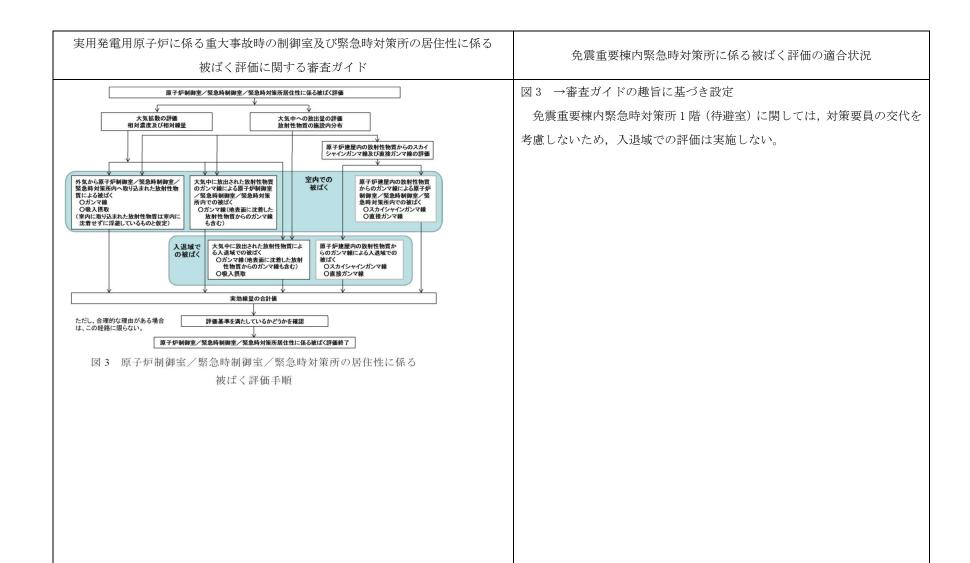
ただし、合理的な理由がある場合は、この経路に限らない。 原子炉建屋 ·原子炉格納容器破損 大気中への放射性物質 は原子炉建屋からの放 緊急時制御室又は緊急時 入退域での被ばく 対策所内での被ばく 出(地上放出)を仮定

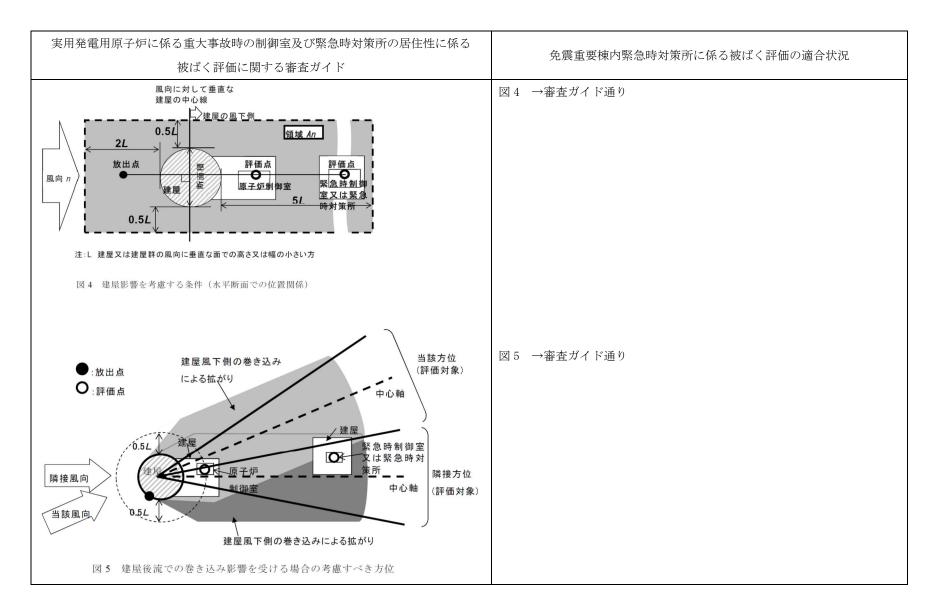
BWR型原子炉施設の例

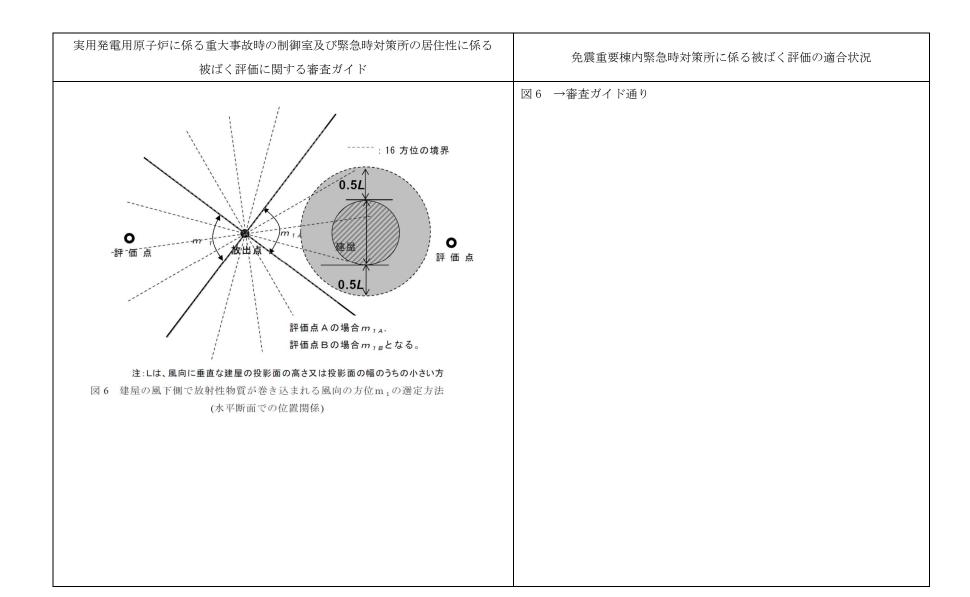
図2 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性評価における被ばく経路

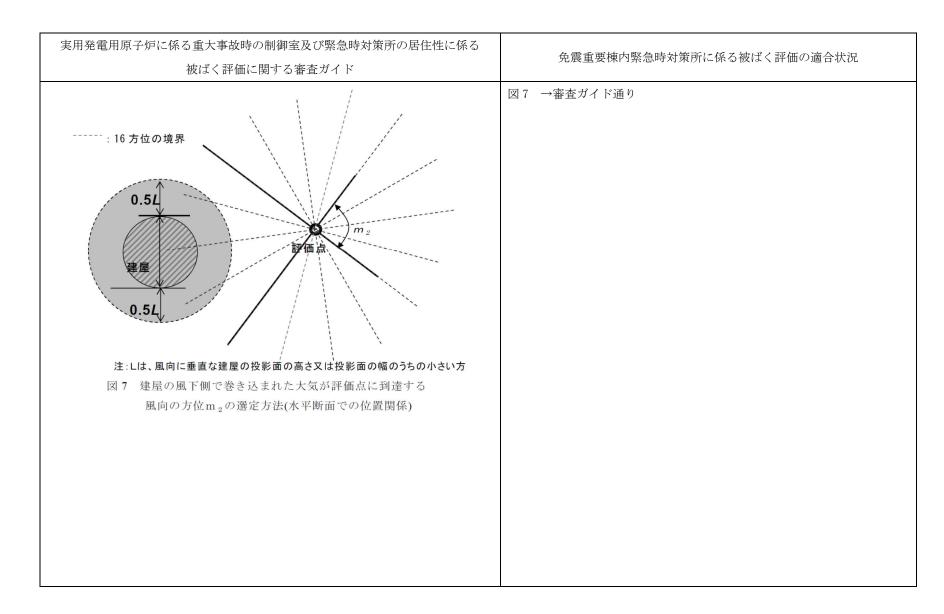
図2 →審査ガイドの趣旨に基づき設定

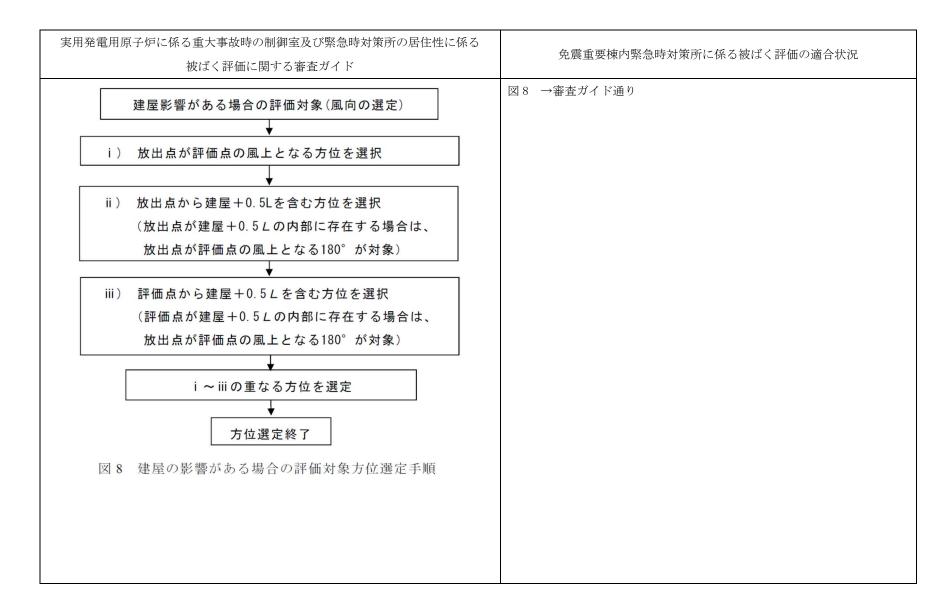
免震重要棟内緊急時対策所1階(待避室)に関しては、対策要員の交代を考 慮しないため、経路④、⑤の評価は実施しない。

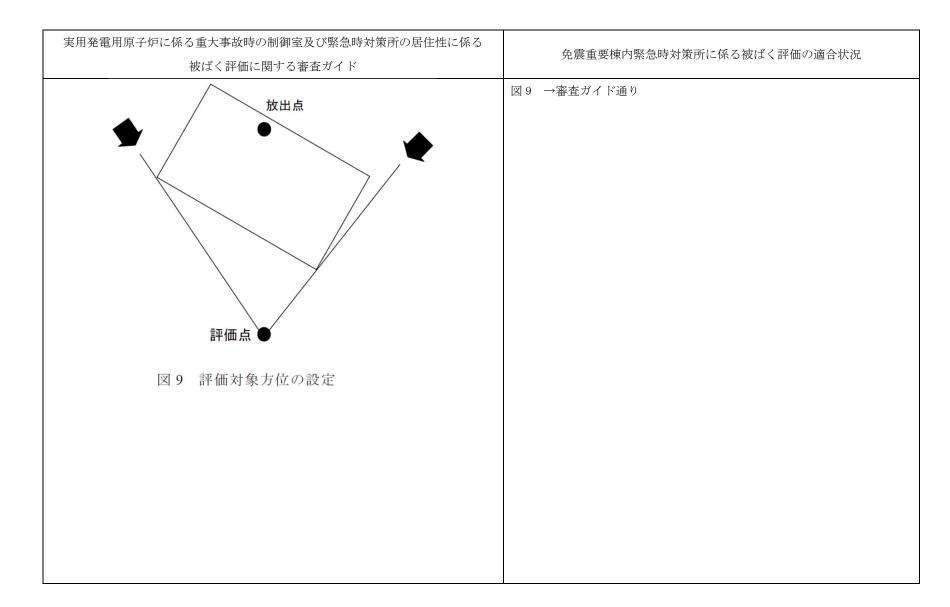












実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る 被ばく評価に関する審査ガイド	免震重要棟内緊急時対策所に係る被ばく評価の適合状況
評価点 放出点 代表建屋 投影面積 図 10 風向に垂直な建屋投影面積の考え方	図 10 →審査ガイド通り

- 2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所
- 2.1 新規制基準への適合状況

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十 一条(緊急時対策所),実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七 十六条(緊急時対策所)

~抜粋~

4//(1	ン 放件で					
	新規制基準の項目	適合状況				
1	第三十四条の規定により設置される緊	重大事故等が発生した場合において				
	急時対策所は、重大事故等が発生した場	も,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対				
	合においても当該重大事故等に対処する	策本部)により,当該重大事故等に対処				
	ための適切な措置が講じられるよう、次	するための適切な措置を講じることが				
	に掲げるものでなければならない。	できるようにしている。				
	一 重大事故等に対処するために必要な 指示を行う要員がとどまることがで					
	きるよう、適切な措置を講じたもの であること。					
	二 重大事故等に対処するために必要な 指示ができるよう、重大事故等に対 処するために必要な情報を把握でき る設備を設けたものであること。					
	三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡 をする必要のある場所と通信連絡を 行うために必要な設備を設けたもの であること。					
2	緊急時対策所は、重大事故等に対処す					
	るために必要な数の要員を収容すること	_				
	ができるものでなければならない。					

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十 一条 (緊急時対策所),実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七 十六条 (緊急時対策所)

~抜粋~

新規制基準の項目 適合状況 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 1, 2 【解釈】 (対策本部)の居住性については、審 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急 時対策所とは、以下に掲げる措置又はこ 査ガイドに基づき評価し,対策要員 れらと同等以上の効果を有する措置を行 の実効線量が7日間で100mSvを超え うための設備を備えたものをいう。 ないことを確認している(約56mSv/7 e) 緊急時対策所の居住性については、 日間)。なお、想定する放射性物質の 次の要件を満たすものであること。 放出量等は東京電力株式会社福島第 ① 想定する放射性物質の放出量等は 一原子力発電所事故と同等と想定 東京電力株式会社福島第一原子力発 し,マスク着用なし,交替要員なし及 電所事故と同等とすること。 び安定よう素剤の服用なしとして評 ② プルーム通過時等に特別な防護措 価した。 置を講じる場合を除き、対策要員は 緊急時対策所内でのマスクの着用な しとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服 用、仮設設備等を考慮してもよい。た だし、その場合は、実施のための体制 を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量 が7日間で100mSvを超えないこと。

2.2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価について 設計基準事故を超える事故時の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性 に係る被ばく評価に当たっては、審査ガイドに基づき評価を行った。

(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第76条抜粋)

緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。

- ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。
- ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策 所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
- ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の対策要員の被ばく評価の結果,実効線量は7日間で約56mSvであり,対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。

(1) 想定する事象

想定する事象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等」とした。なお、 想定する放射性物質等に関しては審査ガイドに基づき評価を行った。

(2) 大気中への放出量

大気中へ放出される放射性物質の量は、柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉の発災を想定し評価した。なお、放出時期及び放射性物質の放出割合は審査ガイドに従った。評価に用いた放出放射能量を表 2-1 に示す。

表 2-1 大気中への放出放射能量 (gross 値)

核種類	放出放射能量[Bq]
	6 号及び7 号炉の和
希ガス類	約 1.8×10 ¹⁹
よう素類	約 6.3×10 ¹⁷
Cs 類	約 5.6×10 ¹⁶
Te 類	約 1.6×10 ¹⁷
Ba 類	約 6.1×10 ¹⁵
Ru 類	約 2.8×10 ¹⁰
Ce 類	約 1.9×10 ¹⁴
La 類	約 2.8×10 ¹³

(3) 大気拡散の評価

被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さいほうから順に並べて整理し、累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては、柏崎刈羽原子力発電所敷地内において観測した 1985年 10月~1986年 9月の1年間における気象データを使用した。

相対濃度及び相対線量の評価結果は、表 2-2 に示すとおりである。

表 2-2 相対濃度及び相対線量

亚 任 社 色	廿山县后	相対濃度	相対線量
評価対象	放出号炉	$\chi/Q[s/m^3]$	D/Q[Gy/Bq]
5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	6 号炉	3.6×10^{-4}	1.7×10^{-18}
(対策本部)	7 号炉	9.8×10^{-5}	8. 1×10 ⁻¹⁹

(4) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価

被ばく評価に当たっては、対策要員は7日間5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを図2-1及び図2-2に示す。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価の主要条件を表2-4に、被ばく評価に係る換気空調設備の概略図を図2-3に示す。

a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内での被ばく(経路①)

事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内での外部被ばくは、原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。

直接ガンマ線については QAD-CGGP2R コードを用い,スカイシャインガンマ線については ANISN コード及び G33-GP2R コードを用いて評価した。

b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対 策本部)内での被ばく(経路②)

放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。なお、遮蔽厚さとして、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む6面(天井面、床面、側面)のうちで最も薄い遮蔽壁厚さを参照した。これにより、本被ばく経路の評価結果は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に隣接する区画内に浮遊する放射性物質からの影響を包含する。

c. 外気から取り込まれた放射性物質による 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 内での被ばく(経路③)

外気から 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 内に取り込まれた放射性物質による被ばくは,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 内の放射性物質濃度を基に,放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。なお,内部被ばくの評価に当たっては,マスクの着用及び安定よう素剤の服用はないものとして評価した。また,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 内の放射性物質濃度の計算に当たっては,以下の(a).及び(b).の効果を考慮した。

(a). 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機による 5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所(対策本部)の陽圧化

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を5号炉原子炉建屋内緊急時対策 所可搬型陽圧化空調機(以下,可搬型陽圧化空調機という)により陽圧化すること で,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)へのフィルタを経由しない外気 の侵入を防止する効果を考慮した。 (b). 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ボンベ陽圧化装置による 5 号炉原子炉建屋 内緊急時対策所(対策本部)の陽圧化

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を5号炉原子炉建屋内緊急時対策 所空気ボンベ陽圧化装置(以下,空気ボンベ陽圧化装置という)により陽圧化する ことで,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)への外気の侵入を防止する 効果を考慮した。

d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 内での被ばく(経路④)

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策 所(対策本部)内での外部被ばくは,事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基 に,大気拡散効果,地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価 した。

(5) 被ばく評価結果

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の対策要員の被ばく評価結果を表 2-3 に示す。対策要員の7日間の実効線量は約56mSvであり、判断基準の「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。

表 2-3 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価結果

		5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)		
	被ばく経路	7日間での実効線量[mSv]		
		6 号炉	7 号炉	合計
	①原子炉建屋内の放射性物質か			\$6.5 0\\(10-\)
	らのガンマ線による 5 号炉原	約 4.5×10 ⁻¹	約 7.1×10 ⁻²	
	子炉建屋内緊急時対策所(対	永9 4. 5 < 10 -	ボリ 7. 1 △ 10 ⁻	約 5. 2×10 ⁻¹
	策本部)内での被ばく			
	②放射性雲中の放射性物質から			
	のガンマ線による 5 号炉原子	約 2.7×10 ¹	約 1. 3×10 ¹	約 4. 1×10¹
	炉建屋内緊急時対策所(対策	水 2. 7 × 10		
	本部)内での被ばく			
室内	③外気から取り込まれた放射性		0	
作業時	物質による 5 号炉原子炉建屋	0		0
作来时	内緊急時対策所 (対策本部) 内	U		
	での被ばく			
	(内訳)内部被ばく	(0)	(0)	(0)
	外部被ばく	(0)	(0)	(0)
	④地表面に沈着した放射性物質			
	からのガンマ線による 5 号炉	約 1. 2×10 ¹	約 3.1×10 ⁰	%1 1 E ∨ 10l
	原子炉建屋内緊急時対策所	ボソ 1. ∠ < 1U ⁻	水ソ 3・1 △ 1U	約 1.5×10 ¹
	(対策本部) 内での被ばく			
	合計 (①+②+③+④)	約 3.9×10 ¹	約 1.6×10 ¹	約 56

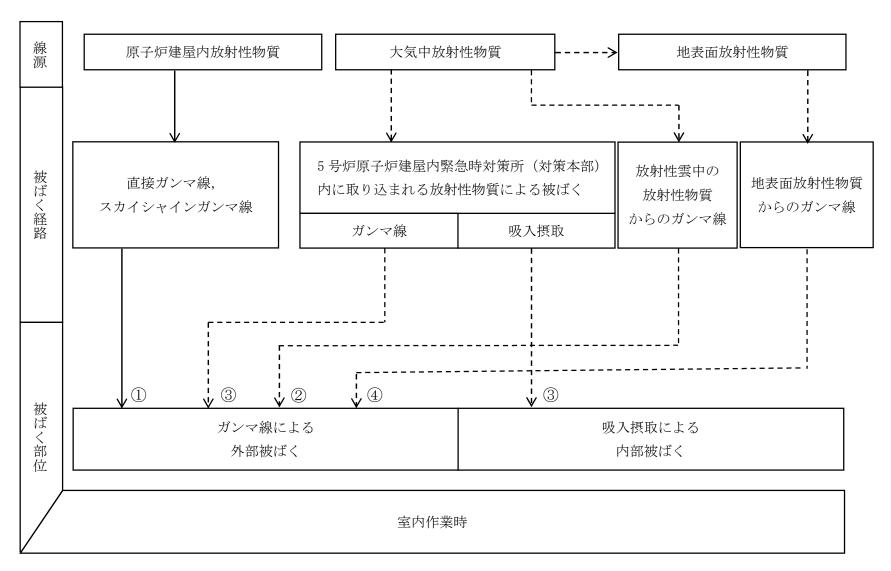


図 2-1 被ばく経路(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))

① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内での被ばく (直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)

室内 作業時

② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内での被ばく (クラウドシャインガンマ線による外部被ばく)

- ③ 外気から取り込まれた放射性物質による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内での被ばく (放射性物質の吸入摂取による内部被ばく,室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく)
- ④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内での被ばく (グランドシャインガンマ線による外部被ばく)

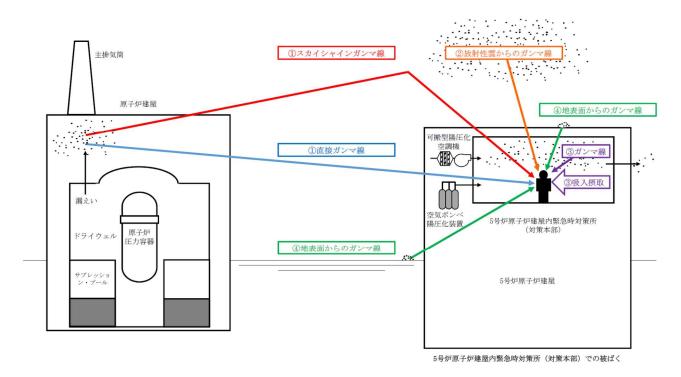


図 2-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の対策要員の被ばく経路イメージ図

表 2-4 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る 被ばく評価の主要条件

項目		評価条件		
放出量評価	発災プラント	6 号及び 7 号炉		
双山里評価	ソースターム	福島第一	一原子力発電所事故	汝と同等
	放出継続時間		10 時間	
	放出源高さ		地上放出	
	気象データ	1985. 10~1	.986.9の1年間の	気象データ
大気拡散条件	着目方位	6 号炉	〒:4 方位(NNW, N,	NNE, NE)
八刈仏取朱竹	1 日 刀 仏	7 号炉	〒:2 方位(N, NNE)	
	建屋巻き込み	巻込みを考慮		
	累積出現頻度	小さい方から 97%		
	重ね合わせ	号炉毎に評価し被ばく量を足し合わせる		
	時間[h]	0~24	24~34	34~168
	可搬型陽圧化空調機に	加圧	_	加圧
	よる陽圧化	/JI/		
防護措置	空気ボンベ陽圧化装置	_	加圧	_
炒7時1日巨	による陽圧化		/J11/	
	マスクの着用		考慮しない	
	安定よう素剤の服用	考慮しない		
	要員の交替	考慮しない		
結果	合計線量(7日間)		約 56mSv	

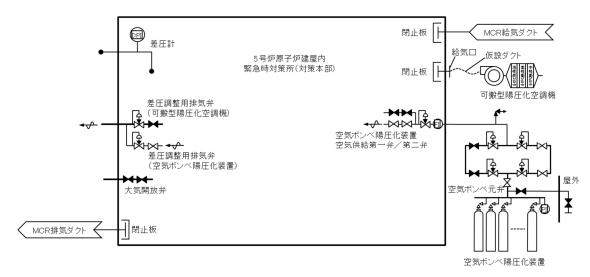


図 2-3 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の被ばく評価に係る 換気空調設備の概略図(空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化時)

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価条件

表添 2-1-1 大気中への放出放射能量評価条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時期御所にの記載御事急には緊急時期の時期では、緊急時間が変勢を受ける。 では、大きないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	3926MW	定格熱出力	——————————————————————————————————————
運転時間	1 サイクル: 10000h (約 416 日) 2 サイクル: 20000h 3 サイクル: 30000h 4 サイクル: 40000h 5 サイクル: 50000h	1 サイクル 13 ヶ 月 (395 日) を考 慮して, 燃料の 最高取出燃焼度 に余裕を持たせ 長めに設定	_
取替炉心の 燃料装荷割合	1 サイクル: 0.229 (200 体) 2 サイクル: 0.229 (200 体) 3 サイクル: 0.229 (200 体) 4 サイクル: 0.229 (200 体) 5 サイクル: 0.084 (72 体)	取替炉心の燃料 装荷割合に基づ き設定	-

表添 2-1-1 大気中への放出放射能量評価条件 (2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	希ガス類:97% よう素類:2.78% Cs類:2.13% Te類:1.47% Ba類:0.0264% Ru類:7.53×10 ⁻⁸ % Ce類:1.51×10 ⁻⁴ % La類:3.87×10 ⁻⁵ %	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4 (1) a. 事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定する。 希ガス類:97%ヨウ素類:2.78%(CsI:95%、無機ヨウ素:4.85%、有機ヨウ素:0.15%)(NUREG-1465を参考に設定)Cs類:2.13%Te類:1.47%Ba類:0.0264%Ru類:7.53×10 ⁻⁸ %Ce類:1.51×10 ⁻⁴ %La類:3.87×10 ⁻⁵ %
よう素の形態	粒子状よう素:95% 無機よう素:4.85% 有機よう素:0.15%	同上	同上
放出開始時刻	事故発生から 24 時間後	審査ガイドに 示されたとお り設定	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する。
放出継続時間	10 時間	同上	4.4(4)a. 放射性物質の大気中 への放出継続時間は、保守的な 結果となるように 10 時間と仮 定する。
事故の評価期間	7 日	同上	3. 判断基準は、対策要員の実効 線量が7日間で100mSvを超え ないこと。

表添 2-1-2 大気中への放出放射能量

核種類	放出放射能量[Bq](gross 値)		
(水性)類 	6 号炉	7 号炉	合計
希ガス類	約8.8×10 ¹⁸	約8.8×10 ¹⁸	約 1.8×10 ¹⁹
よう素類	約3.2×10 ¹⁷	約3.2×10 ¹⁷	約 6.3×10 ¹⁷
Cs 類	約2.8×10 ¹⁶	約 2.8×10 ¹⁶	約 5.6×10 ¹⁶
Te 類	約 7.8×10 ¹⁶	約 7.8×10 ¹⁶	約 1.6×10 ¹⁷
Ba 類	約3.1×10 ¹⁵	約 3.1×10 ¹⁵	約 6.1×10 ¹⁵
Ru 類	約 1. 4×10 ¹⁰	約 1. 4×10 ¹⁰	約 2.8×10 ¹⁰
Ce 類	約 9.7×10 ¹³	約 9.7×10 ¹³	約 1.9×10 ¹⁴
La 類	約1.4×10 ¹³	約 1. 4×10 ¹³	約 2.8×10 ¹³

表添 2-1-3 大気拡散評価条件 (1/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の 空気中濃度は、放出源 高さ及び気象条件に応 じて、空間濃度分布が 水平方向及び鉛直方向 ともに正規分布になる と仮定したガウスプル ームモデルを適用して 計算する。
気象データ	柏崎刈羽原子力発電所に おける1年間の気象データ (1985 年 10 月~1986 年 9 月) (地上約 10m)	建屋影響を受ける大気拡散 評価を行うため保守的に地 上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり,発電所において観測された1年間の気象データを 使用	4.2(2)a. 風向、風速、大 気安定度及び降雨の観 測項目を、現地におい て少なくとも 1 年間観 測して得られた気象資 料を大気拡散式に用い る。
実効放出 継続時間	10 時間	審査ガイドに示された とおり設定	4.2(2)c.相対濃度は、 短時間放出又は長時間 放出に応じて、毎時刻 の気象項目と実効的な 放出継続時間を基に評 価点ごとに計算する。

表添 2-1-3 大気拡散評価条件 (2/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放出源及び放出源高さ	放出源: 6号炉原子炉建屋 及び 7号炉原子炉建屋 放出源高さ:地上0m 放出エネルギーによる影響: 未考慮	審査ガイドに 示されたとお り設定	4.4(4)b. 放出源高さは、 地上放出を仮定する。放 出エネルギーは、保守的 な結果となるように考慮 しないと仮定する。
累積出現頻度	小さい方から 累積して 97%	同上	4.2(2)c.評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋巻き込み	考慮する	放出点から近 距離の建屋の 影響を受ける ため、建屋によ る巻き込み現 象を考慮	4.2(2)a.原子炉制御室/ 緊急時制御室/緊急時対 策所の居住性評価で特徴 的な放出点から近距離の 建屋の影響を受ける場合 には、建屋による巻き込 み現象を考慮した大気拡 散による拡散パラメータ を用いる。

表添 2-1-3 大気拡散評価条件 (3/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
巻き込みを 生じる 代表建屋	6 号炉原子炉建屋 及び 7 号炉原子炉建屋	放出源であり、 巻き込みの影響が最も大き い建屋として 設定	4.2(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、 原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建 屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として 放出源の近隣に存在するすべての建屋が 対象となるが、巻き込みの影響が最も大 きいと考えられる一つの建屋を代表建屋 とすることは、保守的な結果を与える。
放射性物質 濃度の評価点	5 号炉原子炉建屋 内緊急時対策所 (対策本部)中心	審査ガイドに 示されたとお り設定	4.2(2)b. 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時 対策所の中心点を評価点とするのは妥当 である。
着目方位	6 号炉: 4 方位 (NNW, N, NNE, NE) 7 号炉: 2 方位 (N, NNE)	審査ガイドに 示された評価 方法に基づき 設定	4.2(2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/ 緊急時対策所の居住性に係る披ばく評価 では、建屋の風下後流側での広範囲に及 ぶ乱流混合域が顕著であることから、放 射性物質濃度を計算する当該着目方位と しては、放出源と評価点とを結ぶライン が含まれる1方位のみを対象とするので はなく、図5に示すように、建屋の後流 側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性 のある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	1931m²	審査ガイドに 示されたとお り設定 風向に垂直な 投影面積のう ち最も小さい もの	4.2(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面 積を求め、放射性物質の濃度を求めるた めに大気拡散式の入力とする。
形状係数	1/2	内規に示され たとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」による。

表添 2-1-4 相対濃度 (χ/Q) 及び相対線量 (D/Q)

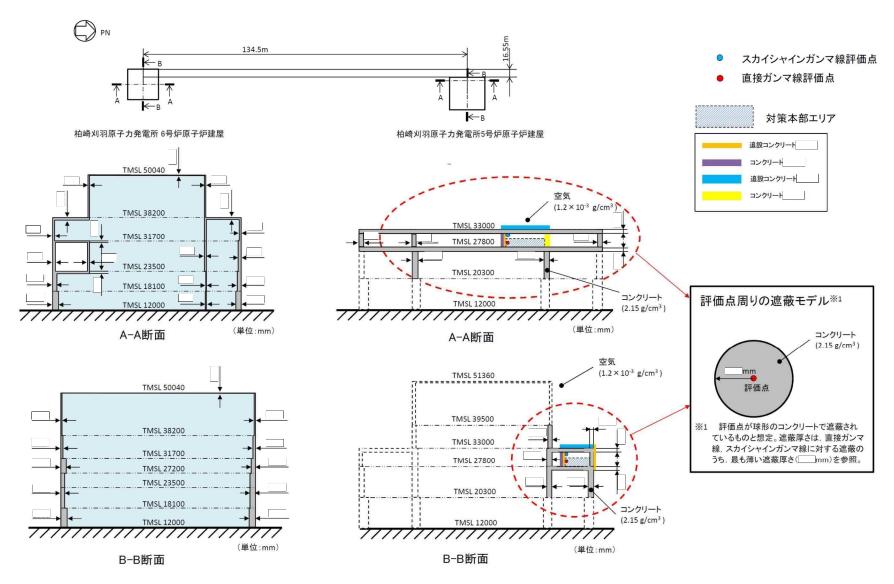
₹#.E	+4.11r.E	放出点から	相対濃度	相対線量
評価点	放出点	評価点までの距離[km]	$\chi/Q[s/m^3]$	D/Q[Gy/Bq]
	6 号炉			
5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 (対策本部)中心	原子炉建屋	0. 146	3.6×10^{-4}	1. 7×10^{-18}
	中心			
	7号炉			
	原子炉建屋	0. 278	9.8 $\times 10^{-5}$	8. 1×10^{-19}
	中心			

表添 2-1-5 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件

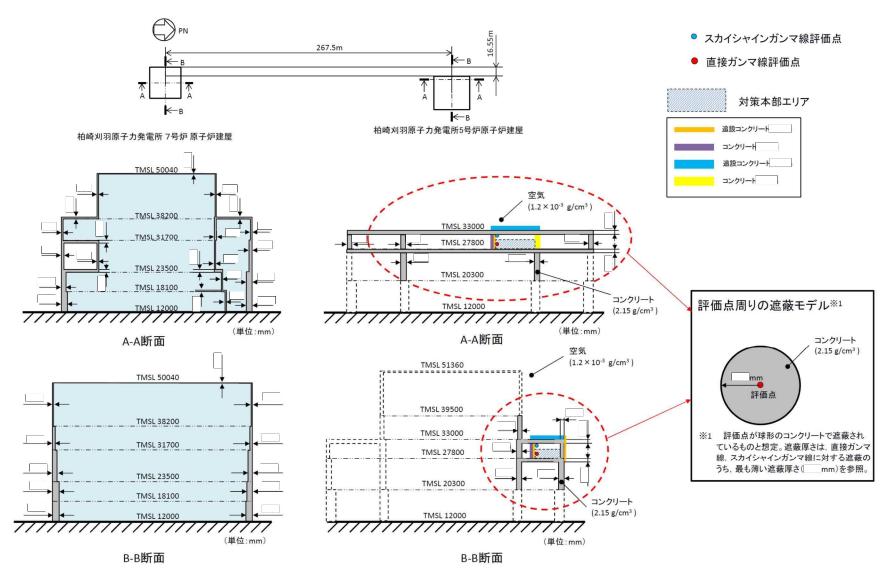
	項目	評価条件	マンスガインヤインガンマ豚の評価 選定理由	審査ガイドでの記載
	'K H		应 化性円	4.4(5)a. 原子炉建屋
線源強度	原子炉建屋(二次 格納施設)内線源 強度分布	放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示された とおり設定	内の放射性物質は、自 由空間容積に均一に 分布するものとして、 事故後7日間の積算線 源強度を計算する。
	事故の評価期間	7 日	同上	同上
計算モデル	原子炉建屋 遮蔽厚さ 5 号炉原子炉建 屋内緊急時対策 所(対策本部) 遮 蔽厚さ	図添 2-1-1 のとおり (評価点高さ) スカイシャインガン マ線:天井高さ 直接ガンマ線: 床面上 1.5m	審査ガイドに示された 評価方法に基づき設定	4.4(5)a. 原子炉建屋 内の放射性物質から のスカイシャインガ ンマ線及び直接ガン マ線による外部被ば く線量は、積算線源強 度、施設の位置、遮へ い構造及び地形条件 から計算する。
	評価点	// III - I I OM	線源となる建屋に近い壁側を 選定	_
評価コード	直接ガンマ線: QAD-CGGP2R スカイシャインガ ANISN, G33-GP2		直接ガンマ線の線量評価に用いる QAD-CGGP2R は三次元形状を, スカイシャインガンマ線の線量 評価に用いる ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ一次元,三次元 形状を扱う遮蔽解析コードであり,ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は,線源条件,遮蔽体条件であり,これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。従って,設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R,ANISN及び G33-GP2R はそれぞれ許認可での使用実績がある。	

表添2-1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価ご用いる原子炉建屋内の積算線原館

	が、	積算線源強度 (photons)
	上限	(単一号炉当たり)
下限	(代表エネルギー)	(168 時間後時点)
_	1.00×10^{-2}	約 2. 4×10 ²²
1.00×10^{-2}	2.00×10^{-2}	約 2. 4×10 ²²
2. 00×10 ⁻²	3.00×10^{-2}	約 1.1×10 ²³
3. 00×10 ⁻²	4.50×10^{-2}	約 5. 7×10 ²²
4.50×10^{-2}	6. 00×10 ⁻²	約 1.1×10 ²²
6. 00×10 ⁻²	7.00×10^{-2}	約 7.4×10 ²¹
7.00×10^{-2}	7.50×10^{-2}	約 6.6×10 ²¹
7.50×10^{-2}	1.00×10^{-1}	約 3.3×10 ²²
1.00×10^{-1}	1.50×10^{-1}	約 1.9×10 ²²
1.50×10^{-1}	2.00×10^{-1}	約 4.9×10 ²²
2.00×10^{-1}	3.00×10^{-1}	約 9.8×10 ²²
3.00×10^{-1}	4.00×10^{-1}	約 1.5×10 ²³
4.00×10^{-1}	4.50×10^{-1}	約 7.4×10 ²²
4.50×10^{-1}	5. 10×10^{-1}	約 1.0×10 ²³
5.10×10^{-1}	5. 12×10^{-1}	約 3. 4×10 ²¹
5.12×10^{-1}	6.00×10^{-1}	約 1.5×10 ²³
6.00×10^{-1}	7.00×10^{-1}	約 1.7×10 ²³
7. 00×10^{-1}	8.00×10^{-1}	約 7.4×10 ²²
8.00×10^{-1}	1.00×10^{0}	約 1.5×10 ²³
1.00×10^{0}	1.33×10^{0}	約 3.3×10 ²²
1.33×10^{0}	1.34×10^{0}	約 9.9×10 ²⁰
1.34×10^{0}	1.50×10^{0}	約 1.6×10 ²²
1.50×10^{0}	1.66×10^{0}	約 1.6×10 ²¹
1.66×10^{0}	2.00×10^{0}	約 3.5×10 ²¹
2.00×10^{0}	2.50×10^{0}	約 2. 4×10 ²¹
2.50×10^{0}	3.00×10^{0}	約 1. 2×10 ²⁰
3.00×10^{0}	3.50×10^{0}	約 2. 7×10 ¹⁷
3.50×10^{0}	4.00×10^{0}	約 2. 7×10 ¹⁷
4.00×10^{0}	4.50×10^{0}	約 5. 5×10 ¹¹
4.50×10^{0}	5.00×10^{0}	約 5.5×10 ¹¹
5.00×10^{0}	5.50×10^{0}	約 5.5×10 ¹¹
5.50×10^{0}	6.00×10^{0}	約 5. 5×10 ¹¹
6.00×10^{0}	6.50×10^{0}	約 6. 3×10 ¹⁰
6.50×10^{0}	7.00×10^{0}	約 6. 3×10 ¹⁰
7.00×10^{0}	7.50×10^{0}	約 6. 3×10 ¹⁰
7.50×10^{0}	8.00×10^{0}	約 6. 3×10 ¹⁰
8.00×10^{0}	1.00×10^{1}	約 1. 9×10 ¹⁰
1.00×10^{1}	1.20×10^{1}	約 9. 7×10 ⁹
1.20×10^{1}	1.40×10^{1}	約 0. 0×10 ⁰
1.40×10^{1}	2.00×10^{1}	約 0. 0×10 ⁰
2.00×10^{1}	3.00×10^{1}	約 0. 0×10°
3.00×10^{1}	5.00×10^{1}	約 0.0×10°



図添 2-1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル(1/2)



図添 2-1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル(2/2)

表添 2-1-7 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の防護措置の評価条件(1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
空気ボンベ陽圧 化装置の空気供 給量	$0\sim24h$: $0m^3/h$ $24\sim34h$: $52m^3/h$ $34\sim168h$: $0m^3/h$	運用を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室 /緊急時制御室/緊急 時対策所内への外気取 入による放射性物質の 取り込みについては、 非常用換気空調設備の 設計及び運転条件に従 って計算する。
可搬型陽圧化空 調機の風量	$0\sim24h : 600m^3/h$ $24\sim34h : 0m^3/h$ $34\sim168h : 600m^3/h$	同上	同上
可搬型陽圧化空 調機の高性能粒 子フィルタの除 去効率	希ガス:0% 無機よう素:0% 有機よう素:0% 放射性微粒子:99.9%	設計値を基に設定	4.2(1) a. ヨウ素類及び エアロゾルのフィルタ 効率は、使用条件での 設計値を基に設定す る。なお、フィルタ効率 の設定に際し、ヨウ素 類の性状を適切に考慮 する。
可搬型陽圧化空 調機のチャコー ル・フィルタの除 去効率	希ガス:0% 無機よう素:99.9% 有機よう素:99.9% 放射性微粒子:0%	同上	同上
5 号炉原子炉建屋 内緊急時対策所 (対策本部)への 外気の直接流入 量	$0{\sim}168 \text{h}:0 \text{m}^3/\text{h}$	重大事故時には、空気ボンベ陽圧化装置又は可搬型陽圧化空調機により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を陽圧化し、フィルタを経由しない外気の流入を防止できる設定としている。	4.2(1)b. 既設の場合では、空気流入率は、空気流入率は、空気流入率は、空気流入率は、空気流入率は下空気流入率測定試験結果を基に設定する。

表添 2-1-7 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の防護措置の評価条件(2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
5 号炉原子炉建屋 内緊急時対策所 (対策本部)の空 調バウンダリ体積	610m ³	設計値を基に設定	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所バウンダリ体積(容積)を用いて計算する。
ガンマ線による全 身に対する外部被 ばく線量評価時の 自由体積	610m ³	同上	同上
マスクの着用	考慮しない	保守的に考慮しないものとした	3. プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
安定よう素剤の 服用	考慮しない	保守的に考慮しないものとした	3. 交代要員体制、安定ョウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。
要員の交替	考慮しない	運用を基に設定	同上

表添 2-1-8 線量換算係数及び地表面への沈着速度の条件

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
線量換	成人実効線量換算係数使用 (主な核種を以下に示す) I-131:2.0×10 ⁻⁸ Sv/Bq I-132:3.1×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq I-133:4.0×10 ⁻⁹ Sv/Bq I-134:1.5×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq I-135:9.2×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq Cs-134:2.0×10 ⁻⁸ Sv/Bq Cs-136:2.8×10 ⁻⁹ Sv/Bq Cs-137:3.9×10 ⁻⁸ Sv/Bq 上記以外の核種は ICRP Publication71 及び ICRP Publication72 に基づく	ICRP Publication71 及び ICRP Publication72 に基づく	
呼吸率	$1.2\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	ICRP Publication71 に基づ く成人活動時の呼吸率を設 定	_
地表面 への沈 着速度	エアロゾル: 1.2cm/s 無機よう素: 1.2cm/s 有機よう素: 沈着無し 希ガス: 沈着無し	線量目標値評価指針(降水 時における沈着率は乾燥時 の2~3倍大きい)を参考に, 湿性沈着を考慮して乾性沈 着速度(0.3cm/s)の4倍を設 定。 乾性沈着速度は NUREG/CR-4551Vol.2 ^{※1} より 設定	4.2.(2)d. 放射性物質の 地表面への沈着評価で は、地表面への乾性沈着 及び降雨による湿性沈 着を考慮して地表面沈 着濃度を計算する。

X1 NUREG/CR-4551 Vol.2 "Evaluation of Severe Accident Risks: Quantification of Major Input Parameters"

居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について

柏崎刈羽原子力発電所敷地内において観測した 1985 年 10 月から 1986 年 9 月までの 1 年間の気象データを用いて評価を行うに当たり、当該 1 年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を F 分布検定により実施した。

以下に検定方法及び検討結果を示す。

1. 検定方法

(1) 検定に用いた観測データ

気象資料の代表性を確認するに当たっては,通常は被ばく評価上重要な排気筒高風を用いて検定するものの,被ばく評価では保守的に地上風を使用することもあることから,排気筒高さ付近を代表する標高 85mの観測データに加え,参考として標高 20 mの観測データを用いて検定を行った。

(2) データ統計期間

統計年: 2004年04月~2013年03月 検定年: 1985年10月~1986年09月

(3) 検定方法

不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従って検定を行った。

2. 検定結果

検定の結果,排気筒高さ付近を代表する標高85mの観測データについては,有意水準5%で棄却されたのは3項目(風向:E,SSE,風速階級:5.5~6.4m/s)であった。

乗却された3項目のうち、風向(E, SSE)についてはいずれも海側に向かう風であること及び風速(5.5~6.4m/s)については、乗却限界をわずかに超えた程度であることから、評価に使用している気象データは、長期間の気象状態を代表しているものと判断した。

なお、標高 20mの観測データについては、有意水準 5%で乗却されたのは 11 項目であったものの、排気筒高さ付近を代表する標高 85mの観測データにより代表性は確認できていることから、当該データの使用には特段の問題はないものと判断した。

検定結果を表添 2-2-1 から表添 2-2-4 に示す。

表添 2-2-1 棄却検定表(風向)

検 定 年:敷地内C点(標高85m, 地上高51m) 1985年10月~1986年9月 統計期間:敷地内A点(標高85m, 地上高75m) 2004年4月~2013年3月 (%)

統計年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年	棄却	限界	判定 〇採択
風向										, .,	1985	上限	下限	×棄却
N	5. 69	5. 93	6. 42	6. 24	6. 96	7.84	4.80	5. 14	6. 46	6. 16	5. 73	8.40	3. 93	0
NNE	2. 37	2. 67	2.64	2. 52	2.71	2.71	1.81	2.64	2. 59	2. 52	2.05	3. 21	1.82	0
NE	3. 72	3. 22	2. 93	2. 63	2. 78	3. 67	2.67	2. 58	1.80	2. 89	1. 91	4. 33	1.44	0
ENE	4. 01	3. 08	3. 35	3. 21	3.41	3. 89	2. 26	3. 21	2.67	3. 23	2.80	4. 55	1.91	0
Е	5.00	4. 09	4. 96	4. 36	4. 91	4. 24	4. 05	4. 77	3.46	4. 43	5. 73	5. 70	3. 15	×
ESE	9. 57	7. 00	8. 17	7. 24	7. 57	6. 22	5. 91	6. 72	6.61	7. 22	9. 16	9. 93	4. 52	0
SE	12. 55	11. 46	15. 22	14. 10	16.82	14. 55	14. 59	16. 25	16.02	14. 62	15. 18	18.86	10.38	\circ
SSE	9.61	10. 11	11. 19	11. 20	10.09	12. 53	13.86	12.30	11.71	11. 40	7. 24	14. 71	8.08	×
S	3. 94	5. 28	4. 47	4. 64	3. 53	4. 94	5. 03	4. 38	4. 19	4. 49	4. 26	5. 84	3. 14	0
SSW	2.77	3. 13	2. 26	2.75	2. 23	2. 74	2.40	2. 33	2. 10	2. 52	2.09	3. 34	1.70	0
SW	6. 53	5. 31	2.40	3. 02	2.64	2.71	3. 47	2.66	2. 59	3. 48	3.00	7. 00	0.00	0
WSW	7. 34	6.87	5. 49	6. 14	4. 57	4.82	5. 57	5. 09	4.89	5. 64	6. 90	7. 98	3. 31	\circ
W	6.83	6. 61	7.40	7. 14	7. 03	6. 69	7. 91	6. 47	6.30	6. 93	6. 96	8. 15	5. 71	\circ
WNW	7. 98	7. 58	9.82	9. 34	9. 38	7. 14	8. 94	7. 54	9. 23	8. 55	9.82	10. 95	6. 15	\circ
NW	7. 25	11. 76	8. 16	9. 98	10. 21	8.06	10.81	11.02	12. 59	9. 98	10.97	14. 38	5. 58	0
NNW	4. 37	5. 38	4. 54	4. 59	4. 37	4. 94	5. 46	6.03	5.81	5. 05	5. 30	6.60	3. 51	0
CALM	0.47	0. 53	0.58	0.89	0.80	2. 31	0.47	0.86	1.00	0.88	0. 91	2. 26	0.00	0

表添 2-2-2 棄却検定表 (風速)

検 定 年:敷地内C点(標高85m, 地上高51m) 1985年10月~1986年9月 統計期間:敷地内A点(標高85m, 地上高75m) 2004年4月~2013年3月

(%)

統計年	9004	2005	2006	2007	2000	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年	棄却	限界	判定
無速 (m/s)	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均恒	1985	上限	下限	○採択×棄却
0.0~0.4	0.47	0. 53	0. 58	0.89	0.80	2. 31	0.47	0.86	1.00	0.88	0. 91	2. 26	0.00	0
0.5~1.4	4. 75	5. 71	6. 03	7. 32	7. 90	6.85	7. 07	6. 46	7. 24	6. 59	6. 92	8. 94	4. 24	0
1.5~2.4	11. 41	11. 40	12. 47	13. 01	12. 69	12. 88	12. 03	12. 79	12.87	12. 40	11. 37	13. 93	10.86	0
2.5~3.4	13. 48	14. 54	16. 18	15. 98	15. 91	15. 58	14. 65	14. 25	13. 59	14. 91	15. 33	17. 43	12. 38	0
3.5~4.4	13. 37	13. 96	14. 49	14. 81	13. 94	13. 26	14. 43	14. 30	12.81	13. 93	14. 83	15. 53	12. 33	0
4.5~5.4	13. 08	11. 42	13. 71	12.68	11. 37	11. 06	12. 54	12. 17	10. 20	12. 03	11. 51	14. 71	9. 35	0
5.5~6.4	9. 70	9. 33	9. 65	9. 03	9. 22	9. 13	8.88	9. 14	8.85	9. 22	8. 38	9. 95	8. 48	×
6.5~7.4	6.83	6. 47	5. 78	5. 13	6. 33	7. 48	6. 02	6. 47	6. 48	6. 33	6. 12	7. 93	4. 73	0
7.5~8.4	3. 93	4. 15	3. 58	3. 49	4. 32	4. 47	4. 07	4. 43	4. 40	4. 09	4. 41	4. 98	3. 21	0
8.5~9.4	2. 88	2. 99	2. 67	2. 53	2. 62	3. 73	2. 25	2. 94	3. 35	2. 88	3. 16	3. 97	1. 80	0
9.5以上	20. 11	19. 50	14. 87	15. 12	14. 90	13. 26	17. 59	16. 18	19. 20	16. 75	17. 07	22.68	10.81	0

表添 2-2-3 棄却検定表(風向)

検 定 年:敷地内A点(標高20m, 地上高10m) 1985年10月~1986年9月 統計期間:敷地内A点(標高20m, 地上高10m) 2004年4月~2013年3月 (%)

統計年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年	棄却	限界	判定 〇採択
風向	2004	2000	2000	2001	2000	2003	2010	2011	2012	十岁旭	1985	上限	下限	×棄却
N	6. 69	6. 51	7.04	7. 31	7. 68	7. 57	4. 58	6. 12	6.88	6. 71	7. 29	9.00	4. 42	0
NNE	1. 16	1. 25	1.61	1. 52	1.46	2. 26	1.08	1.82	1. 37	1. 50	1.83	2. 39	0.62	0
NE	2.05	2.04	2.54	2. 44	2.71	2. 92	2. 23	2.69	1.85	2. 38	1. 76	3. 27	1.50	0
ENE	2. 23	1. 98	2. 39	1.87	2. 22	2. 69	2. 21	2.87	2. 03	2. 28	3. 37	3. 07	1.48	×
Е	7. 67	7. 29	8.01	7. 76	9. 52	10. 10	9. 25	9. 08	9.49	8. 68	5. 30	11. 13	6. 24	×
ESE	11. 24	9. 56	9. 53	8.74	8.87	8. 91	9. 27	9.60	10.55	9. 59	12.40	11.60	7. 58	×
SE	16.89	17. 03	19. 17	18.62	16. 29	14. 20	16. 10	13. 36	12. 51	16. 02	14. 47	21. 54	10.49	0
SSE	2.90	2. 67	2.73	2. 69	2. 52	1.89	2.46	2. 57	1.89	2. 48	5. 59	3. 35	1.61	×
S	2.80	2. 94	3.00	2. 92	2. 33	2. 22	2.56	2.82	2.54	2. 68	2. 56	3. 37	2.00	0
SSW	1. 25	1. 43	1. 12	1. 48	1. 12	1. 12	1.54	1.66	1.21	1. 33	1.85	1.82	0.83	×
SW	2. 56	3. 19	2.76	3. 57	2.81	2.86	3. 23	3. 19	2.97	3.02	2. 93	3. 76	2. 27	0
WSW	7. 22	6. 41	5. 70	5. 69	5. 24	5. 80	5.88	5. 30	5. 25	5.83	6. 56	7. 39	4. 28	0
W	8. 17	9. 30	10.30	9. 31	9. 11	8. 53	10.63	7. 79	8.87	9. 11	8. 66	11. 35	6.87	0
WNW	8. 14	9. 96	7. 98	7. 75	8.04	7. 21	8. 33	7. 40	9.02	8. 20	9. 11	10. 25	6. 15	0
NW	8. 73	9. 09	6. 53	8. 78	8. 31	7. 85	8. 26	9. 57	10. 52	8. 63	8. 56	11. 34	5. 92	0
NNW	3. 74	3. 60	2. 70	2. 37	2. 60	3. 72	4. 27	3. 76	3.60	3. 38	4. 31	4. 95	1.80	0
CALM	6. 55	5. 75	6.88	7. 16	9. 17	10. 14	8. 11	10.41	9. 43	8. 18	3. 45	12. 27	4. 09	×

表添 2-2-4 棄却検定表 (風速)

検 定 年:敷地内A点(標高 20m, 地上高 10m) 1985 年 10 月~1986 年 9 月 統計期間:敷地内A点(標高 20m, 地上高 10m) 2004 年 4 月~2013 年 3 月

(%)

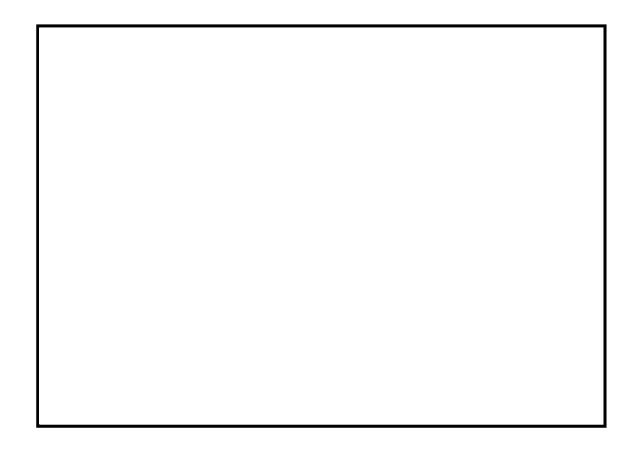
統計年	2004	2005	2006	2007	2000	2000	2010	2011	2012	平均値	検定年	棄却	限界	判定
風速 (m/s)	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均恒	1985	上限	下限	○採択 ×棄却
0.0~0.4	6. 55	5. 75	6.88	7. 16	9. 17	10. 14	8. 11	10.41	9. 43	8. 18	3. 45	12. 27	4. 09	×
0.5~1.4	44. 91	45. 66	49. 32	47. 96	47. 40	47. 44	48.83	49. 05	46. 74	47. 48	28. 26	51. 17	43.80	×
1.5~2.4	16. 53	15. 25	16. 39	15. 74	16. 31	15. 49	15. 64	13.87	14. 91	15. 57	30. 49	17. 60	13. 53	×
2.5~3.4	7.82	8. 12	7. 90	8. 26	8. 39	8. 26	7. 15	8. 02	7. 74	7. 96	10. 11	8. 87	7. 05	×
3.5~4.4	4. 93	6. 14	4. 78	4. 98	4. 44	5. 04	4. 55	5. 68	5. 27	5. 09	6. 12	6. 41	3. 77	0
4.5~5.4	4. 74	4. 30	3. 34	3. 96	3. 60	3. 55	3.80	4. 39	4. 43	4. 01	4. 34	5. 17	2.86	0
5.5~6.4	3. 65	3. 58	2. 93	3. 55	2. 77	2. 77	3. 57	3. 31	3. 27	3. 27	4. 00	4. 14	2. 40	0
6.5~7.4	3. 67	3. 67	2. 75	3. 29	2. 27	1. 99	2. 90	2. 54	2.86	2. 88	3. 16	4. 30	1. 47	0
7.5~8.4	3. 06	3. 08	1. 95	2. 40	2. 13	1.89	2. 45	1. 51	2. 30	2. 31	3. 21	3. 57	1.04	0
8.5~9.4	1.85	1. 97	1. 17	1. 39	1. 75	1. 43	1. 52	0.66	1. 36	1. 46	2. 39	2. 41	0. 50	0
9.5以上	2. 28	2. 47	2. 59	1. 32	1.75	2.00	1.48	0.56	1.69	1. 79	4. 47	3. 34	0. 25	×

添付資料3

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る 被ばく評価に用いる大気拡散評価について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価で用いる相対濃度及び相対線量は,実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し,累積出現頻度 97%に当たる値としている。

着目方位と評価結果を図添 2-3-1 及び図添 2-3-2 並びに表添 2-3-1 に示す。

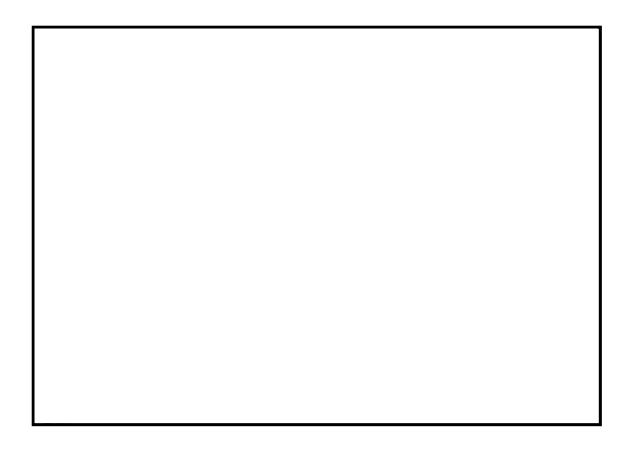


図添 2-3-1 着目方位

(放出点:6号炉原子炉建屋中心,

評価点:5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)中心)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



図添 2-3-2 着目方位

(放出点:7号炉原子炉建屋中心,

評価点:5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)中心)

表添 2-3-1 着目方位並びに相対濃度及び相対線量

評価点	放出点	着目方位	相対濃度 [s/m³]	相対線量 [Gy/Bq]
5号炉原子炉建屋内	6 号炉原子炉建屋中心	NNW, N, NNE, NE	3.6×10^{-4}	1. 7×10^{-18}
緊急時対策所 (対策本部)中心	7号炉原子炉建屋中心	N, NNE	9.8 \times 10 ⁻⁵	8. 1×10^{-19}

相対濃度及び相対線量の評価に当たっては、年間を通じて 1 時間ごとの気象条件に対して、相対濃度及び相対線量を算出し、小さい値から順に並べて整理した。

評価結果を表添 2-3-2 及び表添 2-3-3 に示す。

表添 2-3-2 相対濃度及び相対線量の値(6号炉)

		相対	濃度	相対線量		
放出点	評価点	累積出現	値	累積出現	値	
		頻度[%]	$[s/m^3]$	頻度[%]	[Gy/Bq]	
		•••	• • •	•••	•••	
6 号炉原	5号炉原子炉建	97. 02	3. 6×10^{-4}	97.06	1. 7×10^{-18}	
子炉建屋	屋内緊急時対策 所(対策本部)	97. 01	3. 6×10 ⁻⁴	97. 01	1. 7×10^{-18}	
中心	中心中心	96. 99	3.6×10^{-4}	96. 98	1. 7×10^{-18}	
	, i , i , i		• • •	•••	•••	

表添 2-3-3 相対濃度及び相対線量の値(7 号炉)

		相対	濃度	相対線量		
放出点	評価点	累積出現	値	累積出現	値	
		頻度[%]	$[s/m^3]$	頻度[%]	[Gy/Bq]	
		•••	•••	•••	•••	
7 号炉原	5号炉原子炉建	97. 02	9. 9×10^{-5}	97. 06	8. 2×10^{-19}	
子炉建屋	屋内緊急時対策所(対策本部)	97. 01	9.8×10 ⁻⁵	97. 01	8. 1×10^{-19}	
中心	中心中心	96. 96	9. 7×10^{-5}	96. 99	8. 0×10^{-19}	
		•••	•••	•••	•••	

地表面への沈着速度の設定について

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価において,地表面への沈着速度として,乾性沈着速度0.3cm/s^{※1}の4倍である1.2cm/sを用いている。

「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和51年9月28日 原子力委員会決定,一部改訂 平成13年3月29日)の解説において,葉菜上の放射性よう素の沈着率を考慮するときに,「降水時における沈着率は,乾燥時の2~3倍大きい値となる」と示されている。これを踏まえ,湿性沈着を考慮した沈着速度は,乾性沈着による沈着も含めて乾性沈着速度の4倍と設定した。

湿性沈着を考慮した沈着速度を,乾性沈着速度の4倍として設定した妥当性の検討結果を 以下に示す。

※1 乾性沈着速度の設定根拠については添付資料5を参照

1. 検討手法

湿性沈着を考慮した沈着速度の妥当性は、乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%と、乾性沈着率の累積出現頻度97%値の比が4倍を超えていないことによって示す。乾性沈着率及び湿性沈着率は以下のように定義される。

(1) 乾性沈着率

乾性沈着率は、「日本原子力学会標準 原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施 基準(レベル3PSA編):2008」(社団法人 日本原子力学会)(以下,学会標準)解説4.7 を参考に評価した。「学会標準」解説4.7では、使用する相対濃度は地表面高さ付近としているが、ここでは内規[【解説5.3】①]に従い、居住性に係る被ばく評価を保守的に評価するために放出点高さの相対濃度を用いた。

$$(\chi/Q)_D (x,y,z)_i = V_d \cdot \chi/Q(x,y,z)_i \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \Box$$

 $\left(\chi/Q\right)_{D}(x,y,z)_{i}$: 時刻iでの乾性沈着率 $\left[1/m^{2}\right]$ $\chi/Q(x,y,z)_{i}$: 時刻iでの相対濃度 $\left[s/m^{3}\right]$

V_d : 沈着速度[m/s] (0.003 NUREG/CR-4551 Vol.2より)

(2)湿性沈着率

降雨時には,評価点上空の放射性核種の地表への沈着は,降雨による影響を受ける。湿 性沈着率 $\left(\chi/Q\right)_{w}(x,y)_{i}$ は「学会標準」解説4.11より以下のように表される。

$$\left(\chi / Q \right)_{w} (x,y)_{i} = \Lambda_{i} \cdot \int_{0}^{\infty} \chi / Q(x,y,z)_{i} dz = \chi / Q(x,y,0)_{i} \cdot$$

$$\Lambda_{i} \sqrt{\frac{\pi}{2}} \sum_{zi} \exp\left[\frac{h^{2}}{2 \sum_{zi}}\right] \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot 2$$

 $(\chi/Q)_w(x,y)_i$: 時刻iでの湿性沈着率 $[1/m^2]$

 $\chi/Q(x,y,0)_i$:時刻iでの地表面高さでの相対濃度 $[s/m^3]$

 $\Lambda_{\rm i}$: 時刻 ${\rm i}$ でのウォッシュアウト係数 $[1/{\rm s}]$

(= 9.5 × 10⁻⁶ × Pr_i^{0.8} 学会標準より)

Pr_i : 時刻iでの降水強度[mm/h]

 Σ_{zi} : 時刻iでの建屋影響を考慮した放射性雲の鉛直方向の拡散幅[m]

: 放出高さ[m]

乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値と、乾性沈着率の累積 出現頻度97%値の比は以下で定義される。

乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値

乾性沈着率の累積出現頻度97%値

2. 評価結果

表添2-4-1に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) の評価点における評価結果を 示す。

乾性沈着率に放出点と同じ高さの相対濃度を用いたとき、乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度97%値の比は1.1程度となった。

以上より、湿性沈着を考慮した沈着速度を乾性沈着速度の4倍と設定することは保守的であるといえる。

表添2-4-1 沈着率評価結果

評価点	放出点	相対濃度 [s/m³]	①乾性沈着率 [1/m²]	②乾性沈着率 +湿性沈着率 [1/m²]	比 (②/①)
5 号炉原子炉 建屋内緊急時	6 号炉原子炉 建屋中心	3. 6×10^{-4}	1. 1×10^{-6}	1.2×10^{-6}	1. 1
対策所(対策 本部)中心	7号炉原子炉 建屋中心	9. 8×10 ⁻⁵	3.0×10^{-7}	3. 3×10 ⁻⁷	1. 1

エアロゾルの乾性沈着速度について

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価では、地表面への沈着速度を乾性沈着速度の4倍と想定しており、乾性沈着速度として0.3cm/sを用いている。以下に、乾性沈着速度の設定の考え方を示す。

エアロゾルの乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551*1に基づき $0.3\,\mathrm{cm/s}$ と設定した。NUREG/CR-4551 では郊外を対象としており、郊外とは道路、芝生及び木々で構成されるとしている。原子力発電所内は舗装面が多く、建屋屋上はコンクリートであるため、この沈着速度が適用できると考えられる。また、NUREG/CR-4551 では $0.5\,\mathrm{\mu m}\sim5\,\mathrm{\mu m}$ の粒径に対して検討されているが、格納容器内の除去過程で、相対的に粒子径の大きなエアロゾルは格納容器内に十分捕集されるため、粒径の大きなエアロゾルの放出はされにくいと考えられる。

また、W. G. N. Slinn の検討*2 によると、草や水、小石といった様々な材質に対する粒径に応じた乾性の沈着速度を整理しており、これによると $0.1 \mu \sim 5 \mu m$ の粒径では沈着速度は $0.3 \mu \sim 5 \mu m$ の粒径では沈着速度は $0.3 \mu \sim 5 \mu m$ の居住性に係る被ばく評価におけるエアロゾルの乾性の沈着速度として $0.3 \mu \sim 5 \mu m$ 適用できると判断した。

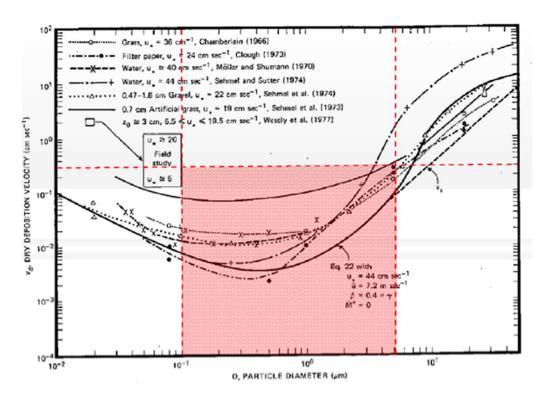


Fig. 4 Dry deposition velocity as a function of particle size. Data were obtained from a number of publications. $^{19-35}$ The theoretical curve appropriate for a smooth surface is shown for comparison. Note that the theoretical curve is strongly dependent on the value for u_1 and that Eq. 22 does not contain a parameterization for surface roughness. For a preliminary study of the effect of surface roughness and other factors, see Ref. 5.

図添 2-5-1 様々な粒径における乾性沈着速度 (Nuclear Safety Vol. 19*2)

- ※1 J.L. Sprung 等: Evaluation of severe accident risks: quantification of major input parameters, NUREG/CR-4551 Vol. 2 Rev. 1 Part 7, 1990
- ※2 W.G.N. Slinn: Environmental Effects, Parameterizations for Resuspension and for Wet and Dry Deposition of Particles and Gases for Use in Radiation Dose Calculations, Nuclear Safety Vol. 19 No. 2, 1978

シビアアクシデント時のエアロゾルの粒径について

シビアアクシデント時に原子炉格納容器内で発生する放射性物質を含むエアロゾルの粒径分布として本評価で設定している「 0.1μ m 以上」は、粒径分布に関して実施されている研究を基に設定している。

シビアアクシデント時には原子炉格納容器内にスプレイ等による注水が実施されることから、シビアアクシデント時の粒径分布を想定し、「原子炉格納容器内でのエアロゾルの挙動」及び「原子炉格納容器内の水の存在の考慮」といった観点で実施された別表添 2-1 の②、⑤に示す試験等を調査した。さらに、シビアアクシデント時のエアロゾルの粒径に対する共通的な知見とされている情報を得るために、海外の規制機関(NRC など)や各国の合同で実施されているシビアアクシデント時のエアロゾルの挙動の試験等(別表添 2-1 の①、③、④)を調査した。以上の調査結果を別表添 2-1 に示す。

この表で整理した試験等は、想定するエアロゾル発生源、挙動範囲(原子炉格納容器、1 次冷却材配管等)及び水の存在等に違いがあるが、エアロゾル粒径の範囲に大きな違いはな く、原子炉格納容器内環境でのエアロゾル粒径はこれらのエアロゾル粒径と同等な分布範 囲を持つものと推定できる。

従って、過去の種々の調査・研究により示されている範囲をカバーする値として、 $0.1\mu m$ 以上のエアロゾルを想定することは妥当である。

別表添 2-1 シビアアクシデント時のエアロゾル粒径についての文献調査結果

番号	試験名又は報告書名等	エアロゾル粒径 (μm)	備考
1)	LACE LA2 ^{**1}	約 0.5~5 (別図添 2-1 参照)	シビアアクシデント時の評価に使用 されるコードでの格納容器閉じ込め 機能喪失を想定した条件とした比較 試験
2	NUREG/CR-5901 ^{**2}	0. 25~2. 5 (参考 2-1)	原子炉格納容器内に水が存在し、溶融炉心を覆っている場合のスクラビング効果のモデル化を紹介したレポート
3	AECL が実施した実験 ^{※3}	0.1~3.0 (参考 2-2)	シビアアクシデント時の炉心損傷を 考慮した 1 次系内のエアロゾル挙動 に着目した実験
4	PBF-SFD ^{※3}	0. 29~0. 56 (参考 2-2)	シビアアクシデント時の炉心損傷を 考慮した 1 次系内のエアロゾル挙動 に着目した実験
(5)	PHÉBUS FP ^{※3}	0.5~0.65 (参考 2-2)	シビアアクシデント時のFP 挙動の実験(左記のエアロゾル粒径は PHÉBUS FP 実験の原子炉格納容器内のエアロゾル挙動に着目した実験の結果)

参考文献

- ※1: J. H. Wilson and P. C. Arwood, Summary of Pretest Aerosol Code Calculations for LWR Aerosol Containment Experiments (LACE) Test LA2, ORNL A. L. Wright, J. H. Wilson and P. C. Arwood, PRETEST AEROSOL CODE COMPARISONS FOR LWR AEROSOL CONTAINMENT TESTS LA1 AND LA2
- ※2: D. A. Powers and J. L. Sprung, NUREG/CR-5901, A Simplified Model of Aerosol Scrubbing by a Water Pool Overlying Core Debris Interacting With Concrete
- X3: STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS, NEA/CSNI/R(2009) 5 € 3 : STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS, NEA/CSNI/R(2009) 5

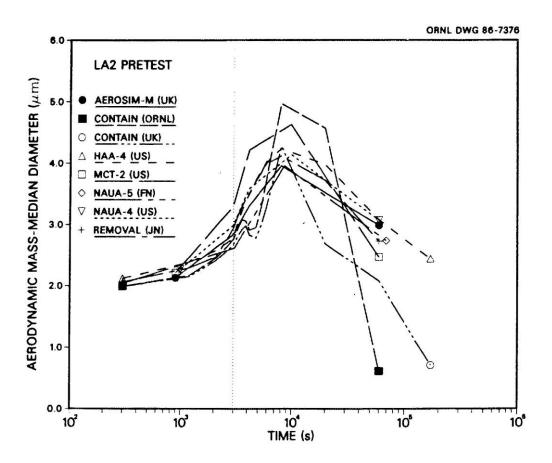


Fig. 11. LA2 pretest calculations — aerodynamic mass median diameter vs time.

別図添 2-1 LACE LA2 でのコード比較試験で得られたエアロゾル粒径の時間変化グラフ

so-called "quench" temperature. At temperatures below this quench temperature the kinetics of gas phase reactions among CO, CO₂, H₂, and H₂O are too slow to maintain chemical equilibrium on useful time scales. In the sharp temperature drop created by the water pool, very hot gases produced by the core debris are suddenly cooled to temperatures such that the gas composition is effectively "frozen" at the equilibrium composition for the "quench" temperature. Experimental evidence suggest that the "quench" temperature is 1300 to 1000 K. The value of the quench temperature was assumed to be uniformly distributed over this temperature range for the calculations done here.

- (6) Solute Mass. The mass of solutes in water pools overlying core debris attacking concrete has not been examined carefully in the experiments done to date. It is assumed here that the logarithm of the solute mass is uniformly distributed over the range of $ln(0.05 \text{ g/kilogram H}_2O) = -3.00 \text{ to } ln(100 \text{ g/kilogram H}_2O) = 4.61$.
- (7) Volume Fraction Suspended Solids. The volume fraction of suspended solids in the water pool will increase with time. Depending on the available facilities for replenishing the water, this volume fraction could become quite large. Models available for this study are, however, limited to volume fractions of 0.1. Consequently, the volume fraction of suspended solids is taken to be uniformly distributed over the range of 0 to 0.1.
- (8) <u>Density of Suspended Solids</u>. Among the materials that are expected to make up the suspended solids are $Ca(OH)_2$ ($\rho = 2.2 \text{ g/cm}^3$) or SiO_2 ($\rho = 2.2 \text{ g/cm}^3$) from the concrete and UO_2 ($\rho = 10 \text{ g/cm}^3$) or ZrO_2 ($\rho = 5.9 \text{ g/cm}^3$) from the core debris or any of a variety of aerosol materials. It is assumed here that the material density of the suspended solids is uniformly distributed over the range of 2 to 6 g/cm³. The upper limit is chosen based on the assumption that suspended UO_2 will hydrate, thus reducing its effective density. Otherwise, gas sparging will not keep such a dense material suspended.
- (9) <u>Surface Tension of Water</u>. The surface tension of the water can be increased or decreased by dissolved materials. The magnitude of the change is taken here to be $S\sigma(w)$ where S is the weight fraction of dissolved solids. The sign of the change is taken to be minus or plus depending on whether a random variable ε is less than 0.5 or greater than or equal to 0.5. Thus, the surface tension of the liquid is:

$$\sigma_1 = \begin{cases} \sigma(w) \ (1-S) & for \ \epsilon < 0.5 \\ \sigma(w) \ (1+S) & for \ \epsilon \ge 0.5 \end{cases}$$

where $\sigma(w)$ is the surface tension of pure water.

(10) Mean Aerosol Particle Size. The mass mean particle size for aerosols produced during melt/concrete interactions is known only for situations in which no water is present. There is reason to believe smaller particles will be produced if a water pool is present. Examination of aerosols produced during melt/concrete interactions shows that the primary particles are about $0.1~\mu m$ in diameter. Even with a water pool present, smaller particles would not be expected.

Consequently, the natural logarithm of the mean particle size is taken here to be uniformly distributed over the range from $\ln (0.25 \mu m) = -1.39 \text{ to } \ln (2.5 \mu m) = 0.92$.

- (11) Geometric Standard Deviation of the Particle Size Distribution. The aerosols produced during core debris-concrete interactions are assumed to have lognormal size distributions. Experimentally determined geometric standard deviations for the distributions in cases with no water present vary between 1.6 and 3.2. An argument can be made that the geometric standard deviation is positively correlated with the mean size of the aerosol. Proof of this correlation is difficult to marshall because of the sparse data base. It can also be argued that smaller geometric standard deviations will be produced in situations with water present. It is unlikely that data will ever be available to demonstrate this contention. The geometric standard deviation of the size distribution is assumed to be uniformly distributed over the range of 1.6 to 3.2. Any correlation of the geometric standard deviation with the mean size of the aerosol is neglected.
- (12) Aerosol Material Density. Early in the course of core debris interactions with concrete, UO₂ with a solid density of around 10 g/cm³ is the predominant aerosol material. As the interaction progresses, oxides of iron, manganese and chromium with densities of about 5.5 g/cm³ and condensed products of concrete decomposition such as Na₂O, K₂O, Al₂O₃ SiO₂, and CaO with densities of 1.3 to 4 g/cm³ become the dominant aerosol species. Condensation and reaction of water with the species may alter the apparent material densities. Coagglomeration of aerosolized materials also complicates the prediction of the densities of materials that make up the aerosol. As a result the material density of the aerosol is considered uncertain. The material density used in the calculation of aerosol trapping is taken to be an uncertain parameter uniformly distributed over the range of 1.5 to 10.0 g/cm³.

Note that the mean aerosol particle size predicted by the VANESA code [6] is correlated with the particle material density to the -1/3 power. This correlation of aerosol particle size with particle material density was taken to be too weak and insufficiently supported by experimental evidence to be considered in the uncertainty analyses done here.

(13) <u>Initial Bubble Size</u>. The initial bubble size is calculated from the Davidson-Schular equation:

$$D_b = \epsilon \left(\frac{6}{\pi}\right)^{1/3} \frac{V_s^{0.4}}{g^{0.2}} cm$$

where ϵ is assumed to be uniformly distributed over the range of 1 to 1.54. The minimum bubble size is limited by the Fritz formula to be:

$$D_b = 0.0105 \ \Psi[\sigma_l / g(\rho_l - \rho_g)]^{1/2}$$

where the contact angle is assumed to be uniformly distributed over the range of 20 to 120°. The maximum bubble size is limited by the Taylor instability model to be:

参考 2-2 STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS, NEA/CSNI/R(2009)5の抜粋及び試験の概要

9.2.1 Aerosols in the RCS

9.2.1.1 AECL

The experimenters conclude that spherical particles of around 0.1 to 0.3 μ m formed (though their composition was not established) then these agglomerated giving rise to a mixture of compact particles between 0.1 and 3.0 μ m in size at the point of measurement. The composition of the particles was found to be dominated by Cs, Sn and U: while the Cs and Sn mass contributions remained constant and very similar in mass, U was relatively minor in the first hour at 1860 K evolving to be the main contributor in the third (very approximately: 42 % U, 26 % Sn, 33 % Cs). Neither break down of composition by particle size nor statistical size information was measured.

9.2.1.2 *PBF-SFD*

Further interesting measurements for purposes here were six isokinetic, sequential, filtered samples located about 13 m from the bundle outlet. These were used to follow the evolution of the aerosol composition and to examine particle size (SEM). Based on these analyses the authors state that particle geometrical-mean diameter varied over the range 0.29- $0.56 \, \mu m$ (elimination of the first filter due to it being early with respect to the main transient gives the range 0.32- $0.56 \, \mu m$) while standard deviation fluctuated between 1.6 and 2.06. In the images of filter deposits needle-like forms are seen. Turning to composition, if the first filter sample is eliminated and "below detection limit" is taken as zero, for the structural components and volatile fission products we have in terms of percentages the values given in Table 9.2-1.

9.2.2 Aerosols in the containment

9.2.2.1 PHÉBUS FP

The aerosol size distributions were fairly lognormal with an average size (AMMD) in FPT0 of 2.4 μ m at the end of the 5-hour bundle-degradation phase growing to 3.5 μ m before stabilizing at 3.35 μ m; aerosol size in FPT1 was slightly larger at between 3.5 and 4.0 μ m. Geometric-mean diameter (d₅₀) of particles in FPT1 was seen to be between 0.5 and 0.65 μ m a SEM image of a deposit is shown in Fig. 9.2-2. In both tests the geometric standard deviation of the lognormal distribution was fairly constant at a value of around 2.0. There was clear evidence that aerosol composition varied very little as a function of particle size except for the late settling phase of the FPT1 test: during this period, the smallest particles were found to be cesium-rich. In terms of chemical speciation, X-ray techniques were used on some deposits and there also exist many data on the solubilities of the different elements in numerous deposits giving a clue as to the potential forms of some of the elements. However, post-test oxidation of samples cannot be excluded since storage times were long (months) and the value of speculating on potential speciation on the basis of the available information is debatable. Nevertheless, there is clear evidence that some elements reached higher states of oxidation in the containment when compared to their chemical form in the circuit.

試験名又は報告書名等	試験の概要					
AECL が字振した字段	CANDU のジルカロイ被覆管燃料を使用した, 1次系での核分					
AECL が実施した実験	裂生成物の挙動についての試験					
	米国アイダホ国立工学環境研究所で実施された炉心損傷状態					
PBF-SFD	での燃料棒及び炉心のふるまい並びに核分裂生成物及び水素					
	の放出についての試験					
	フランスカダラッシュ研究所の PHÉBUS 研究炉で実施された,					
PHÉBUS FP	シビアアクシデント条件下での炉心燃料から1次系を経て格					
FIEDUS FF	納容器に至るまでの核分裂生成物の挙動を調べる実機燃料を					
	用いた総合試験					

添付資料 6

原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価における,原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線(直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線)による被ばくは,原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度,施設の位置,遮蔽構造,地形条件等から評価する。具体的な評価方法を以下に示す。

(1)原子炉建屋内の積算線源強度

格納容器から原子炉建屋内に漏えいした放射性物質の積算線源強度[photons]は、核種毎の積算崩壊数[Bq・s]に核種毎エネルギー毎の放出率[photons/(Bq・s)]を乗ずることで評価した。なお、放射性物質は自由空間内 に均一に分布するものとした。

$$S_{\gamma} = \sum_{\mathbf{k}} Q_{\mathbf{k}} \cdot S_{\mathbf{k}\gamma}$$

S_γ:エネルギーγの photon の積算線源強度[photons]

Qk : 核種 k の積算崩壊数[Bq・s]

sky: 核種 k のエネルギー γ の photon の放出率 [photons/(Bg・s)]

核種毎の積算崩壊数は以下の式により評価した。ここで、核種の原子炉建屋への放出量は、審査ガイドに記載の移行割合に基づき評価した。

$$Q_k = q_k \cdot \frac{1}{\lambda_k} \cdot \left(1 - \exp(-\lambda_k (T - t_0))\right)$$

Qk : 核種 k の積算崩壊数[Bq・s]

qk : 核種 k の原子炉建屋への放出量[Bq]

λ_k :核種 k の崩壊定数[1/s]

T :評価期間[s]

t₀:原子炉建屋への放出時刻[s]

核種毎エネルギー毎の放出率[photons/($Bq \cdot s$)]は、制動放射 (H_2O) を考慮した ORIGEN2 ライブラリ (gxh2obrm.1ib) 値を参照した。また、エネルギー群を ORIGEN2 のガンマ線ラ

イブラリの群構造(18 群)から MATXSLIB-J33(42 群)に変換した。変換方法は「日本原子力学会標準 低レベル放射性廃棄物輸送容器の安全設計及び検査基準:2008」(2009 年9月(社団法人)日本原子力学会)の附属書 Hに記載されている変換方法を用いた。(図添 2-6-1)

以上の条件に基づき評価した原子炉建屋内の積算線源強度は表添 2-1-6 のとおり。

▶審査ガイドの記載

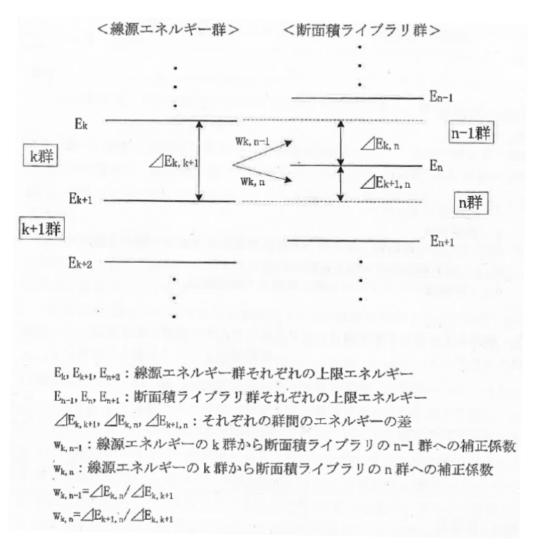
(5)線量評価

- a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時制御室又は緊急時対 策所内での外部被ばく
 - ・福島第一原子力発電所事故並みを想定する。例えば、次のような仮定を行うことができる。
 - ▶ NUREG-1465 の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合(被 覆管破損放出〜晩期圧力容器内放出)を基に原子炉建屋内に放出され た放射性物質を設定する。

PWR BWR 希ガス類: 100% 100% ヨウ素類: 66% 61% Cs 類: 66% 61% Te 類: 31% 31% Ba 類: 12% 12% 0.5% Ru 類: 0.5% Ce 類: 0.55% 0.55% La 類: 0. 52% 0. 52%

BWR については、MELCOR 解析結果から想定して、原子炉格納容器から原子炉建屋へ移行する際の低減率は 0.3 倍と仮定する。

また、希ガス類は、大気中への放出分を考慮してもよい。



図添 2-6-1 エネルギー群の変換方法

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

(2)評価体系

直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価体系は図添 2-1-1 のとおり。5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)周りの遮蔽としては,5 号炉原子炉建屋の外壁の厚さと5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む遮蔽壁の厚さを加えた厚さのうちで最も薄い遮蔽厚さを採用した(コンクリート: 。 更に,本評価モデルでは,原子炉格納容器による遮蔽効果を含め,5 号炉原子炉建屋内の上記以外の内壁による遮蔽効果には期待しておらず,保守的な遮蔽モデルとなっている。

評価点は、線源となる原子炉建屋に最も近くなる点(南西角)を選定した。また、評価 点高さは、スカイシャインガンマ線の評価に当たっては保守的に天井高さとし、直接ガン マ線の評価に当たっては 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の床面から 1.5m とした。

なお、直接ガンマ線の評価に当たっては、原子炉建屋の地下階の自由空間中の放射性物質からのガンマ線は地下階の外壁及び土壌により十分に遮蔽されると考えられることから、1階から最上階(5階)までの自由空間中の放射性物質からのガンマ線のみを考慮するものとした。また、スカイシャインガンマ線の評価に当たっては、下層階の自由空間中の放射性物質からのガンマ線は原子炉建屋の床面により十分に遮蔽されると考えられることから、原子炉建屋4階から最上階(5階)までの自由空間中の放射性物質からのガンマ線のみを考慮するものとした。

(3)評価コード

直接ガンマ線による被ばく評価には、QAD-CGGP2R コード *1 を用いた。また、スカイシャインガンマ線による被ばく評価には、ANISN コード及び G33-GP2R コード *1 を用いた。

※1 ビルドアップ係数は GP 法を用いて計算した。

(4)評価結果

直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばくの評価結果を表添 2-6-1 及び表添 2-6-2 に示す。

表添 2-6-1 直接ガンマ線による被ばくの評価結果

評価位置	積算日数	実効線量[mSv]				
計1川1五厘	傾昇日数	6 号炉	7 号炉	合計		
5 号炉原子炉建屋内						
緊急時対策所	7 日	約 4.5×10 ⁻¹	約7.0×10 ⁻²	約 5.2×10 ⁻¹		
(対策本部)						

表添 2-6-2 スカイシャインガンマ線による被ばくの評価結果

並在位署	積算日数	実効線量[mSv]				
評価位置	惧异口剱	6 号炉	7 号炉	合計		
5 号炉原子炉建屋内						
緊急時対策所	7 日	約3.0×10 ⁻³	約 1.1×10 ⁻³	約 4.1×10 ⁻³		
(対策本部)						

放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価における,放射性雲中の放射性物質からのガンマ線(クラウドシャインガンマ線)による被ばくは,放射性物質の放出量,大気拡散の効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を考慮し評価する。なお,クラウドシャインガンマ線に対する遮蔽厚さとして,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む6面(天井面,床面,側面)のうちで最も薄い遮蔽壁厚さを参照した。これにより,クラウドシャインガンマ線による被ばく量の評価結果は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に隣接する区画内に浮遊する放射性物質からの影響を包含することができる。具体的な評価方法を以下に示す。

(1) 放出量及び大気拡散

大気中に放出される放射能量は表添 2-1-2 の値を用いた。また、相対線量は表添 2-1-4 の値を用いた。

(2)評価体系

評価モデルを図添 2-7-1 に示す。また、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む 6 面の遮蔽壁の厚さを表 2-7-1 に示す。

放射性雲中の放射性物質は5号炉原子炉建屋の外部に存在するため、当該放射性物質からのガンマ線は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む6面の遮蔽壁に加え、それ以外の5号炉原子炉建屋内の外壁及び内壁等により遮蔽される。クラウドシャインガンマ線の評価に当たっては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む6面の遮蔽壁の遮蔽効果のみを考慮し、それ以外の外壁及び内壁等の遮蔽効果を考慮しないものとした。

また、クラウドシャインガンマ線は相対線量を基に評価した線量に対し遮蔽効果を考慮することで評価しているが、このうち相対線量の評価に当たっては、線源である放射性雲と評価点が離れていることによる距離減衰の効果を無視しており保守的な評価となっている。

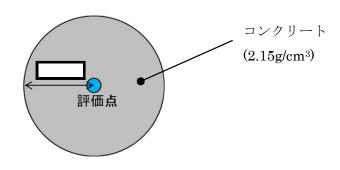
本クラウドシャインガンマ線の評価では、①5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む6面の遮蔽壁の遮蔽効果のみを考慮していること、②相対線量(放射性雲と評価点が離れていることによる距離減衰の効果を無視)を基に評価していることから、その評価結果は、隣接区画内に浮遊する放射性物質からのガンマ線による影響を包含するものと考えられる。なお、本評価では、クラウドシャインガンマ線に対する遮蔽厚さ

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む6面の遮蔽壁のうちで最も薄い遮蔽厚さ(コンクリート: を参照しており、保守的な遮蔽モデルとなっている。

表 2-7-1 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む6面の遮蔽壁の厚さ

	遮蔽壁の厚さ
東面	
西面	
南面	
北面	
天井面	
床面	



図添 2-7-1 クラウドシャインガンマ線に対する遮蔽モデル

(3)評価コード

クラウドシャインガンマ線による被ばくは,評価コードを使用せず以下に示す式を用いて評価した。

$$\begin{split} H &= \sum_{\gamma} H_{\gamma} \\ H_{\gamma} &= \sum_{k} \int_{0}^{T} K \cdot (D/Q) \cdot q_{k}(t) \cdot p_{k\gamma} \cdot B_{\gamma} \cdot \exp(-\mu_{\gamma} \cdot X) \, dt \end{split}$$

H: カラウドシャインガンマ線による実効線量[Sv]

 H_{ν} : クラウドシャインガンマ線のうち、エネルギー γ の

ガンマ線による実効線量[Sv]

K: 空気カーマから実効線量への換算係数(1)[Sv/Gy]

D/Q :相対線量[Gy/Bq]

q_k(t): 時刻 t における核種 k の大気中への放出率[Bq/s] (0.5MeV 換算)

 p_{ky} : 核種 k が放出する photon のうち、エネルギー y の photon の割合[-]

 B_{γ} : エネルギー γ の photon におけるビルドアップ係数[-]

 μ_{γ} : エネルギー γ の photon における遮蔽体に対する線減衰係数[1/m]

X : 遮蔽体厚さ[m]T : 評価期間[s]

ビルドアップ係数は「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル 2007」(公益財団法人 原子力安全技術センター)に記載されている値を log-log 内挿することにより求めた。また、遮蔽効果を考慮する際のガンマ線エネルギー群は、ORIGEN2 のガンマ線ライブラリの群構造(18群)から MATXSLIB-J33(42群)に変換した。変換方法は、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばくの評価時と同様、「日本原子力学会標準 低レベル放射性廃棄物輸送容器の安全設計及び検査基準:2008」(2009年9月 社団法人日本原子力学会)の附属書 Hに記載されている変換方法を用いた。

(4)評価結果

クラウドシャインガンマ線による被ばくの評価結果を表添 2-7-1 に示す。

表添 2-7-1 クラウドシャインガンマ線による被ばくの評価結果

評価位置	平価位置 積算日数		実効線量[mSv]				
計1川1八里	[] 恨异口剱	6 号炉	7 号炉	合計			
5 号炉原子炉建屋内							
緊急時対策所	7 日	約 2.7×10 ¹	約 1.3×10 ¹	約 4.1×10 ¹			
(対策本部)							

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価における地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線(グランドシャインガンマ線)による被ばくは,放射性物質の放出量,大気拡散の効果及び沈着速度並びに建屋によるガンマ線の遮蔽効果を考慮し評価した。

なお、放射性物質は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の中心位置における 相対濃度を用いて求めた濃度で、5号炉原子炉建屋の屋上及び5号炉原子炉建屋周りの地表 面に一様に沈着しているものと仮定した。具体的な評価方法を以下に示す。

(1) 地表面の単位面積当たりの積算線源強度

地表面の単位面積当たりの積算線源強度[photons/m²]は、核種毎の単位面積当たりの積算崩壊数[Bq・s/m²]に核種毎エネルギー毎の放出率[photons/(Bq・s)]を乗ずることで評価した。なお、5号炉原子炉建屋の屋上面の単位面積当たりの積算線源強度は地表面と同じとした。

$$S_{\gamma} = \sum_{k} Q_{k} \cdot S_{k\gamma}$$

S_γ:単位面積当たりのエネルギーγの photon の積算線源強度[photons/m²]

Q_k:核種 k の単位面積当たりの積算崩壊数[Bq・s/m²]

Sky: 核種 k のエネルギーγ の photon の放出率[photons/(Bq・s)]

ここで、核種 k の単位面積当たりの積算崩壊数[Bg・s/m²]は以下の式により評価した。

$$Q_k = \int_0^T (\chi/Q) \cdot q_k(t) \cdot V_g \cdot \frac{f_1}{\lambda_k} \cdot (1 - \exp(-\lambda_k \cdot (T - t))) dt$$

Q_k : 核種 k の単位面積当たりの積算崩壊数 [Bq・s/m²]

χ/Q : 相対濃度[s/m³]

 $q_k(t)$: 時刻 t における核種 k の大気中への放出率 [Bq/s]

Vg : 地表面への沈着速度[m/s]

f₁:沈着した放射性物質のうち残存する割合(1)[-]

λ_k :核種 k の崩壊定数[1/s]

T : 評価期間[s]

核種の大気中への放出率[Bq/s]は表添 2-1-1 に基づき評価した。また、相対濃度は表添 2-1-4 の値を用いた。

地表面への沈着速度は表添 2-1-8 のとおり 1.2[cm/s] (乾性沈着速度の 4 倍) とした。 核種毎エネルギー毎の放出率[photons/(Bq・s)]は、制動放射 (H₂0) を考慮した ORIGEN2 ライブラリ (gxh2obrm. lib) 値から求めた。また、遮蔽効果を考慮する際のガンマ線エネルギー群は、ORIGEN2 のガンマ線ライブラリの群構造 (18 群) から MATXSLIB-J33 (42 群) に変換した。変換方法は、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばくの評価時と同様、「日本原子力学会標準 低レベル放射性廃棄物輸送容器の安全設計及び検査基準:2008」(2009 年 9 月 社団法人 日本原子力学会)の附属書 H に記載されている変換方法を用いた。

以上の条件に基づき評価した地表面の単位面積当たりの積算線源強度を表添 2-8-1 に示す。

表添 2-8-1 グランドシャインガンマ線の評価に用いる単位面積当たりの積算線原館

	ドー(MeV)	単位面積当たりの積算線源強度			
	上限		168 時間後時点)		
下限	(代表エネルギー)	6 号炉	7 号炉		
	1.00×10^{-2}	約 4. 4×10 ¹⁵	約 1. 2×10 ¹⁵		
1.00×10^{-2}	2.00×10^{-2}	約 4. 4×10 ¹⁵	約 1. 2×10 ¹⁵		
2.00×10^{-2}	$3.\ 00 \times 10^{-2}$	約 6. 2×10 ¹⁶	約 1. 7×10 ¹⁶		
3.00×10^{-2}	4.50×10^{-2}	約 1. 4×10 ¹⁶	約 3.8×10 ¹⁵		
4.50×10^{-2}	6.00×10^{-2}	約 6. 9×10 ¹⁵	約 1. 9×10 ¹⁵		
6.00×10^{-2}	7.00×10^{-2}	約 4.6×10 ¹⁵	約 1. 2×10 ¹⁵		
7.00×10^{-2}	7.50×10^{-2}	約 8. 7×10 ¹⁴	約 2. 4×10 ¹⁴		
7.50×10^{-2}	1.00×10^{-1}	約 4. 4×10 ¹⁵	約 1. 2×10 ¹⁵		
1.00×10^{-1}	1.50×10^{-1}	約 4.0×10 ¹⁵	約 1.1×10 ¹⁵		
1.50×10^{-1}	2.00×10^{-1}	約 3.0×10 ¹⁶	約 8. 1×10 ¹⁵		
2.00×10^{-1}	3.00×10^{-1}	約 5.9×10 ¹⁶	約 1.6×10 ¹⁶		
3.00×10^{-1}	4.00×10^{-1}	約 9.3×10 ¹⁶	約 2.5×10 ¹⁶		
4.00×10^{-1}	4.50×10^{-1}	約 4.6×10 ¹⁶	約 1. 3×10 ¹⁶		
4.50×10^{-1}	5.10×10^{-1}	約 6.1×10 ¹⁶	約 1.7×10 ¹⁶		
5.10×10^{-1}	5. 12×10^{-1}	約 2.0×10 ¹⁵	約 5.5×10 ¹⁴		
5.12×10^{-1}	6.00×10^{-1}	約 8.9×10 ¹⁶	約 2.4×10 ¹⁶		
6.00×10^{-1}	7. 00×10^{-1}	約 1.0×10 ¹⁷	約 2.8×10 ¹⁶		
7.00×10^{-1}	8.00×10^{-1}	約 4.4×10 ¹⁶	約 1.2×10 ¹⁶		
8.00×10^{-1}	1.00×10^{0}	約 8.8×10 ¹⁶	約 2.4×10 ¹⁶		
1.00×10^{0}	1.33×10^{0}	約 2.0×10 ¹⁶	約 5.5×10 ¹⁵		
1.33×10^{0}	1.34×10^{0}	約 6.2×10 ¹⁴	約 1.7×10 ¹⁴		
1.34×10^{0}	1.50×10^{0}	約 9.9×10 ¹⁵	約 2.7×10 ¹⁵		
1.50×10^{0}	1.66×10^{0}	約7.4×10 ¹⁴	約 2.0×10 ¹⁴		
1.66×10^{0}	2.00×10^{0}	約 1.6×10 ¹⁵	約 4.3×10 ¹⁴		
2.00×10^{0}	2.50×10^{0}	約 1.6×10 ¹⁵	約 4.3×10 ¹⁴		
2.50×10^{0}	3.00×10^{0}	約 3.5×10 ¹³	約 9.5×10 ¹²		
3.00×10^{0}	3.50×10^{0}	約 2.9×10 ⁸	約 7.8×10 ⁷		
3.50×10^{0}	4.00×10^{0}	約 2.9×10 ⁸	約 7.8×10 ⁷		
4.00×10^{0}	4.50×10^{0}	約 6.0×10 ²	約 1.6×10 ²		
4.50×10^{0}	5.00×10^{0}	約 6.0×10 ²	約1.6×10 ²		
5.00×10^{0}	5.50×10^{0}	約 6.0×10 ²	約1.6×10 ²		
5.50×10^{0}	6.00×10^{0}	約 6.0×10 ²	約 1.6×10 ²		
6.00×10^{0}	6.50×10^{0}	約 6.8×10 ¹	約 1. 9×10 ¹		
6.50×10^{0}	7.00×10^{0}	約 6.8×10 ¹	約 1.9×10 ¹		
7.00×10^{0}	7.50×10^{0}	約 6.8×10 ¹	約 1.9×10 ¹		
7.50×10^{0}	8.00×10^{0}	約 6.8×10 ¹	約 1. 9×10 ¹		
8.00×10^{0}	1.00×10^{1}	約 2.1×10 ¹	約 5.7×10°		
1.00×10^{1}	1.20×10^{1}	約 1.0×10 ¹	約 2.9×10°		
1.20×10^{1}	1.40×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°		
1.40×10^{1}	2.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°		
2.00×10^{1}	3.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°		
3.00×10^{1}	5.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°		
3, 33 . 10	3.00.120	7,5 0, 0, 10	7,5 0, 0, 10		

(2) 評価体系

(a)線源領域

a. 5 号炉原子炉建屋の屋上に沈着した放射性物質

5号炉原子炉建屋の屋上には,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の中心 位置における相対濃度を用いて求めた濃度で放射性物質が一様に沈着しているものと した。

また,図添 2-1-1 に示したとおり 5 号炉原子炉建屋の屋上面は凸型となっているが,本評価では 5 号炉原子炉建屋の屋上面が平坦であるものとし線源領域を設定した。屋上面の標高は,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)が位置する場所の屋上面の標高(TMSL 33000mm)を参照した。屋上面の線源の評価モデルを図添 2-8-3 に示す。

なお、5号炉原子炉建屋の凸部分の屋上面の標高(TMSL 51360mm)は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)が位置する場所の屋上面の標高(TMSL 33000mm)よりも高く、凸部分の屋上面に沈着した放射性物質からのガンマ線は、当該凸部分の躯体(屋上面の躯体や原子炉建屋5階の床面等)により遮蔽され影響は小さくなるものと考えられる。5号炉原子炉建屋の屋上面を平坦であると設定することは、この遮蔽効果に期待しないことに相当するため保守的な設定となる。

線源領域の面積は,5号炉原子炉建屋の屋上面の面積(6889m² = 83m×83m)と同一と した。

b.5 号炉原子炉建屋周りの地表面に沈着した放射性物質

5 号炉原子炉建屋周りには、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の中心位置における相対濃度を用いて求めた濃度で放射性物質が一様に沈着しているものとした。

5号炉原子炉建屋周りの地表の高さは場所により異なるが、本評価では5号炉原子炉建屋周りの線源の高さを保守的に評価点高さと同一として評価した。また、放射性物質の地表面への沈着が広範囲に渡ることを考慮し、地表面からの影響がほぼ飽和する半径500m以内を線源領域とした。なお、この領域に含まれる海面及び斜面も平坦な地表面とみなし、他の領域と同様に線源とした。地表面の線源の評価モデルを図添2-8-1及び図添2-8-3に示す。

(b) 遮蔽及び評価点

グランドシャインガンマ線の評価においては、5号炉原子炉建屋の外壁及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を囲む遮蔽による低減効果を考慮した。本遮蔽モデルでは、原子炉格納容器による遮蔽効果を含め5号炉原子炉建屋内の上記以外の壁による遮蔽効果には期待しておらず、保守的な遮蔽モデルとなっている。遮蔽モデル図を図添2-8-2及び図添2-8-2に示す。

評価点は、地表面の線源からのグランドシャインガンマ線と、5号炉原子炉建屋の屋上の線源からのグランドシャインガンマ線の評価結果の和が最も大きくなる点(南西角)を選定した。なお、評価点高さは5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の床面から1.5mとした。評価点を図添2-8-2及び図添2-8-3に示す。

(3)評価コード

QAD-CGGP2R コード※1を用いた。

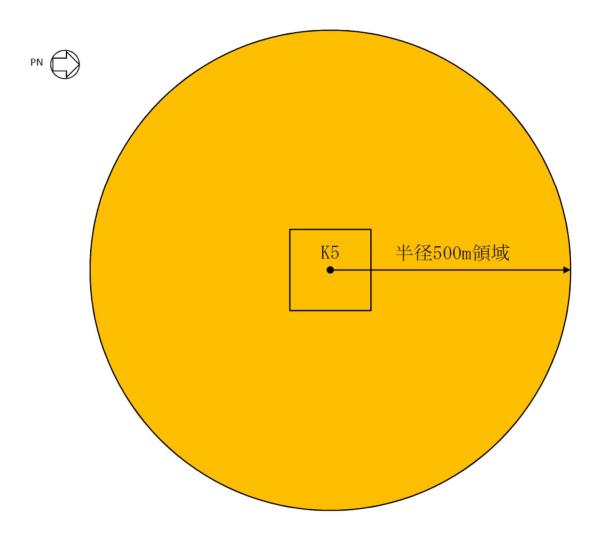
※1 ビルドアップ係数は GP 法を用いて計算した。

(4)評価結果

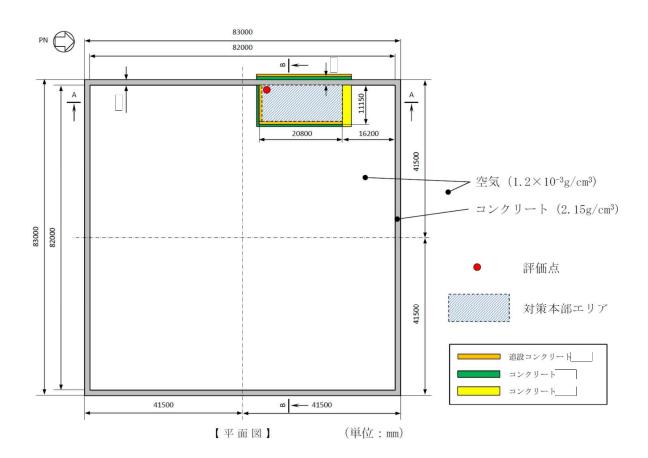
グランドシャインガンマ線による被ばくの評価結果を表添 2-8-2 に示す。

表添 2-8-2 グランドシャインガンマ線による被ばくの評価結果

評価位置	線源	積算日数		実効線量[mSv]	
計加江里	杨水仍不	傾昇日数	6 号炉	7 号炉	合計
5 号炉原子炉建	地表面沈着分	7 日	約 1.1×10 ¹	約3.1×10°	約 1.5×10 ¹
屋内緊急時対策	屋上沈着分	7 日	約 9.7×10 ⁻²	約 2.6×10 ⁻²	約 1.2×10 ⁻¹
所 (対策本部)	合計	7 日	約 1. 2×10 ¹	約3.1×10°	約 1.5×10¹

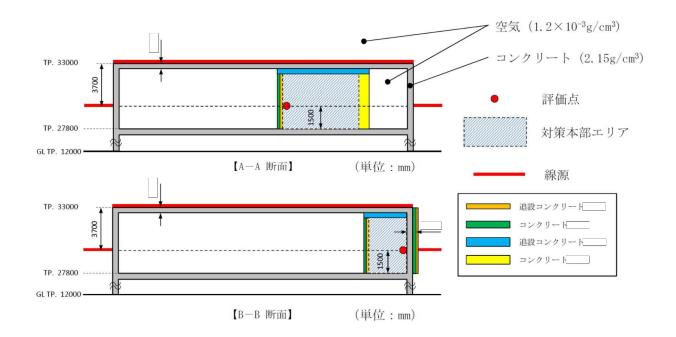


図添2-8-1 線源領域(橙色塗り:線源とした領域(半径500m))



図添2-8-2 グランドシャインガンマ線の評価モデル (平面図)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



図添2-8-3 グランドシャインガンマ線の評価モデル(断面図)

外気から取り込まれた放射性物質による被ばくについて

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、重大事故時には空気ボンベ陽圧化装置 又は可搬型陽圧化空調機により室内を陽圧化し、フィルタを経由しない外気の侵入を防止 する運用としている。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価においては,放射性雲が通過する期間(事故発生後24時間後から34時間後までの10時間)は空気ボンベ陽圧化装置により室内を陽圧化することを想定しており,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内に取り込まれる放射性物質量はゼロと評価される。

このため、表添 2-9-1 及び表添 2-9-2 に示すとおり、外気から取り込まれた放射性物質による 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 内での内部被ばく及び外部被ばくはゼロとなる。

表添 2-9-1 外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価結果 (吸入摂取による内部被ばく)

評価位置	積算日数	実効線量[mSv]		
計"川"小旦	(根界日数	6 号炉	7 号炉	合計
5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所(対策本部)	7 日	0	0	0

表添 2-9-2 外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価結果 (外部被ばく)

評価位置	積算日数	実効線量[mSv]		
計刊叫小山區	[6 号炉	7 号炉	合計
5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所(対策本部)	7 日	0	0	0

空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化開始が遅延することによる影響について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)では、空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化 開始の遅れ時間は最長でも 2 分以内となるよう設計している。

空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化開始が遅延した場合,空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化が開始されるまでの間,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)には可搬型陽圧化空調機により外気が取り込まれる。また,可搬型陽圧化空調機のフィルタには放射性物質が取り込まれ線源となる。ここでは,空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化の開始が遅延することによる被ばくへの影響を評価した。

評価の結果,空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化が2分間遅延した場合,7日間の積算被ばく量は遅延しない場合と比べ約23mSv上昇すると評価された。このことから,遅延時間を設計上の最長時間(2分間)と想定した場合に,他の被ばく経路からの被ばく量(約56mSv)と合算しても,対策要員の実効線量は7日間で100mSvを超えないことを確認した。

1. 影響を受ける被ばく経路

空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化の開始が遅延することにより影響を受ける被ばく 経路は以下のとおり。

- 室内に取り込まれた放射性物質による被ばく
- 可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質による被ばく

2. 各被ばく経路からの被ばく量

(1)室内に取り込まれた放射性物質による被ばく

室内に取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法及び評価結果を以下に示す。

a. 放射性物質の濃度

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内の放射性物質の濃度は,可搬型陽 圧化空調機及び空気ボンベ陽圧化装置の効果を考慮し以下の式で評価した。

$$m_k(t) = \frac{M_k(t)}{V}$$

【可搬型陽圧化空調機で陽圧化する場合】

$$\frac{dM_k(t)}{dt} = -\lambda_k \cdot M_k(t) - \frac{G_1}{V} \cdot M_k(t) + \left(1 - \frac{E_k}{100}\right) \cdot G_1 \cdot S_k(t)$$

$$S_k(t) = (\chi/Q) \cdot Q_k(t)$$

【空気ボンベ陽圧化装置で陽圧化する場合】

$$\frac{dM_k(t)}{dt} = -\lambda_k \cdot M_k(t) - \frac{G_2}{V} \cdot M_k(t)$$

mk(t) : 時刻 t における核種 k の室内の放射能濃度[Bq/m³]

M_k(t): 時刻 t における核種 k の室内の放射能量[Bq]

V:空調バウンダリ内容積[m³]

λ_k :核種 k の崩壊定数[1/s]

G₁: 可搬型陽圧化空調機の風量[m³/s]

G₂ : 空気ボンベ陽圧化装置の空気供給量[m³/h]

E_k: 可搬型陽圧化空調機のフィルタの除去効率[%]

 $S_k(t)$: 時刻 t における核種 k の外気の放射能濃度[Bq/m³]

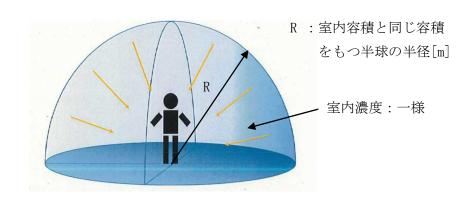
χ/Q :相対濃度[s/m³]

Q_k(t) : 時刻 t における核種 k の放出率 [Bq/s]

大気中への放出率[Bq/s]は表添 2-1-1 に基づき評価した。また、相対濃度は表添 2-1-4 の値を用いた。

b. 評価体系

室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価に当たり想定した評価体系を図添 2-10-1 に示す。なお、線源領域は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 内の空間部とし、室内の放射能濃度は一様とした。



図添 2-10-1 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価モデル図

c. 評価コード

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内の放射性物質の吸入摂取による内部被ばく及び室内に浮遊している放射性物質からのガンマ線による外部被ばくの評価に当たっては、評価コードを使用せず、以下の式を用いて評価した。

【吸入摂取による内部被ばく】

$$H = \sum_k \int_0^T R \cdot H_{k^\infty} \cdot C_k(t) dt$$

H: 放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの実効線量[Sv]

R : 呼吸率(1.2/3600)^{※1}[m³/s]

H_{k∞} :核種 k の吸入摂取時の実効線量への換算係数^{※2}[Sv/Bq]

C_k(t): 時刻 t における核種 k の室内の放射能濃度 [Bg/m³]

T :評価期間[s]

※1 ICRP Publication71 に基づく成人活動時の呼吸率を設定

※2 ICRP Publication71 及び ICRP Publication72 に基づき設定

【外部被ばく】

$$H = \int_{0}^{T} 6.2 \times 10^{-14} \cdot E_{\gamma} \cdot (1 - e^{-\mu R}) \cdot C_{\gamma} (t) dt$$

H:ガンマ線による外部被ばくの実効線量 [Sv]

E_v : ガンマ線の実効エネルギー(0.5) [MeV]

μ : 空気に対するガンマ線の線エネルギー吸収係数[1/m]

R : 室内容積と同じ容積をもつ半球の半径[m] $C_{\gamma}(t)$: 時刻 t における室内の放射能濃度 $[Bq/m^3]$

(ガンマ線 0.5MeV 換算)

T :評価期間[s]

d. 評価結果

室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価結果を表添 2-10-1 に示す。

表添 2-10-1 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価結果 (空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化が 2 分間遅延した場合)

評価位置	 被ばく経路 積算日数	実効線量[mSv]			
計測化區	がはく産時	恨异日剱	6 号炉	7 号炉	合計
5 号桁原子桁建层	内部被ばく	7 日	約 9.5×10°	約2.6×10°	約1.2×10 ¹
5 号炉原子炉建屋 内緊急時対策所 (対策本部)	外部被ばく	7 日	約8.8×10°	約2.4×10°	約1.1×10 ¹
	合計	7 日	約1.8×10 ¹	約5.0×10°	約 2. 3×10 ¹

(2) 可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質による被ばく

可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法を以下に示す。

a. 積算線源強度

フィルタ内の積算線源強度 [photons] は、核種毎の積算崩壊数 [Bq・s] に核種毎エネルギー毎の放出率 [photons/(Bq・s)] を乗ずることで評価した。積算線源強度の評価結果を表添 2-10-3 及び表添 2-10-4 に示す。

なお、空気ボンベ陽圧化装置による陽圧化開始が 2 分間遅れた場合の積算崩壊数は、陽圧化開始が 10 時間遅れた場合の積算崩壊数に 600 分の 2(=2 分/(10×60 分))を乗ずることにより求めた。

$$S_{\gamma} = \sum_{k} Q_{k} \cdot S_{k\gamma}$$

S_γ : エネルギー γ の photon の積算線源強度[photons]

Qk : 核種 k の積算崩壊数[Bq・s]

sky : 核種 k のエネルギー γ の photon の放出率[photons/(Bq·s)]

ここで、可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質の積算線源強度は以下の式により評価した。なお、本評価においては、希ガス以外に対するフィルタの除去効率を保守的に100%とした。

$$Q_{k} = \int_{0}^{T} (\chi/Q) \cdot q_{k}(t) \cdot \frac{G}{\lambda_{k}} \cdot (1 - \exp(-\lambda_{k} \cdot (T - t))) dt$$

Qk : 核種 k の積算崩壊数[Bq・s]

χ/Q :相対濃度[s/m³]

 $q_k(t)$: 時刻 t における核種 k の大気中への放出率[Bq/s]

G : 換気空調系による取込の体積風量[m³/s]

λ_k :核種 k の崩壊定数[1/s]

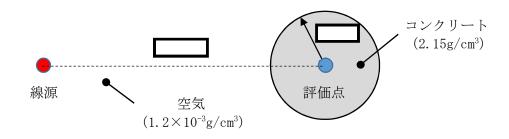
T :評価期間[s]

核種の大気中への放出率[Bq/s]は表添 2-1-1 に基づき評価した。また、相対濃度は表添 2-1-4 の値を用いた。

核種毎エネルギー毎の放出率[photons/(Bq・s)]は、制動放射 (H_20) を考慮した ORIGEN2 ライブラリ (gxh2obrm. lib) 値から求めた。また、遮蔽効果を考慮する際のガンマ線エネルギー群は、ORIGEN2 のガンマ線ライブラリの群構造 (18 群) から MATXSLIB-J33 (42 群) に変換した。変換方法は、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばくの評価時と同様、「日本原子力学会標準 低レベル放射性廃棄物輸送容器の安全設計及び検査基準:2008」(2009 年 9 月 (社団法人 日本原子力学会)) の附属書 H に記載されている変換方法を用いた。

b. 評価体系

可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価に当たり、想定した評価体系を図添 2-10-2 に示す。線源(フィルタ)と評価点の距離は 、 遮蔽厚さはコンクリートで と仮定した。なお、可搬型陽圧化空調機のフィルタと 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の最近接距離は 以上であること、及び可搬型陽圧化空調機のフィルタと 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の間には 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の間には 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の壁(コンクリートで に加え、遮蔽効果が見込めるその他の内壁(コンクリート)が存在することから、本評価体系は保守的な結果を与える。



図添 2-10-2 可搬型陽圧化空調機のフィルタからのガンマ線による被ばくの評価モデル

c. 評価コード

QAD-CGGP2R コード※1を用いた。

※1 ビルドアップ係数は GP 法を用いて計算した。

d. 評価結果

可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価結果を表添 2-10-2 に示す。表添 2-10-2 より,遅延時間が 2 分間の場合の実効線量は無視できる程度に小さいことが分かる。

表添 2-10-2 可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質 からのガンマ線による被ばくの評価結果

評価位置	積算 遅延時間		実効線量[mSv]		
計加小工匠	建处时间	日数	6 号炉	7 号炉	合計
5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	10 時間	7 日	約 4. 3×10°	約 1.2×10°	約 5.5×10°
(対策本部)	2 分間	7 日	約1.4×10 ⁻²	約 3.9×10 ⁻³	約 1.8×10 ⁻²

表添 2-10-3 フィルタ内の積算線源強度(陽圧化開始が 10 時間遅れた場合)

	1 / レグドリック(貝 昇・(水(水))出(文		
エネルギー(MeV)		積算線源強度(photons)	
下限	上限		間後時点)
1 121	(代表エネルギー)	6 号炉	7 号炉
-	1.00×10^{-2}	約 6.1×10 ¹⁶	約 1.6×10 ¹⁶
1.00×10^{-2}	2.00×10^{-2}	約 6.1×10 ¹⁶	約 1.6×10 ¹⁶
2.00×10^{-2}	3.00×10^{-2}	約 8.6×10 ¹⁷	約 2.4×10 ¹⁷
3.00×10^{-2}	4.50×10^{-2}	約 1.9×10 ¹⁷	約 5.2×10 ¹⁶
4.50×10^{-2}	6.00×10^{-2}	約 9.5×10 ¹⁶	約 2.6×10 ¹⁶
6.00×10^{-2}	7.00×10^{-2}	約 6.4×10 ¹⁶	約 1.7×10 ¹⁶
7. 00×10^{-2}	7.50×10^{-2}	約 1.2×10 ¹⁶	約 3.3×10 ¹⁵
7. 50×10^{-2}	1.00×10^{-1}	約 6.1×10 ¹⁶	約 1.7×10 ¹⁶
1.00×10^{-1}	1.50×10^{-1}	約 5.5×10 ¹⁶	約 1.5×10 ¹⁶
1.50×10^{-1}	2.00×10^{-1}	約 4.1×10 ¹⁷	約 1.1×10 ¹⁷
2.00×10^{-1}	3.00×10^{-1}	約8.3×10 ¹⁷	約 2.2×10 ¹⁷
3.00×10^{-1}	4.00×10^{-1}	約 1. 3×10 ¹⁸	約 3.5×10 ¹⁷
4.00×10^{-1}	4.50×10^{-1}	約 6.4×10 ¹⁷	約 1.8×10 ¹⁷
4.50×10^{-1}	5.10×10^{-1}	約 8.4×10 ¹⁷	約 2.3×10 ¹⁷
5. 10×10^{-1}	5.12×10^{-1}	約 2.8×10 ¹⁶	約 7.7×10 ¹⁵
5. 12×10^{-1}	6.00×10^{-1}	約 1.2×10 ¹⁸	約 3.4×10 ¹⁷
6. 00×10 ⁻¹	7.00×10^{-1}	約 1.4×10 ¹⁸	約 3.8×10 ¹⁷
7.00×10^{-1}	8.00×10^{-1}	約 6.1×10 ¹⁷	約 1.7×10 ¹⁷
8.00×10^{-1}	1.00×10^{0}	約 1.2×10 ¹⁸	約 3.3×10 ¹⁷
1.00×10^{0}	1.33×10^{0}	約 2.8×10 ¹⁷	約 7.7×10 ¹⁶
1.33×10^{0}	1.34×10^{0}	約8.6×10 ¹⁵	約 2. 3×10 ¹⁵
1.34×10^{0}	1.50×10^{0}	約 1.4×10 ¹⁷	約 3.7×10 ¹⁶
1.50×10^{0}	1.66×10^{0}	約 1.0×10 ¹⁶	約 2.8×10 ¹⁵
1.66×10^{0}	2.00×10^{0}	約 2.2×10 ¹⁶	約 5.9×10 ¹⁵
2.00×10^{0}	2.50×10^{0}	約 2.2×10 ¹⁶	約 6.0×10 ¹⁵
2.50×10^{0}	3.00×10^{0}	約 4.8×10 ¹⁴	約 1.3×10 ¹⁴
3.00×10^{0}	3.50×10^{0}	約 4.0×10 ⁹	約 1.1×10 ⁹
3.50×10^{0}	4.00×10^{0}	約 4.0×10 ⁹	約 1.1×10 ⁹
4.00×10^{0}	4.50×10^{0}	約8.2×10 ³	約 2.2×10 ³
4.50×10^{0}	5.00×10^{0}	約 8.2×10 ³	約 2.2×10 ³
5.00×10^{0}	5.50×10^{0}	約8.2×10³	約 2.2×10 ³
5.50×10^{0}	6.00×10^{0}	約8.2×10 ³	約 2.2×10 ³
6.00×10^{0}	6.50×10^{0}	約 9.5×10 ²	約 2.6×10 ²
6.50×10^{0}	7.00×10^{0}	約 9.5×10 ²	約 2.6×10 ²
7.00×10^{0}	7.50×10^{0}	約 9.5×10 ²	約 2.6×10 ²
7.50×10^{0}	8.00×10^{0}	約 9.5×10 ²	約 2.6×10 ²
8.00×10^{0}	1.00×10^{1}	約 2.9×10 ²	約 7.9×10 ¹
1.00×10^{1}	1.20×10^{1}	約 1.5×10 ²	約 4.0×10 ¹
1.20×10^{1}	1.40×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°
1.40×10^{1}	2.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10 ⁰
2.00×10^{1}	3.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°
3.00×10^{1}	5.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°

表添 2-10-4 フィルタ内の積算線源強度(陽圧化開始が 2 分間遅れた場合)

	イルグドリジ傾昇が伽思及		
エネルギー(MeV)		積算線源強度 (photons)	
下限	上限	(168 時間後時点)	
1 PX	(代表エネルギー)	6 号炉	7 号炉
_	1.00×10^{-2}	約 2.0×10 ¹⁴	約 5.5×10 ¹³
1.00×10^{-2}	2.00×10^{-2}	約 2.0×10 ¹⁴	約 5.5×10 ¹³
2.00×10^{-2}	3.00×10^{-2}	約 2.9×10 ¹⁵	約 7.8×10 ¹⁴
3.00×10^{-2}	4.50×10^{-2}	約 6.4×10 ¹⁴	約 1.7×10 ¹⁴
4. 50×10^{-2}	6.00×10^{-2}	約 3.2×10 ¹⁴	約 8.7×10 ¹³
6.00×10^{-2}	7.00×10^{-2}	約 2.1×10 ¹⁴	約 5.8×10 ¹³
7.00×10^{-2}	7.50×10^{-2}	約 4.1×10 ¹³	約 1.1×10 ¹³
7. 50×10^{-2}	1.00×10^{-1}	約 2. 0×10 ¹⁴	約 5.5×10 ¹³
1. 00×10 ⁻¹	1.50×10^{-1}	約 1.8×10 ¹⁴	約 5.0×10 ¹³
1.50×10^{-1}	2.00×10^{-1}	約 1.4×10 ¹⁵	約 3.7×10 ¹⁴
2.00×10^{-1}	3.00×10^{-1}	約 2.8×10 ¹⁵	約7.5×10 ¹⁴
3.00×10^{-1}	4.00×10^{-1}	約 4. 3×10 ¹⁵	約 1.2×10 ¹⁵
4.00×10^{-1}	4.50×10^{-1}	約 2.1×10 ¹⁵	約 5.8×10 ¹⁴
4.50×10^{-1}	5. 10×10 ⁻¹	約 2.8×10 ¹⁵	約 7.7×10 ¹⁴
5. 10×10 ⁻¹	5. 12×10 ⁻¹	約 9.4×10 ¹³	約 2.6×10 ¹³
5. 12×10 ⁻¹	6. 00 × 10 ⁻¹	約 4.1×10 ¹⁵	約 1.1×10 ¹⁵
6. 00×10 ⁻¹	7.00×10^{-1}	約 4.7×10 ¹⁵	約 1. 3×10 ¹⁵
7.00×10^{-1}	8.00×10^{-1}	約 2. 0×10 ¹⁵	約 5.6×10 ¹⁴
8. 00×10 ⁻¹	1.00×10^{0}	約 4.1×10 ¹⁵	約 1.1×10 ¹⁵
1.00×10^{0}	1.33×10^{0}	約 9.4×10 ¹⁴	約 2.6×10 ¹⁴
1.33×10^{0}	1.34×10^{0}	約 2.9×10 ¹³	約 7.8×10 ¹²
1.34×10^{0}	1.50×10^{0}	約 4.6×10 ¹⁴	約 1.2×10 ¹⁴
1.50×10^{0}	1.66×10^{0}	約 3.4×10 ¹³	約 9.3×10 ¹²
1.66×10^{0}	2.00×10^{0}	約 7.3×10 ¹³	約 2. 0×10 ¹³
2.00×10^{0}	2.50×10^{0}	約 7.3×10 ¹³	約 2.0×10 ¹³
2.50×10^{0}	3.00×10^{0}	約 1.6×10 ¹²	約 4.4×10 ¹¹
3.00×10^{0}	3.50×10^{0}	約 1.3×10 ⁷	約 3.6×10 ⁶
3.50×10^{0}	4.00×10^{0}	約 1.3×10 ⁷	約 3.6×10 ⁶
4.00×10^{0}	4.50×10^{0}	約 2.7×10 ¹	約 7.5×10°
4.50×10^{0}	5.00×10^{0}	約 2.7×10 ¹	約 7.5×10°
5.00×10^{0}	5.50×10^{0}	約 2.7×10 ¹	約 7.5×10°
5.50×10^{0}	6.00×10^{0}	約 2.7×10 ¹	約 7.5×10°
6.00×10^{0}	6.50×10^{0}	約 3.2×10°	約 8.6×10 ⁻¹
6.50×10^{0}	7.00×10^{0}	約 3.2×10°	約 8.6×10 ⁻¹
7.00×10^{0}	7.50×10^{0}	約 3.2×10°	約 8.6×10 ⁻¹
7.50×10^{0}	8.00×10^{0}	約 3.2×10°	約 8.6×10 ⁻¹
8.00×10^{0}	1.00×10^{1}	約 9.7×10 ⁻¹	約 2.6×10 ⁻¹
1.00×10^{1}	1.20×10^{1}	約 4. 9×10 ⁻¹	約 1.3×10 ⁻¹
1.20×10^{1}	1.40×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°
1.40×10^{1}	2.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°
2.00×10^{1}	3.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°
3.00×10^{1}	5.00×10^{1}	約 0.0×10°	約 0.0×10°

可搬型陽圧化空調機のフィルタの除去効率の設定について

可搬型陽圧化空調機は,放射性微粒子の捕集が可能な高性能粒子フィルタ及び無機よう素と有機よう素の捕集が可能なチャコール・フィルタを有している。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価においては,可 搬型陽圧化空調機の各フィルタの除去効率を,設計値を基に99.9%としている。以下に,温 度及び湿度条件並びにフィルタの保持容量の観点から,被ばく評価におけるフィルタ除去 効率の設定の妥当性について示す。

1. 温度及び湿度条件について

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、6号及び7号炉の原子炉建屋から離れた建屋内(5号炉原子炉建屋内)に設置されているため、温度や湿度が通常時に比べて大きく変わることはなく、フィルタの性能が低下するような環境にはならない。したがって、温度及び湿度条件の観点において、高性能粒子フィルタ及びチャコール・フィルタの除去効率を99.9%と設定することは妥当である。

2. 保持容量について

各フィルタの保持容量と事故期間中でのフィルタの捕集量を比較し、フィルタの保持容量が捕集量に対し十分大きいことから、被ばく評価におけるフィルタ除去効率の設定が妥当であることを示す。

(1) フィルタの捕集量の評価方法

フィルタの捕集量は、安定核種を考慮した炉心内蔵量及び審査ガイドに定められる 核種毎の大気中への放出割合並びに大気拡散の効果、可搬型陽圧化空調機の風量から 算出した。なお、各フィルタが捕集可能な物質は全てフィルタ内に捕集されるものとし た。また、評価に当たっては、放射性雲が通過する期間(事故発生 24 時間後から 34 時 間後までの 10 時間)において、可搬型陽圧化空調機が 600m³/h の風量で運転している ものと仮定した。

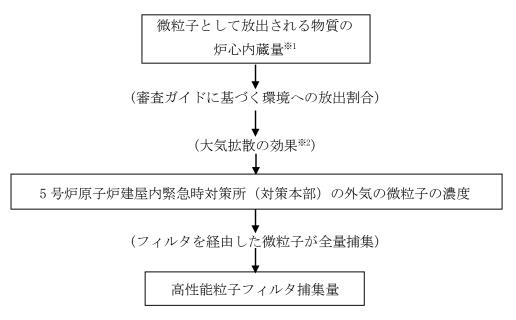
図添 2-11-1 及び図添 2-11-2 に、フィルタの捕集量評価過程について示す。

(2) 評価結果

表添 2-11-1 に、各フィルタの保持容量及び捕集量を示す。各フィルタの保持容量 は、捕集量に対し十分大きい。したがって、フィルタの保持容量の観点において、高 性能粒子フィルタ及びチャコール・フィルタの除去効率を 99.9%と設定することは妥当である。

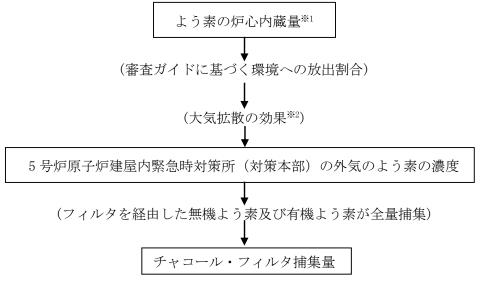
表添 2-11-1 可搬型陽圧化空調機の各フィルタの捕集量及び保持容量

フィルタ種類	高性能粒子フィルタ	チャコール・フィルタ
捕集量	約 1g	約 6mg
保持容量	約 400g/台	約 50g/台



※1 炉心内蔵量は表添 2-11-2 の値を使用※2 相対濃度は表添 2-1-4 の値を使用

図添 2-11-1 高性能粒子フィルタの捕集量評価の過程



※1 炉心内蔵量は表添 2-11-2 の値を使用※2 相対濃度は表添 2-1-4 の値を使用

図添 2-11-2 チャコール・フィルタの捕集量評価の過程

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

表添 2-11-2 炉心内蔵量(安定核種を含む)

核種グループ	核種類	炉心内蔵量[kg]
CsI	I類	
TeO ₂ , Te ₂	Te 類	
Sr0	Ba 類	
MoO_2	Ru 類	
CsOH	Cs 類	
Ba0	Ba 類	
La ₂ O ₃	La 類	
CeO_2	Ce 類	
Sb	Te 類	
UO_2	Ce 類	

使用済燃料プール等の燃料等による影響について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価に当たっては、 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉において「東京電力株式会社福島第一原子力発電所 事故と同等」の事故が発生した場合を想定している。

一方,5 号炉については停止状態にあるものの,使用済燃料プール(以下,SFP という)には使用済燃料や制御棒等を貯蔵している。さらに,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に隣接する5 号炉蒸気乾燥器・気水分離器ピット(以下,DSP という)には,蒸気乾燥器及び気水分離器等を保管している。

これらの燃料等からの放射線については、SFP等の水位が十分確保されている場合は水の 遮蔽効果により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に与える影響は無視 できると考えられるが、ここでは、仮に水位を十分確保できない場合を想定して、5号炉原 子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に与える影響について評価した。なお、1号 炉から4号炉については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)と各SFP等との距 離が1km以上離れていることから、その影響は十分に小さいと考えられる。また、6号及び 7号炉については、SFPの重大事故時における注水手段を整備していることから、水位の低 下による影響は考えないものとした。

本評価の結果,5号炉のSFP等の燃料等からのガンマ線による対策要員の実効線量は7日間で0.1mSv以下となり,6号及び7号炉の炉心内燃料からの寄与(7日間で約56mSv)に比べ、十分小さいことを確認した。

このことから、SFP 等の水位が十分確保されない場合を想定しても、5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所(対策本部)の対策要員の実効線量は7日間で100mSv を超えないと考えられ る。

1. SFP について

SFP内の燃料等はプール水により遮蔽されているため、SFPの水位を十分確保できている場合は、燃料等に起因する放射線が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に与える影響は無視できると考えられる。また、SFPは耐震重要度Sクラスの設備でありSFP水の補給も可能であることから、スロッシング等の要因による水位低下は長期間にわたることは無いと考えられる。

ここでは、SFP の水位が一時的に低下した場合を想定し、燃料等が 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に与える影響を評価した。

(1)評価条件

a. 線源

線源として SFP 内の使用済燃料,燃料上部構造物,制御棒を考慮する。なお,制御棒については原子炉出力運転時において高さ方向の照射条件及び構造材質が異なるため,高さ方向に 3 領域に分割してそれぞれについて線源強度を設定した。線源強度を表添2-12-1 から表添2-12-2 に,線源強度の主要な評価条件を表添2-12-3 に示す。また,線源モデルを図添2-12-1 から図添2-12-4 に示す。

表添 2-12-1 線源強度(使用済燃料及び制御棒)

エ	ネルギー[Me	V]	使用済燃料	制御棒上部	制御棒中間	制御棒下部
下限	上限	平均	線源強度※1	線源強度※1	部線源強度※1	線源強度※1
0.00×10^{0}	2.00×10^{-2}	1.00×10^{-2}	約 1.2×10 ¹⁰	約 6.2×10 ⁷	約 2.9×10 ⁷	約 1.4×10 ⁸
2.00×10^{-2}	3. 00×10^{-2}	2.50×10^{-2}	約 2.8×10 ⁹	約 6.9×10 ⁶	約 2.5×10 ⁶	約 1.5×10 ⁷
3.00×10^{-2}	4. 50×10^{-2}	3. 75×10^{-2}	約 2.9×10 ⁹	約3.9×10 ⁶	約 1.6×10 ⁶	約8.7×10 ⁶
4. 50×10^{-2}	7. 00×10^{-2}	5. 75×10^{-2}	約 2.4×10 ⁹	約4.4×10 ⁶	約 2.3×10 ⁷	約 9.7×10 ⁶
7. 00×10^{-2}	1.00×10^{-1}	8. 50×10^{-2}	約 1.7×10 ⁹	約1.7×10 ⁶	約 2.6×10 ⁶	約3.8×10 ⁶
1.00×10^{-1}	1. 50×10^{-1}	1. 25×10^{-1}	約 1.8×10 ⁹	約 6.6×10 ⁵	約 4.6×10 ⁶	約 1.5×10 ⁶
1. 50×10^{-1}	3.00×10^{-1}	2.25×10^{-1}	約 1.4×10 ⁹	約2.2×10 ⁵	約 6.4×10 ⁶	約 4.9×10 ⁵
3.00×10^{-1}	4. 50×10^{-1}	3. 75×10^{-1}	約8.2×10 ⁸	約 6.1×10 ⁴	約3.9×10 ⁴	約 1.4×10 ⁵
4. 50×10^{-1}	7. 00×10^{-1}	5. 75×10^{-1}	約 1.7×10 ¹⁰	約 5.0×10 ⁴	約 5.9×10 ⁴	約 1.1×10 ⁵
7. 00×10^{-1}	1.00×10^{0}	8. 50×10^{-1}	約 6.2×10 ⁹	約 1.6×10 ⁸	約 6.9×10 ⁷	約3.7×10 ⁸
1.00×10^{0}	1.50×10^{0}	1.25×10^{0}	約 9.4×10 ⁸	約 1.5×10 ⁹	約 4.8×10 ⁸	約3.3×10 ⁹
1. 50×10^{0}	2.00×10^{0}	1. 75×10^{0}	約 4.2×10 ⁷	約8.5×10 ²	約4.0×10 ²	約1.9×10 ³
2.00×10^{0}	2.50×10^{0}	2.25×10^{0}	約3.7×10 ⁷	約7.9×10³	約 2.5×10 ³	約 1.7×10 ⁴
2.50×10^{0}	3.00×10^{0}	2.75×10^{0}	約1.0×10 ⁶	約 2. 4×10 ¹	約 9.0×10°	約 5.4×10 ¹
3.00×10^{0}	4. 00×10^{0}	3.50×10^{0}	約 1.3×10 ⁵	約8.3×10 ⁻¹²	約 1.9×10 ⁻¹	約 1. 9×10 ⁻¹¹
4. 00×10^{0}	6. 00×10^{0}	5. 00×10^{0}	約 1.0×10 ²	約 0.0×10°	約 1.2×10 ⁻⁵	約 0.0×10°
6.00×10^{0}	8.00×10^{0}	7.00×10^{0}	約 1.2×10 ¹	約 0.0×10°	約 1.4×10 ⁻⁶	約 0.0×10°
8.00×10^{0}	1.10×10^{1}	9.50×10^{0}	約 1.4×10°	約 0.0×10°	約 1.6×10 ⁻⁷	約 0.0×10°

※1 単位: photons ⋅ cm⁻³ ⋅ s⁻¹

表添 2-12-2 線源強度(燃料上部構造物)

ガンマ線エネルギー[MeV]	燃料上部構造物[photons·s ⁻¹]
1.17×10^{0}	約 2.8×10 ¹⁶
1.33×10^{0}	約 2.8×10 ¹⁶

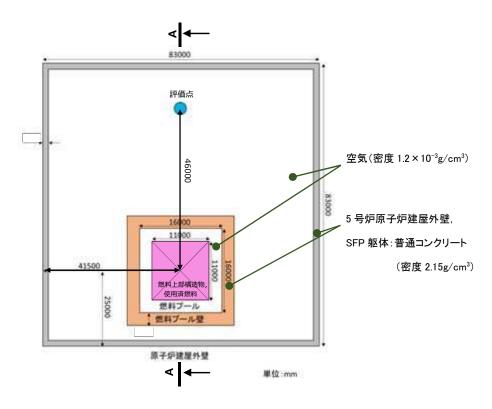
表添 2-12-3 線源強度の主要な評価条件 (1/2)

線源	項目	評価条件	選定理由	
	燃料タイプ	9×9燃料 (A型)	_	
	燃料体数	3444 体	1~7 号炉の使用済燃料プールの最大貯	
	75W/111T-25A	OTIT (T	蔵体数	
 使用済	燃焼度	50GWd/tU	燃料の管理値	
燃料			1~5 号炉の使用済燃料プールにおいて,	
NW1-1	冷却期間	1000 日	現在保管されている使用済燃料の冷却	
			期間を包絡する冷却期間	
	線源形状	直方体として線源	簡易的に配置の偏りは考慮しない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	19K1/JK1/J-4/C	分布は均一と想定	同勿中がこに直ぐが開からなう思しない。	
		フラットチューブ	ボロンカーバイト型とハフニウム型の	
	制御棒タイプ	型ハフニウム制御	内,総合的な線源強度が大きなハフニウ	
		棒	ム型を採用	
			1 本あたりの各領域の大きさ及び線源強	
	制御棒体数	580 体	度を算出し,保守的に制御棒貯蔵ハンガ	
制御棒	即即伊伊敦	900 PT	/ラックの収納エリアの全てに制御棒	
			が満たされた状態を仮定	
	冷却期間	1000 日	使用済燃料の冷却期間の想定と同様	
		直方体として、高	原子炉の出力運転時において高さ方向	
	線源形状	さ方向に 3 領域に	の照射条件が異なるため、線源強度が高	
		分割	さ方向で異なることを考慮	

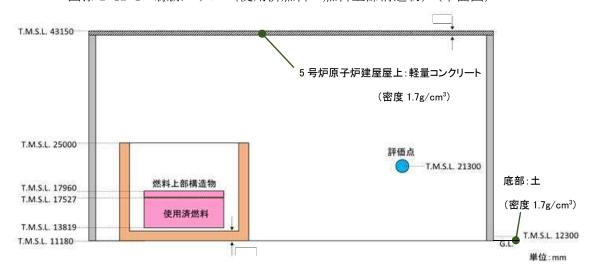
表 2-12-3 線源強度の主要な評価条件 (2/2)

線源	項目	評価条件	選定理由
	材料の重量	SUS Inc Zr	燃料集合体構造を考慮し設定
燃料上 部構造 物 ^{※1}	材料中のコバルト割合	SUS Inc Zr	同上
	照射期間	1915 日(50GWd/tU 相当)	燃料の管理値
	冷却期間	1000 日	使用済燃料の冷却期間の想定と同様
	線源形状	直方体として線源 分布は均一と想定	簡易的に配置の偏りは考慮しない

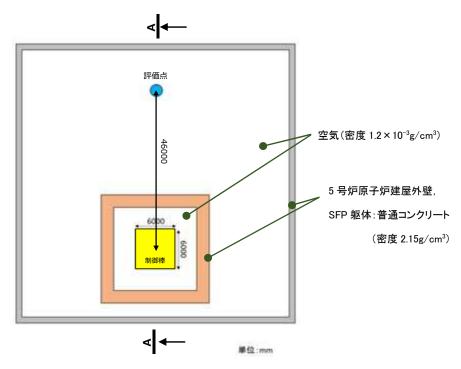
※1 グリッド,上部端栓等



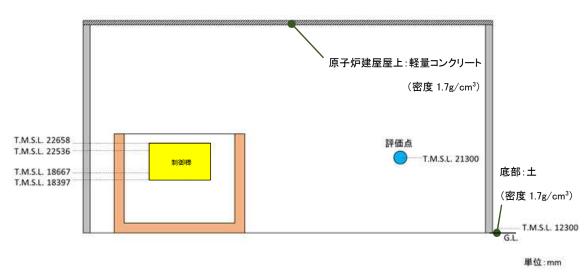
図添 2-12-1 線源モデル (使用済燃料・燃料上部構造物) (平面図)



図添 2-12-2 線源モデル (使用済燃料・燃料上部構造物) (A-A 断面図)



図添 2-12-3 線源モデル (制御棒) (平面図)



図添 2-12-4 線源モデル (制御棒) (A-A 断面図)

b. 遮蔽

(a)線源周りの遮蔽

線源周りの遮蔽としては、原子炉建屋外壁及び原子炉建屋屋上並びに SFP 躯体を考慮した。線源周りの遮蔽モデルを図添 2-12-1 から図添 2-12-4 に示す。

なお、本評価ではSFPの水位が十分確保できない場合の影響を評価するため、保守的にプール水による遮蔽効果には期待しないものとした。

(b)評価点周りの遮蔽

評価点周りの遮蔽としては、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の躯体を考慮し、評価点が厚さ の普通コンクリート(密度 2.15g/cm³) に覆われているものとした。

c. 線源と評価点との位置関係

線源と評価点との位置関係を図添 2-12-1 から図添 2-12-4 に示す。

水平方向については、線源周りの遮蔽厚が最も小さくなるよう、線源の平面中心位置を通る直線上において、線源から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)までの最短水平距離として46000mmを用いた。

垂直方向については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内でスカイシャインガンマ線が最も高くなると考えられる天井高さ(SFP上端から3700mm低い位置)とした。

(2)評価コード

a. MCNP5 コード

MCNP5 コードでは、評価点周りに遮蔽がない場合の、評価点におけるガンマ線量及びそのエネルギースペクトルを評価した。なお、本コードによる評価では、底面は平坦であるとし、底面による散乱の効果を考慮している。

また、検出器には点検出器を用い、統計誤差の判断基準は5%未満とした。

b. QAD-CGGP2R コード

QAD-CGGP2R コードでは、MCNP5 コードにて評価したガンマ線量率及びそのエネルギースペクトルを用いて、本コードにより評価点周りの遮蔽体の遮蔽効果を評価した。

(3) 評価結果

単位時間当たりの実効線量は $2.0 \times 10^{-4} \text{mSv/h}$ 以下となり, 7 日間の積算線量に換算した場合 0.1 mSv 以下となった。

2. DSP について

DSP 内に保管される蒸気乾燥器及び気水分離器については,他号炉を含め,	これまでの点
検実績を踏まえると、当該構造物の表面おけるガンマ線量率は最大でも	程度であ
る。このため、蒸気乾燥器及び気水分離器が5号炉原子炉建屋内緊急時対策原	斤(対策本部)
に最も近接するよう DSP 内に保管された場合でも、直接ガンマ線は DSP 躯体	及び原子炉建
屋内壁(合計で普通コンクリート 以上)により遮蔽されるため,5号	h炉原子炉建屋
内緊急時対策所の居住性に与える影響は無視できる程度であると考えられる。	

施工誤差の影響について

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価では、審査ガイドに基づき最適評価手法を採用しており、コンクリート厚として公称値を参照している。また、各被ばく経路の遮蔽モデルは格納容器の遮蔽効果や大部分の内壁の遮蔽効果に期待しない等保守性を確保したモデルとなっており、仮にコンクリートの実際の厚さが公称値よりも施工誤差分だけ薄い場合であっても、施工誤差の影響は遮蔽モデルの持つ保守性に包含されるものと考えられる。以下では、コンクリート厚の施工誤差が居住性評価に与える影響を検討した。

検討の結果,コンクリート厚の施工誤差の影響は遮蔽モデルの持つ保守性に包含されると考えられ,仮に遮蔽モデル上の各コンクリート厚を施工誤差分だけ薄くした場合においても,被ばく量に与える影響は最大でも約8mSvとなり,公称値を参照した評価結果(約56mSv)と合算しても判断基準「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。

1. 想定する施工誤差について

5号炉原子炉建屋のコンクリート工事は、「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5N 原子力発電所施設における鉄筋コンクリート工事」に準拠して実施されており、同仕様書においてコンクリートの柱・梁・壁・スラブの断面寸法の許容差の標準値 (mm) は-5~+15と定められている。

以下では、施工誤差の影響を保守的に考慮するため、想定する施工誤差を-5mmとした。

2. 施工誤差による遮蔽効果への影響について

遮蔽壁によるガンマ線の遮蔽効果はガンマ線のエネルギースペクトルにより異なることから、施工誤差(-5mm)の影響は被ばく経路毎に評価するものとした。また、本検討においては、単位厚さ当たりの線量透過率が最も小さくなる(誤差の影響が最も大きい)コンクリート厚区間^{※1}における、単位厚さあたりの線量透過率を用いた。

なお,直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線並びにグランドシャインガンマ線についてはコンクリート厚さ 40cm から 50cm 間,クラウドシャインガンマ線についてはコンクリート厚さ 20cm から 30cm 間での単位厚さ当たりの線量透過率が最も小さくなる。

施工誤差分の厚さのコンクリートの線量透過率の評価結果を表添 2-13-2 に示す。施工誤差分の厚さ (-5mm) のコンクリートの線量透過率は約 9.4×10^{-1} から約 9.5×10^{-1} となった。

※1 コンクリート厚 0cm から 100cm 間について 10cm 間隔で算出した線量透過率から 評価 (表添 2-13-1 参照)

表添 2-13-1 各被ばく経路及びコンクリート厚に対する線量透過率

		被ばく経路	
コンクリート厚 [cm] ^{※1}	直接ガンマ線 スカイシャイン ガンマ線[-]	グランドシャイン ガンマ線[-]	クラウドシャイン ガンマ線[-]
0	1	1	1
10	約 5.81×10 ⁻¹	約 5.85×10 ⁻¹	約 4.16×10 ⁻¹
20	約 2. 25×10 ⁻¹	約 2.27×10 ⁻¹	約 1.28×10 ⁻¹
30	約 7.70×10 ⁻²	約7.73×10 ⁻²	約3.86×10 ⁻²
40	約 2.52×10 ⁻²	約 2.52×10 ⁻²	約 1.19×10 ⁻²
50	約 8. 20×10 ⁻³	約8.19×10 ⁻³	約 3.84×10 ⁻³
60	約 2.70×10 ⁻³	約 2.69×10 ⁻³	約 1.29×10 ⁻³
70	約 9.05×10 ⁻⁴	約 9.00×10 ⁻⁴	約 4. 49×10 ⁻⁴
80	約3.12×10 ⁻⁴	約 3.09×10 ⁻⁴	約 1.63×10 ⁻⁴
90	約 1.11×10 ⁻⁴	約 1.09×10 ⁻⁴	約 6. 10×10 ⁻⁵
100	約 4.04×10 ⁻⁵	約 3.99×10 ⁻⁵	約 2.36×10 ⁻⁵

※1 コンクリート密度: 2.15g/cm³

表添 2-13-2 施工誤差分の厚さのコンクリートに対する線量透過率

	コンクリート厚の施工誤差			
被ばく経路		-10mm	-15mm	-25mm
恢はく腔的	-5mm	$(-5\text{mm}\times$	(-5mm imes	(-5mm×
		遮蔽 2 枚*1)	遮蔽 3 枚*1)	遮蔽 5 枚※1)
直接ガンマ線,				
スカイシャイン	約 9.5×10 ⁻¹	約8.9×10 ⁻¹	約 8.5×10 ⁻¹	約7.6×10 ⁻¹
ガンマ線				
クラウドシャイ	∜2.0.4×10-1	% 0 0 × 10⁻¹	% 0 4 ∨ 10 ⁻¹	% 7 4 × 10⁻1
ンガンマ線	約 9.4×10 ⁻¹	約 8. 9×10 ⁻¹	約 8. 4×10 ⁻¹	約 7. 4×10 ⁻¹
グランドシャイ	%1.0 E ∨ 10 ⁻¹	約 8.9×10 ⁻¹	% 0 4 ∨ 10 ⁻¹	約 7. 6×10 ⁻¹
ンガンマ線	約 9.5×10 ⁻¹	ポソ O. 9 △ 10 °	約 8. 4×10 ⁻¹	ボソイ. ひ入 10 -

※1 遮蔽壁が複数枚重なる場合は、各遮蔽壁に対し施工誤差(-5mm)を考慮

3. 居住性評価結果への影響について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価においては、被ばく経路毎に遮蔽モデルを設定している。各遮蔽モデルは格納容器の遮蔽効果や大部分の内壁の遮蔽効果に期待しない等、保守性を確保したモデルとなっており、仮にコンクリートの実際の厚さが公称値よりも施工誤差分だけ薄い場合であっても、施工誤差の影響は遮蔽モデルの持つ保守性に包含されるものと考えられる。

例えば、被ばく経路のうち最も影響が大きいクラウドシャインガンマ線	については, 遮
蔽モデル上の遮蔽厚さとしてコンクリート厚 を採用しているが,5 st	
内緊急時対策所(対策本部)を囲む6面(天井面,床面,側面)のうち,	3面は よ
りも厚くなっており(天井面,西面: 北面:コンクリート厚	,当該方向か
ら入射するガンマ線からの影響は他の方向(東面,南面,床面)から入射で	するガンマ線か
らの影響に対し桁落ちすると考えられる。	

このことから、クラウドシャインガンマ線に対する遮蔽モデルについて遮蔽の厚さをより精緻に設定した場合、その評価結果は全面を とした場合の評価結果に比べ大幅に低減されるものと考えられ、その低減効果は施工誤差による影響を上回るものと考えられる。

以下では、上述の状況にかかわらず、遮蔽モデル上の各コンクリート厚を施工誤差分だ け薄くした場合の被ばく量に与える影響を評価した。

評価結果を表添 2-13-3 に示す。遮蔽モデル上の各コンクリート厚を施工誤差分だけ薄くした場合、被ばく量の上昇分は最大でも約 8mSv となった。このことから、仮に遮蔽モデル上の各コンクリート厚を施工誤差分だけ薄くした場合においても、判断基準の「対策要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えないこと」を満足することを確認した。

表添 2-13-3 遮蔽モデル上で各コンクリート厚を施工誤差分だけ薄くすることによる 被ばく量に与える影響

	評価モデル上で参照	施工誤差と	地ばく目の	被ばく量に与える影響
	しているコンクリー	して考慮す	被ばく量の	(括弧内は公称値を使用
	ト遮蔽の実際の枚数	る厚さ	上昇率	した場合の評価結果)
直接ガンマ線 スカイシャイン	合計 5 枚以下 【6 号原子炉建屋, 7 号炉原子炉建屋】 2 枚以下	-25mm	約 32%上昇	約 1. 7×10 ⁻¹ mSv 上昇 (約 5. 2×10 ⁻¹ mSv)
ガンマ線	【5 号炉原子炉建屋】 3 枚以下			
グランドシャイ	3 枚以下	-15mm	約 18%上昇	約 2.7mSv 上昇
ンガンマ線		10111111	小 10/0ユーナー	(約 15mSv)
クラウドシャイ	2 松川下	-10mm	約 13%上昇	約 5.2mSv 上昇
ンガンマ線	2 枚以下	-10111111	ポリ13/0工升	(約 41mSv)
合計	_	_	_	約 8. 0mSv 上昇
				(約 56mSv)

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
3. 制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価	
(解釈より抜粋)	
第76条(緊急時対策所)	
1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置	
又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたもの	
をいう。	
e)緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。	1e) → 審査ガイドの趣旨に基づき評価
① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子	① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出を仮定し
力発電所事故と同等とすること。	ている。放射性物質の放出割合は4.4(1)の通り。
② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要	② 対策要員はマスクの着用なしとして評価している。
員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。	
③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよ	③ 交替要員体制:評価期間中の交替は考慮しない。
い。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	安定よう素剤の服用:考慮しない。
	仮設設備:可搬型陽圧化空調機又は空気ボンベ陽圧化装置による5号炉原子炉建
	屋内緊急時対策所(対策本部)の陽圧化を考慮している。また、実施
	のための体制を整備している。
④ 判断基準は、対策要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えない	④ 対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している。
こと。	

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御領	室及び緊急時対策所の	
居住性に係る被ばく評価に関する	審査ガイド	

4. 居住性に係る被ばく評価の標準評価手法

- 4.1 居住性に係る被ばく評価の手法及び範囲
 - 係る被ばく評価の共通解析条件」を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件 の適用を否定するものではない。
- ② 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。
- ③ 不確かさが大きいモデルを使用する場合や検証されたモデルの適用範囲を超 える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切に考慮する。

(1)被ばく経路

原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、次 の被ばく経路による被ばく線量を評価する。図1に、原子炉制御室の居住性に係る 被ばく経路を、図2に、緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく経路 をそれぞれ示す。

ただし、合理的な理由がある場合は、この経路によらないことができる。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

4.1 →審査ガイド通り

- ① 居住性に係る被ばく評価にあたっては最適評価手法を適用し、「4.2 居住性に ┃ ① 最適評価手法を適用し、「4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件」に基づ き評価している。
 - ② 実験等に基づき検証されたコードやこれまでの許認可で使用したモデルに基づ き評価している。

4.1(1) →審査ガイド通り

・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばくは、図2の① ~③の被ばく経路に対して評価している。評価期間中の対策要員の交替は考慮しな いため、④⑤の経路は評価しない。

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
1	原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御	4.1(1) ① →審査ガイド通り
	室/緊急時対策所内での被ばく	
	原子炉建屋(二次格納施設(BWR型原子炉施設)又は原子炉格納容器及びア	
	ニュラス部(PWR 型原子炉施設))内の放射性物質から放射されるガンマ線に	
	よる原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での被ばく線量を、次の	
	二つの経路を対象に計算する。	
	一 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部被	・原子炉建屋(二次格納施設)内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による
	ばく	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)での外部被ばく線量を評価している。
	二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく	・原子炉建屋(二次格納施設)内の放射性物質からの直接ガンマ線による5号炉原子
		炉建屋内緊急時対策所(対策本部)での外部被ばく線量を評価している。
2	大気中へ放出された放射性物質による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時	4.1(1) ② →審査ガイド通り
	対策所内での被ばく	
	大気中へ放出された放射性物質から放射されるガンマ線による外部被ばく	
	線量を、次の二つの経路を対象に計算する。	
	一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(クラウドシ	・大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対
	ヤイン)	策所(対策本部)内での外部被ばく(クラウドシャイン)は、事故期間中の大気中
		への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を
		踏まえて評価している。
	二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく (グラン	・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(グランドシャイン)
	ドシャイン)	についても評価している。

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
3	外気から取り込まれた放射性物質による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急	4.1(1)③ →審査ガイド通り
	時対策所内での被ばく	
	原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質	
	による被ばく線量を、次の二つの被ばく経路を対象にして計算する。	
	なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に取り込まれた放射性物質は,5 号炉
	性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定して評価する。	原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内に沈着せずに浮遊しているものと仮定
	一 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた	て評価している。
	放射性物質の吸入摂取による内部被ばく	
	二 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に取り込まれた放射性物質の吸入技
	放射性物質からのガンマ線による外部被ばく	取による内部被ばく及び室内に浮遊している放射性物質からのガンマ線によるタ
		部被ばくの和として実効線量を評価している。
4	原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での被ばく	4.1(1) ④→評価期間中の対策要員の交替は考慮しない
	原子炉建屋内の放射性物質から放射されるガンマ線による入退域での被ば	
	く線量を、次の二つの経路を対象に計算する。	
	原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部被	
	ばく	
	二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく	

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
5	大気中へ放出された放射性物質による入退域での被ばく	4.1(1) ⑤→評価期間中の対策要員の交替は考慮しない
	大気中へ放出された放射性物質による被ばく線量を、次の三つの経路を対	
	象に計算する。	
	一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(クラウドシ	
	ャイン)	
	二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(グラン	
	ドシャイン)	
	三 放射性物質の吸入摂取による内部被ばく	

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

(2) 評価の手順

原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の手順 を図3に示す。

- a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用 | 4.1(2)a. →審査ガイド通り いるソースタームを設定する。
 - ・原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有 効性評価^(参2)で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転 員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功 した事故シーケンス(この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、 格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物 質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。
 - ・緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物 質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と 同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心 内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。

また、放射性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量から 原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。

4.1(2) →審査ガイド通り

・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばくは図3の手順 に基づき評価している。

ただし、評価期間中の対策要員の交替は考慮しない。

・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価は、放射 性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同 等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から 大気中への放射性物質放出量を計算している。

また, 放射性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量から原子炉建 屋内の放射性物質存在量分布を設定している。

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
b.	原子炉施設敷地内の年間の実気象データを用いて、大気拡散を計算して相対	4.1(2)b. →審査ガイド通り
	濃度及び相対線量を計算する。	・被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は,大気拡散の評価に従い実効放出継続
		時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に
		当たる値を用いている。評価においては、柏崎刈羽原子力発電所敷地内において観
		測した 1985 年 10 月から 1986 年 9 月の 1 年間における気象データを使用している。
с.	原子炉施設内の放射性物質存在量分布から原子炉建屋内の線源強度を計算す	4.1(2)c. →審査ガイド通り
	<u>వ</u> .	│ ・直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく線量を評価するため
		に、原子炉施設内の放射性物質存在量分布から原子炉建屋内の線源強度を計算して
		いる。
d.	原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での運転員又は対策要員の被	4.1(2)d. →審査ガイド通り
	ばく線量を計算する。	
	・上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線(スカ	・上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく線
	イシャインガンマ線、直接ガンマ線)による被ばく線量を計算する。	量を計算している。
	・上記a及びbの結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地表面	・上記 a 及び b の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地表面に沈着し
	に沈着した放射性物質のガンマ線による外部被ばく線量を計算する。	た放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量を計算している。
	・上記a及びbの結果を用いて、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策	・上記 a 及び b の結果を用いて、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内に
	所内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量(ガンマ線によ	外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量(ガンマ線による外部被ばく及
		び吸入摂取による内部被ばく)を計算している。
	る外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばく)を計算する。	
е.	上記 d で計算した線量の合計値が、判断基準を満たしているかどうかを確認	4.1(2)e. →審査ガイド通り
	する。	・上記 d で計算した線量の合計値が,判断基準(対策要員の実効線量が7日間で100mSv
		を超えないこと)を満足することを確認している。

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
4. 2 J	 	
(1) 沈尹	着・除去等	
a. 原	子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備フィルタ	4.2(1)a. →審査ガイド通り
效	率	
	ョウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設	・可搬型陽圧化空調機はフィルタを有しており、フィルタを介した外気を5号炉原子
定	きする。	炉建屋内緊急時対策所(対策本部)へ送気する。可搬型陽圧化空調機のフィルタ効
	なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。	率は、設計上期待できる値(よう素については性状を考慮)として、よう素及び放
		射性微粒子については99.9%として評価している。
b. 空	気流入率	4.2(1)b. →審査ガイド通り
	既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は,可搬型陽圧化空調機又は空気ボ
	新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。(なお、原子炉制	ンベ陽圧化装置により陽圧を維持するため、外気の直接流入は防止される。
征	室/緊急時制御室/緊急時対策所設置後、設定値の妥当性を空気流入率測	
淀	ご試験によって確認する。)	

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
2) 大気拡散	
a. 放射性物質の大気拡散	4.2(2)a. →審査ガイド通り
・放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度	・放射性物質の空気中濃度は、ガウスプルームモデルを適用して計算している。
分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプル	
ームモデルを適用して計算する。	
なお、三次元拡散シミュレーションモデルを用いてもよい。	
・風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1	・柏崎刈羽原子力発電所敷地内において観測した 1985 年 10 月から 1986 年 9 月の 1
年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	年間の気象資料を大気拡散式に用いている。
・ガウスプルームモデルを適用して計算する場合には、水平及び垂直方向の	・水平及び垂直方向の拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指
拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指針 ^(参3) にお	針における相関式を用いて計算している。
ける相関式を用いて計算する。	
・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出	・建屋による巻き込みを考慮し、建屋の影響がある場合の拡散パラメータを用いてい
点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を	る。
考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。	

- ・原子炉建屋の建屋後流での巻き込みが生じる場合の条件については、放出 |・一~三のすべての条件に該当するため、建屋による巻き込みを考慮して評価してい 点と巻き込みが生じる建屋及び評価点との位置関係について、次に示す条 件すべてに該当した場合、放出点から放出された放射性物質は建屋の風下 側で巻き込みの影響を受け拡散し、評価点に到達するものとする。
 - 一 放出点の高さが建屋の高さの2.5倍に満たない場合
 - 二 放出点と評価点を結んだ直線と平行で放出点を風下とした風向 n につ いて、放出点の位置が風向 n と建屋の投影形状に応じて定まる一定 の範囲(図4の領域An)の中にある場合
 - 三 評価点が、巻き込みを生じる建屋の風下側にある場合 上記の三つの条件のうちの一つでも該当しない場合には、建屋の影響は ないものとして大気拡散評価を行うものとする (**4)。
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価で は、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、 放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結 ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すよう に、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位 を対象とする。
- ・放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る 被ばく評価手法について(内規)」(参1)による。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

- る。
- ・放出点が地上であるため建屋高さの2.5倍に満たない。
- ・放出点(地上)の位置は図4の領域 An の中にある。
- ・評価点(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))は、巻き込みを生じる建屋 (原子炉建屋) の風下側にある。
- ・建屋による巻き込みを考慮し、図5に示されたように、建屋の後流側の広がりの影 響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象としている。

・放射性物質の大気拡散については、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ば く評価手法について (内規)」に基づき評価している。

	実用	発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る	
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド		居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況	
b.	建屋に	よる巻き込みの評価条件	4.2(2)b. →審査ガイド通り	
	· 巻き	込みを生じる代表建屋		
	1)	原子炉建屋の近辺では、隣接する複数の建屋の風下側で広く巻き込み	・建屋の巻き込みによる拡散を考慮している。	
		による拡散が生じているものとする。		
	2)	巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉	・6 号炉原子炉建屋及び7号炉原子炉建屋を代表建屋としている。	
		補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、		
		原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻		
		き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とす		
		ることは、保守的な結果を与える。		
	・放射	†性物質濃度の評価点		
	1)	原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の代表面	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は,事故時において,可搬型陽圧化	
		の選定	空調機によりフィルタを介した外気を取り入れるとして評価している。なお、5号	
		原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内には、次の i)又は	炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は,可搬型陽圧化空調機又は空気ボンベ	
		ii)によって、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する	陽圧化装置により陽圧を維持するため、外気の直接流入は防止される。	
		建屋の表面から放射性物質が侵入するとする。		
		i) 事故時に外気取入を行う場合は、主に給気口を介しての外		
		気取入及び室内への直接流入		
		ii) 事故時に外気の取入れを遮断する場合は、室内への直接流		
		入		

実用発	発電用原 子	子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住	性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
2)	建屋によ	る巻き込みの影響が生じる場合、原子炉制御室/緊急時制御	
	室/緊急	時対策所が属する建屋の近辺ではほぼ全般にわたり、代表建	
	屋による	巻き込みによる拡散の効果が及んでいると考えられる。	
	このた	め、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所換気空調設	
	備の非常	時の運転モードに応じて、次の i)又は ii)によって、原子炉	
	制御室/	緊急時制御室 緊急時対策所が属する建屋の表面の濃度を	
	計算する	0	
	i)	評価期間中も給気口から外気を取入れることを前提とする	・評価期間中に可搬型陽圧化空調機によるフィルタを経由した外気取り入れを実施す
		場合は、給気口が設置されている原子炉制御室/緊急時制	る。可搬型陽圧化空調機の吸気口は5号炉原子炉建屋内に存在することから、5号
		御室/緊急時対策所が属する建屋の表面とする。	炉原子炉建屋の屋上面を代表面として選定している。
	ii)	評価期間中は外気を遮断することを前提とする場合は、原	・空気ボンベ陽圧化装置により 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を陽圧
		子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の	化している期間は,外気の流入は防止される。
		各表面(屋上面又は側面)のうちの代表面(代表評価面)を	
		選定する。	

実用	発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド
3)	代表面における評価点
	・) 本日の光とはての民郷と立むて旧人には、 居った

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

i) 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、原子炉制御室/ 緊急時制御室/緊急時対策所の属する建屋表面での濃度は

風下距離の依存性は小さくほぼ一様と考えられるので、評価点は厳密に定める必要はない。

屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。

ii) 代表評価面を、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策 所が属する建屋の屋上面とすることは適切な選定である。

また、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が屋 上面から離れている場合は、原子炉制御室/緊急時制御室 /緊急時対策所が属する建屋の側面を代表評価面として、 それに対応する高さでの濃度を対で適用することも適切で ある。

iii) 屋上面を代表面とする場合は、評価点として原子炉制御室 /緊急時制御室/緊急時対策所の中心点を選定し、対応す る風下距離から拡散パラメータを算出してもよい。

また σ_y =0及び σ_z =0として、 σ_{y0} 、 σ_{z0} の値を適用してもよい。

・代表面として5号炉原子炉建屋の屋上面を選定している。評価点は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の中心とし、高さは保守的に放出点と同じ高さ(地上)としている。

・代表面として5号炉原子炉建屋の屋上面を選定している。評価点は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の中心とし、高さは保守的に放出点と同じ高さ(地上)としている。

・代表面として5号炉原子炉建屋の屋上面を選定している。評価点は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の中心とし、高さは保守的に放出点と同じ高さ(地上)としており、その間の水平直線距離に基づき拡散パラメータを算出している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所	·の
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

· 着目方位

1) 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。

評価対象とする方位は、放出された放射性物質が建屋の影響を受けて拡散すること及び建屋の影響を受けて拡散された放射性物質が 評価点に届くことの両方に該当する方位とする。

具体的には、全16方位について以下の三つの条件に該当する方位 を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象とする。

- i) 放出点が評価点の風上にあること
- ii) 放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれるような範囲に、評価点が存在すること。この条件に該当する風向の方位m₁の選定には、図6のような方法を用いることができる。図6の対象となる二つの風向の方位の範囲m_{1A}、m_{1B}のうち、放出点が評価点の風上となるどちらか一方の範囲が評価の対象となる。放出点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図6のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位m₁は放出点が評価点の風上となる180°が対象となる。

・建屋による巻き込みを考慮し,i)~iii)の条件に該当する方位を選定し,建屋の 後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象としている。

- ・放出点が評価点の風上にある方位を対象としている。
- ・放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれ評価点に達する複数の方位を対象としている。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	

被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
・図7に示された方法により、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を評価対象方位として選定している。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る

iii) 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。この条件に該当する風向の方位m2の選定には、図7に示す方法を用いることができる。評価点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図7のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位m2は放出点が評価点の風上となる180°が対象となる。

図6及び図7は、断面が円筒形状の建屋を例として示しているが、断面形状が矩形の建屋についても、同じ要領で評価対象の方位を決定することができる。

建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順を、図8に示す。

2) 具体的には、図9のとおり、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対 策所が属する建屋表面において定めた評価点から、原子炉施設の代表 建屋の水平断面を見込む範囲にあるすべての方位を定める。

幾何学的に建屋群を見込む範囲に対して、気象評価上の方位との ずれによって、評価すべき方位の数が増加することが考えられるが、 この場合、幾何学的な見込み範囲に相当する適切な見込み方位の設 定を行ってもよい。

・「着目方位 1)」の方法により、評価対象の方位を選定している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の		5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る	
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況	
・建屋投影面積			
1) 図1	0 に示すとおり、風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射	・原子炉建屋の垂直な投影面積を大気拡散式の入力としている。	
性物	質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。		
2) 建屋	の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要が	・原子炉建屋の最小投影面積を用いている。	
ある	ので、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求める。ただし、対象		
とな	る複数の方位の投影面積の中で、最小面積を、すべての方位の計		
算の	入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。		
3) 風下	側の地表面から上側の投影面積を求め大気拡散式の入力とする。	・原子炉建屋の地表面から上面の投影面積を用いている。	
方位	によって風下側の地表面の高さが異なる場合は、方位ごとに地表		
面高	さから上側の面積を求める。また、方位によって、代表建屋とは		
別の	建屋が重なっている場合でも、原則地表面から上側の代表建屋の		
投影	面積を用いる。		

c. 相対濃度及び相対線量

- ・相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実 効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。
- ・相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線量計算 モデルに適用して評価点ごとに計算する。
- ・評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間 について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が 97%に当たる値 とする。
- ・相対濃度及び相対線量の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る 被ばく評価手法について (内規)」 (参1) による。

d. 地表面への沈着

放射性物質の地表面への沈着評価では、地表面への乾性沈着及び降雨による 湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を計算する。

- e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内の放射性物質濃度
 - ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次 の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。
 - 一 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備 によって室内に取り入れること(外気取入)
 - 二 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に直接流入すること (空気流入)

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

- 4.2(2)c. →審査ガイドの趣旨に基づき評価
- ・相対濃度は、毎時刻の気象項目(風向、風速、大気安定度)及び実効放出継続時間 を基に、長時間放出の場合の評価方法に従って評価している。
- ・相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線量計算モデルに 適用している。
- ・相対濃度及び相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した 値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いてい る。
- ・相対濃度及び相対線量は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手 法について(内規)」に基づき評価している。
- 4.2(2)d. →審査ガイド通り
- ・地表面への乾性沈着及び降雨による湿性沈着を考慮して地表面沈着速度を設定し、 地表面沈着濃度を評価している。
- 4.2(2)e. →審査ガイドの趣旨に基づき評価
- ・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、可搬型陽圧化空調機によりフィルタを介した外気を取り入れるものとしている。
- ・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、可搬型陽圧化空調機又は空気ボンベ陽圧化装置により陽圧を維持するため、外気の直接流入は防止される。

・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内の雰囲気中で放射性物質 は、一様混合すると仮定する。

なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放 射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。

- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性 物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従 って計算する。
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質 の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対 策所バウンダリ体積(容積)を用いて計算する。

(3)線量評価

- a. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室 4.2(3)a. →審査ガイド通り /緊急時対策所内での外部被ばく(クラウドシャイン)
 - ・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空気中 時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積 で計算する。
 - ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員 に対しては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって 放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

- ・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内では放射性物質は一様に混合する とし、室内での放射性物質は沈着せず浮遊しているものと仮定している。
- ・外気取入による放射性物質の取り込みは、可搬型陽圧化空調機の運転流量、フィル タの除去効率に従って計算している。
- ・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、可搬型陽圧化空調機又は空気ボ ンベ陽圧化装置により陽圧を維持するため、外気の直接流入が防止される。
- ・クラウドシャインによる外部被ばく線量については、空気中濃度から評価された相 対線量及び遮蔽効果等を考慮し計算している。
- ・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の壁及び天井によるガンマ線の遮蔽 効果を考慮している。

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
b.	地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制	4.2(3)b. →審査ガイド通り
	御室/緊急時対策所内での外部被ばく(グランドシャイン)	
	・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地	・グランドシャインによる外部被ばく線量については、地表面沈着濃度及び遮蔽効果
	表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積	を考慮し計算している。
	で計算する。	
	・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員	・建屋によるガンマ線の遮蔽効果を考慮している。
	に対しては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって	
	放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。	
с.	原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射	4.2(3)c. →審査ガイド通り
	性物質の吸入摂取による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での	
	内部被ばく	
	・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)における内部被ばく線量については,
	射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、室内の空気中時間積分濃度、	室内の放射性物質の濃度、呼吸率及び内部被ばく換算係数の積を積算して計算して
	呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。	いる。
	・なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内では,放射性物質は沈着せずに浮
	性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。	遊しているものと仮定している。
	・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。	・マスクを着用しないものとして評価している。
	その場合は、マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。	

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
d.	原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射	4.2(3)d. →審査ガイド通り
	性物質のガンマ線による外部被ばく	
	・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内に取り込まれた放射性物質からの
	射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、室内の空気中時間積分	ガンマ線による外部被ばく線量については、室内の放射性物質濃度等を考慮し計算
	濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算す	している。
	ర .	
	・なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)では,室内に取り込まれた放射性物
	性物質は、c項の内部被ばく同様、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮	質は沈着せずに浮遊しているものと仮定している。
	定する。	
∍.	放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく(クラ	4.2(3)e. →評価期間中の対策要員の交替は考慮しない
	ウドシャイン)	
	・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空気中	
	時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積	
	で計算する。	
f.	地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく	4.2(3)f. →評価期間中の対策要員の交替は考慮しない
	(グランドシャイン)	
	・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地	
	表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積	
	で計算する。	

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の		5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド		被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
g.	放射性物質の吸入摂取による入退域での内部被ばく	4. 2 (3) g.	→評価期間中の対策要員の交替は考慮しない
	・放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、入退域での空気中時間積		
	分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。		
	・入退域での放射線防護による被ばく低減効果を考慮してもよい。		
h.	被ばく線量の重ね合わせ	4. 2 (3) h.	→審査ガイド通り
	・同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設につ	• 6 号炉及	なび7号炉からの寄与を被ばく経路毎に個別に評価を実施し、その結果を合
	いて同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ば	算してい	いる。
	く経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結		
	果を与える。原子炉施設敷地内の地形や、原子炉施設と評価対象位置の関		
	係等を考慮した、より現実的な被ばく線量の重ね合わせ評価を実施する場		
	合はその妥当性を説明した資料の提出を求める。		

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) に係る
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
4.4 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要解析条件等	
(1) ソースターム	4.4(1) →審査ガイド通り
a. 大気中への放出割合	
・事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子	・事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容
炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定	器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定している。なお、
する ^(参5) 。	核種の崩壊及び娘核種の生成を考慮している。
希ガス類:97%	
ョウ素類:2.78%	
(CsI:95%、無機ヨウ素:4.85%、有機ヨウ素:0.15%)	
(NUREG-1465 ^(参 6) を参考に設定)	
Cs 類:2.13%	
Te 類:1.47%	
Ba 類:0.0264%	
Ru 類:7.53×10 ⁻⁸ %	
Ce 類:1.51×10 ⁻⁴ %	
La 類:3.87×10 ⁻⁵ %	
(2) 非常用電源	4.4(2) →審査ガイド通り
緊急時制御室又は緊急時対策所の独自の非常用電源又は代替交流電源からの給	・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の非常用電源の給電は考慮するもの
電を考慮する。	の放出開始時間が事故発生24時間後のため,放出開始までに電源は復旧している。
ただし、代替交流電源からの給電を考慮する場合は、給電までに要する余裕時間	
を見込むこと。	

	実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
(3)	沈着・除去等	4.4(3) →審査ガイド通り
a.	緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備	・放射性物質の放出開始までに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の可搬
	緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備は、上記(2)の非常用	型陽圧化空調機の電源供給は復旧している。
	電源によって作動すると仮定する。	
(4)	大気拡散	
a.	放出開始時刻及び放出継続時間	4.4(4)a. →審査ガイドの趣旨に基づき設定
	・放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生 24	・放射性物質の大気中への放出開始時間は,事故発生24時間後と仮定している。
	時間後と仮定する ^(参 5) (福島第一原子力発電所事故で最初に放出した 1 号	
	炉の放出開始時刻を参考に設定)。	
	・放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように 10 時	・放射性物質の大気中への放出継続時間は10時間としている。
	間と仮定する (参5) (福島第一原子力発電所 2 号炉の放出継続時間を参考に	
	設定)。	
b.	放出源高さ	4.4(4)b. →審査ガイド通り
	放出源高さは、地上放出を仮定する (参 5)。 放出エネルギーは、保守的な結	・放出源高さは、地上放出を仮定している。
	果となるように考慮しないと仮定する ^(参5) 。	

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
(5)線量評価	
a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時制御室又は緊急時対	4.4(5)a. →審査ガイド通り
策所内での外部被ばく	
・福島第一原子力発電所事故並みを想定する。例えば、次のような仮定を行	・福島第一原子力発電所事故並みを想定し、NUREG-1465の炉心内蔵量に対する原子炉
うことができる。	格納容器内への放出割合を基に原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定して
➤ NUREG-1465 の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合 (被	いる。
覆管破損放出~晚期圧力容器内放出) (参6) を基に原子炉建屋内に放出さ	
れた放射性物質を設定する。	
PWR BWR	
希ガス類:100% 100%	
ヨウ素類: 66% 61%	
Cs 類: 66% 61%	
Te 類: 31% 31%	
Ba 類: 12% 12%	
Ru 類: 0.5% 0.5%	
Ce 類: 0.55% 0.55%	
La 類: 0.52% 0.52%	
BWR については、MELCOR 解析結果 (参7) から想定して、原子炉格納容	・原子炉格納容器から原子炉建屋への低減率は0.3倍と仮定している。また、希ガス
器から原子炉建屋へ移行する際の低減率は0.3倍と仮定する。	は大気中への放出分を考慮している。
また、希ガス類は、大気中への放出分を考慮してもよい。	

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
➤ 電源喪失を想定した雰囲気圧力・温度による静的負荷の格納容器破損	
モードのうち、格納容器破損に至る事故シーケンスを選定する。	
選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に、原子炉建	
屋内に放出された放射性物質を設定する。	
・この原子炉建屋内の放射性物質をスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ	・審査ガイド通り。
線の線源とする。	
・原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、	・審査ガイド通り。
事故後7日間の積算線源強度を計算する。	
・原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ	・審査ガイド通り。
線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮へい構造及び	
地形条件から計算する。	
b. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく	4.4(5)b. →評価期間中の対策要員の交替は考慮しない
・スカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源は、上記 a と同様に設定	
する。	
・積算線源強度、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線	
及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、上記 a と同様の条件で計算す	
ప 。	

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の

居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

緊急時制御室又は緊急時対策所居住性評価に係る被ばく経路

①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)

②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グランドシャインによる外部被ばく)

③外気から緊急時制御室又は緊急時対策所内へ取り込まれた放射性物質による被ばく(吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく(室内に取り込まれた放射性物質は沈着せずに浮遊してい

ばく るものとして評価する)) 入退域 ④原子炉建屋内の放射!!

緊急時

制御室

又は緊

急時対策所内

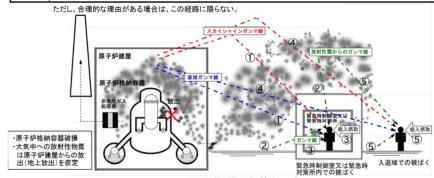
での被

での被

ばく

④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)

⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グランドシャインによる外部被ばく、必入摂取による内部被ばく)



BWR型原子炉施設の例

図2 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性評価における被ばく経路

図2 →審査ガイドの趣旨に基づき設定

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に関しては、対策要員の交替を考慮しないため、経路④、⑤の評価は実施しない。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に係る 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド 被ばく評価の審査ガイドへの適合状況 図3 →審査ガイドの趣旨に基づき設定 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所居住性に係る被ばく評価 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に関しては、対策要員の交替を考慮し 大気拡散の評価 相対濃度及び相対線量 大気中への放出量の評価 放射性物質の施設内分布 ないため, 入退域での評価は実施しない。 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイ シャインガンマ線及び直接ガンマ線の評価 大気中に放出された放射性物質 のガンマ線による原子炉制御室 /緊急時制御室/緊急時対策 所内での被ばく 外気から原子炉制御室/緊急時制御室/ 緊急時対策所内へ取り込まれた放射性物 質による被ばく 室内での 原子炉建屋内の放射性物質 からのガンマ線による原子炉 被ばく 制御室/緊急時制御室/緊 急時対策所内での被ばく 〇ガンマ線(地表面に沈着した 放射性物質からのガンマ線 〇スカイシャインガンマ線 (室内に取り込まれた放射性物質は室内に 〇直接ガンマ線 沈着せずに浮遊しているものと仮定) 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での 被ばく 大気中に放出された放射性物質によ る入退域での被ばく 入退域での被ばく ○ガンマ線(地表面に沈着した放射 性物質からのガンマ線も含む) 〇スカイシャインガンマ線 〇吸入摂取 〇直接ガンマ線 実効線量の合計値 ただし、合理的な理由がある場合は、この経路に限らない。 評価基準を満たしているかどうかを確認 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所居住性に係る被ばく評価終了 図3 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る 被ばく評価手順

